

全国児童福祉主管課長会議

平成23年2月10日（木）
厚生労働省 雇用均等・児童家庭局

(目 次)

[平成23年度予算案の概要]

1. 平成23年度雇用均等・児童家庭局予算案の概要 ······	3
2. 総合的な子ども・子育て支援の推進（平成23年度予算案等で対応）···	12

[総務課関係]

1. 子ども・子育て支援の推進について	
(1) 子ども・子育て新システムに関する検討状況について ······	15
(2) 市町村行動計画及び都道府県行動計画に関する策定状況等の調査結果について ···	16
(3) 児童育成事業推進等対策費について ······	16
2. 児童虐待防止対策について	
(1) 子どもの安全確認・安全確保の徹底について ······	17
(2) 児童虐待防止のための親権制度の見直しについて ······	18
(3) 児童相談所の体制強化について ······	18
(4) 市町村の体制強化について ······	19
(5) 児童家庭相談に携わる職員の研修について ······	20
(6) 児童虐待防止に向けた啓発活動について ······	21
3. 児童福祉施設等の整備及び運営等について	
(1) 児童福祉施設等の整備について ······	22
(2) 児童福祉施設等の運営について ······	24
(3) 社会福祉施設等の防災対策について ······	30
(4) 社会福祉施設等におけるアスベスト対策について ······	32
4. 児童福祉行政に対する指導監督の徹底について	
(1) 児童福祉施設等に対する指導監査の実施について ······	34
(2) 措置費等の施設運営費の適正化について ······	34
(3) 都道府県等が実施する指導監査の結果報告について ······	34

[総務課 関連資料]

(資料1) 子ども・子育て新システムの基本的な考え方 ······	37
(資料2) 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画 及び都道府県行動計画に関する策定状況等の調査結果について ······	82
(資料3) 児童環境づくり基盤整備事業（交付要綱案・実施要綱案）···	84
(資料4) 子どもの安全確認・安全確保の徹底について ······	162
(資料5) 児童虐待防止のための親権制度の見直しについて ······	169
(資料6) 平成22年度都道府県別児童福祉司の管轄人口 ······	176
(資料7) 平成22年度補正予算【安心子ども基金の積み増し・延長】 ······	177
(資料8) 平成22年度「乳児家庭訪問全戸訪問事業」 及び「養育支援訪問事業」都道府県別実施状況 ······	179
(資料9) 平成23年度 児童家庭相談に携わる職員等を対象とした 研修等一覧 ······	180

[職業家庭両立課関係]

○ 仕事と家庭の両立支援対策の推進について	183
(1) 育児・介護休業法について ······	183
(2) 一般事業主行動計画の策定義務企業の拡大等について ······	184
(3) ファミリー・サポート・センター事業について ······	184

[職業家庭両立課 関連資料]

(資料 1) 仕事と家庭の両立支援対策の概要 ······	187
(資料 2) 改正育児・介護休業法の概要 ······	188
(資料 3) 改正次世代育成支援対策推進法の主な内容 ······	189
(資料 4) 次世代法に基づく企業の行動計画策定・実施について ······	190
(資料 5) 次世代育成支援対策推進法の認定企業に係る割増償却制度について ······	192
(資料 6) ファミリー・サポート・センター事業の概要 ······	193
(資料 7) ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業） の概要 ······	194

[家庭福祉課関係]

1. 社会的養護体制の拡充について	
(1) 施設の小規模化・施設機能の地域分散化の推進 ······	197
(2) 里親委託等の推進について ······	198
(3) 情緒障害児短期治療施設の設置推進 ······	198
(4) 母子生活支援施設の新しい機能・役割の推進 ······	199
(5) 平成23年度児童入所施設措置費等予算案の概要 ······	199
(6) 社会的養護関係の児童福祉施設最低基準の見直し検討について ······	199
2. 児童養護施設等の整備について	200
3. 母子家庭等自立支援対策について	
(1) 児童扶養手当について ······	201
(2) 母子家庭等の就業支援対策の充実について ······	202
(3) 母子寡婦福祉貸付金について ······	207
(4) 養育費相談支援について ······	207
(5) 保育所の優先入所等について ······	208
(6) 子育て短期支援事業について ······	208
(7) 全国母子世帯等調査の実施について ······	209
(8) ひとり親家庭等に対する支援施策の周知等について ······	209
4. 配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）対策等について	
(1) 婦人保護事業の充実について ······	210
(2) DV被害者に対する保護支援等について ······	211
(3) 人身取引被害女性の保護について ······	212

[家庭福祉課 関連資料]

(資料1) 社会的養護の現状について	215
(資料2) 都道府県別の里親等委託率の差	216
(資料3) 児童養護施設の形態の現状と小規模化の必要性	218
(資料4) 施設の小規模化と家庭的な養護の推進	219
(資料5) 児童養護施設の形態の今後の在り方	220
(資料6) 里親委託の推進と里親支援機関	221
(資料7) 里親委託を推進するまでの課題と取り組み	222
(資料8) 里親支援機関事業の実施状況（自治体別）	223
(資料9) 里親支援機関事業等の委託先	224
(資料10) 進学、就職の状況、自立支援の推進	225
(資料11) 児童養護施設入所児童（中学校卒業児童）進路状況一覧表	226
(資料12) 里親委託児童（中学校卒業児童）進路状況一覧表	227
(資料13) 児童養護施設入所児童（高等学校卒業児童）進路状況一覧表	228
(資料14) 里親委託児童（高等学校卒業児童）進路状況一覧表	229
(資料15) 里親等委託率（自治体別）	230
(資料16) 情緒障害児短期治療施設の設置状況（自治体別）	231
(資料17) 児童家庭支援センターの設置状況（自治体別）	232
(資料18) 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム） の実施状況（自治体別）	233
(資料19) 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の実施状況（自治体別）	234
(資料20) 退所児童等アフターケア事業の実施状況（自治体別）	235
(資料21) 母子生活支援施設の新しい機能・役割の推進	236
(資料22) 児童扶養手当について	243
(資料23) 障害基礎年金の子の加算の見直しに伴う児童扶養手当の取扱い	244
(資料24) 母子家庭等自立支援対策について	245
(資料25) 就業支援策の推進について	246
(資料26) 母子家庭の就業支援関係の主要な事業	247
(資料27) 母子家庭等就業・自立支援事業	248
(資料28) 母子自立支援プログラム策定等事業	249
(資料29) 自立支援教育訓練給付金事業	250
(資料30) 高等技能訓練促進費等事業	251
(資料31) ひとり親家庭等の在宅就業支援事業	253
(資料32) 労働関係施策について	257
(資料33) 母子家庭の母の自立支援関係事業の実施状況等（平成21年度）	266
(資料34) 母子寡婦福祉貸付金償還率（平成21年度）	272
(資料35) 養育費相談支援センターについて	274
(資料36) 厚生労働行政におけるDV被害者の自立支援の取組	276
(資料37) DV被害者等の相談・保護等の状況	277
(資料38) DV関連事業の都道府県別実施状況	280
(資料39) 婦人相談所等職員の研修体制の整備	281
(資料40) 婦人相談所等における人身取引被害者への対応	282
(資料41) 「人身取引対策行動計画2009」の概要	283

(資料42) 児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱 新旧対照表（案）	284
(資料43) 児童扶養手当給付費国庫負担金交付要綱一部改正 新旧対照表（案）	294
(資料44) 母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱一部改正 新旧対照表（案）	311
(資料45) 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金（母子生活支援施設における特別生活指導費）の交付の取扱いについて（案）	321

[育成環境課関係]

1. 平成23年度子ども手当について	別冊
2. 放課後児童対策について	
(1) 「放課後子どもプラン」の着実な推進について	330
(2) 「子ども・子育てビジョン」に基づく放課後児童クラブの充実について	330
(3) 「子ども・子育て新システム」に向けた検討について	331
(4) 放課後児童クラブの国庫補助について	331
(5) 放課後児童クラブの運営について	331
(6) 放課後児童クラブにおける安全確保等について	332
3. 児童厚生施設等の設置運営について	
(1) 児童厚生施設等整備費の国庫補助について	333
(2) 児童館、児童センターの機能強化について	333
4. 児童委員及び主任児童委員について	
(1) 円滑な児童委員・主任児童委員活動について	335
(2) 関係機関との連携について	335
(3) 地方分権改革について	335
5. 母親クラブ等の地域組織活動等について	336
6. 児童福祉週間について	
(1) 趣旨について	336
(2) 児童福祉週間の標語について	336
(3) 児童福祉週間の事業展開について	336
7. 児童福祉文化財の普及について	337
8. (財) こども未来財団の事業について	337

[育成環境課 関連資料]

(資料1) 平成23年度 児童厚生施設等整備費新旧対照表	341
(資料2) 円滑な児童委員・主任児童委員活動について	345
(資料3) 児童福祉文化財について	346
(資料4) 平成23年度における(財) こども未来財団の助成事業等	347
(資料5) 平成23年度 放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱 新旧対照表（案）	348

[保育課関係]

1. 国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト [待機児童ゼロ特命チーム]について	別冊
2. 多様な保育サービス等の推進について	
(1) 家庭的保育事業の推進について	356
(2) 病児・病後児保育事業について	357
(3) 保育所運営費の改善について	357
(4) いわゆる「宅幼老所」をはじめとする共生型サービスの推進について	357
3. 幼保一体化について	
(1) 認定こども園の状況について	359
(2) 幼保一体化の検討について	359
4. 地域主権改革及び構造改革特区について	
(1) 地域主権改革について	360
(2) 構造改革特区について	360
5. 保育所等における安全管理及び事故防止について	362
6. 保育所におけるアレルギー対応ガイドラインの策定について	363
7. 認可外保育施設に対する指導監督について	364

[保育課 関連資料]

(資料1) 家庭的保育事業の充実について	367
(資料2) 病児・病後児保育事業（非施設型（訪問型））について	368
(資料3) 体調不良児対応型の実施要件について	369
(資料4) 4月2日生まれの児童に対する保育単価の適用年齢を見直しについて	370
(資料5) 認定こども園の概要	371
(資料6) 地域主権改革について	372
(資料7) 保育所における給食の外部搬入方式について	373
(資料8) 「明日の安心と成長のための緊急経済対策」における構造改革特区に係る臨時提案等に対する政府の対応について	374
(資料9) 保育所におけるアレルギー対応ガイドラインについて	375
(資料10) 平成21年度特別保育実施状況	376

[母子保健課関係]

1. 妊婦健康診査等について	
(1) 妊婦健康診査支援基金について	387
(2) H T L V - 1 抗体検査等について	387
(3) 妊婦健康診査の公費負担の状況調査について	387
(4) その他	387
2. H T L V - 1 母子感染に対する対応について	388
3. 不妊に悩む方への特定治療支援事業について	389
4. 子どもの心の診療ネットワーク事業について	390

5. 妊娠期から育児期に係る支援体制の充実について	
(1) 妊婦について悩む者が相談しやすい体制の整備等について	391
(2) 乳幼児健診の未受診者の受診勧奨について	391
6. 妊産婦ケアセンター運営事業の廃止について	392
7. 「健やか親子21」について	
(1) 「健やか親子21」第2回中間評価について	392
(2) 健やか親子21全国大会について	393
(3) マタニティマークについて	393
8. 児童福祉施設における食事の提供等について	
(1) 「日本人の食事摂取基準」の改定について	394
(2) 「児童福祉施設における食事の提供ガイド」について	394
9. 乳幼児身体発育調査について	394
10. 基礎自治体への権限移譲について	395
11. タンデムマス法による新生児マススクリーニングについて	395

[母子保健課 関連資料]

(資料1) 妊婦健康診査の公費負担の状況について	399
(資料2) HTLV-1母子感染予防対策について	400
(資料3) 「不妊に悩む方への特定治療支援事業」について	401
(資料4) 子どもの心の診療ネットワーク事業について	402
(資料5) マタニティマークについて	403
(資料6) 食育の推進について	406
(資料7) 乳幼児身体発育調査の実施	407
(資料8) 母子保健医療対策等総合支援事業の実施状況	408
(資料9) 未熟児養育医療給付実施状況	410
(資料10) 小児慢性特定疾患治療研究事業の実施状況	411
(資料11) 都道府県別の主な母子保健指標等	412

[参考資料]

1. 平成23年度児童福祉関係主要会議等予定表	415
2. 説明事項にかかる照会先担当窓口等一覧表	419

[平成 23 年度予算案の概要]

平成23年度 雇用均等・児童家庭局 予 算 案 の 概 要

安心して子育てできる環境の整備など総合的な次世代育成支援 対策の推進、仕事と生活の調和と公正かつ多様な働き方の実現

次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するため、子育てに係る経済的負担の軽減や安心して子育てができる環境整備のための施策など、総合的な子ども・子育て支援を推進する。

また、働き方の見直しによる仕事と家庭の両立の実現に向け、育児・介護休業制度の定着促進を図るとともに、企業への適正な制度運用に関する指導等を行う体制の整備、両立支援に取り組む事業主への支援など、育児・介護期における仕事と家庭の両立支援対策を推進する。

さらに、男女雇用機会均等の更なる推進やパートタイム労働者の均衡待遇確保などにより、公正かつ多様な働き方の実現を図る。

《主要事項》

安心して子育てできる環境の整備など総合的な次世代育成支援対策の推進

- 1 子ども手当の充実
- 2 待機児童の解消に向けた保育サービスと放課後児童対策等の充実
- 3 母子保健医療対策の充実
- 4 ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進
- 5 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実
- 6 育児休業、短時間勤務等を利用しやすい職場環境の整備（「仕事と家庭の両立実現化プログラム」の実施）

安定した雇用・生活の実現と安心・納得して働くことのできる環境整備

- 1 女性の職業キャリア継続が可能となる環境づくりの推進
- 2 育児休業、短時間勤務等を利用しやすい職場環境の整備（「仕事と家庭の両立実現化プログラム」の実施）（再掲）
- 3 パートタイム労働者等の均衡待遇の確保と正社員転換の推進
- 4 多様な働き方に対する支援の充実

○予算額の状況

	22年度予算額	23年度予算(案)額	伸び率
局合計	22,861億円	27,738億円	21.3%
一般会計	21,960億円	26,880億円	22.4%
特別会計	902億円	858億円	▲4.8%
年金特別会計			
児童手当及び 子ども手当勘定			
うち児童育成事業費	764億円	724億円	▲5.2%
労働保険特別会計	137億円	134億円	▲2.9%
労災勘定	6億円	5億円	▲16.6%
雇用勘定	131億円	128億円	▲2.2%

※ 数値は端数処理の関係上一致しないものがある。

安心して子育てできる環境の整備など総合的な次世代育成支援対策の推進

1 子ども手当の充実

《1兆4,722億28百万円→2兆77億44百万円》

うち、給付費分：1兆9,478億73百万円（1兆4,555億94百万円）
事務費分： 98億71百万円（ 166億34百万円）
現物サービス分： 500億00百万円（新規）

- 子ども手当に関しては、以下の方針に沿って、所要額を平成23年度予算に計上するとともに、平成23年度分の支給のための所要の法律案を平成23年通常国会に提出する（給付費分1兆9,479億円、事務費分99億円、現物サービス分500億円）。

給付費総額 2兆9,356億円*1*2

*1 上記のうち、国負担分2兆2,077億円（厚生労働省予算1兆9,479億円、国家公務員分560億円、地方特例交付金2,038億円）

*2 上記のうち、平成23年度上積み分給付費2,085億円（全額国費、10か月分）を含む（12ヶ月分の場合約2,500億円）。

- 現金給付に関しては、

- ① 3歳未満の子ども一人につき月額20,000円を、3歳以上中学校修了までの子ども一人につき月額13,000円を支給する。
- ② 子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとし、児童手当分については、児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担する。
- ③ ②以外の費用については、全額を国庫が負担する。

- 地方が地方独自の子育て支援サービス（現物サービス）や待機児童対策（最低基準を満たす認可外保育施設への支援等）を新たに実施するために使えるよう、次世代育成支援対策交付金を改組し、新たな交付金を設ける。（500億円）

（注1）保育料を子ども手当から直接徴収できるようにする。また、学校給食費については本人の同意により子ども手当から納付することができる仕組みとし、実効性が上がるような取組みを行う。

（注2）支給対象となる子どもは、留学中の場合等を除き、国内に居住していることを要件とする。

（注3）児童養護施設に入所している子ども等についても、法律に基づき支給する。

（注4）所得制限は設けない。

（注5）公務員については、所属庁から支給する。

(注6) 現行の児童育成事業については、引き続き、事業主拠出金を原資に実施する。

(注7) 平成24年度以降における子ども手当の支給については、平成24年度予算編成過程において改めて検討し、その結果に基づいて所要の法律案を平成24年通常国会に提出する。

【参考】別紙「5大臣合意」(平成22年12月20日)

2 待機児童の解消に向けた保育サービスと放課後児童対策の充実 《415, 522百万円→440, 799百万円》

(1) 待機児童解消策の推進など保育サービスの充実

410, 048百万円

- ① 待機児童の解消を図るため、保育所等の受入児童数の拡大を図るとともに、保護者や地域の実情に応じた多様な保育サービスを提供するため、家庭的保育（保育ママ）や延長保育、休日・夜間保育、病児・病後児保育などの充実を図る。
- ② また、平成22年11月29日に取りまとめられた「待機児童ゼロ特命チーム」の「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト」を推進するため、現物サービスを拡大するための新たな交付金（再掲、新規500億円）のうち100億円程度を充てるとともに、22年度補正予算で1000億円を追加した「安心こども基金」（23年度末までカバー、都道府県に設置）から100億円程度を施設整備等に充てることにより、23年度は計200億円程度を措置。

(2) 放課後児童対策の充実

30, 750百万円

総合的な放課後児童対策（放課後子どもプラン）の着実な推進を図るとともに、保育サービスの利用者が就学後に引き続きサービスを受けられるよう、放課後児童クラブの箇所数の増（24,872箇所→25,591箇所）や開設時間の延長の促進など、放課後児童対策の拡充を図る（「小1の壁」の解消）。

3 母子保健医療対策の充実

《23, 058百万円→26, 204百万円》

(1) 不妊治療等への支援【一部特別枠】

9, 871百万円

医療保険が適用されず、高額の治療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る（従来1回あたり15万円を年2回、通算5年までのところを、1年目は年3回まで対象回数を拡大（通算5年、通算10回を超えない））などの支援を行う。

(参考) 【平成 22 年度補正予算】

○妊婦健診に対する公費助成の継続

1 1 1 億円

平成 22 年度補正予算において積み増しを行い、平成 23 年度も継続する妊婦健康診査支援基金により、引き続き、妊婦が必要な回数（14 回程度）の健診が受けられるよう支援する。

（2）小児の慢性疾患等への支援

1 6 , 1 1 0 百万円

小児期における小児がんなどの特定の疾患の治療の確立と普及を図るとともに、患者家庭の医療費の負担を軽減する。また、未熟児の養育医療費の給付等を実施する。

4 ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進

《1 7 6 , 4 3 2 百万円→1 8 5 , 5 1 8 百万円》

（1）ひとり親家庭の就業・生活支援等の推進

3 , 6 1 4 百万円

①自立のための就業支援等の推進

3 , 5 3 8 百万円

母子家庭等の自立を推進するため、地域の実情に応じた就業支援・生活支援の事業を推進する。また、ハローワーク等と連携し、個々の家庭の状況・ニーズに応じた自立支援プログラムを策定する事業については、父子家庭についても当該事業の対象にするなどの充実を図る。

②養育費確保の推進

6 0 百万円

養育費相談支援センターにおいて、養育費の取り決め等に関する困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材育成のための研修等を行うことにより、母子家庭等の自立の支援を図る。

（2）自立を促進するための経済的支援

1 8 1 , 9 0 4 百万円

ひとり親家庭の自立を支援するために児童扶養手当を支給する。また、母子家庭や寡婦の自立を促進するため、技能取得等に必要な資金の貸付けを行う母子寡婦福祉貸付金による経済的支援を行う。

5 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実

《8 9 , 6 7 3 百万円→9 1 , 4 9 8 百万円》

（1）虐待を受けた子ども等への支援

8 5 , 8 6 2 百万円

①地域における体制整備

市町村における児童虐待防止対策の推進を図るため、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）等について引き続き支援を行うとともに、相談対応職員の専門性の向上等を図る。

②児童相談所の機能強化

児童相談所の専門性を高めるため、弁護士、警察官OBなどの雇い上げや家族再統合のための支援など促進する。

③児童家庭支援センターの拡充

子どもや保護者に対する相談・支援体制を強化するため、児童家庭支援センターの箇所数を増加させる（104箇所→108箇所）とともに、当該センターにおける心理療法担当職員による支援体制の強化を図る。

④要保護児童等に対する社会的養護の充実

85,595百万円

虐待を受けた児童など要保護児童等が入所する児童養護施設や里親等について受け入れ児童数の拡大を図るとともに、施設におけるケア単位の小規模化や退所児童等の自立に向けた支援等を推進する。

(2) 配偶者からの暴力（DV）防止

5,636百万円

婦人相談所の指導的立場にある職員に対する研修体制を充実させるとともに、当該相談所における一時保護委託の充実を図る。

6 育児休業、短時間勤務等を利用しやすい職場環境の整備（「仕事と家庭の両立実現化プログラム」の実施）

《9,780百万円→9,689百万円》

(1) 両立支援に関する雇用管理の改善

9,358百万円

両立支援制度を利用しやすい職場環境を整備するため、短時間勤務者や育児休業取得者等に関する待遇等のベストプラクティスの普及等を行うとともに、賃金等の待遇や代替職員の配置等の雇用管理改善に向けたアドバイスを行う両立支援アドバイザー（仮称）（新規）を都道府県労働局に配置（107人）する。

また、両立支援に取り組む事業主に対し、中小企業に重点を置いて助成金を支給するとともに、「イクメンプロジェクト」の実施により男性の育児休業取得を促進する社会的な気運を醸成する。

(2) 改正育児・介護休業法の円滑な施行

303百万円

改正育児・介護休業法に基づく制度の定着促進を図るとともに、企業への適正

な制度運用に関する指導等を行う体制を整備することにより、育児休業等を理由とする解雇、退職勧奨等の不利益取扱いへの対応を行う。

(3) 企業における次世代育成支援対策の推進

29百万円

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定・届出等が行われるよう指導を行うとともに、多くの事業主が次世代法に基づく認定を目指して取組を行うよう周知・啓発に取り組む。

(参考)【平成22年度補正予算】

○保育サービス等の基盤の整備と児童虐待の防止等	968億円
平成22年度補正予算により「安心こども基金」を積み増すとともに、事業実施期限を平成23年度末まで延長する。	
・保育サービス等の充実	568億円
待機児童の解消を目指す「子ども・子育てビジョン」の目標達成に必要な保育所の整備事業等を実施する（年間約5万人の受入れ定員増等）。	
・すべての家庭を対象とした地域子育て支援の充実	300億円
地域の創意工夫による地域の子育て力を育む取組や体制整備等を充実する。	
・児童虐待防止対策の強化	100億円
子どもの安全確認の強化のための児童相談所や市町村の補助職員の雇い上げや広報啓発、児童相談所や市町村の職員の資質の向上などを実施する。	

安定した雇用・生活の実現と安心・納得して働くことのできる環境整備

1 女性の職業キャリア継続が可能となる環境づくりの推進

《695百万円→556百万円》

(1) 職場における男女雇用機会均等の推進 340百万円

男女雇用機会均等法に基づく配置・昇進等の性差別禁止に関する事業主指導を強化する。

(2) ポジティブ・アクションの取組の推進 215百万円

男女労働者の間に事実上生じている格差に対する認識を促すため、使用者団体・業種別団体、労働組合と連携のもと格差の「見える化」を推進するとともに、格差解消のためのポジティブ・アクションを促進する。

2 育児休業、短時間勤務等を利用しやすい職場環境の整備（「仕事と家庭の両立実現化プログラム」の実施）（再掲）

3 パートタイム労働者等の均衡待遇の確保と正社員転換の推進

《1,478百万円→1,910百万円》

パートタイム労働者の正社員との均衡待遇の確保、正社員転換の実現を図るため、パートタイム労働法に基づく的確な指導等を実施するとともに、短時間均衡待遇推進等助成金及び中小企業雇用安定化奨励金を整理・統合して、「均衡待遇・正社員化推進奨励金」を創設し、パートタイム労働者及び有期契約労働者の均衡待遇、正社員への転換を一体的に推進する。また、短時間正社員を奨励対象として、その普及を図る。

4 多様な働き方に対する支援の充実 《210百万円→188百万円》

(1) 短時間正社員制度の導入・定着の促進（一部再掲） 146百万円

短時間正社員制度の導入・定着を促進するため、助成措置による支援とともに、導入企業の具体的な事例に基づくノウハウの提供等を行う。

(2) 良好な在宅就業環境の確保 42百万円

良好な在宅就業環境の整備を図るため、「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の周知を図るとともに、在宅就業者等に対するスキルアップ支援等や在宅就業の仲介機関、在宅就業者それぞれの連携等を促進する。

(別紙)

5大臣合意

- 子ども手当については、以下の方針に沿って、所要額を平成23年度予算に計上するとともに、平成23年度分の支給のための法律案を次期通常国会に提出する。
 - (1)3歳未満の子ども一人につき月額20,000円を、3歳以上中学校修了までの子ども一人につき月額13,000円を支給する。
 - (2)所得制限は設けない。
 - (3)子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとし、児童手当分については、児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担する。
 - (4)(3)以外の費用については、全額を国庫が負担する。
 - (5)公務員については、所属庁から支給する。
 - (6)保育料を子ども手当から直接徴収できるようにする。また、学校給食費については本人の同意により子ども手当から納付することができる仕組みとし、実効性が上がるような取組みを行う。
 - (7)支給対象となる子どもは、留学中の場合等を除き、国内に居住していることを要件とする。
 - (8)児童養護施設に入所している子ども等についても、法律に基づき支給する。
 - (9)現行の児童育成事業については、引き続き、事業主拠出金を原資に実施する。
 - (10)次世代育成支援対策交付金を改組し、地方が地域の実情に応じた子育て支援サービス(現物サービス)を拡充することができるよう新たな交付金を設ける。
- 平成24年度以降における子ども手当の支給については、平成24年度予算編成過程において改めて検討し、その結果に基づいて所要の法律案を平成24年通常国会に提出する。
- 平成22年度税制改正による所得税・住民税の年少扶養控除の廃止及び特定扶養控除の縮減による地方財政の増収分については、平成21年12月23日付け4大臣合意における「最終的には子ども手当の財源として活用することだが、國民に負担増をお願いする趣旨に合致する。また、児童手当の地方負担分についても、國、地方の適切な負担調整を行う。このうち平成23年度の増収分については、地方特例交付金の減額(平成18年及び19年の児童手当分による負担の増大に対応する部分に限る。)その他これに準ずる適切な措置を講じることにより國、地方の負担調整を行う。」との趣旨を踏まえ、國、地方の適切な負担調整を行う。

4. 平成23年度税制改正による所得税・住民税の成年扶養控除の縮減及び所得税の給与所得控除の縮減に係る税制改正の趣旨を踏まえつつ、これによる地方財政の増収分については、地方財源であるという性格にも鑑み、子ども手当に充てないが、各施策の見直しを行ふ中で、國、地方の適切な役割分担・経費負担を実現するための検討を行い、その結果と整合的な、一般財源化等の適切な措置を講ずる。このうち平成23年度の地方財政の増収分については、3. に掲げる適切な措置を講じる。あわせて、平成23年度厚生労働省予算の見直しにより所要額(200億円)を確保する。

5. 3. 及び4. に掲げる地方財政の増収分のうち平成24年度以降の毎年度の増収分については、2. に掲げる検討結果及び各施策の見直し内容等に基づいて、平成24年度以降の各年度の予算編成過程において取扱いを検討し、その結論を得て、順次措置する。

6. 平成24年度以降の子ども手当の制度設計に当たっては、厚生労働省をはじめとする関係府省と地方公共団体の代表者による会議の場において、子ども 手当及びそれに関連する現物サービスに係る国と地方の役割分担及び経費負担のあり方を含め、子ども・子育て新システムの検討との整合性を図りつつ、幅広く検討する。その際、国と地方の信頼関係を損なうことのないよう、地方の意見を真摯に受け止め、国と地方が十分な協議を行い、結論を得る。

7. 「平成23年度予算の概算要求組替え基準について」(平成22年7月27日閣議決定)のルールを踏まえ、厚生労働省の年金・医療等に係る経費の高齢化等に伴う自然増については、3. に掲げる平成23年度分の地方財政の増収分に係る措置を前提に、追加要求をできることとする。

平成22年12月20日

国家戦略担当大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
内閣府特命担当大臣
(少子化対策)

総合的な子ども・子育て支援の推進(平成23年度予算案等での対応)

次代の社会を担う子どもたちを社会全体で支援するため、子ども・子育てビジョン(平成22年1月29日閣議決定)を踏まえ、平成23年度予算案等において、妊娠期・出産期・出産後・子育てに係る支援策を充実させることを通じて、総合的な子ども・子育て支援を推進する。

【妊娠期・出産】

【乳幼児期】

【学童期】



○妊娠健診支援基金の積み増し・延長

【継続】

【111億円(平成22年度補正予算)】

妊娠が必要な回数(14回程度)の健診が受けられるよう支援

○子ども手当の上積み

- 【拡充】
- 3歳未満の子どもに、子ども手当を2万円に上積みして支給
 - (引き続き、中学校修了前の子どもに、1万3千円の子ども手当を支給)
 - 自治体が現物サービス充実のために使える新たな交付金制度を創設(500億円)

【2兆77億円(平成23年度予算案)】

○放課後児童対策の充実

【拡充】
【308億円(平成23年度予算案)】

- 放課後子どもプランの着実な推進
- 放課後児童クラブの箇所数の増
(24,872→25,591か所) や開設時間の延長

○待機児童解消策の推進

【4,100億円(平成23年度予算案)】

- 保育所等の受入児童数(毎年約5万人)の拡大
- 待機児童ゼロ特命チームの「国と自治体が一括的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト」の具体的な実施(総額200億円程度)
※新たな交付金(500億円)と安心こども基金(968億円)により各々100億円程度を実施

○出産に関する経済的負担の軽減

【92億円(平成23年度予算案)】

出産育児一時金を42万円支給し、
妊娠婦の経済的負担を軽減

【継続】
※このほか、妊娠健診について、14回分の事業の公費負担に係る積算額は、1人あたり12万円程度(地方財政措置分を含む)

○不妊治療への支援

【95億円(平成23年度予算案)】

配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成(1回15万、1年目は年3回まで対象回数を拡大(通算5年まで、通算10回を超えない))

○周産期医療体制の充実

【71億円(平成23年度予算案)】

総合周産期母子医療センターや地域周産期母子医療センターのNICU(母体・胎児集中治療室)、NICU(新生児集中治療室)等への財政支援

○ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進

【継続】

【1,887億円(平成23年度予算案)】

○小児の慢性疾患等への支援

【継続】

【161億円(平成23年度予算案)】

【新規】

【1,085億円(平成22年度補正予算)】

○子宮頸がん等のワクチン接種の促進
・地方自治体における子宮頸がん予防ワクチン・ヒブ(ヘモフィルスインフルエンザ菌b型)ワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンの接種事業に対する財政支援(都道府県に基づき設置)

【継続】

○育児休業、短時間勤務等を利用しやすい職場環境の整備

[総務課関係]

1. 子ども・子育て支援の推進について

(1) 子ども・子育て新システムに関する検討状況について

幼保一体化を含む新たな子ども・子育て支援のための包括的・一元的な制度の構築については、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成21年12月8日閣議決定）に基づき、平成22年前半を目途に基本的な方向を固め、平成23年通常国会までに所要の法案を提出するとされた。

一方、総合的な子育て支援を進めるために、保育サービスの目標設定などを含む「子ども・子育てビジョン」（平成22年1月29日閣議決定）を決定し、平成26年度に向けて保育サービスの定員の毎年約5万人増を目指すなど、基盤整備の拡充を進めている。

平成22年1月29日に、関係閣僚を構成員とする「子ども・子育て新システム検討会議」が設置され、同年6月29日には同会議で取りまとめられた「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」が少子化社会対策会議で決定された。

制度の詳細については、「子ども・子育て新システム検討会議作業グループ（副大臣・政務官級）」の下に設置された3つのワーキングチーム（有識者、保育・幼稚園関係者、地方団体、労使、子育て当事者などが参加）の下で、具体的な検討を進めているところである。

法案の早期提出に向け、内閣府を中心に政府として検討を進めている。

（関連資料1参照）

（今後の検討課題）

- ・子ども・子育て支援対策について、制度、財源、給付を一元化する仕組みの具体化
- ・幼保一体化の具体化
- ・多様な給付メニューの創設など保育サービス拡大の仕組みの具体化
- ・市町村に対する負担金・補助金の包括的な交付の仕組みの具体化
- ・社会全体（国・地方・事業主・個人）による費用負担の合意形成と仕組みの構築
- ・恒久財源の確保

（※）「社会保障改革の推進について」（平成22年12月14日閣議決定）において、子ども・子育て新システム法案（仮称）の早期提出に向け、検討を急ぐことが盛り込まれている。

(2) 市町村行動計画及び都道府県行動計画に関する策定状況等の調査結果について

各自治体の地域行動計画（都道府県行動計画及び市町村行動計画）については、5年を1期として策定することとされており、前期計画（平成17年度～平成21年度）にかかる必要な見直しを行ったうえで、本年度より後期計画（平成22年度～平成26年度）が策定されているところであるが、一部自治体において、行動計画が未策定となっている状況にある。

次世代育成支援対策の着実な推進のため、未策定の自治体におかれでは、早期に策定するとともに、既に後期計画を策定された自治体にあっても、計画の公表がなされていない場合があるため、ホームページや広報誌等を活用して地域住民等への周知を図られたい。

また、都道府県におかれでは計画未策定または未公表となっている管内市区町村に対して早期の策定・公表について、周知方お願いする。（関連資料2参照）

(3) 児童育成事業推進等対策費について

児童育成事業推進等対策事業については、児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金において、都道府県及び市町村を実施主体として事業を実施してきたところである。

平成23年度においては、同国庫補助金の対象事業であった地域組織活動育成事業、地域子育て環境づくり支援事業及び民間児童館厚生施設等活動推進事業が一般会計で実施される事に伴い、事業名を児童育成事業推進等対策事業から児童環境づくり基盤整備事業へ変更し、また、市町村を対象とした事業を廃止し、都道府県、指定都市及び中核市ののみを対象とする事とした。

については、市町村を対象とした事業の廃止について、管内市町村へ周知いただくとともに、事務に遗漏なきようご注意いただきたい。（関連資料3参照）

2. 児童虐待防止対策について

(1) 子どもの安全確認・安全確保の徹底について

児童相談所における児童虐待相談対応件数は、統計を取り始めた平成2年度から増加し続けており、平成21年度は44,211件と過去最高となっている。また、児童虐待による死亡件数は、把握されているだけで、心中事件を除き毎年50～60件程度発生しており、その中には、児童相談所や市町村等の関係機関の関与がありながら、子どもの命が失われる事例も生じている。

児童虐待への対応に関し、今一度基本に立ち返り、目視による安全確認の徹底、臨検・捜索も視野に入れた立入調査や一時保護の実施、虐待者本人との面接を含めた家族全体の調査・診断・判定の実施、関係機関等との情報共有など、日常の基本的な業務が適切に行われているかについて、定期的に業務の点検を行っていただき、救えたはずの子どもの命を救えなかつたという事態が決して生じないよう、子どもの安全を最優先とした対応を行うことを重ねてお願いする。

平成22年7月に大阪市で発生した虐待死事例等を踏まえて、同年8月に虐待通告のあった子どもの安全確認の徹底を通知や全国児童相談所長会議において指示し、同年9月には虐待通告のあった事例についての安全確認の実施状況についての調査結果を公表するとともに、児童虐待の通告のあった児童に対する安全確認の徹底を図るため、通告・相談への対応や調査及び保護者・子どもへのアプローチへの対応における着眼点や工夫例等を盛り込み、児童相談所の執務の参考とするべく「虐待通告のあった児童の安全確認の手引き」を作成し通知したところであり、児童に対する安全確認の徹底をお願いしたい。

厚生労働省としても、児童虐待による死亡事例の発生に強い危機意識を持っており、関係省庁等とも連携しながら、児童相談所や市町村の体制整備などに務めているところであり、虐待により子どもの命が失われることのないよう、児童相談所を中心に、地域全体でセーフティーネットの構築に向けた取組をお願いする。

また、死亡事例等が発生した都道府県等におかれでは、児童虐待防止法に基づき当該事例の検証を実施していただくこととなるが、検証に当たっては、亡くなった子どもの視点に立って、今後同様の悲惨な事例の発生を防止するため、必要な改善に繋げるといった姿勢で臨むことを改めてお願いする。

(関連資料4参照)

(2) 児童虐待防止のための親権制度の見直しについて

平成19年の児童虐待防止法改正法附則において、「施行（平成20年4月）後3年以内に、親権に係る制度の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」ものとされていることを受け、法務省が主となって「児童虐待防止のための親権制度研究会」（学者、弁護士、実務家、法務省、厚生労働省、最高裁判所事務総局等で構成）において、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から親権に係る制度の見直しについて議論が行われ、平成22年1月に報告書が取りまとめられた。

この報告書を受け、民法に関する部分は、法務省の法制審議会「児童虐待防止関連親権制度部会」において、平成22年3月から検討が行われ、平成22年12月に要綱案がまとめられ、2月中にも法制審議会より答申が得られる予定である。

また、児童福祉法等に関する部分は、厚生労働省の社会保障審議会児童部会「児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会」において、平成22年3月から検討が行われ、平成23年1月に報告書がまとめられた。

報告書の内容を踏まえた児童福祉法の改正案については、民法の改正に併せて、今国会に提出する予定であり、今後も適宜情報提供を行うこととしている。

（関連資料5参照）

(3) 児童相談所の体制強化について

ア 児童福祉司の配置について

子どもの安全確認・安全確保の強化等の観点から、児童相談所の体制強化を図ることが課題となっている。こうした役割を中心的に担う児童福祉司については、平成22年度地方交付税措置において、標準団体（人口170万人）当たり30人の配置が可能な経費が計上されているところであるが、平成23年度の地方財政措置において児童相談所の体制強化（児童福祉司の増員）が予定されているところである。

なお、平成22年度においては、標準団体（人口170万人）当たり30人の配置が可能な経費が計上されているところであるが、地域によっては、地方交付税措置がなされている児童福祉司数（人口5.6万人に1人）を下回っているところも見受けられることから、地方公共団体におかれでは、児童福祉司等の積極的な配置をお願いする。

また、こうした増員だけでなく、児童福祉司には高い社会福祉援助技術が求められていることから、意欲や経験のある人材の確保・配置や現任職員に対する研修の実施等を通じて専門性の確保と向上に努めていただきたい。

（関連資料6参照）

イ 安全確認強化のための補助職員の配置等について

平成22年度補正予算において、安心こども基金に、定額補助により、児童虐待防止に係る緊急強化対策として、虐待通告のあった児童の安全確認等のための補助職員の配置経費などを新たに盛り込んだところである（平成23年度までの措置）、補正予算を積極的に活用し、児童虐待防止の体制強

化を図っていただきたい。

また、この基金では、児童虐待防止対策強化のための広報啓発、資質の向上、体制強化のための環境改善、創意工夫に満ちた取組に係る経費も対象としているところである。(関連資料7参照)

ウ 一時保護所の体制の充実について

一時保護所については、虐待相談件数の増加とともに保護人員、保護日数ともに増加傾向にあることから、一時保護中の子どもへの対応の充実のため、

- 虐待を受けた児童等への心理的ケアの充実及びアセスメントの強化を図るため、一時保護所に配置する心理職員の常勤化（児童入所施設措置費）や、

- 学習環境の充実のための教員OBの配置や、トラブルの軽減・即時対応のための警察官OBの配置、外国人対応のための通訳の配置など、一時保護所に入所している児童の状況に応じた協力員の確保の促進（児童虐待・DV対策等統合支援事業）

を図っていただき、一時保護所の環境改善に努めていただきたい。

(4) 市町村の体制強化について

ア 地域協議会の機能強化について

平成21年度に全国の市町村が対応した児童虐待に関する相談対応件数は約5万7千件であり、児童相談所における相談対応件数と同様に増加している。一方、相談体制をみると市町村間の格差が大きく、市町村相談対応窓口や地域協議会調整機関における専門職員の確保など、その体制強化等が課題となっている。

また、児童虐待による死亡事例をみると、市町村等が関与していたにもかからず、適切なリスク判断や児童相談所との連携ができずに児童が死亡に至った事例も存在する。こうした状況からも、市町村の児童家庭相談体制を強化するため、各地域の児童虐待防止対策の要となる地域協議会の機能強化を図ることが重要である。

このため、平成22年度補正予算に、市町村職員等の資質の向上や実践力向上のための研修等の実施、システム環境の整備等を支援するための経費を盛り込んだところであるので、市町村の児童家庭相談体制等の強化を図るための活用について、管内市町村への働きかけをお願いする。

なお、平成22年4月現在、地域協議会（虐待防止ネットワークを含む。）の設置率は98.7%で、ほとんどの市町村において設置が進んでいるところであるが、未設置の市町村についても、今後、地域協議会を設置（虐待防止ネットワークからの移行を含む。）していただきたいので、都道府県におかれても、管内市町村への積極的な働きかけをお願いしたい。

(関連資料7参照)

イ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）及び養育支援訪問事業の推進について

平成22年7月現在、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）については、1,561（89.2%）の市町村で、また、養育支援訪問事業については、1,041（59.5%）の市町村で取り組んでいただいているところである（いずれも雇用均等・児童家庭局総務課調べ）。

両事業は、平成21年4月1日より、児童福祉法に位置付けられるとともに、事業の実施について市町村に努力義務が課せられたところである。これらは、乳児家庭全戸訪問事業等により、要支援家庭が早期に把握され、継続支援としての養育支援訪問事業等につなぎ、家庭の養育力の向上を図り、ひいては児童虐待等を予防することにつながる重要な事業であると考えており、全市町村における両事業の実施を図っていきたいと考えている。

厚生労働省としては、平成21年3月に策定した両事業にかかる市町村向けガイドラインや、平成22年12月に自治体の工夫した取組などを取りまとめた「乳児家庭全戸訪問事業等の取組を推進するための事例集」の普及・活用を通じて、全市町村での両事業の実施を促進するとともに、「子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」と両事業との密接な連携が図られ、市町村における虐待防止の仕組みが構築されるよう積極的に取り組んでまいりたいと考えているので、都道府県におかれても、管内市町村への働きかけをお願いする。（関連資料8参照）

（5）児童家庭相談に携わる職員の研修について

児童家庭相談に携わる職員を対象とした研修については、今日の現場状況にあった効果的な研修内容となるよう、国が実施する研修と都道府県が実施すべき研修を整理するとともに研修の体系化を図り、平成20年度から、国としては、①児童相談所内の指導的立場にある者を対象とした研修、②都道府県が市町村の調整機関職員等を対象に実施する「児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）」等の研修指導者の養成研修、③児童虐待対応における更なる専門性向上のための特別な研修等を実施するほか、地方自治体の福祉担当職員を対象とした児童福祉司資格認定通信課程を実施しているところである。

また、児童福祉法において、児童相談に係る市町村職員の研修が都道府県の業務とされていることから、各都道府県における児童家庭相談に携わる職員の研修体制がなお一層充実されるよう、市町村職員も対象としている「児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）」（児童虐待・DV対策等総合支援事業（統合補助金））を実施するなどにより、市町村の専門性向上について配意を願いたい。

なお、国の実施する研修について、管内市町村にも周知を図った上で、積極的な受講派遣をお願いする。

また、職員の研修に係る経費については、安心こども基金（児童虐待防止対策の強化）も活用いただきたい。（関連資料7及び9参照）

(6) 児童虐待防止に向けた啓発活動について

平成23年度においても、関係機関、団体等と連携しながら「児童虐待防止推進月間」を実施し、月間標語の公募、広報啓発ポスター・チラシの作成・配布、政府広報を活用した各種媒体（テレビ、新聞等）による啓発等を行うほか、全国フォーラムを11月23日（祝・水）に岩手県盛岡市において開催する予定である。

また、平成22年度補正予算において、広報啓発のための経費を措置しているので、ご活用いただくとともに、管内市町村への働きかけをお願いする。

（関連資料7参照）

3. 児童福祉施設等の整備及び運営等について

(1) 児童福祉施設等の整備について

①次世代育成支援対策施設整備交付金について

児童福祉施設等に係る施設整備事業については、次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画に従い、地域の実情に応じた次世代育成支援対策に資する児童福祉施設等の施設整備を支援するため、次世代育成支援対策施設整備交付金として、平成23年度予算案において、30億円計上したところである。

なお、協議等について、今後、決定次第お知らせする。

②安心こども基金について

平成20年度第2次補正予算、平成21年度第1次補正予算及び第2次補正予算において予算化された安心こども基金において、民間保育所及び地域子育て支援のための拠点施設の整備を実施することとしており、さらに平成22年度補正予算において、積み増しを行うとともに事業の実施期限を平成23年度末まで延長したところである。

また、保育所の整備事業等について、平成23年度中に工事に着手し、24年度に完了が見込まれる場合には助成対象とする運用改善を図ったので積極的にご活用いただきたい。

③社会福祉施設整備業務の再点検について

不祥事案の防止の観点から、国庫補助金や交付金協議の対象施設の選定手続の見直し、社会福祉法人の認可や運営に関する業務の適正化等を図るため、平成13年7月23日付で「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」を発出しているところである。

各都道府県市におかれては、本通知を踏まえ、施設整備業務の再点検を行うとともに、社会福祉法人等に対し指導の徹底を図られたい。

《参考》

- ・「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号）
- ・「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」（平成13年7月23日雇児発第488号、社援発第1275号、老発第274号）など

④木材利用の推進について

児童福祉施設等における木材利用の推進にあたっては、「社会福祉施設等における木材利用の推進について」（平成9年3月6日付大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）により、

木材利用の積極的な活用についてお願いしてきたところであるが、木材を利用した施設の居住環境がもたらす心理的・情緒的な効果は極めて効果的であることから、施設構造としてはもちろんのこと、内装や家具などの備品についても積極的な活用が図られるよう、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いしたい。

また、先般の通常国会において「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成22年法律第36号)が成立し、平成22年10月1日から施行されているところであるが、本法律の趣旨も踏まえた木材利用をお願いする。

なお、保育所の木材の活用に関しては、「保育所木材利用状況調査研究事業報告書（木のぬくもりを保育所に）」及び「大型遊具編」が作成されており、保育所で木材利用を計画する際の参考資料とされるよう周知をお願いしたい。（参考：「木のぬくもりを保育所に」(<http://www.zenhokyo.gr.jp/nukumori/nukumori.htm>)）

⑤地球温暖化対策に配慮した施設整備について

地球規模の温暖化対策（とりわけ低炭素社会づくり）は重要な課題であり、児童福祉施設等においても積極的に取り組んでいくことが必要である。

このため、児童福祉施設等の施設整備にあたっては、太陽光発電設備や照明設備の省エネ機器の導入等地球温暖化対策に資する種々の対策について積極的に取り組むよう、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いしたい。

⑥財産処分の承認基準の見直しについて

国庫補助を受けて整備された児童福祉施設等に係る財産処分については、平成20年4月17日付雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」を発出したところである。これにより、財産処分承認基準の明確化や手続きの簡素化（包括承認制度の導入）を図っているところであり、これらの取り扱いについて、管内市町村及び社会福祉法人等へ周知をお願いしたい。

（参考）厚生労働省ホームページ（財産処分承認基準関係）

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2008/04/tp0421-1.html>

⑦独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付事業の貸付条件の見直しについて

独立行政法人福祉医療機構から、福祉貸付を受ける場合の融資条件について、待機児童の早急な解消を図る取組を進めるため、優遇期間の緩和などが図られることとなるので、関係施設等への周知をお願いしたい。

○ 待機児童の早急な解消を図るための保育所・放課後児童クラブの整備に係る融資条件の緩和

・優遇期間：平成21年～22年度 → 平成23年～26年度

- ・融資率：保育所、放課後児童クラブについて90%に引き上げ
- 母子生活支援施設の本体整備と併せてDV被害者を一時保護するための居室を整備する場合の融資率の引き上げ（同時整備に限る）
 - ・融資率：80%に引き上げ
- 木材利用による施設整備及びエネルギー効率が高い設備整備などエコ対策に係る融資率等の優遇措置

地球温暖化対策を推進する観点から、木材の利用、再生可能エネルギーの利用、エネルギー効率の高い整備を行う場合に融資条件の優遇措置を講じる。

 - ・建築資金：建築物の構造が木造（耐火建築物又は準耐火建築物）である場合
 - ・設備備品整備資金：省エネルギー効果が25%以上の設備（太陽光発電装置、蓄熱システムなど）を整備する場合
 - ・融資率：一律90%に引き上げ
- 地震防災対策特別措置法等に基づき行う改築整備等に係る融資率の引き上げ
 - ・融資率
　地震防災対策特別措置法等による改築整備：所定の融資率 + 5%
　災害復旧整備：一律90%に引き上げ
- 平成22年度末で期限を迎える、引き続き、期限付きで特別措置が認められたもの
 - ・アスベスト対策事業に係る融資条件の優遇（平成23年度まで）
 - ・老朽民間社会福祉施設整備計画の延長に伴う無利子貸付の措置期間の延長（平成27年度まで）
 - ・地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備計画の延長に伴う無利子貸付の措置期間の延長（平成27年度まで）
- 融資率の引き下げ及び融資の廃止
 - ・融資の廃止
 - 対象施設：児童遊園
 - ・融資率の引き下げ（融資率：70%）
 - 対象施設：母子休養ホーム、母子福祉センター
- ※ ただし、災害復旧事業、アスベスト対策事業、耐震化基金事業による整備に係るものと除外

（2）児童福祉施設等の運営について

①児童福祉施設の運営等について

ア 社会福祉施設は、利用者本位のサービスを提供するため、苦情解決の仕組みを整備し、第三者評価事業を積極的に活用するなど、自ら提供するサービスの質、職員育成及び経営の効率化など継続的な改善に努めるとともに、地域福祉サービスの拠点としてその公共性、公益性を發揮することが求められている。

このため、本来事業の適正な実施に加え、施設機能の地域への開放及び

災害時の要援護者への支援などの公益的取組が推進されるよう、適切な指導をお願いしたい。

また、積極的に利用者・家族等とのコミュニケーションを図ることや、苦情解決への取り組みを実施することによって、多くの事故を未然に回避し、万が一事故が起きてしまった場合でも適切な対応が可能となるよう危機管理（リスクマネジメント）の取り組みを推進することが重要であり、引き続き指導の徹底をお願いしたい。

イ 児童福祉施設等の運営費の運用については、従来から適正な指導をお願いしているところであるが、運営費の不正使用などの不祥事により社会福祉施設に対する国民の信頼を損なうことのないよう、指導監査の結果を踏まえた運営の指導にあたる等、施設所管課と指導監査担当課等との連携を十分に図り、適正な施設運営について引き続き指導をお願いしたい。

ウ 保育所への入所については、市町村や保育所の提供する情報に基づき、保護者等が希望する保育所を選択して申し込みを行うこととされているので、適正な情報の提供に配慮した指導をお願いしたい。

特に、市町村における入所児童の選考に当たっては、児童の家庭の状況、地域の実情等を十分に踏まえて、市町村が定める客観的な選考方法等に基づき公正に行われるよう指導をお願いしたい。

情報提供の実施状況あるいは広域入所の取組はもとより、待機児童の解消についても、要保育児童数や保育ニーズの的確な把握を行い、保育所の実情等をも勘案し、地域の実状にあった保育行政が行われるよう、市町村の指導についてお願いしたい。

②児童の安全確保について

ア 児童福祉施設等における児童の安全確保については、従来より種々ご尽力頂いているところであるが、各都道府県等におかれでは、事件・事故の発生の予防や発生した場合の迅速、的確な対応が図られるよう、引き続き市町村及び児童福祉施設等に対する指導をお願いしたい。

また、児童福祉施設等においては、日頃からの職員の協力連携体制は勿論のこと、保護者を含む地域との協力体制を確立することが重要であり、地域全体の協力による児童福祉施設等の安全確保に努められたい。

《参考》

- ・「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」（平成13年6月15日 払児総発第402号）
- ・「児童福祉施設等における児童の安全確保・安全管理の一層の徹底について（依頼）」（平成15年12月24日 払児総発第1224001号）
- ・「地域における児童の安全確保について」（平成18年1月12日 職高高発第0112001号、 払児総発第0112001号、 老振発第0112001号）
- ・「児童福祉施設等における事故の防止について」（平成18年8月3日 払児総発第0803002号）

イ 児童福祉施設等に設置している遊具については、「児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について」（平成20年8月29日雇児総発第0829002号、障障発第0829001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知）に基づき日常の点検と不備があった場合の適切かつ速やかな対応をお願いしているところである。この通知の別添「「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂版)」について」（国土交通省都市・地域整備局公園緑地・景観課長通知）は、子どもの遊びや遊具の安全性・事故等に関する基本的な内容を示したものであることから、この指針を参考に、児童福祉施設等における遊具の事故防止対策に活用していただくようお願いしたい。

ウ 社会福祉施設等の利用に係る消費者事故等が発生した旨の情報を得た場合には、消費者安全法第12条に基づき、消費者庁あて通知いただくことになっているので、遗漏なきようお願いしたい。また、消費者庁へ通知する際は、併せて、厚生労働省にも通知いただくようお願いしたい。

《参考》

- ・「社会福祉施設等の利用に係る消費者事故等の通知について」（平成21年9月1日事務連絡）

③社会福祉施設等の地上デジタル放送への対応について

平成23年7月をもってアナログ放送が終了し、地上デジタル放送への完全移行が予定されている。テレビ放送は、生活に不可欠な地震・火災などの緊急情報や施設利用者の方々の情報収集の手段として重要な役割を果たしているが、社会福祉施設等の地上デジタル放送の普及率は7割程度（社会・援護局福祉基盤課調（平成22年10月1日現在））にとどまっており、また、完全移行への期間も、残り5ヶ月と間近となった。社会福祉施設等は、自力で避難することが困難な方々が多く生活され、防火・防災対策に万全を期する観点からも地上デジタル放送への移行が必要であり、管内の社会福祉施設等に對して円滑な移行が速やかに進むよう、指導方をお願いする。

なお、地上デジタル放送への移行状況を把握するため、3月中に改修状況調査を行う予定にしているのでご承知おき願いたい。

《参考》

- 「地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン2010」抜粋
(平成22年12月関係省庁連絡会議決定)

第2 具体的な取組

第1章 公共施設のデジタル化

(1) 国民生活と密接に関連する公共的な施設のデジタル化

国民が利用する公共的な施設のうち、その利用者にとってテレビが灾害等の緊急時の情報入手手段として重要な役割を果たすもの（特に、学校、

公民館、病院、高齢者や障害者の入所する社会福祉施設。以下「重要公共施設」という。)について、各施設のデジタル化改修が完了するよう、各重要公共施設の所管省庁から、隨時注意喚起を行う。また、各重要公共施設の所管省庁においては、平成23年3月末時点の当該重要公共施設のデジタル化改修状況について把握するよう努める。

④感染症の予防対策

児童福祉施設等における感染症予防対策については、従来より特段の指導をお願いしているところであるが、今後も引き続き十分な対応を図ることが必要である。

社会福祉施設等は高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることを十分認識の上、ノロウイルスやインフルエンザ、レジオネラ症等の感染症に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要であることから、下記の通知を参考に衛生主管部局、指導監査担当課及び市町村とも連携しつつ、管内社会福祉施設等に対し適切な予防対策を図るよう指導の徹底をお願いする。

《参考》

- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の一層の徹底について」(平成19年12月26日雇児総発第1226001号、社援基発第1226001号、障企発第1226001号、老計発第1226001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延対策について」(平成19年9月20日雇児総発第0920001号、社援基発第0920001号、障企発第0920001号、老計発第092001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)
- ・「ノロウイルスに関するQ&A」
<http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html>
- ・「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」(平成17年2月22日健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)
- ・「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」(平成15年7月25日社援基発第725001号)別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」
- ・「社会福祉施設等における衛生管理の徹底について」(平成20年7月7日雇児総発第0707001号、社援基発第0707001号、障企発第0707001号、老計発第0707001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会

- ・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)
- ・「児童福祉施設等における「学校における麻しん対策ガイドライン」の活用について」(平成20年6月17日雇児総発第0617001号、障障発第0617001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長)
- ・「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」(平成22年12月1日雇児総発1201第3号、社援基発1201第1号、障企発1201第1号、老総発1201第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局総務課長連名通知)
- ・「今冬のインフルエンザ総合対策について(平成22年度)」
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekakukansenshou01/index.html>

また社会福祉施設等に対し、ウィルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生主管部局と連携し正しい知識の普及啓発を行い、利用者等に対する人権上の配慮が適切に行われるよう指導されたい。

⑤入所児童等からの苦情への対応について

児童福祉施設最低基準においては、その行った処遇に関する入所している児童及びその保護者等からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置及び当該施設の職員以外の第三者の関与等の必要な措置を講じなければならないとされており、今後ともその適正な実施について指導をお願いしたい。

⑥児童福祉施設に係る第三者評価の推進について

福祉サービスの第三者評価事業の更なる普及・定着を図るため、平成16年5月に「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」(雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知 平成22年3月改正)を発出し、さらに、平成17年5月に「施設種別の「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」及び「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」等について」(雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)を発出したところであります、都道府県においては、関係部局と連携して、一層の事業推進をお願いしたい。

⑦被措置児童等虐待の防止について

児童虐待の防止等に関する法律に規定されていない施設職員等による虐待に対応して、社会的養護に関する質を確保し、子どもの権利擁護を図るという観点から、改正児童福祉法に被措置児童等虐待に関する事項が規定され、さらに「被措置児童等虐待対応ガイドラインについて」を通知したところで

ある。子どもの福祉を守るという観点から、被措置児童等の権利が侵害されている場合や生命や健康、生活が損なわれるような事態が予測される場合には、被措置児童等を保護し、適切な養育環境の確保をお願いしたい。また、不適切な事業運営や施設運営が行われている場合には、事業者や施設を監督する立場から、児童福祉法に基づき適切な対応をお願いしたい。

さらに、被措置児童等虐待の防止について、関係機関との連携体制の整備や周知を図られるようお願いしたい。

《参考》

- ・「被措置児童等虐待対応ガイドラインについて」（平成21年3月31日雇児福発第0331002号、障障発第0331009号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長、社会援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知）

⑧社会福祉法人新会計基準について

ア 社会福祉法人新会計基準の概要

法人の会計処理については、「社会福祉法人会計基準」のほか、「老人福祉施設指導指針」や「老健準則」等、様々な会計ルールが併存しており、事務処理が煩雑、計算処理結果が異なる等の問題が指摘されている。

また、社会経済状況の変化に対応した一層の効率的な法人経営とともに、公的資金や寄附金等を受け入れていることから経営実態をより正確に反映して国民や寄附者に示せるよう、事業の効率性に関する情報や事業活動状況の透明化が求められる。

こうしたことから、平成20年度より、日本公認会計士協会の協力のもと、法人の会計基準一元化に向けての検討を行い、平成22年1月に「社会福祉法人会計基準（素案）」をとりまとめたところである。今般、関係団体及び各自治体のご意見を踏まえ所要の見直しを行い、「社会福祉法人会計基準（案）」としてとりまとめ、パブリックコメントによる意見募集を行ったところであり、その概要是、平成23年1月21日に開催された全国厚生労働関係部局長会議（厚生分科会）の社会・援護局資料（参考資料9）を参照されたい。

イ 研修体制について

セーフティネット支援対策等事業費補助金において、「社会福祉法人会計基準（一元化）研修事業」を新設し、各都道府県・指定都市・中核市が所管の社会福祉法人の会計担当職員等に対する研修を開催した場合、その開催経費を補助（補助率1/2）することを予定している。

なお、自治体職員向けの研修については、例年5月から6月に国立保健医療科学院において行われる社会福祉法人指導監査研修の中で、社会福祉法人会計基準に関する研修を開催することを予定している。

ウ 今後のスケジュール等

パブリックコメントによるご意見を踏まえ、必要に応じて見直しを行っ

た後、平成22年度中に実施通知を発出する予定である。

なお、移行期間については、事務体制が整い、実施が可能な法人においては平成24年度（予算）から移行し、平成25年度（予算）には全ての法人において移行する予定としている。

都道府県等におかれては、社会福祉法人新会計基準への円滑な移行が図られるよう管内社会福祉施設等に対する指導の徹底をお願いしたい。

（3）社会福祉施設等の防災対策について

①社会福祉施設等の防災対策への取組

社会福祉施設等は、自力避難が困難な者が多数入所する施設であることから、次の事項に留意のうえ、施設の防火安全対策の強化に努めるよう、管内社会福祉施設等に指導をお願いするとともに、指導監査等にあたっては、特に重点的な指導をお願いしたい。

- ア 火災発生の未然防止
- イ 火災発生時の早期通報・連絡
- ウ 初期消火対策
- エ 夜間防火管理体制
- オ 避難対策
- カ 近隣住民、近隣施設、消防機関等との連携協力体制の確保
- キ 各種の補償保険制度の活用

とりわけ、消防法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第179号）が平成21年4月に施行され、乳児院について、スプリンクラー設備については延べ面積275m²以上に、自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備については規模に関わらずに設置が義務づけられていることから、次世代育成支援対策施設整備交付金及び社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金を積極的に活用して、整備を進められたい。

なお、既存施設における経過措置期間の期限については、平成24年3月までとなっていることから、期限までにスプリンクラー設備の整備など必要な対応が図られるよう指導されたい。（乳児院以外の児童入所施設についても、275m²以上であればスプリンクラー設備整備事業が次世代育成支援対策施設整備交付金の対象となっているのでご活用いただきたい。）

また、地すべり防止危険区域等土砂等による災害発生の恐れがあるとして指定されている地域等に所在している社会福祉施設等においては、

- ア 施設所在地の市町村、消防機関その他の防災関係機関及び施設への周知
- イ 施設の防災対策の現状把握と、情報の伝達、提供体制の確立
- ウ 入所者の外出等の状況の常時把握及び避難並びに避難後の円滑な援護
- エ 消防機関、市町村役場、地域住民等との日常の連絡を密にし、施設の構造、入所者の実態を認識してもらうとともに、避難、消火、避難後の円滑な援護等を行うための協力体制の確保等

社会福祉施設等の防災対策に万全を期していただくようお願いしたい。

《参考》

- ・「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」（昭和62年9月18日社施第107号）
- ・「社会福祉施設における防災対策の再点検等について」（平成10年8月31日社施第2153号）
- ・「災害弱者関連施設に係る土砂災害対策の実施について」（平成11年1月29日社援第212号）
- ・「認知症高齢者グループホーム等における防火安全体制の徹底等について」（平成18年1月10日雇児総発第0110001号、社援基発第0110001号、障企発第0110001号、老計発第0110001号）

②児童福祉施設等の耐震化対策の推進

ア 児童福祉施設等の耐震化については、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、管内社会福祉法人等に対し必要な指導等が行われているところであるが、平成18年に同法が一部改正され、都道府県市が策定する「耐震改修促進計画」により、社会福祉施設を含む公共建築物等については、速やかに耐震診断を実施し、その結果等の公表に努めることが必要となっているところである。

これらを踏まえ、旧建築基準法に基づき建設された施設の耐震診断及び耐震化を優先的に実施するとともに、新耐震基準で建築された施設についても必要に応じて耐震診断を実施するなど、その安全性を確認するために必要な対応を行うよう、管内市町村、社会福祉法人等に対して指導をお願いしたい。

平成22年に実施した社会福祉施設等の耐震化に関する状況調査については、現在、報告頂いた内容等の確認をし、取りまとめを行っているところであり、取りまとまり次第別途通知する予定であるが、各都道府県市においては、引き続き、児童福祉施設等へ入所・利用する児童等の安全確保の観点から、耐震診断の未実施施設については、早急に診断を実施するとともに、要改修と診断された施設は、耐震化のための整備を適切に行いうよう、管内市町村、社会福祉法人等に対して指導をお願いしたい。

なお、これらの事業の実施にあたっては、「社会福祉施設等に関する耐震診断及び耐震改修の実施について（通知）」（平成18年2月15日社援基発第0215001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）で通知しているところであるが、各都道府県市の建築指導担当部局と連携の上、耐震診断については国土交通省の「住宅・建築物安全ストック形成事業」、耐震化整備等については社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金（保育所等については安心こども基金）の積極的な活用をお願いしたい。

イ 社会福祉施設等の老朽化に伴う改築整備については、老朽化が著しく災害の発生の危険性が大きいものなど入所者の防災対策上、万全を期し難い社会福祉施設については、国庫補助や交付金の交付に当たって優先的に採

択してきたところである。

また、土砂災害等により被害のおそれがあると都道府県等において指定された地すべり防止危険か所等危険区域に所在する社会福祉施設についても、施設入所者、利用者の安全確保を図る観点から当該区域外への移転整備を促進するため、国庫補助や交付金の交付に当たって優先的に採択してきたところである。

これらの取り扱いについては、その事業の重要性に鑑み、平成23年度においても引き続き継続することとしているので、各都道府県市におかれでは、これらの施設について、速やかに対応願いたい。

③被災施設の早期復旧

社会福祉施設等災害復旧事務の取扱いについては、「社会福祉施設等災害復旧費国庫負担(補助)の協議について」(平成17年3月24日付雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)に基づき、災害発生後速やかに報告をお願いするとともに、早期現状回復に努め、施設運営に支障が生じないよう指導の徹底を図られたい。

なお、被災した社会福祉施設等の災害復旧事業については、「社会福祉施設等災害復旧費国庫負担(補助)金」により国庫負担(補助)してきたところであるが、早期復旧の観点、社会福祉施設の地域の重要な防災拠点としての役割及び災害救助法に基づく「福祉避難所」としての位置付けを有していることから、平成17年度より交付金化された高齢者関連施設や児童関連施設及び平成18年度から一般財源化された公立保育所等についても、引き続き「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」の対象となっているので了知願いたい。

④大規模災害への対応

台風被害や地震災害などの大規模災害については、施設レベルでの防災対策では十分な対応が困難であることから、関係機関との十分な連携及び地域防災計画に基づく適切な防災訓練の実施など、民生部局においても積極的に参画をお願いしたい。

なお、社会福祉施設等は地域の防災拠点として、また、災害救助法に基づく「福祉避難所」としての役割を有していることから、今後も震災時等における緊急避難的な措置として要援護者の受入を積極的に行っていただくようお願いしたい。

(4) 社会福祉施設等におけるアスベスト対策について

① 吹付けアスベスト等使用実態調査について

社会福祉施設等におけるアスベスト(石綿)対策については、平成22年11月9日「社会福祉施設等における吹付けアスベスト(石綿)使用実態調査の第2回フォローアップ調査結果」を公表したところであるが、依然として、未措置状態にある施設、未回答施設、分析依頼中の施設が散見されており、引き続き法令等に基づき適切な措置を講ずるよう指導の徹底をお願いする。

また、これら施設の「フォローアップ調査」について、既にご連絡しているとおり、平成23年10月7日（金）までに提出いただくようお願いいたしたい。

石綿等のばく露のおそれがない又は封じ込め、囲い込み等の措置を図った施設であっても、風化・損傷等によりばく露する危険性もあることから経過観測に努めるとともに、石綿等の分析調査を行った場合は、図面、調査結果を適切に保管し、撤去工事等を実施する際に活用できるよう施設に対して周知いただくようお願いする。

《参考》

- ・「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の第2回フォローアップ調査結果の公表等について」（平成22年11月9日雇児発1109第3号、社援発1109第1号、障発1109第1号、老発1109第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）

② 吹付けアスベスト等の除去等について

児童養護施設等の吹付けアスベスト等の除去等に要する費用については、次世代育成支援対策施設整備交付金の交付対象となっており、民間保育所等については安心こども基金の交付対象とすることとしていることから、これらの制度等を積極的に活用し、この早期処理に努めるよう指導をお願いする。

また、独立行政法人福祉医療機構において、アスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置（融資率の引き上げ、貸付利率の引き下げ）を平成23年度も引き続き実施することとしており、その活用方の周知も併せてお願いいたしたい。

4. 児童福祉行政に対する指導監督の徹底について

(1) 児童福祉施設等に対する指導監査の実施について

児童福祉施設等に対する指導監査の実施については、児童福祉行政の適正かつ円滑なる実施の確保を図るため、平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知「児童福祉行政指導監査の実施について」の別紙「児童福祉行政指導監査実施要綱」を参考の上、引き続き適切な指導監査の実施を図られるようお願いしたい。

児童福祉施設等の指導監査の実施については、児童福祉法施行令に基づき年1回以上の指導監査となっており、この際には、施設運営全般にわたる指導をお願いしたい。

特に、児童養護施設等入所児童等の処遇については、児童等の最善の利益を確保するために、苦情解決のためのしくみが設けられているか、体罰等懲戒権が濫用されていないか、児童相談所など関係機関との連携を図りながら児童相談所の処遇指針に対応した児童自立支援計画が適正に策定されているか等、人権に配慮した適切な施設運営が行われているかという観点から、被措置児童等虐待防止にも配慮した指導監査を行うようお願いしたい。

また、児童の自立支援計画の策定・実践等を通じて進学・就労等の選択に際し、児童の意向等に十分配慮し、児童の自立への支援の状況等についても留意して、指導監督を行うよう配慮をお願いしたい。

(2) 措置費等の施設運営費の適正化について

児童入所施設措置費及び保育所運営費等関係事務の適正な執行を確保する観点から、これらの事務を行う関係機関における負担金等の支弁及び徴収等経理事務に対する指導について配慮をお願いしたい。

特に会計検査院より指摘された次の点については留意願いたい。

- ・ 保育所入所に係る徴収金の世帯階層区分の認定については、国基準の徴収金基準額表を各年度ごとに正しく適用されることはもとより、適正な事務が確保されるよう税務関係機関との連携強化を図り、保護者から必要な書類を求める等課税状況の的確な把握に関する指導をお願いしたい。
- ・ 児童入所施設措置費及び保育所運営費の入所児童（者）処遇特別加算費の算定にあたっては、民間施設給与等改善費の加算率の算定対象とすべき職員（1日6時間以上かつ月20日以上勤務）は加算対象とはならないので、交付要綱等に即した支弁事務が行われるよう指導をお願いしたい。

(3) 都道府県等が実施する指導監査の結果報告について

各都道府県等が実施する児童福祉施設等の指導監査の結果については、児童福祉施設等の適正な運営を確保するため、指導監査における指摘事項の傾向等を全国に情報提供し、今後の指導に活用していただくことを目的に、当局総務課調整係へ提出していただいたところである。現在、その報告内容等について取りまとめているところであり、取りまとめ次第別途通知する予定である。

なお、当該監査報告書等の提出については、今後とも格段のご協力をお願いしたい。

[総務課 関連資料]

○子ども・子育て新システムの 基本的な考え方

基本的な考え方

- すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子ども・子育てを社会全体で支援
 - すべての子ども・子育て家庭への支援（子どもも手当、一時預かりなど）
 - 幼稚園・保育所の一体化（こども園（仮称））
 - 社会全体での費用負担
 - 関係者（地方公共団体、労使団体、子育て当事者、NPO等子育て支援者等の参画（子ども・子育て会議（仮称））
- 切れ目のないサービス・給付を保障
 - 妊娠～出産～保育～放課後対策まで切れ目なく細やかなサービスを提供
- 38 ■ 地域の多様なニーズに応じたサービス
 - ニーズに応じた多様な保育サービス
- 基礎自治体（市町村）を中心
- 政府の推進体制・財源を一元化
 - 制度ごとにバラバラな政府の推進体制、財源を一元化
- ワーク・ライフ・バランスの実現

■ 基本設計

■ 子ども子育てを社会全体で支援する一元的な制度の構築～制度・財源・給付の一元化の実現～

○ 国と都道府県の役割～実施主体の市町村を重層的に支える仕組み～

【国】

- ・ 新システムの制度設計
- ・ 市町村への子ども・子育て包括交付金（仮称）の交付等、制度の円滑な運営のために必要な支援

【都道府県】

- ・ 広域自治体として、市町村支援事業（広域調整、情報提供など）を実施
- ・ 都道府県が主体となって行う事業を実施（社会的養護など）

○ 市町村の権限と責務

- ① 必要な子どもにもサービス・給付を保障する責務
- ② 質の確保されたサービスの提供責務
- ③ 適切なサービスの確実な利用支援する責務
- ④ サービスの費用・給付の支払い責務
- ⑤ 計画的なサービス提供体制の確保・基盤整備責務

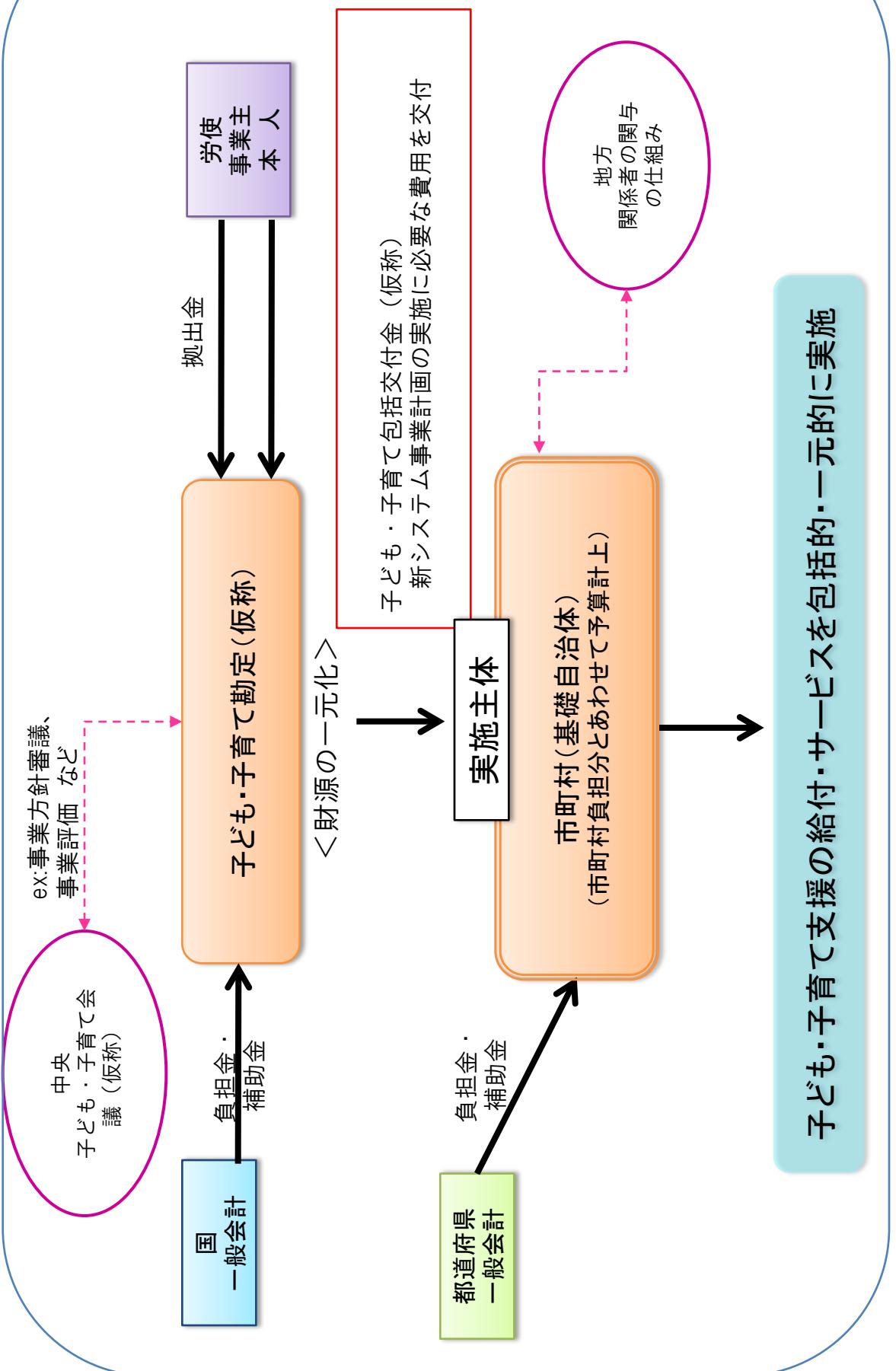
○ 社会全体(国・地方・事業主・個人)による費用負担

- ・ 社会全体(国・地方・事業主・個人)により必要な費用を負担
- ・ 国及び地方の恒久財源の確保を前提とした実施
- ・ 子ども・子育て勘定（仮称）から、市町村が自由度を持って必要な給付を行うことができるよう、子ども・子育て包括交付金（仮称）として必要な費用を包括的に交付
- ・ 市町村は、必要な費用を確保し、地域の実情に応じた給付を実施

○ 子ども・子育て会議（仮称）の設置を検討

- ・ 地方公共団体、労使代表、子育て当事者、NPO等の子育て支援当事者等が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして国に子ども・子育て会議（仮称）を設置することを検討
- ・ 地方においても関係者が関与できる仕組みを検討

子ども・子育て新システムのイメージ



給付設計

【給付の全体像】

■子ども手当(現金)

■出産・育児に係る休業に伴う給付(仮称)

■子育て支援(一時預かり等)

■幼保一体給付(仮称)

- すべての子どもにも質の高い幼児教育・保育を提供

■妊娠健診

■その他の子育て支援

- 乳児家庭全戸訪問事業、地域子育て支援拠点事業、児童館等

- 新システムの事業として市町村の独自自給付

41

- 給付の一体化…幼保一体給付(仮称)
- 幼稚園・保育所の一体化(こども園(仮称))
- こども指針(仮称)の創設等

多様な保育サービス

- 小規模保育、短時間利用者向け保育、早朝・夜間・休日保育、事業所内保育、広域保育、病児・病後児保育等

■放課後児童給付(仮称)

利用者の選択に基づく給付の保障

- サービスの確実な保障＝市町村による認定
- 市町村開与の下、利用者と事業者の間の公的幼児教育・保育契約(仮称)
- 市町村が適切なサービスの確実な利用を支援
- 利用者補助方式と公定価格を基本とした現物給付
- サービスの多様化の観点を踏まえた柔軟な制度設計と多様なサービスへの配慮

多様な事業者の参入によるサービス基盤の整備

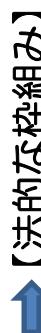
- 指定事業者の仕組みの導入
(多様なサービス類型ごとの基準)
- イコールフットプリント
・施設整備費の在り方の見直し、運営費の使途範囲の自由度の確保
- 撤退規制、情報開示等のルール化
- 質の向上の検討

○新システムのWTにおける議論の
具体的な内容

市町村 = 新システムの実施主体

○ 新システムの実施主体として、住民に対して、地域の実情に応じ、子ども・子育て支援のサービス・給付を提供・確保

- ① 子ども・子育て支援が必要な子どもに対し、サービス・給付の水準を保障（地位を付与）し、必要なサービスが確実に利用できるよう支援
- ② 市町村の「新システム事業計画」（仮称）に基づき、潜在的なニーズも含めたサービス基盤の整備を計画的に実施



④ 市町村の責務を法律上明記

- ① 必要な子どもにサービス・給付を保障する責務
- ② 質の確保されたサービスの提供責務
- ③ 適切なサービスの確実な利用支援する責務
- ④ サービスの費用・給付の支払い責務
- ⑤ 計画的なサービス提供体制の確保・基盤整備責務

- 市町村の「新システム事業計画」（仮称）を法律上明記

- 目標値の設定
- 日常生活圏域の設定
- 需要量の見込み
- 見込量の確保のための方策
(こども園（仮称）、多様な保育サービス、地域の子育て支援事業等)

国・都道府県 = 実施主体たる市町村を重層的に支援

- 国は、制度の根幹に関する以下の役割を担う
 - ① 新システムの制度設計、「基本指針」の策定
 - ② 市町村への子ども・子育て包括交付金（仮称）の交付等、制度の円滑な運営のための必要な支援
- 都道府県は、広域自治体として、「新システム事業支援計画」（仮称）に基づき、以下の市町村支援を実施
 - ① 市町村における制度の円滑な運営のための支援（指定事業者に係るサービス情報の公表、保育者の研修・人材養成）
 - ② 都道府県が主体となって、専門性を発揮する事業（社会的養護、障害児の発達支援など、専門機関を有する都道府県が主体となつて実施）

44

【法的な枠組み】

- ・ 国の「基本指針」、都道府県の「新システム事業支援計画」（仮称）を法律上明記
 - ・ 上記の国の責務、都道府県の責務を法律上明記
- ＜検討課題＞
- サービス類型ごとに、指定権者・指導監督の主体（現行：保育所は中核市まで、幼稚園・認定こども園は都道府県）
 - 市町村の「新システム事業計画」（仮称）、都道府県の「新システム事業支援計画」（仮称）、国の「基本指針」についての具体的な内容
 - 市町村が行う利用者支援の具体的な内容、保育の必要量の認定、市町村事業の必要量の確保など
- 後述

子ども手当(個人への現金給付)

→「5大臣合意」（平成22年12月20日）を踏まえ検討

子育て支援サービス(個人への現物給付(一時預かり))

- 一時預かりは、親の働き方に関わらず、日常生活を営む上で の利用や、社会参加を行うための利用など、普遍的に子ども・子育て家庭に必要なものであり、すべての子ども・子育て家庭が利用できるようにする
- 市町村はニーズを把握し、必要な量を確保するため、計画に基づき、地域の実情を踏まえたサービス基盤を整備

45

<WTでの主な意見>

- ・ 一時預かりに対するニーズは、地域の実情や家庭の状況によって差がある
- ・ 一時預かりを提供する場について、必要な量を確保することが必要
- ・ 質の確保が重要

]

<検討課題>

- 一時預かりを提供する方法
 - 地域の実情や家庭の状況に応じた必要量を、市町村事業によって提供（事業を法律上明記）する方向で検討
 - 例：地域子育て支援拠点など実施場所に助成、利用券方式により個人に給付（杉並区「子育て応援券」）
- 必要な量の確保
 - 市町村の「新システム事業計画」（仮称）に基づく整備目標の設定を法律上明記する方向で検討
 - 給付の対象範囲（実施場所等）をどのようにするか
 - 市町村事業として、市町村が質を確保（例：市町村が給付の対象となる実施場所を特定）する方向で検討

妊婦健診

- 妊婦健診については、新システムの対象とする（市町村事業）

・ 妊婦健診を市町村の「新システム事業計画」（仮称）に基づく整備目標の設定を法律上明記

＜検討課題＞

- 公費負担となる検査項目や公費負担額の地域差をどのように考えるか

地域の子育て支援事業

- 地域の子育て支援事業（乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、児童館など）については、市町村はニーズを把握し、必要な量を確保するため、計画策定と、計画に基づくサービス基盤を整備

○ 対象となる事業は、現行の次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）の範囲を念頭

・ 市町村は、地域の子育て支援事業を実施することを法律上明記

・ 市町村の「新システム事業計画」（仮称）に基づく整備目標の設定を法律上明記

＜検討課題＞

- 子ども・子育てビジョンの目標数値との整合性を確保するための法的な枠組み
→ 国が定める「基本指針」に、サービス量を見込むに当たり参考すべき標準を示し、市町村は参考標準に基づき、ニーズを把握し、整備目標を設定する方向で検討

- 各事業の基準は国が定めることとするか、各事業における市町村の裁量をどのようにするか

→ 各事業に關し、国がガイドラインを示す方向で検討

市町村独自の給付

- 市町村の裁量により、給付の上乗せや上記の給付以外の子育て支援サービスを新システムの事業として独自に給付することができる仕組み

現金給付・現物給付の一体的な提供

- 市町村の選択や、市町村による枠組みの下、個人の選択に基づき、現金給付・現物給付を一体的に提供する仕組みを構築

- ① 現金給付と一時預かり等の組合せ
- ② 個人給付の一部を学校給食費等として学校に支払うことを探査する仕組み
→平成23年度の子ども手当法案を踏まえて対応
- ③ 個人給付の一部を利用券の方式により給付を行うことを可能とする仕組み

〈WTでの主な意見〉
・ 子ども手当の額は全国一律にすべき

}

＜検討課題＞

- 現金給付と現物給付のバランスをどのように確保するか
→ 一時預かり、地域の子育て支援事業を事業として法律上明記する方向で検討。
上記の事業を市町村の「新システム事業計画」(仮称)に基づく整備目標の設定を法律上明記する方向で検討。
- 市町村による利用料徴収の法的位置づけ →法制面から整理
- 利用券の方式による給付の法的位置づけ →法制面から整理

出産・育児に伴う休業中の給付(仮称)

○ 育児休業中の給付と保育サービスまで切れ目なく保障される仕組み

- 〈WTでの主な意見〉
- 育休から保育へのつなぎとして、切れ目のないサービス提供ができる仕組みが必要。
- ・ 給付のメリットはあるが、受給者の範囲、受給額、拠出の在り方など非常に課題が多く、実現可能性の観点から無理があるのではないか。
 - ・ 巨額のコスト、ノウハウ、運営を考えると、市町村が事務処理をできるかといふことは疑問。市町村が事務処理をするとなると、事務処理体制の整備に時間とコストがかかる。制度運用の効率、利用者の利便性の向上を考えると、社会の理解が得られないでは。
 - ・ すぐには議論できる条件がないだろうという認識。今後こういう課題もどこかの段階で関係審議会含め丁寧に議論していく必要。

＜検討課題＞

- 出産手当金（健康保険）、育児休業給付（雇用保険）の適用範囲等に違いがある現状で、両給付を現行制度から移行して、実施主体等も含めて一本化することが適当かどうか。

幼保一体給付(仮称)

- 希望するすべての子どもに質の高い幼児教育・保育を保障する仕組み
- 多様なニーズに対応する多様な保育サービスの導入

【給付の対象範囲】

- ① こども園（仮称）

② 多様な保育サービス

- i 小規模保育（家庭的保育、居宅訪問型保育、こども園（仮称）連携型小規模保育、多機能型小規模保育）
- ii 短時間利用者向け保育
- iii 早朝・夜間・休日保育

iv 事業所内保育
v 広域保育
vi 病児病後児保育

【給付の内容】

- ① こども園（仮称）

○ すべての子どもに質の高い幼児教育・保育を保障

- ・ 3歳以上児：幼児教育十保護者の就労状況等に応じた保育
- ・ 3歳未満児：保護者の就労状況に応じた保育

○ 国が全国一律の最低基準（ナショナルミニマム）を確保（人員、設備、面積、規模等）

＜検討課題＞

- 指定権者、指導監督の主体（都道府県／政令市・中核市／市町村）
- 国の基準と、地方の裁量の範囲の整理

幼保一体給付(仮称)(つづき)

② 多様な保育サービス

- 多様な保育サービスを設け、それぞれの特性に応じた指定類型・基準を設定
- 国が一律に最低基準を設定
- ・ 独立した類型又はこども園（仮称）等と一体的に提供するものとして位置づけ
　　・・・・・ i 小規模保育、ii 短時間利用者向け保育、iii 早朝・夜間・休日保育、
　　vi 病児・病後児保育
- ・ 独立した類型として位置づけるか検討
　　・・・・ iv 事業所内保育
- ・ こども園（仮称）等において提供可能
　　・・・・ v 広域保育

＜検討課題＞

- 国の定める基準の内容と、地方自治体の裁量の範囲の整理
- サービス類型ごとに、指導権者、指定権者、実施主体（都道府県／政令市・中核市・市町村）で一體的に提供
- サービス類型ごとに、対象範囲、提供方法の整理（単独施設で提供／こども園（仮称）で一體的に提供）

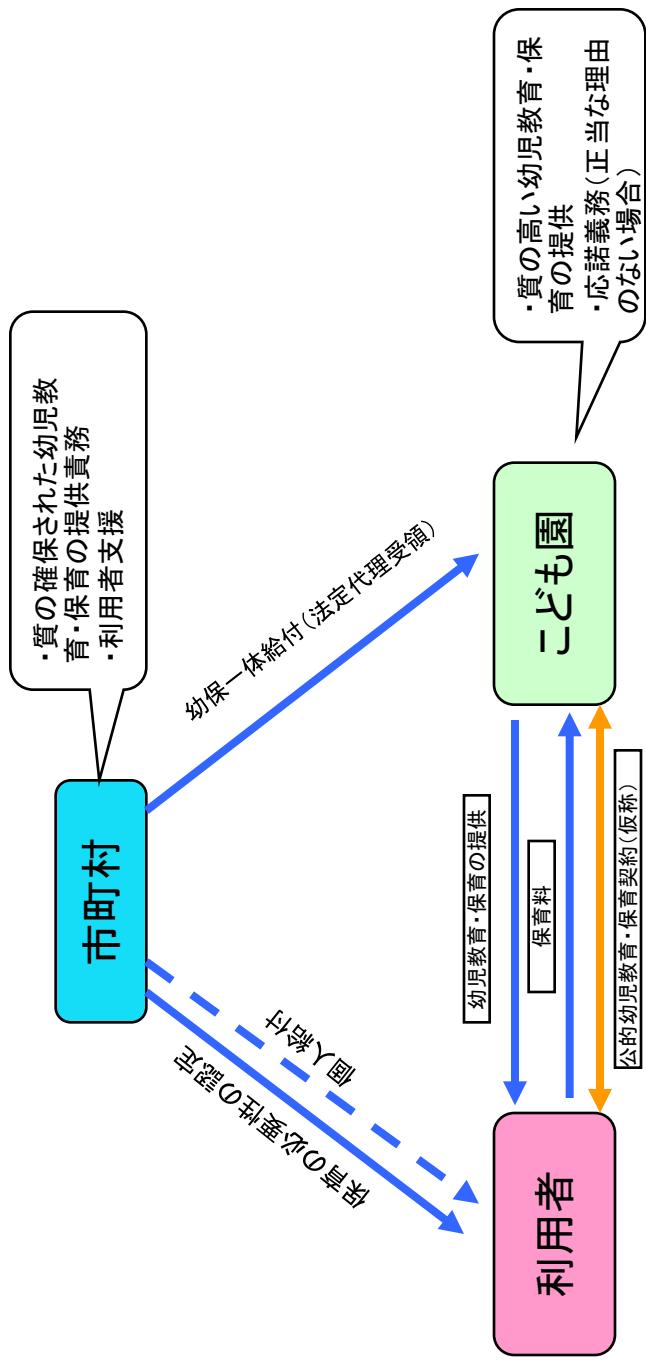


幼保一体給付(仮称)(つづき)

【給付の仕組み】～ 利用者の選択に基づく給付を保障

- ① 市町村による保育の必要性の認定
- ・ 保護者の就労状況等をもとに、2段階又は3段階程度の大括りの認定（利用の柔軟性と市町村事務の簡素化）
※ 3歳以上はすべての子どもに幼児教育を保障
 - ・ 認定の基準は国が定める。
- ② 市町村関与のもと、利用者と事業者の間の公的幼児教育・保育契約（仮称）
- ・ 利用者がサービスを選択することが基本。市町村は、利用者が利用できるように一定の関与・支援

<新システムでのイメージ>



幼保一体給付(仮称)(つづき)

【給付の仕組み】～ 利用者の選択に基づく給付を保障

- ③ 市町村が適切なサービスの確実な利用を支援
- ・ 保育需要が供給を上回る場合、管内の状況を把握し、必要に応じてあっせんする。
 - ・ ひとり親家庭の子ども、虐待事例の子どもなど優先的に利用を確保すべき子どもや、障害のある子どもについて、受入可能な施設をあっせんする。
 - ・ 受入による利用を基本としつつも、契約による利用が著しく困難な場合には、市町村による措置による利用の仕組みを検討する。

④ 利用者補助方式と公定価格を基本とした現物給付

- ・ 法律上は、市町村が一定の費用を利用者（保護者）個人に対する給付。
- ・ 費用の確実な支払いのため、市町村が事業者に直接支払う（法定代理受領）
- ・ 低所得者に配慮の上、保護者に一定の負担を求める。
- ・ 公定価格が基本。付加的な幼児教育・保育の対価としての柔軟な価格設定を可能とする。

＜検討課題＞

- 認定基準の内容（国が定める基準、地方自治体の裁量の範囲）
- 公的幼児教育・保育契約（仮称）への市町村関与の具体的な内容
- 市町村が行う利用者支援の具体的な内容（対象者（虐待の場合など）、支援内容）
- 保護者負担の設定方法、水準
- 柔軟な価格設定の方法

幼保一体給付(仮称)(つづき)

【多様な事業者の参入によるサービス基盤の整備】

① 指定制の導入

- 多様なサービス類型に応じた指定基準
 - ・ 多様なサービス類型ごとに指定基準を設定し、指定された事業者がサービスを提供
 - ・ 指定基準を満たしていれば、現行の認可外保育施設であっても給付の対象（財政支援の対象）
 - ※ 事業としては、学校教育法、児童福祉法、こども園法（仮称）等において認可又は届出により規制を行う。
 - ・ 国が全国一律の最低基準を設定することを基本。
- 指定基準を満たした多様な事業者が、イコールフッティングのもとで参入可能
 - ・ 指定基準を満たした多様な主体が参入できる仕組み
 - ・ 多様な主体の経営努力による柔軟な経営を可能とする仕組みとし、安定的・継続的運営を確保するための一
定のルール化（運営費の使途範囲についての一定のルール化、施設整備費の減価償却相当分を運営費への上乗せ、法人種別に応じた会計処理）
- 指定制度における市町村の需給調整
 - ・ 市町村が策定する新システム事業計画（仮称）の需要を超えた供給がされている場合の新規指定の制限

＜検討課題＞

- 指定権者、指導監督主体（都道府県、政令市、中核市／市町村）
- 国が定める基準と、地方自治体の裁量の関係の整理



幼保一体給付(仮称)(つづき)

【多様な事業者の参入によるサービス基盤の整備】

② サービスの安定的・継続的な提供と質の確保・向上

- 指定事業者の撤退規制
(撤退の事前届出、サービスの継続的な提供が可能となるための調整の仕組み)
- 情報開示のルール化
- サービスの質の確保、向上を検討

<検討課題>

- 指定事業者の撤退規制の具体的な内容
- 情報開示の具体的な内容
- サービスの質の確保、向上のための仕組みの検討



幼保一体化

○ こども園（仮称）

- ・ 新たに「こども園（仮称）制度」を創設する。
 - ・ 「こども園（仮称）」は、学校教育法、児童福祉法及び社会福祉法において、各々、1条学校、児童福祉施設及び第2種社会福祉事業として位置づける。
 - ・ 「こども園（仮称）」は、幼児教育・保育及び家庭における養育の支援を一體化して提供する施設とし、満3歳以上上の子どもの受入れを義務付けることとする。
 - ※ 満3歳以上児については、標準的な教育時間の学校教育をすべての子どもに保障。また、学校教育の保障時間等に応じて、保育を必要とする子どもには保育を保障。
 - ※ 満3歳未満児については、保護者の就労時間等に応じ、保育を保障。
- 55 なお、満3歳未満児の受入れは義務付けないが、財政措置の一体化等により、満3歳未満児の受入れを含め、こども園（仮称）への移行を促進する。
- ※ 例えば、現行制度でいえば、幼稚園型認定こども園の保育所機能部分、保育所型認定こども園の幼稚園機能部分についても基準を満たせば財政措置を受けられるようになることや、調理室等への補助制度を創設することなど。
- ・ 国が全国一律の最低基準（ナショナルミニマム）を確保（人員、設備、面積、規模等）

＜検討課題＞

- 地域の実情に応じた幼児教育・保育の計画的な提供の在り方
- 地域の実情や保護者の多様なニーズに応じた多様な施設の在り方
- 認可、指導監督の主体（都道府県／政令市・中核市／市町村）
- 国の基準と、地方の裁量の範囲の整理

放課後児童給付(仮称)

- 放課後児童クラブの利用が必要な児童に対するサービス保障を強化
- 市町村はニーズを把握し、必要なサービス量を確保
(新システム事業計画(仮称)に基づく基盤整備)
- 市町村が地域の実情に応じてサービスを提供できるよう、市町村事業として実施
- 現行と同様に4年生以上も対象とし、4年生以上のニーズも踏まえた基盤整備

〈WTでの主な意見〉

- 量的な拡充は急務。あわせて、安定的な運営を確保できるサービスに応じた費用の保障の仕組みが必要。
- 市町村の実施責任、提供責任を強化すべき。
- 現行のガイドラインを法的拘束力ある一定の最低基準とし、一定の水準の公費を入れていく必要。
- 地域の実情に応じた形で、サービス給付を確実に提供することができるよう、地方が裁量と創意工夫をもつて担うことが可能な仕組みにすべき。
- 指導員の資格や設備等について、全国一律の水準を設定して市町村に義務づけることは、市町村の創意工夫の余地を奪いかねない。
- 指導員の資質、専門性の向上が重要。また、人材確保のために待遇改善も重要な課題。

〈検討課題〉

- 国が定める基準の内容と、地方自治体の裁量の範囲の整理



市町村独自給付(仮称)

- 市町村の裁量で、上乗せ給付が可能

社会的養護・障害児に対する支援

○ 社会的養護や障害児に対する支援は、専門性が高い都道府県が行う事業と、市町村が行う一般施策との連携が必要

→専門性が高い事業については、新システムとは別の施策として維持する方向。ただし、社会的養護、障害児に対する支援策についても、都道府県又は市町村の新システム事業計画・支援計画（仮称）の記載事項とすることにより、一般施策との連携を確保する。

○ 現行の社会的養護等の児童相談所を中心とした体制、措置制度等は維持する方向で検討

※障害児に対する支援については、障害者制度全般についての改革推進に係る議論の状況等を踏まえて検討することが必要。

57 <WTにおける主な意見>

・ 社会的養護や障害児支援など専門性の追求は、県であるからできる点もある。基礎自治体と都道府県との総合的な協同体制の構築が非常に重要。また、新システムにおいて、都道府県の役割もしつかり位置づけるべき。

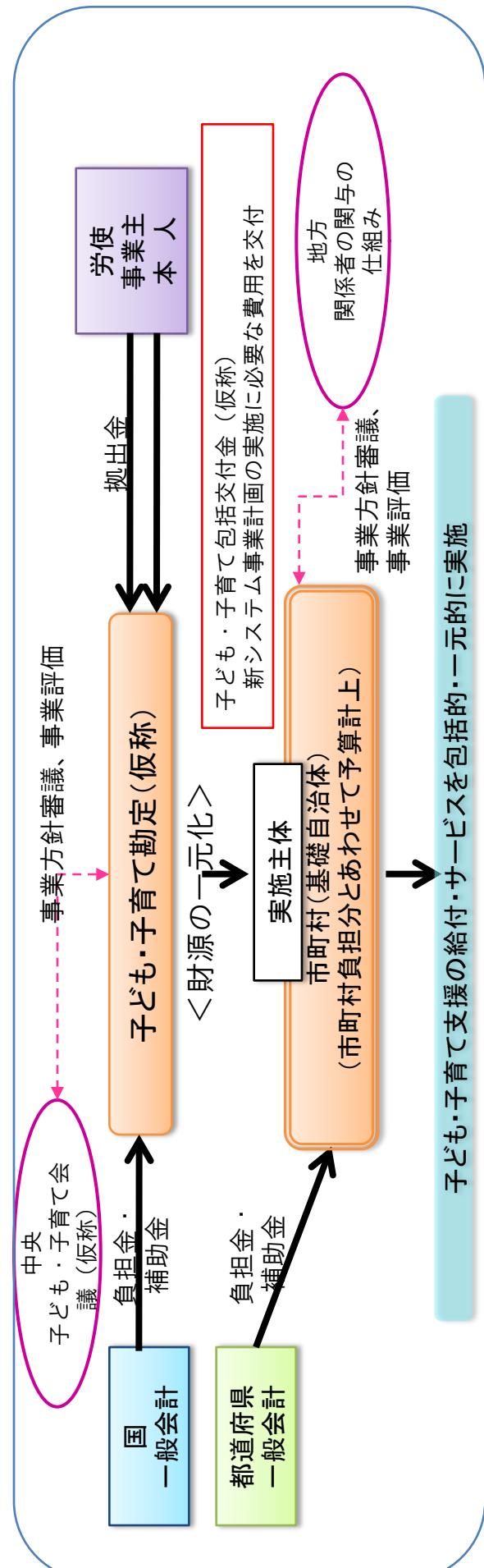
・ 社会的養護は、引き続き措置制度によって支援を行っていく仕組みを維持すべき。障害児支援は、子ども一般施策として新システムの中に位置づけ、個別に必要な支援サービスを付帯していく方法が望ましい。障害児のこども園などの利用に当たっては市町村による措置の仕組みが必要。

費用負担

- 社会全体（国・地方・事業主・個人）により、**必要な費用を負担**
 - 具体的な負担のあり方は、給付設計等を踏まえつつ、今後議論※子ども手当の国と地方の協議の場の議論、税と社会保障の一體改革の議論の動向にも留意。
- ＜検討課題＞
- 給付全体の費用負担をどのように設定するか

子ども・子育て包括交付金（仮称）等

- 子ども・子育て包括交付金（仮称）：新システム事業計画に必要な費用を包括的に交付するものとして位置づけ
- 市町村での会計：国からの交付金が子ども・子育てのために使われたことが確認できる仕組みが必要（一般会計も選択肢）
- ⁵⁸ 国における会計（子ども・子育て勘定（仮称））：費用負担の検討に応じ、区分経理の必要性を検討



子ども・子育て支援の給付・サービスを包括的・一元的に実施

WTでの主な意見

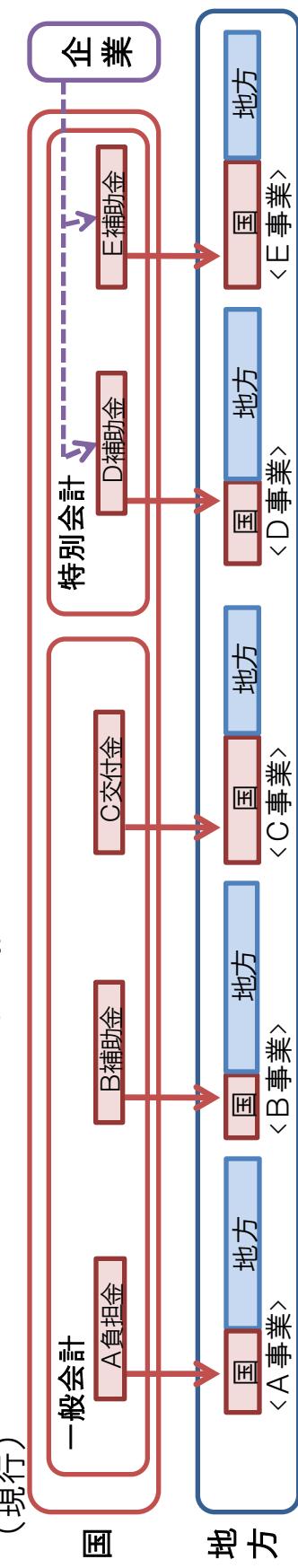
- ・全国一律の現金給付、全国一律の現物給付、裁量ある現物給付についてミシン目を入れて、それぞれ財源を確保すべき。義務的経費はきちんと精算し、国の財政責任を果たしていただきたい。
- ・市町村は議会のチェックも受けれるし、子ども・子育て会議のチェックもかかれば、用途の適正性は確保される。一般会計による対応で制度設計すべき。市町村の特別会計には反対。

検討課題

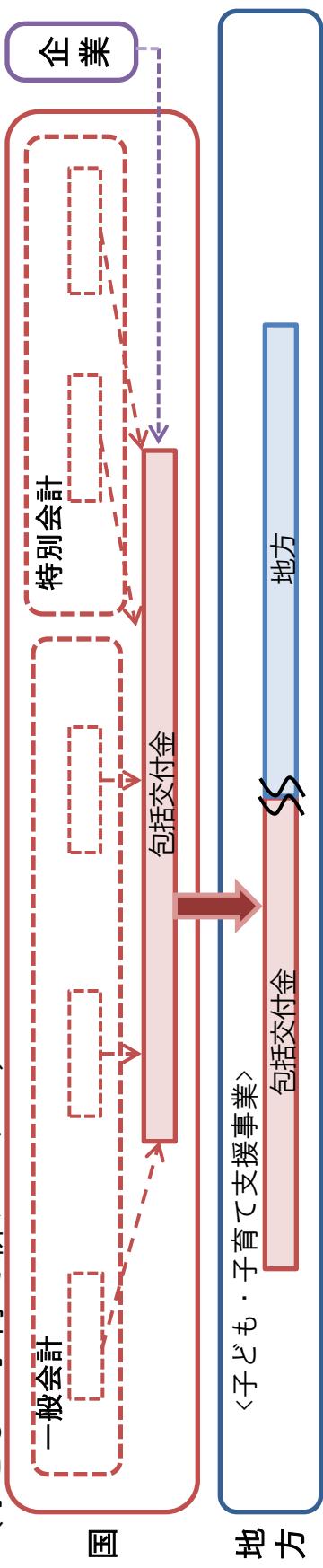
- 子ども・子育て包括交付金について、個人給付等の財源保障と市町村の裁量とのバランス
- 子ども・子育て包括交付金が「子ども・子育て支援」のために使われることを担保する仕組み

(現行)

～参考：包括交付金(仮称)のイメージ～



(子ども・子育て新システム)



その他

子ども・子育て会議 = 関係当事者が主体的に子ども・子育て支援施策にかかわる、新たな行政運営の仕組み

- 地方公共団体、労使団体を含む負担者、子育て当事者、NPO等の子育て支援当事者等が、子育て支援施策のプロセス等に参画・関与できる仕組みとして、国に子ども・子育て会議（仮称）を設置

＜考えられる機能＞

- ・国の基本指針（地方自治体の計画策定の指針等）その他の重要方針の審議
- ・新システムの対象となる施策のあり方についての審議
- ・各年度の事業方針の審議、費用の使途実績、事業の効果等の点検・評価など

- 子ども・子育て会議（仮称）を地方自治体にも設置する方向で検討

60

＜検討課題＞

- 国及び地方自治体の子ども・子育て会議（仮称）について、担うべき機能・法的位置づけをどのようにするか。

新システムの実施体制

＜検討課題＞

- 新システム実施体制の一元化について、どう整理するか。



參考資料

次世代育成支援の構築に向けた検討経緯

政権与党の政策

【民主党マニフェスト2009(抄)】

- 「社会全体で子育てする国」「安心して子育てと教育ができる政策」
 - ・ 安心して子どもを生み、次代を担う子ども一人一人の育ちを社会全体で応援する
→ 子ども手当1人当たり年31万2000円(月額2万6000円)を中学校卒業まで支給
 - ・ 繼割りになっている子どもに関する施策の一本化し、質の高い保育環境を整備
→ 空き教室などの活用による保育所の増設、保育ママの増員等の待機児童解消
 - 子ども家庭省(仮称)の設置の検討

社会保障審議会少子化対策特別部会

- 平成20年3月より、次世代育成支援のための新たな制度設計に向けた検討を開始
- 平成21年2月24日に第1次報告のとりまとめ
- 平成21年12月25日に議論の整理

明日の安心と成長のための緊急経済対策

(平成21年12月8日閣議決定)

- ~~幼保~~保一体化を含めた保育分野の制度・規制改革
幼保一体化を含め、新たなる次世代育成支援のための包括的・一元的な制度構築を進める。
このため、主担当となる閣僚を定め、関係閣僚の参加も得て、新たな制度について平成22年前半を目途に基本的な方向を固め、平成23年通常国会までに所要法案を提出する。
(ア) 利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革
(イ) イコールフッシングによる株式会社・NPOの参入促進
(ウ) 幼保一体化の推進

新成長戦略(基本方針)

(平成21年12月30日閣議決定)

- 幼保一体化の推進、利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革、各種制度・規制の見直しによる多様な事業主体の参入促進等による待機児童解消

(平成22年6月18日 閣議決定)

平成22年度予算における 子ども手当等の取扱いについて

(四大臣合意)

- 次世代育成支援のための検討の場における幼保一体化等を含む新たな次世代育成支援の検討を進めることとあわせて、地域主権を進める観点から、サービス給付等に係る国と地方の役割分担を検討

子ども・子育てビジョン(平成22年1月29日閣議決定)

- 保育サービス、放課後児童クラブなど今後の子育て支援策の総合的な推進のために策定。あわせて今後5年間の数値目標の策定

子ども・子育て新システム検討会議(平成22年1月29日少子化社会対策会議決定)

- 第1回 4月27日 「子ども子育て新システムの基本的方向」をとりまとめ
- 第2回 6月25日 「子ども子育て新システムの基本制度案要綱」をとりまとめ (6月29日少子化社会対策会議決定)

「幼保一体化について(案)」の概要①

(平成23年1月24日開催第6回幼保一体化ワーキングチーム資料)

(幼保一体化の目的)

(1) 質の高い幼児教育・保育の一体的提供

世界に誇る幼児教育・保育を全ての子に

(2) 保育の量的拡大

男女がともにあらゆる場面で活躍できる社会を目指し、女性の就労率向上や多様な保育のニーズにに対応する保育の量的拡大を図るために

(3) 家庭における養育支援の充実

支援を必要とする全ての親子が全ての地域であらゆる施設において支援を受けられるように

「幼保一体化について(案)」の概要②

(平成23年1月24日開催第6回幼保一体化ワークショップ資料)

(幼保一体化の具体的仕組み)

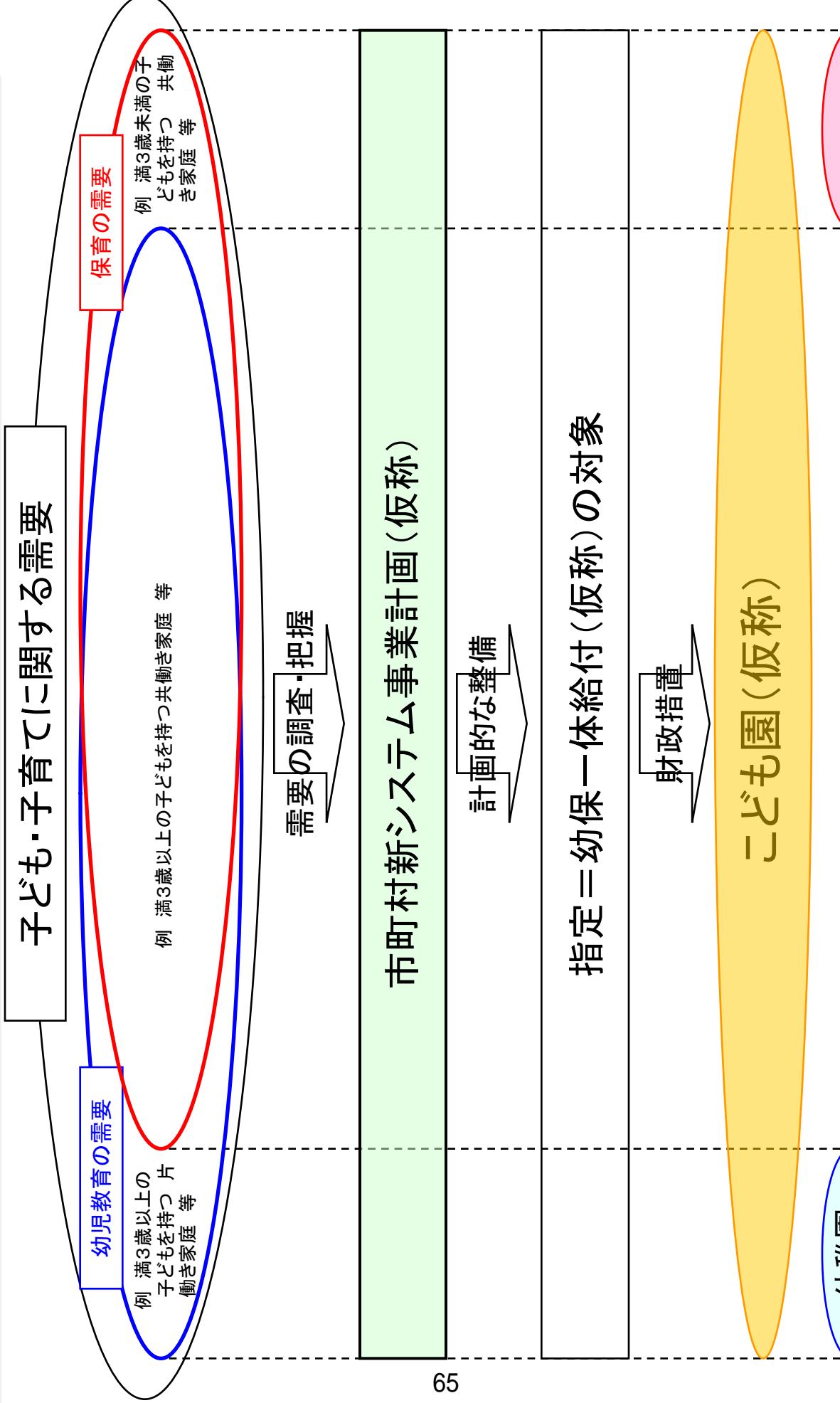
- ・ **地域における幼児教育・保育の計画的整備** ~子ども・子育て新システムの創設~
市町村は、地域における幼児教育・保育の需要をはじめ。子ども・子育てに係る需要の見込み及び見込量の確保のための方策等を内容とする市町村新システム事業計画(仮称)を策定する。
- ・ **多様な保育事業の量的拡大** ~指定制度の導入~
客観的基準を満たした施設及び多様な保育事業への財政措置を行うことにより、多様な事業者の保育事業への参入を促進し、量的拡大を図る。
- ・ **給付の一体化及び強化** ~幼保一体給付(仮称)の創設等~
幼児教育・保育に係る給付を一体化した幼保一体化した給付(仮称)を創設することにより、幼児教育・保育に関する財政措置に関する二重行政の解消及び公平性の確保を図る。
- ・ **施設の一体化** ~こども園(仮称)の創設~
幼児教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供するこども園(仮称)を創設する。

(幼保一体化の進め方)

- ・ 国においては、幼保一体化を含む子ども・子育て支援に関する基本方針を策定するとともに、給付の一
体化及び強化等による移行を政策的に誘導する。
- ・ 都道府県においては、広域自治体として、市町村の業務に関する広域調整等を行う。
- ・ 市町村においては、国による制度改正及び基本方針を踏まえ、市町村新システム事業計画(仮称)に基
づき、地域における、満3歳以上の共働き家庭の子どもの状況、満3歳以上の方働き家庭の子どもの状況、
満3歳未満の共働き家庭の子どもの状況など、地域の実情等に応じて、必要なこども園(仮称)、幼稚園、
保育所等を計画的に整備する。

※具体的な施策については、今後、地方自治体、関係者等と十分に協議を行う。

幼保一体化の進め方(イメージ)



多様な保育サービス
(乳児保育所、保育ママ等)

※ 満3歳未満児の幼児教育ニーズのみに対応

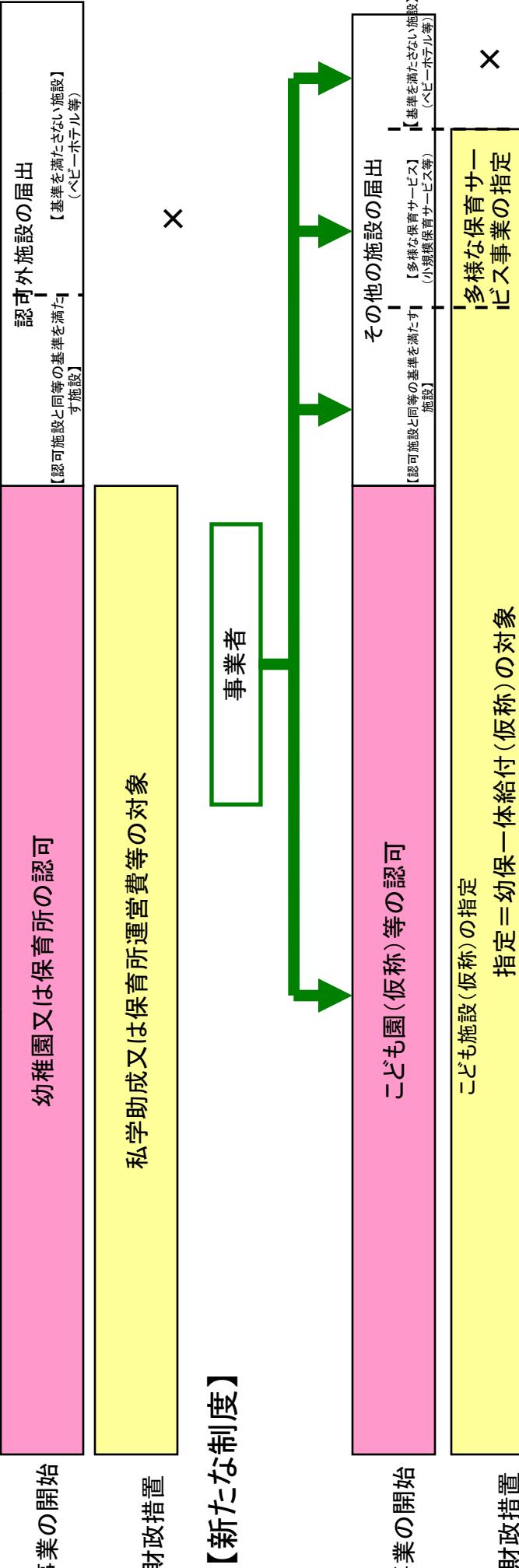
指定制度の導入

- 新システムにおいて、指定制を導入し、客観的基準を満たした施設については、認可の有無に関わらず、同じ財政措置（幼保一体給付（仮称））の対象とする。
- また、小規模保育サービス等多様な保育サービスについても、幼保一体給付（仮称）の対象とする。
- なお、学校法人や社会福祉法人が設置・運営する認可施設については、法人に対する経営の関与及び撤退の制限を通じて、地域における幼児教育・保育の安定的な提供が担保されていること等に着目して、税制上の優遇措置を講ずる。
※上記のほか、現在、幼稚園及び保育所に講じられている事業に着目した税制上の優遇措置については、こども園（仮称）についても講ずる。

【現行制度】



6
事業の開始
財政措置



幼保一体給付(仮称)の創設

○ 幼保一体給付(仮称)については、次のようないわゆる給付構成を基本とする。

a. 3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に対応する保育・保育給付(仮称)

b. 3歳未満児の保護者の就労時間等に対応する保育給付(仮称)

〈現行制度〉

認定こども園の幼稚園機能部分
保育の必要量(「欠ける」程度)
8H

私学助成
(預かり保育補助)
4H

安心こども基金
就園奨励費
4H

財政措置

保育所
保育所運営費
4H

財政措置

利用者負担

認定こども園の保育所機能部分
保育の必要量(「欠ける」程度)
8H

安心こども基金
4H

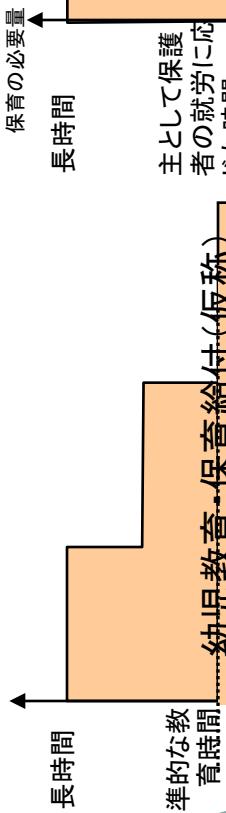
財政措置

利用者負担

〈新たな制度〉

3歳以上

3歳未満



法律に基づき利用者が一部負担

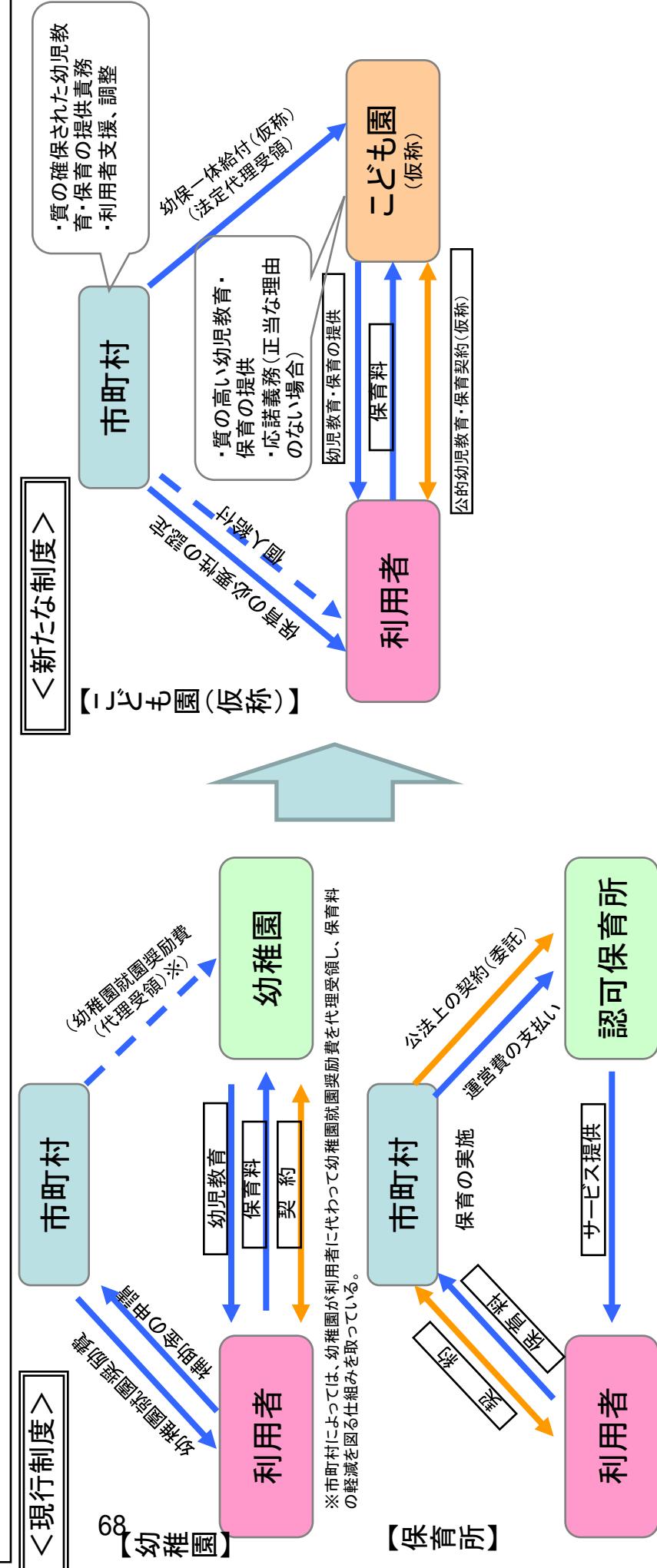


利用者負担

新たな制度における契約方式

平成23年1月24日
第6回幼保一体化Wf 資料2 抽出

- 幼保一体給付(仮称)については、保護者に対する個人給付を基礎とし、確実に幼児教育・保育に要する費用に充てるため、法定代理受領の仕組みとする。
 - 例外のない保育の保障の観点から、市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定する仕組みとする。
 - 契約については、保育の必要性の認定を受けた子どもと受けない子どもとのいづれについても、市町村の開与※の下、保護者が自ら施設を選択し、保護者が施設と契約する公的幼児教育・保育契約(仮称)とする。
- ※ 例えば、以下の開与が考えられる。a)保育需要が供給を上回る場合、管内の状況を把握し、必要に応じてあります。b)ひとり親家庭の子どもも、虐待事例の子どもも、障害のある子どもなど、優先的に利用を確保すべき子どもについて、受け入れ可能な施設があつせんする。c)契約による利用が著しく困難な場合には、市町村による措置による利用の仕組みを検討する等
- 公的幼児教育・保育契約(仮称)については、「正当な理由」がある場合を除き、施設に応諾義務を課す。ただし、入園希望者が定員を上回る場合に限り、選考基準の公開等を条件に、建学の精神に基づく入園見の選考を認める。
- ※ 建学の精神に基づく選考とは、例えばクリスチヤンの優先など。
- 入園できなかつた子どもについては、必要な幼児教育・保育が保障されるよう、市町村に調整等の責務を課す。



新たな制度における価格設定のイメージ

<現行制度>

幼稚園(A)
(支出)

幼稚園(B)
(支出)

X施設
(収入)

保育所
(支出)

<新たな制度>

課外活動 にかかる経費等	事業費 ・冷暖房費、教材費、 食材費
-----------------	--------------------------

人件費

事業費 ・冷暖房費、教材費、 食材費

上乗せ徴収※ (入学金+保育料等)	実費徴収 (低所得者に対する補足的な給付を行う)
----------------------	-----------------------------

管理費 ・光熱費	施設整備費等 ・通常の施設 ・大型遊具等
施設整備費等 ・通常の施設 ・大型遊具等	

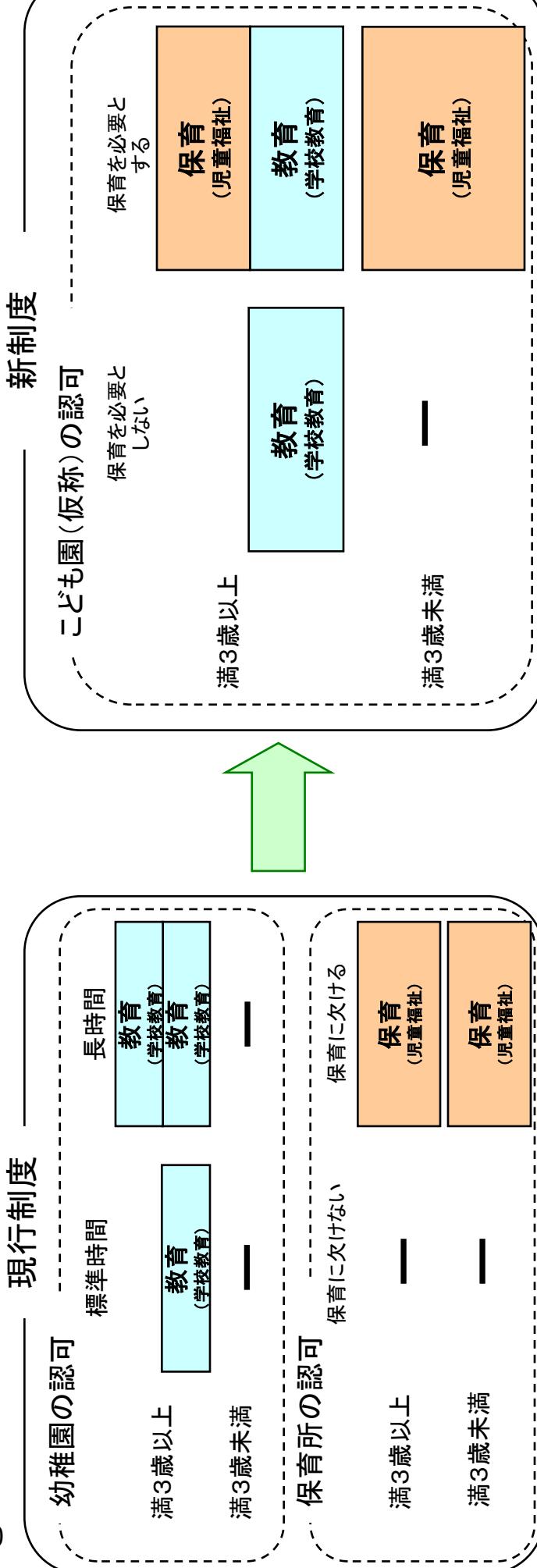
人件費	人件費	管理費 ・光熱費	施設整備費等 ・通常の施設 ・大型遊具等
-----	-----	-------------	----------------------------

幼児教育・ 保育給付 (仮称)	幼児教育・ 保育給付 (仮称)	※法律に基づき 利用者が 一部負担 (低所得者には 一定の配慮)	※法律に基づき 利用者が 一部負担 (低所得者には 一定の配慮) 施設の 減価償却費
-----------------------	-----------------------	--	--

※施設が説明責任を果たすこと等を義務付ける。
(上乗せの理由について情報開示すること等)
※上限設定はしない。

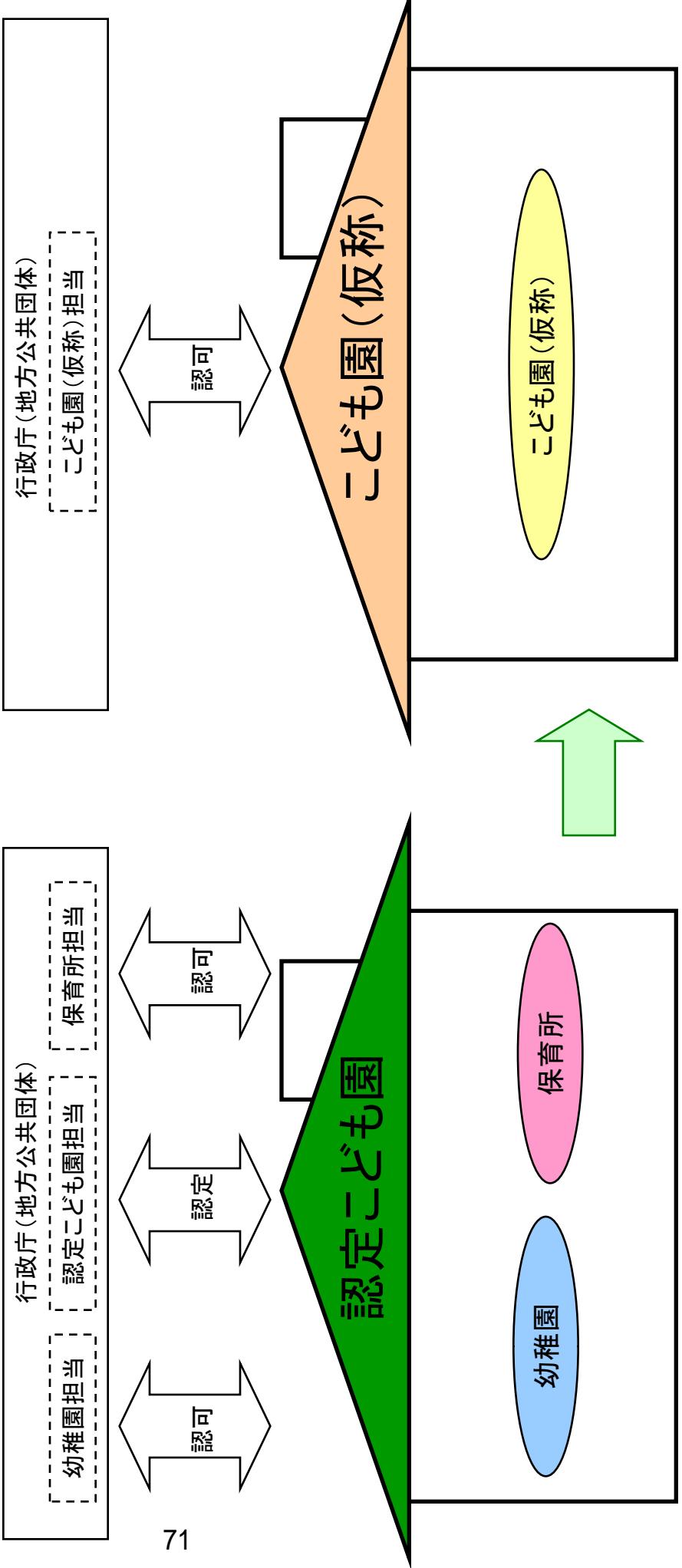
こども園(仮称)の創設

- 新たに「こども園(仮称)制度」を創設する。
 - 「こども園(仮称)」は、学校教育法、児童福祉法及び社会福祉法において、日々、1条学校、児童福祉施設及び第2種社会福祉事業として位置づける。
 - 「こども園(仮称)」は、幼児教育・保育及び家庭における養育の支援を一體的に提供する施設とし、満3歳以上のお子様の受入れを義務付けることとする。
 - ア 満3歳以上児については、標準的な教育時間の学校教育をすべての子どもに保障。
 - また、学校教育の保障の就労時間等に応じて、保育を必要とする子どもには保育を保障。
 - イ 満3歳未満児については、保護者の就労時間等に応じ、保育を保障。
 - なお、満3歳未満児の受入れは義務付けないが、財政措置の一体化等※により、満3歳未満児の受入れを含め、こども園(仮称)への移行を促進する。
- ※例えば、現行制度でいえば、幼稚園型認定こども園の保育所機能部分、保育所型認定こども園の幼稚園機能部分についても基準を満たせば財政措置を受けられるようになります。



こども園（仮称）の創設 ～二重行政の解消～

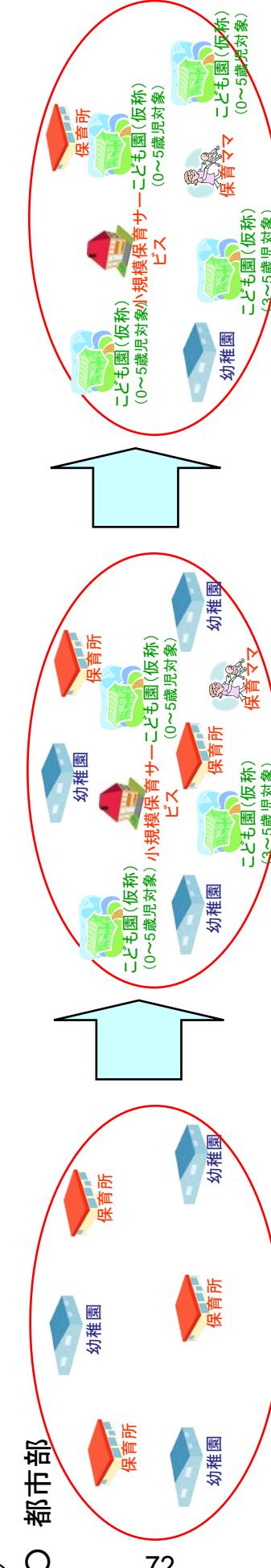
- 現行の幼保連携型認定こども園を運営するためにには、幼稚園、保育所、認定こども園にに対する行政の認可・認定が必要となっている。
- こども園制度（仮称）においては、こども園（仮称）の認可に一本化される。



幼保一体化の進め方(イメージ)

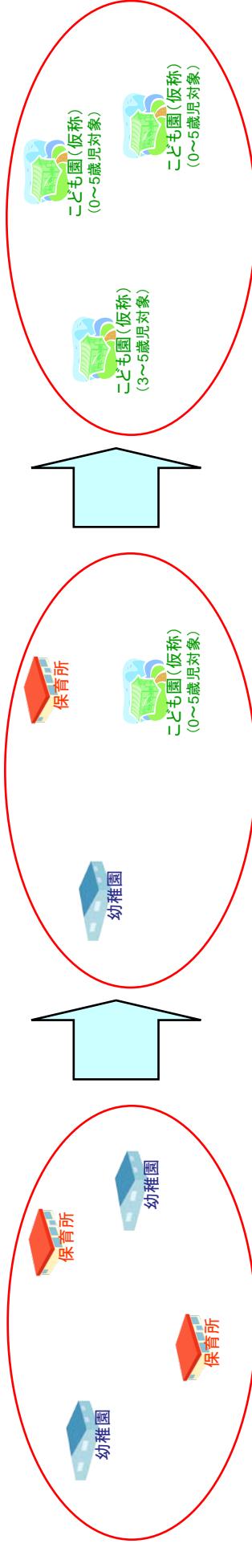
- 市町村においては、国による制度改正及び基本方針を踏まえ、市町村新システム事業計画(仮称)に基づき、地域における、満3歳以上の共働き家庭の子どもとの状況、満3歳以上の片働き家庭の子どもとの状況、満3歳未満の共働き家庭の子どもとの状況など、地域の実情等に応じて、必要なこども園(仮称)、幼稚園における保育所※等を計画的に整備する。

※3歳以上児を対象としない現在のいわゆる乳児保育所のような保育所。



- 幼児教育や保育のニーズの増大に応じ、こども園（仮称）を始め地域の実情等に応じた幼児教育・保育の提供体制の整備を行う。
 - 将来的に、子どもの減少局面を迎えたときには、市町村の計画に基づき、既存施設のこども園（仮称）への移行を推進する。

◎ 口述小地域



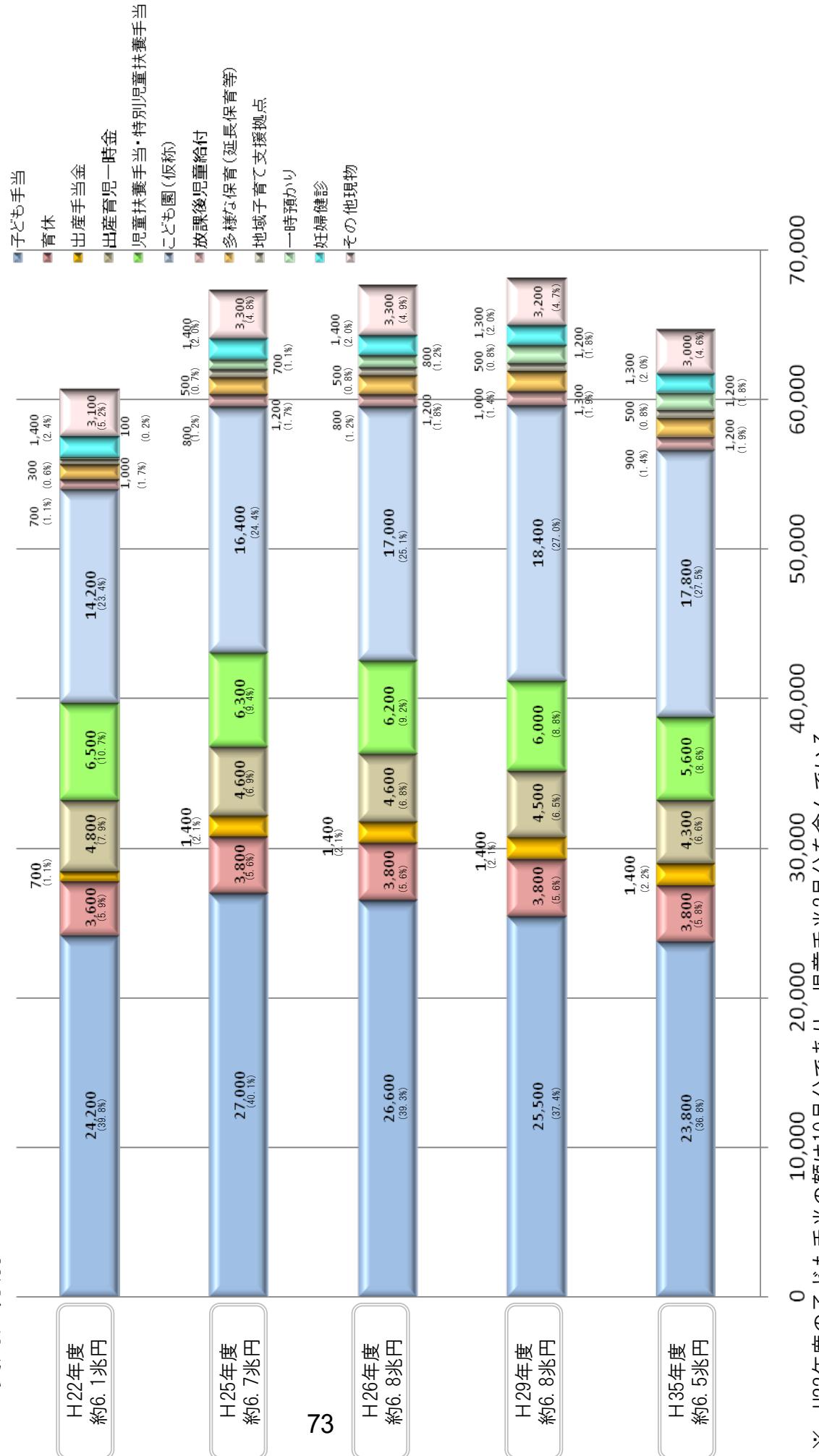
現金給付+現物給付の年次推移

平成22年12月15日
第7回基本制度WT 資料3 抜粋

- 子ども・子育てビジョンに基づき現物給付の量的拡大が継続するため、平成29年度まで給付総額は増加するが、平成30年度以降児童人口の減少を反映して給付総額は減少していく。

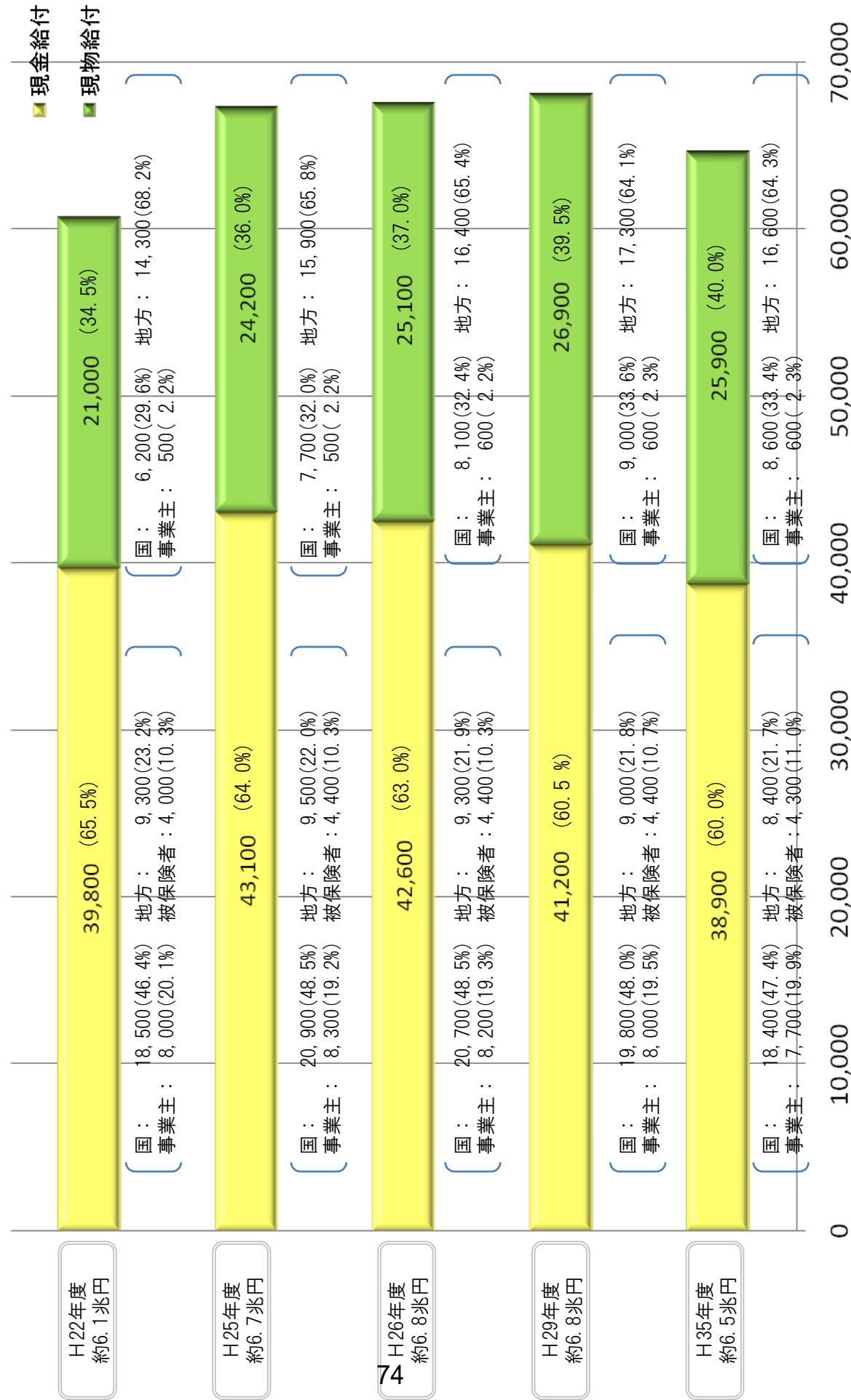
<費用区分別>

(単位：億円)



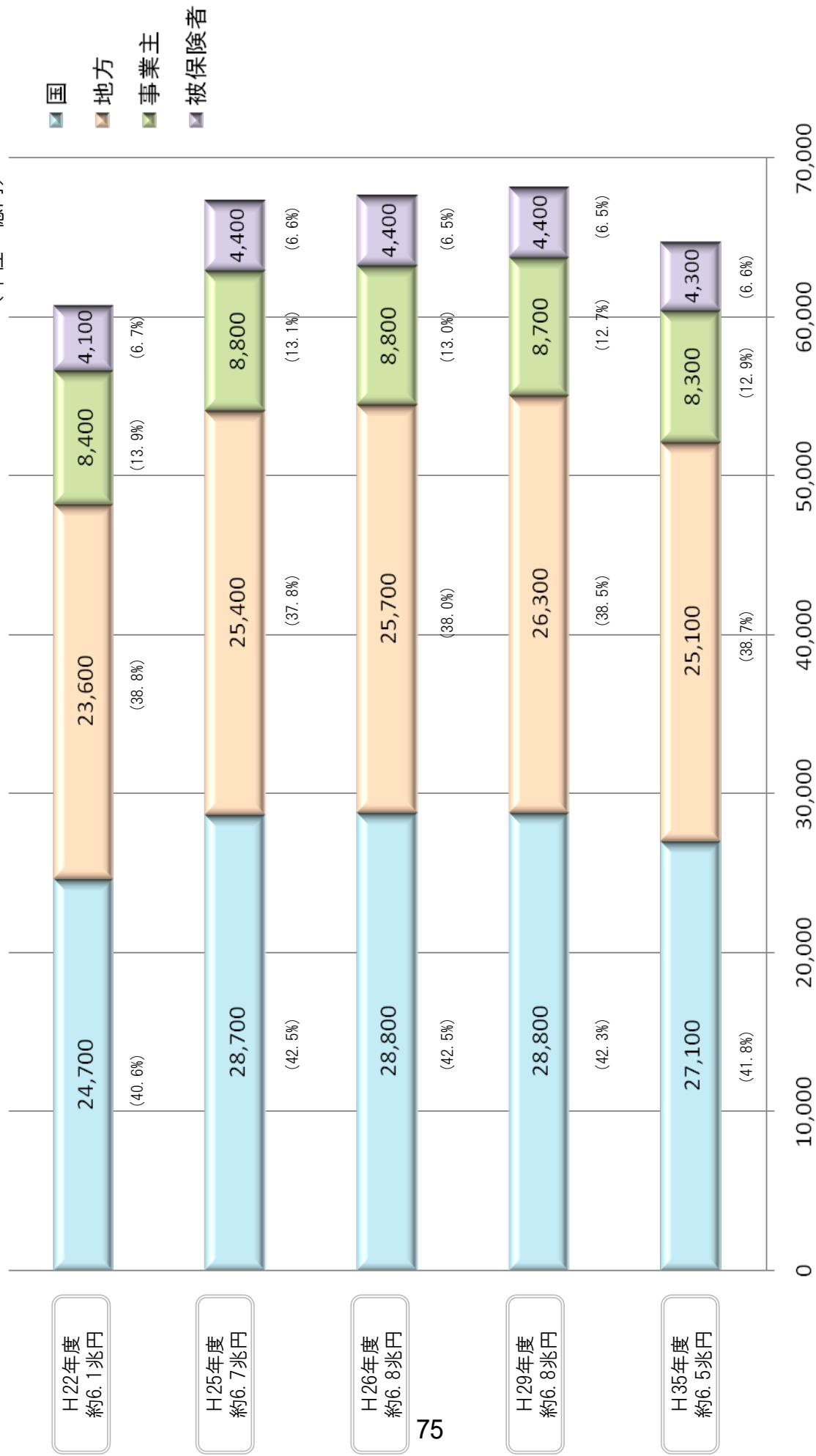
<現金・現物別>

(単位: 億円)



<財源構成割合別>

(単位：億円)



※ 地方負担及び事業主負担の金額には特例交付金が含まれている。
H22年度： 約1340億（地方）、約940億（事業主）
H25年度以降：約1750億（地方）、約1130億（事業主）

「子ども・子育てビジョン」

(平成22年1月29日閣議決定)

基本理念の転換 (子どもと子育てを応援する社会)

家族や親が子育てを担う
『個人に過重な負担』

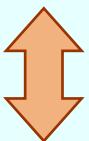
- 子どもが主人公(チルドレン・ファースト)
○「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へ
○生活と仕事と子育ての調和(M字カーブを台形型へ)

社会全体で子育てを支える
『個人の希望の実現』



バランスのとれた 総合的な子育て支援

『子育て家庭等への支援』
・子ども手当の創設
・高校の実質無償化
・児童扶養手当を父子家庭にも支給
・生活保護の母子加算



『保育サービス等の基盤整備』
・待機児童の解消に向けた保育や放課後対策の充実
・幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一体的な制度の構築に向けた検討

待機児童の解消等に 向けた明確な数値目標 (5年後の姿)

76

○潜在的な保育ニーズに対応した保育サービスの拡充
＜保育サービスを受けている子どもの割合＞
〔現状〕 3歳未満児の **4人に1人** (24%)
〔3歳未満児：75万人
　　全体　　：215万人〕
※ 年5万人の増
○放課後児童クラブの充実(主に小学校1～3年)
〔現状〕 **5人に1人** (81万人) ↑ [H26] **3人に1人** (111万人)

- 次世代認定マーク(くるみん)の取得促進(652企業 ⇒ 2,000企業)
○入札手続き等における対応の検討(企業努力の反映などインセンティブ付与)

「企業の取組」を促進

- すべての中学校区に地域子育て支援拠点を整備(7,100か所 ⇒ 10,000か所)
○商店街の空き店舗や学校の余裕教室・幼稚園の活用

「地域の子育て力」を重視

○男性の育児休業取得率を促進
〔現状〕 男性育児休業取得率 **1.23%** ↑ [H29] **10%** *参考指標
○男性の育児参加を促進
〔現状〕 6歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事時間 **1日 60分** ↑ [H29] **1日 2時間30分** *参考指標

「子ども・子育てビジョン」（平成22年1月29日閣議決定）

子どもと子育てを応援する社会

家族や親が子育てを担う
◀個人に過重な負担▶

社会全体で子育てを支える
◀個人の希望の実現▶

- 子どもが主人公（チルドレン・ファースト）●「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へ●生活と仕事と子育ての調和

基本的考え方

1 社会全体で子育てを支える

- 子どもを大切にすること
- ライフサイクル全体を通じて社会的に支える
- 地域のネットワークで支える

3つの大切な姿勢

- 生命(いのち)と育ちを大切にする
- 困っている声に応える
- 生活(くらし)を支える

目指すべき社会への政策4本柱と12の主要施策

1. 子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ

(1) 子どもを社会全体で支えるとともに、教育機会の確保を

- ・子ども手当の創設
- ・高校の実質無償化、奨学金の充実等、学校の教育環境の整備
- (2) 意欲を持って就業と自立に向かえるように
- ・非正規雇用対策の推進、若者の就労支援（キャリア教育・ジョブ・カード等）
- (3) 社会生活に必要なことを学ぶ機会を
- ・学校・家庭・地域の取組、地域ぐるみで子どもの教育に取り組む環境整備

2. 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ

(4) 安心して妊娠・出産できるように

- ・早期の妊娠届出の勧奨、妊娠健診の公費負担
- ・相談支援体制の整備（妊娠・出産、人工妊娠中絶等）
- ・不妊治療に関する相談や経済的負担の軽減

(5) 誰もが希望する児童教育と保育サービスを受けられるように

- ・潜在的な保育ニーズの充足も視野に入れた保育所待機児童の解消（余裕教室の活用等）
- ・新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築に向けた検討

- ・幼児教育と保育の総合的な提供（幼保一体化）
- ・放課後子どもプランの推進、放課後児童クラブの充実

(6) 子どもの健康と安全を守り、安心して医療にかかるように

- ・小児医療の体制の確保
- ・ひとり親家庭の子どもが困らないように

- ・児童扶養手当を父子家庭にも支給、生活保護の母子加算
- ・障害のある子どもへのライフステージに応じた一貫した支援の強化

- ・児童虐待の防止、家庭的養護の推進（ファミリーホームの拡充等）

3. 多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ

(9) 子育て支援の拠点やネットワークの充実が図られるように

- ・乳児の全戸訪問等（こんにちは赤ちゃん事業等）
- ・地域子育て支援拠点の設置促進
- ・ファミリー・サポート・センターの普及促進
- ・商店街の空き店舗や学校の余裕教室・幼稚園の活用
- ・NPO法人等の地域子育て活動の支援

(10) 子どもが住まいやまちの中で安全・安心にくらせるように

- ・良質なファミリー向け賃貸住宅の供給促進
- ・子育てバリエフリーの推進（段差の解消、子育て世帯にやさしいトイレの整備等）
- ・交通安全教育等の推進（幼児二人同乗用自転車の安全利用の普及等）

4. 男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ（ワーク・ライフ・バランスの実現）

(11) 働き方の見直しを

- ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「行動指針」に基づく取組の推進
- ・長時間労働の抑制及び年次有給休暇の取得促進
- ・テレワークの推進
- ・男性の育児休業の取得促進（パパ・ママ育休プラス）

(12) 仕事と家庭が両立できる職場環境の実現を

- ・育児休業や短時間勤務等の両立支援制度の定着
- ・一般事業主行動計画（次世代育成支援対策推進法）の策定・公表の促進
- ・次世代認定マーク（くるみん）の周知・取組促進
- ・入札手続等における対応の検討

主な数値目標等

**安心できる
妊娠と出産**

〔現状〕 [H26目標値]

- NICU（新生児集中治療管理室）病床数
(出生1万人当たり)
212床 ⇒ 25～30床
- 不妊専門相談センター
55都道府県市 ⇒ 全都道府県・指定都市・中核市
- 平日昼間の保育サービス（認可保育所等）
(3歳未満児の保育サービス利用率)
215万人(24%) ⇒ 241万人(35%)
- 延長等の保育サービス
79万人 ⇒ 96万人
- 病児・病後児保育（延べ日数）
31万日 ⇒ 200万日
- 認定こども園
358か所 ⇒ 2000か所以上 (H24)
- 放課後児童クラブ
81万人 ⇒ 111万人

78

**地域の子育て力
の向上**

〔現状〕

- 地域子育て支援拠点事業
(市町村単独分含む)
7100か所 ⇒ 10000か所
- ファミリー・サポート・センター事業
570市町村 ⇒ 950市町村
- 一時預かり事業（延べ日数）
348万日 ⇒ 3952万日
- 商店街の空き店舗の活用による子育て支援
49か所 ⇒ 100か所

[H26目標値]

〔現状〕

- 週労働時間60時間以上の雇用者の割合
10% ⇒ 半減 (H29) *参考指標
- 男性の育児休業取得率
1.23% ⇒ 10% (H29) *参考指標
- 6歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事
関連時間（1日当たり）
60分 ⇒ 2時間30分 (H29) *参考指標

[H26目標値]

〔現状〕

**男性の育児参加
の促進**

〔現状〕 [H26目標値]

- 第1子出産前後の女性の継続就業率
38% ⇒ 55% (H29) *参考指標
- 次世代認定マーク（くるみん）取得企業数
652企業 ⇒ 2000企業

[H26目標値]

〔現状〕

**潜在的な保育ニーズにも対応した
保育所待機児童の解消**

〔現状〕 [H26目標値]

- 里親等委託率
10.4% ⇒ 16%
- 児童養護施設等における小規模グループケア
446か所 ⇒ 800か所

社会的養護の充実

社会保障改革の推進について（抄）

社会保障改革については、以下に掲げる基本方針に沿って行うものとする。

1. 社会保障改革に係る基本方針
 - 少子高齢化が進む中、国民の安心を実現するためには、「社会保障の機能強化」とそれを支える「財政の健全化」を同時に達成することが不可欠であり、それが国民生活の安定や雇用・消費の拡大を通じて、経済成長につながっていく。
 - このための改革の基本的方向については、民主党「税と社会保障の抜本改革調査会中間整理」や、「社会保障改革に関する有識者検討会報告～安心と活力への社会保障ビジョン～」において示されている。
 - 政府・与党においては、それらの内容を尊重し、社会保障の安定・強化のための具体的な制度改革案とその必要財源を明らかにするとともに、必要財源の安定的確保と財政健全化を同時に達成するための税制改革について一體的に検討を進め、その実現に向けた工程表とあわせ、23年半ばまでに成案を得、国民的な合意を得た上でその実現を図る。
 - また、優先的に取り組むべき子ども子育て対策・若者支援対策として、子ども手当法案、子ども・子育て新システム法案（仮称）及び未職者支援法案（仮称）の早期提出に向け、検討を急ぐ。
 - 上記改革の実現のためには、立場を超えた幅広い議論の上に立った国民の理解と協力が必要であり、そのための場として、超党派による常設の会議を設置することも含め、素直に、かつ胸襟を開いて野党各党に社会保障改革のための協議を提案し、参加を呼び掛ける。

2. 社会保障・税に関する番号制度について （略）

子ども・子育て新システム検討会議体図

○ 少子化社会対策会議

※全閣僚で構成

○ 行政刷新会議

「子ども・子育て新システム検討会議」

【共同議長】 玄葉 光一郎 国家戦略担当大臣
与謝野 肇 内閣府特命担当大臣（少子化対策）
蓮 順 内閣府特命担当大臣（行政刷新）

【構成員】 片山 善博 総務大臣
野田 佳彦 財務大臣
高木 義明 文部科学大臣
細川 律夫 厚生労働大臣
海江田 万里 経済産業大臣
藤井 裕久 内閣官房副長官（衆・政務）

【主査】 末松 義規 内閣府副大臣（少子化対策）
【構成員】 逢坂 誠二 総務大臣政務官
吉田 泉 財務大臣政務官
林 久美子 文部科学大臣政務官
小宮山 洋子 厚生労働副大臣
田嶋 要 経済産業大臣政務官
阿久津 幸彦 内閣府大臣政務官（国家戦略担当）

「子ども・子育て新システム検討会議事務局」

【事務局長】 内閣府副大臣（少子化対策）

【事務局長代理】 関係府省の局長クラスから事務局長が指名

【事務局次長】 関係府省の審議官クラスから事務局長が指名

【事務局員】 関係府省の職員から事務局長が指名

○ 基本制度ワーキングチーム

○ 幼保一体化ワーキングチーム

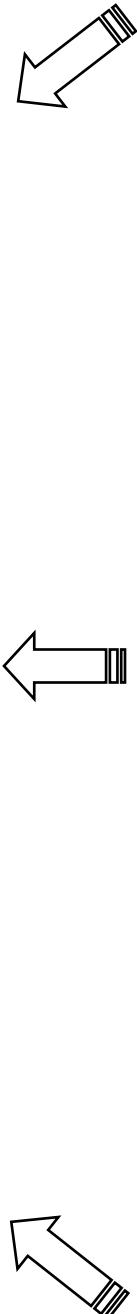
○ こども指針（仮称）ワーキングチーム

基本制度・幼保一体化・こども指針(仮称)ワーキングチームの設置

(平成22年9月16日子ども・子育て新システム検討会議作業グループ決定)

子ども・子育て新システム検討会議作業グループ(副大臣、政務官級会合)の下に、以下の3つのワーキングチームを設置。

子ども・子育て新システム検討会議作業グループ



基本制度WT

- ・子ども・子育て新システムの検討に当たって、子ども・子育て新システムの全体像や子ども・子育て会議(仮称)の運営の在り方等について、関係者と意見交換等を行う

- ・「子ども・子育て会議(仮称)」への移行も視野に入れて開催

- ・「幼保一体化ワーキングチーム及び「こども指針(仮称)ワーキングチーム」における検討状況について、必要に応じて、報告を受ける

幼保一体化WT

- ・こども園(仮称)の機能の在り方など、幼保一体化の具体的な仕組みを専門的に検討する

- ・本ワーキングチームにおける検討状況については、必要に応じて、「基本制度ワーキングチーム」に報告する

こども指針(仮称)WT

- ・専門的検討が必要であり、また期間を要する「こども指針(仮称)」について、先行して議論を開始する

- ・本ワーキングチームにおける検討状況については、必要に応じて、「基本制度ワーキングチーム」に報告する

**次世代育成支援対策推進法に基づく
市町村行動計画及び都道府県行動計画に関する
策定状況等の調査結果について
(平成22年4月1日現在)**

地方公共団体（市区町村及び都道府県）においては、次世代育成支援対策推進法に基づき、市町村行動計画及び都道府県行動計画（以下「市町村行動計画等」という。）を定めなければならないとされている。

市町村行動計画等は5年を1期として策定するものとされており、1回目に策定された市町村行動計画等（前期計画）については、平成17年度から平成21年度までを計画期間としていることから、2回目に策定される市町村行動計画等（後期計画）については、前期計画に係る必要な見直しを平成21年度まで行った上で、平成22年度から平成26年度までを後期計画の期間として、平成21年度中に策定することが必要である。

このため、都道府県及び市区町村を対象に、平成22年4月1日現在の策定状況等を調査したところ、結果は次のとおりであった。

1 地域行動計画の策定状況

都道府県

(1) 行動計画の策定

- | | | |
|-------|---------------|-------------|
| ①策定済み | 42道府県 (89.6%) | ※22年度中に策定予定 |
| ②未策定 | 5都県 (10.6%) | |

(2) 策定手続きの状況 (42道府県)

- | | |
|-----------------|----------------|
| ①ニーズ調査の実施 | 42道府県 (100.0%) |
| ②関係者意見の反映 | 42道府県 (100.0%) |
| ③点検・評価のための指標の導入 | 39道府県 (92.9%) |

市区町村

(3) 行動計画の策定 (1750市区町村 (平成22年3月31日現在))

- | | | |
|-------|-------------------|-------------|
| ①策定済み | 1,642市区町村 (93.8%) | ※22年度中に策定予定 |
| ②未策定 | 108市区町村 (6.2%) | |

(4) 策定手続きの状況 (1642市区町村)

- | | |
|---|-------------------|
| ①ニーズ調査の実施 | 1,630市区町村 (99.3%) |
| ※実施しなかった12町村は、人口規模が小さく、通常業務の中でニーズの把握に努めている。 | |
| ②関係者意見の反映 | 1,558市区町村 (94.9%) |
| ③点検・評価のための指標の導入 | 1,262市区町村 (76.9%) |

2 地域行動計画の内容の公表状況

(1) 都道府県 (42都道府県)

①公表済み 38府県 (90.5%)

【公表方法（複数回答）】

- | | |
|-------------|------|
| ア ホームページに掲載 | 33府県 |
| イ その他 | 18府県 |
| ・広報紙への掲載 | |
| ・冊子の配布 | |
| ・公共施設での閲覧等 | |

②未公表 4道県 (9.5%)

(2) 市区町村 (1642市区町村)

①公表済み 1,281市区町村 (78.0%)

【公表方法（複数回答）】

- | | |
|-------------|---------|
| ア ホームページに掲載 | 720市区町村 |
| イ その他 | 884市区町村 |
| ・広報紙への掲載 | |
| ・冊子の配布 | |
| ・公共施設での閲覧等 | |

②未公表 361市区町村 (22.0%)

〔平成22年度〕

児童育成事業推進等対策事業 → 児童環境づくり基盤整備事業

〔平成23年度〕

700百万円 → 200百万円

(主な内容)
児童健全育成に資する模範的・先駆的事業等への助成

1 予算額の推移

年度	19年度	20年度	21年度	(単位:百万円)	
				22年度	23年度予算案
予算額	1,000	900	900	700	200
(都道府県事業分)	500	500	500	400	200
(市町村事業分)	500	400	400	300	—

2 事業内容

近年の出生率の低下に伴う少子化、核家族化や都市化の進展等、子どもや家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、模範的・先駆的な児童健全育成事業を実施し、その成果を全国に向けて発信することで、児童が健やかに生まれ育つための環境づくりを支援する。

3 実施主体

都道府県・指定都市・中核市

※市町村(特別区を含む。)事業分は平成22年度限りで廃止

4 補助率

定額(10／10相当)

別紙	改正後	現行
児童環境づくり基盤整備事業費補助金交付要綱	<p>(通則)</p> <p>1 略</p> <p>(通則)</p> <p>1 児童環境づくり基盤整備事業費の国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年厚生省・労働省令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この補助金は児童手当法(昭和46年法律第73号)第29条の2に規定する児童育成事業として、児童環境づくり基盤整備事業を実施し、児童の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) 児童育成事業推進等対策事業</p> <p>平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知 「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添1 「児童育成事業推進等対</p>	<p>児童環境づくり基盤整備事業費補助金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 児童環境づくり基盤整備事業費の国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年厚生省・労働省令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この補助金は児童手当法(昭和46年法律第73号)第29条の2に規定する児童育成事業として、児童環境づくり基盤整備事業を実施し、児童の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) 児童育成事業推進等対策事業</p> <p>平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知 「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添1 「児童育成事業推進等対</p>

<p>策事業実施要綱」により、都道府県、指定都市、中核市及び市町村が行う事業。 <u>(削除)</u></p>	<p><u>(2) 民間児童館活動事業</u> <u>平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添2「民間児童館活動事業実施要綱」により、市町村が行う事業（委託に限る。）又は助成する事業に対して、都道府県が補助する事業、指定都市及び中核市が行う事業（委託に限る。）又は助成する事業並びに社会福祉法人等が設置し、行う事業に対して、都道府県、指定都市及び中核市が補助する事業。</u></p>	<p><u>(3) 児童福祉施設併設型民間児童館事業</u> <u>平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添3「児童福祉施設併設型民間児童館事業実施要綱」により、市町村が行う事業（委託に限る。）又は助成する事業に対して、都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業（委託に限る。）又は助成する事業。</u></p>	<p><u>(4) 地域子育て環境づくり支援事業</u> <u>平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添4「地域子育て環境づくり支援事業実施要綱」により、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業。</u></p>	<p><u>(5) 地域組織活動育成事業</u> <u>平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添5「地域組織活動育成事業実施要綱」により、市町村が助成する事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が助成する事業。</u></p>
--	--	---	--	--

<p>(交付額の算定方法)</p>	<p>4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。</p> <p>ただし、算定されたそれぞれの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p><u>児童環境づくり基盤整備事業に必要な経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額の範囲内で、厚生労働大臣が必要と認めた額</u></p> <p>(削除)</p>	<p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。</p> <p>ただし、算定されたそれぞれの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p><u>児童環境づくり基盤整備事業に必要な経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額の範囲内で、厚生労働大臣が必要と認めた額</u></p> <p>(削除)</p> <p>(1) 都道府県分</p> <p>別表の第1欄に定める区分ごとに次のア及びイにより算出された額、次のウにより算出された額の合計額</p> <p>ア 別表の第1欄の健全育成推進事業費について、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ アにより選定された額に別表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>ウ 别表の第1欄の児童育成事業費について、第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額の範囲内で、厚生労働大臣が必要と認めた額を交付額とする。</p> <p>(2) 指定都市・中核市分</p> <p>別表の第1欄に定める区分ごとに次のアにより算出された額、次のイ及びウにより算出された額の合計額</p> <p>ア 别表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業費について、第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額の範囲内で、厚生労働大臣が必要と認めた額を交付額とする。</p> <p>イ 别表の第1欄の健全育成推進事業費及び市町村児童環境づくり基盤整備事業費について、第1欄の区分ごとに第2欄に定める基準額と第</p>
-------------------	---	--

3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

ウ イにより選定された額に別表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(3) 市町村分 (特別区を含み指定都市、中核市を除く。)

別表の第1欄に定める区分ごとに次のアにより算出された額、次のイ及びウにより算出された額の合計額

ア 別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業費について、第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額の範囲内で、厚生労働大臣が必要と認めた額を交付額とする。

イ 別表の第1欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費について、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを市町村ごとに比較して少ない方の額を選定する。

ウ イにより選定された額に3分の2を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

(4) 社会福祉法人等分

別表の第1欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費のうち、民間児童館活動事業費について、次のア及びイにより算出された額の合計額

ア 別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを社会福祉法人等ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に3分の2を乗じて得た額と都道府県、指定都市及び中核市が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

(削除)

(削除)

<p>(交付の下限)</p> <p>5 4により算定された補助金の額の合計が、都道府県及び指定都市にあつては100万円、中核市にあつては50万円に満たない場合には交付の決定を行わないものとする。</p>	<p>(交付の条件)</p> <p>6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1) <u>直接補助事業に係る場合</u></p> <p>(1) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(2) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別る期間を経過するまでは、厚生労働大臣の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。</p> <p>(3) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>(4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了においても善良な管理者の注意をもつて管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならぬ。</p> <p>(5) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならぬ。</p> <p>(削除)</p>
<p>(交付の条件)</p> <p>6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1) <u>直接補助事業に係る場合</u></p> <p>(1) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(イ) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別る期間を経過するまでは、厚生労働大臣の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。</p> <p>(ウ) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>(エ) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後ににおいても善良な管理者の注意をもつて管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならぬ。</p> <p>(オ) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならぬ。</p> <p>(2) <u>間接補助事業に係る場合</u></p> <p>(イ) 都道府県又は指定都市若しくは中核市が市町村若しくは社会福祉法人等に対して間接補助金を交付する場合には、(1)のアからオに掲げ</p>	

<p>る条件（ただし、社会福祉法人等については、才の条件下にかえ「事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。」の条件を加える。）を付さなければならぬ。この場合において（1）のア及びウ中「厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長」と、（1）のイ中「厚生労働大臣の承認」とあるのは、「都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長の承認」と（1）のウ中「国庫」とあるのは、「都道府県又は指定都市若しくは中核市」と読み替えるものとする。</p> <p><u>イ</u> 都道府県又は指定都市若しくは中核市は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく市町村若しくは社会福祉法人等に交付しなければならない。</p> <p><u>ウ</u> 間接補助事業者から財産の処分により収入の全部又は一部を国庫に納付された場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p><u>（3）</u> 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式5により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。</p> <p>なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。</p> <p>また、厚生労働大臣に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p>
--

（6） 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式5により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、厚生労働大臣に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

7 この補助金の交付の申請は、別紙様式2による申請書に関係書類を添えて、毎年度5月末までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(削除)

(申請手続)

7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 都道府県が行う別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業及び健全育成推進事業、市町村及び社会福祉法人等が行う別表の第1欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費に対して、都道府県が補助する事業、指定都市及び中核市が行う別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業、健全育成推進事業及び市町村児童環境づくり基盤整備事業費並びに社会福祉法人等が行う別表の第1欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費に対して、指定都市及び中核市が補助する事業

都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長は、別紙様式2による申請書に関係書類を添えて、毎年度5月末までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) 市町村が行う別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業
ア 市町村長は、別紙様式4による申請書に関係書類を添えて、毎年度5月末までに都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出するものとする。

1 都道府県知事は、アの申請書を取りまとめ、別紙様式6による進達書を添えて、厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

8 (略)

この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、毎年度1月末日までに行うものとする。

	(交付決定までの標準的期間)
9	(略)
10	(略)
	(補助金の概算払)
	(補助金の概算払)
9	国は、交付申請書が到達した日から起算して原則として 90 日以内に交付の決定を行うものとする。
10	厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。
	(実績報告)
11	この補助金の実績報告は、 <u>次により行うものとする。</u>
	(実績報告)
11	この補助金の実績報告は、事業完了後、1か月を経過した日又は翌年度 <u>4月10日</u> のいずれか早い日までに別紙様式4による報告書に関係書類を添えて、厚生労働大臣に提出して行うものとする。
	(削除)
11	<u>この補助金の実績報告は、事業完了後、1か月を経過した日又は翌年度<u>4月10日</u>のいずれか早い日までに別紙様式4による報告書に関係書類を添えて、厚生労働大臣に提出して行うものとする。</u>
	(削除)
	(1) 都道府県が行う別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業及び健全育成推進事業、市町村及び社会福祉法人等が行う別表の第1欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費に対して、都道府県が補助する事業、指定都市及び中核市が行う別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業、健全育成推進事業及び市町村児童環境づくり基盤整備事業費並びに社会福祉法人等が行う別表の第1欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費に対して、指定都市及び中核市が補助する事業
	都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長は、事業完了後、1か月を経過した日又は翌年度4月10日のいづれか早い日までに別紙様式8による報告書に関係書類を添えて、厚生労働大臣に提出するものとす
	(2) 市町村が行う別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業
	ア 市町村長は、事業完了後、1か月を経過した日又は翌年度4月10日のいづれか早い日までに別紙様式9による報告書を都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出するものとする。

1 都道府県知事は、アの報告書を取りまとめ、別紙様式10による進
達書を添えて、厚生労働大臣に提出するものとする。

(補助金の返還)
12 (略)

12 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既に
その額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超え
る部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)
13 (略)

13 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続によるこ
とができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けて、その定
めるところによるものとする。

(削除)

別表

1 区分	2 基 準 額	3 対 象 経 費	4 税 効 率
推進等対策事業費 児童育成事業費	<u>1</u> 児童育成事業推進等対策事業 (1)都道府県、指定都市及び中核市に対する 厚生労働大臣が認めた額 (2)市区町村に対する厚生労働大臣が認めた額	児童育成事業推進等対策事業 に必要な経費	定額
	<u>2</u> 民間児童館活動事業費 (1)児童館 民間児童館活動事業実施要綱の3(1)～ (4)に掲げる事業のうち2事業以上を実施 <u>1</u> か所当たり年額 1,799,000円×か所数 ((ただし、事業期間が6か月未満の小型 児童館にあっては、1か所当たり899,000 円とする))	民間児童館活動事業に必要 な経費(給料、職員手当、共 通経費を除く。)	<u>1</u> ／3
	町村児童環境づくり基盤整備事業費 児童の健全育成に必要な経費	(2)児童センター 民間児童館活動事業実施要綱の3(1)～ (4)に掲げる事業のうち2事業以上を実施 <u>1</u> か所当たり年額 2,968,000円×か所数 ((ただし、事業期間が6か月未満の児童 センターにあっては、1か所当たり 1,484,000円とする))	<u>1</u> ／3
	<u>3</u> 児童福祉施設併設型民間児童館事業費 <u>1</u> か所当たり年額 9,999,000円×か所数 ((ただし、事業期間が6か月未満の児童福祉 施設併設型民間児童館にあっては、1か所當 たり1,995,000円とする))	児童福祉施設併設型民間児 童館事業に必要な経費	<u>1</u> ／3

(削除)

健全育成推進事業費	4 地域子育て環境づくり支援事業費 都道府県、指定都市、中核市1か所当たり 年額 935,000円	地域子育て環境づくり支援事業に必要な経費	1/3
地域子育て支援に必要な経費	5 地域組織活動育成事業費 1か所当たり年額 189,000円×組織数	地域組織活動育成事業に必要な経費	1/3

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金調書

厚生労働省所管

年金特別会計

児童手当及び子ども手当勘定

(都道府県・指定都市・中核市・市町村名)

国			地方公共団体							備考
歳出予算科目	交付決定額	補助率	歳入			歳出				
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額
(項) 児童育成事業費 (目) 児童育成事業費補助金 (積算内訳) (1)児童の健全育成に必要な経費 児童育成事業推進等対策事業費 市町村児童環境づくり基盤整備事業費 (2)地域子育て支援に必要な経費 健全育成推進事業費 市町村児童環境づくり基盤整備事業費	円			円	円		円	円	円	円

(注) 1 「地方公共団体」の「科目」は、国の歳出予算科目の区分に対応する部分まで区分すること。

2 「予算現額」は、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増△減額等の区分を明記すること。

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金調書

厚生労働省所管

年金特別会計

児童手当及び子ども手当勘定

(都道府県・指定都市・中核市名)

国			地方公共団体							備考
歳出予算科目	交付決定額	補助率	歳入			歳出				
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額
(項) 児童育成事業費 (目) 児童育成事業費補助金 (積算内訳) 児童環境づくり基盤整備事業	円			円	円		円	円	円	円

(注) 1 「地方公共団体」の「科目」は、国の歳出予算科目の区分に対応する部分まで区分すること。

2 「予算現額」は、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増△減額等の区分を明記すること。

別紙様式 2

別紙様式 2

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
印

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金の交付申請について

標記の国庫補助金に係る事業について、次のとおり関係書類を添えて申請する。

- | | | |
|--------------------------------|-------|---|
| 1 国庫補助金申請額 | 金 | 円 |
| 2 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金所要額表 | (別表1) | |
| 3 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金所要額表 | (別表2) | |
| 4 添付書類 | | |
| 当該事業に関する歳入歳出予算書抄本 | | |
- 1 国庫補助金申請額
2 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金所要額表 (別表1)
3 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金所要額表 (別表2)
4 添付書類
5 添付書類

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
印

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金の交付申請について

標記の国庫補助金に係る事業について、次のとおり関係書類を添えて申請する。

- | | | |
|--------------------------------|-------|---|
| 1 国庫補助金申請額 | 金 | 円 |
| 2 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金所要額表 | (別表1) | |
| 3 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金所要額表 | (別表2) | |
| 4 添付書類 | | |
| 当該事業に関する歳入歳出予算書抄本 | | |
- 1 国庫補助金申請額
2 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金所要額表 (別表1)
3 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金所要額表 (別表2)
4 添付書類
5 添付書類

別紙様式 3

別紙様式 3

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長

印

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金の変更交付申請について

標記の国庫補助金に係る事業について、次のとおり事業内容を変更したいので関係書類を添えて申請する。

- | | |
|----------------------------------|-------------------|
| 1 国庫補助金申請額 | 金 円 |
| 2 変更の内容 | |
| 3 変更の理由 | |
| 4 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金所要額表 | (別表1) |
| 5 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金所要額内訳表 | (別表2) |
| 6 添付書類 | |
| 7 添付書類 | 当該事業に関する歳入歳出予算書抄本 |

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長

印

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金の変更交付申請について

標記の国庫補助金に係る事業について、次のとおり事業内容を変更したいので関係書類を添えて申請する。

- | | |
|----------------------------------|-------------------|
| 1 国庫補助金申請額 | 金 円 |
| 2 変更の内容 | |
| 3 変更の理由 | |
| 4 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金所要額表 | (別表1) |
| 5 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金所要額内訳表 | (別表2) |
| 6 添付書類 | |
| 7 添付書類 | 当該事業に関する歳入歳出予算書抄本 |

別表1

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金所要額総括表

区分	国庫補助基本額	要国庫補助額	備考
(1)児童の健全育成に必要な経費	千円	千円	
児童育成事業推進等対策事業費			
市町村児童環境づくり基盤整備事業費			
小計			
(2)地域子育て支援に必要な経費			
健全育成推進事業費			
市町村児童環境づくり基盤整備事業費			
小計			
合計			

(注)別表2の各表に記載された数値と付合すること。

別表1

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金所要額表

対象経費	支出予定額①	寄付金その他の収入額②	差引額 (① - ②) = ③	基準額④	国庫補助基本額	要国庫補助額 (③と④を比較して少ない方の額)⑤	備考 ⑥
					(③と④を比較して少ない方の額)⑤		
円	円	円	円	円	円	円	

別表2

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金所要額内訳表

1 都道府県分

(1) 児童育成事業推進等対策事業費

都道府県名	対象経費				国庫補助基本額④(③と④を比較して少ない方の額)⑤	要国庫補助額⑥	備考
	支出予定額①	交付金その他 取入額②(① - ②) = ③	差引額	基準額			
	田	田	田	田	田	田	

(2) 健全育成推進事業費(地域子育て支援に必要な経費)

都道府県名	対象経費				国庫補助基本額④(③と④を比較して少ない方の額)⑤(⑤ × 1/3)⑥	要国庫補助額	備考
	支出予定額①	交付金その他 取入額②(① - ②) = ③	差引額	基準額			
	田	田	田	田	田	田	※地域子育て環境づくり支援事業

(削除)

別表2
平成_年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金所要額内訳表

2. 指定都市・中核市分

(1) 児童育成事業推進等対策事業費

指定都市・中核市名	対象経費			基 墓 銀	国庫補助基本額	要国庫補助額	備
	支出玉定額	収入額	差引額 (① - ②) = ③		((1)) ((3)と4を比較して少ない方の額)	((3)) ((5) × 1/3) (6)	
	円	円	円	円	円	円	円

(2) 健全育成推進事業費(地域子育て支援に必要な経費)

指定都市・中核市名	対象経費			基 墓 銀	国庫補助基本額	要国庫補助額	備
	支出玉定額	収入額	差引額 (① - ②) = ③		((1)) ((3)と4を比較して少ない方の額)	((3)) ((5) × 1/3) (6)	
	円	円	円	円	円	円	※地域子育て環境づくり支援事業

(3) 市町村児童環境づくり基盤整備事業費(児童の健全育成に必要な経費)

指定都市・中核市名	区 公	対象経費			基 墓 銀	国庫補助基本額	要国庫補助額	備
		支出玉定額	収入額	差引額 (① - ②) = ③				
	民間児童館活動事業費	円	円	円	円			
	児童福祉施設併設型民間児童館事業費							
	合計	円	円	円	円	円	円	※国庫補助額⑥の内訳 民間児童館活動事業費 円 うち、小型児童館 円 うち、児童センター 円 児童福祉施設併設型民間児童館事業費 円

(4) 市町村児童環境づくり基盤整備事業費(地域子育て支援に必要な経費)

指定都市・中核市名	対象経費			基 墓 銀	国庫補助基本額	要国庫補助額	備
	支出玉定額	収入額	差引額 (① - ②) = ③				
	円	円	円	円	円	円	※地域組織活動育成事業費

(削除)

3. 市町村分

(1)-1 市町村見常施設及び基幹整備事業費(見常の健全育成に必要な経費)

市町村名	区分	計画収量		基準量	運送量 (④と比較して少ない方の量) ⑤	運送度基準量 (⑤×2/3)=⑥	運送補助基準量 (④と比較して少ない方の量) ⑦	運送度補助基準量 (⑦×1/2)=⑧	量
		支出予定期	収入額						
〇〇市	基層見常施設基準量	四	四	四	四	四	四	四	(1) 小型見常館 うち、事業実施期間6月末満 か所
	要賃貸施設整備基層見常量	四	四	四	四	四	四	四	(2) 要賃センター うち、事業実施期間6月末満 か所
	社	四	四	四	四	四	四	四	うち、事業実施期間6月末満 か所
□□市	基層見常施設基準量	四	四	四	四	四	四	四	(1) 小型見常館 うち、事業実施期間6月末満 か所
	要賃貸施設整備基層見常量	四	四	四	四	四	四	四	(2) 要賃センター うち、事業実施期間6月末満 か所
	社	四	四	四	四	四	四	四	うち、事業実施期間6月末満 か所
〇市△町 □村	社	四	四	四	四	四	四	四	要運度補助額⑨の内訳 基層見常施設基準量 四 うち、小型見常館 四 うち、要賃センター 四 要賃貸施設整備基層見常量 四

(削除)

(1)ー2 市町村見直し基準額(地域子育て支援に必要な経費)

支 出 社 名	対象経費			基 本 額 ④ (③と④を比較して少 ない方の額)⑤	$(⑤ \times 2/3) = ⑥$	滋 賀 県 扶 助 額 (⑥と⑦を比較して少 ない方の額)⑧	滋 賀 県 扶 助 額 (⑧と⑨を比較して少 ない方の額)⑩	基 本 額 ⑪
	支 出 額 ①	農 林 水 産 省 等 の 取 り 組 み 金 額 ②	基 本 額 ③ (① - ②) = ⑤					
○○社	四	四	四	四	四	四	四	四
□□社	四	四	四	四	四	四	四	四
△△社	四	四	四	四	四	四	四	四
社 ○宮△町□社	四	四	四	四	四	四	四	四

※地域振興活動費

(削除)

4. 社会福祉法人等分

(1) 市町村災害環境づくり基盤整備事業費

社会福祉法人等名	区 分	対象経費			基 本 額 ④ <small>(1)(3)と(2)を比較して 少ないうちに(2)を上回る場合</small>	基 本 額 ⑤ <small>((5)×2/3)=⑥</small>	基 本 額 ⑦ <small>((6)と(7)を比較して 少ない方の額)</small>	基 本 額 ⑧ <small>((8)×1/2)=⑨</small>	基 本 額 ⑩ <small>(1)(9)と(10)を比較して 少ない方の額)</small>
		支 出 金 額 ①	支 付 金 額 ②	差 額 ③ <small>(① - ②)=③</small>					
○○法人	基 本 額 支 付 金 額 法 人	円	円	円	円	円	円	円	円
△△法人	基 本 額 支 付 金 額 法 人	円	円	円	円	円	円	円	円
社 法 人		円	円	円	円	円	円	円	円

(1) 小型児童館 か所
うち、事業実施期間6月末満 か所
(2) 児童センター か所
うち、事業実施期間6月末満 か所
うち、事業実施期間6月末満 か所
(1) 小型児童館 か所
うち、事業実施期間6月末満 か所
(2) 児童センター か所
うち、事業実施期間6月末満 か所
うち、事業実施期間6月末満 か所
小型児童館 3の内訳
小型児童館 円
児童センター 円

(削除)

別表3

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費補助金事業計画書

1 都道府県分

(1)児童育成事業推進等対策事業費

事 業 実 施 内 容	
-------------	--

(注) 参考となる資料があれば添付してください。

別表2

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金事業計画書

事 業 実 施 内 容	
-------------	--

(注) 参考となる資料があれば添付してください。

(2)健全育成推進事業費(地域子育て支援に必要な経費)

区分	事業実施内容	備考
	<u>地域子育て環境づくり支援事業</u>	

(削除)

2 指定都市・中核市分

(1)児童育成事業推進等対策事業費

事業実施内容	
--------	--

(注) 参考となる資料があれば添付してください。

(削除)

(2) 健全育成推進事業費(地域子育て支援に必要な経費)

区分	事業実施内容	備考
	<p><u>地域子育て環境づくり支援事業</u></p>	

(削除)

(3) 市町村児童環境づくり基盤整備事業費
ア 民間児童館活動事業費

a 児童館

指定都市・中核市名	運営主体	児童厚生施設名	事業月数	実施事業		備考
				事業数	選択事業	
			か月			
合 計			か所		ア 事業 イ 事業 ウ 事業 エ 事業	

(注) 実施事業欄に次のとおり記入のこと。

- ① 事業数欄 : 実施する予定の事業数を記入すること
- ② 選択事業欄 : 下記の「略号」を記入すること

自然体験活動事業→ア、子どもボランティア育成支援事業→イ、児童健全育成相談支援事業→ウ、年長児童等来館促進事業→エ

b 児童センター

指定都市・中核市名	運営主体	児童厚生施設名	事業月数	実施事業		備考
				事業数	選択事業	
			か月			
合 計			か所		ア 事業 イ 事業 ウ 事業 エ 事業	

(注) 実施事業欄に次のとおり記入のこと。

- ① 事業数欄 : 実施する予定の事業数を記入すること
- ② 選択事業欄 : 下記の「略号」を記入すること

自然体験活動事業→ア、子どもボランティア育成支援事業→イ、児童健全育成相談支援事業→ウ、年長児童等来館促進事業→エ

(削除)

1 児童福祉施設併設型民間児童館事業費

a 実施概要

指定都市・中核市名	運営主体	児童厚生施設名	事業月数	備考
			か月	
合 計	か所			

(削除)

b 施設の概要

(1) 周童福祉施設の概要

名 称	施 設 種 别	周童福祉施設で行う事業(実施する事業に○印)					備 考
		延長保育等 特別保育事業	周童家庭支 援センター	ショート ステイ	トワイライト ステイ	その他の 事業	

(2) 周童館の概要

名 称	職 員 の 配 置				備 考
	社会福祉士	保育士	周童の遊び を指導する者	周童指導員	
	△	△	△	△	

(3) 放課後周童健全育成事業

放課後周童クラブの名称	年 間 開 設 日 数	開 設 時 間 数	周 童 数			備 考
			小 学 1 ～3 年 生	小 学 4 ～6 年 生	そ の 他	
	旦	時間				

(4) 地域周童育成活動支援事業

事 業	実施の有無
相談事業	- - - - -
路発活動・福祉サービス利用の調整等	- - - - -
地域住民による自主的活動の支援等	- - - - -
関係機関等への連絡・協力	- - - - -
地域行事との連携	- - - - -
女の他の事業	- - - - -

(5) 周童健全育成特別事業

事 業	実施の有無
子育て支援	- - - - -
異年齢児との交流	- - - - -
引きこもり・不登校等周童に対する支援	- - - - -
思春期周童の養育の支援	- - - - -
その他の事業	- - - - -

(注) 1 (3) の開設時間数欄には、1日の平均開設時間数を記入すること。
2 (4)、(5)の実施の有無欄には、実施する事業に○印を記入すること。

(削除)

ウ 地域組織活動育成事業費

実施市名	地域組織名	会員数	活動の拠点となる児童厚生施設 または公共施設名	備考
		人		
合 計	か所			

(削除)

(削除)

3. 市町村会

(1) 市町村児童環境づくり基盤整備事業費
ア 事業費

設置主体 (市町村名)	運営主体制	児童生徒数	児童生徒施設名	事業月数	実施事業			監査
					事業 か月	運営事業 か月	退却事業 か月	
小　社			か近					
小　社			か近					
企　社 (五箇所)			か近					

(注) 実施事業欄に次のとおり記入のこと。
 ① 事業費欄 : 実施する旨の事業費を記入すること。
 ② 運営事業欄 : 下記の路線は未記入すること。
 自然体験活動事業一ア、子どもボランティア育成支援事業一イ、児童健全育成支援事業一ウ、年長児童等来館促進事業一エ

b 児童センター

設置主体 (市町村名)	運営主体制	児童生徒数	児童生徒施設名	事業月数	実施事業			監査
					事業 か月	運営事業 か月	退却事業 か月	
小　社			か近					
小　社			か近					
企　社 (五箇所)			か近					

(注) 実施事業欄に次のとおり記入のこと。
 ① 事業費欄 : 実施する旨の事業費を記入すること。
 ② 運営事業欄 : 下記の路線は未記入すること。
 自然体験活動事業一ア、子どもボランティア育成支援事業一イ、児童健全育成支援事業一ウ、年長児童等来館促進事業一エ

1 児童福祉施設併設型民間児童館事業費

a 実施概要

設置主体	運営主体	児童厚生施設名	事業月数	備考
			か月	
小計			か所	
小計			か所	
合計			か所	

(削除)

b 施設の概要

(1) 周童福祉施設の概要

名 称	施 設 種 别	周童福祉施設で行う事業(実施する事業に○印)					備 考
		延長保育等 特別保育事業	周童家庭支 援センター	ショート ステイ	トワイライト ステイ	その他の 事業	

(2) 周童館の概要

名 称	職 員 の 配 置				備 考
	社会福祉士	保育士	周童の遊び を指導する者	周童指導員	
	△	△	△	△	

(3) 放課後周童健全育成事業

放課後周童クラブの名称	年 間 開 設 日 数	開 設 時 間 数	周 童 数				備 考
			小 学 1 ～3 年 生	小 学 4 ～6 年 生	そ の 他	計	
	日	時間					

(4) 地域周童育成活動支援事業

事 業	実施の有無
相談事業	- - - - -
啓発活動・福祉サービス利用の調整等	- - - - -
地域住民による自主的活動の支援等	- - - - -
関係機関等への連絡・協力	- - - - -
地域行事との連携	- - - - -
その他の事業	- - - - -

(5) 周童健全育成特別事業

事 業	実施の有無
子育て支援	- - - - -
異年齢児との交流	- - - - -
引きこもり・不登校等周童に対する支援	- - - - -
思春期周童の養育の支援	- - - - -
その他の事業	- - - - -

(注) 1 (3) の開設時間数欄には、1日の平均開設時間数を記入すること。
2 (4)、(5)の実施の有無欄には、実施する事業に○印を記入すること。

(削除)

△ 地域組織活動育成事業費

市町村名	地域組織名	会員数	活動の拠点となる児童厚生施設 または公共施設名	備考
		人		
小計	か所			
小計	か所			
小計	か所			
合計 (市町村)	か所			

(削除)

4 社会福祉法人等分

市町村児童環境づくり基盤整備事業費

民間児童館活動事業費

a 児童館

市町村名	設置主体	運営主体	児童厚生施設名	事業月数	実施事業		備考
					事業数	選択事業	
				か月			
合計				か所			ア 事業 イ 事業 ウ 事業 エ 事業

(注) 実施事業欄に次のとおり記入のこと。

- ① 事業数欄 : 実施する予定の事業数を記入すること
 ② 選択事業欄 : 下記の「略号」を記入すること

自然体験活動事業→ア、子どもボランティア育成支援事業→イ、児童健全育成相談支援事業→ウ、年長児童等来館促進事業→エ

b 児童センター

市町村名	設置主体	運営主体	児童厚生施設名	事業月数	実施事業		備考
					事業数	選択事業	
				か月			
合計				か所			ア 事業 イ 事業 ウ 事業 エ 事業

(注) 実施事業欄に次のとおり記入のこと。

- ① 事業数欄 : 実施する予定の事業数を記入すること
 ② 選択事業欄 : 下記の「略号」を記入すること

自然体験活動事業→ア、子どもボランティア育成支援事業→イ、児童健全育成相談支援事業→ウ、年長児童等来館促進事業→エ

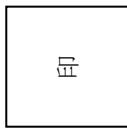
(削除)

(削除)

別紙様式4

番 _____ 号 _____
平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

厚生労働大臣 殿



市町村長

印

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金の交付申請について

標記の国庫補助金に係る事業について、次のとおり関係書類を添えて申請する。

- | | | | |
|---|-------------------------------|-------|---|
| 1 | 国庫補助金申請額 | 金 | 円 |
| 2 | 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金所要額調書 | (別表1) | |
| 3 | 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金事業計画書 | (別表2) | |
| 4 | 添付書類 | | |
- 当該事業に関する歳入歳出予算書抄本

(削除)

別紙様式5

番 _____ 号 _____
平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

厚生労働大臣 殿

市町村長

印

平成 _____ 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金の変更交付申請書類について

標記の国庫補助金に係る事業について、次のとおり事業内容を変更したいので関係書類を添えて申請する。

- 1 国庫補助金申請額 金 _____ 円
- 2 変更の内容
- 3 変更の理由
- 4 平成 _____ 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金所要額調書(別表1)
- 5 平成 _____ 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金事業計画書(別表2)
- 6 添付書類

当該事業に関する歳入歳出予算書抄本

別表1

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金所要額調書

市町村名	事業種目名	対象経費			基準額④	国庫補助基本額 (③と④を比較して少ない方の額)⑤	国庫補助額 ⑥	備考
		支出予定額①	交付金その他の 収入額②	差引額 (①-②)=③				
	児童育成事業推進等対策事業費	円	円	円	円	円	円	

(削除)

別表2

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費補助金事業計画書

児童育成事業推進等対策事業

事業実施内容	
--------	--

(注) 参考となる資料があれば添付してください。

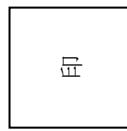
(削除)

(削除)

別紙様式 6

番 _____ 号
平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

厚生労働大臣 殿



都道府県知事

平成 _____ 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金の交付申請に関する進達について

標記について、管内市町村長から申請があつたので、取りまとめて進達する。

1 国庫補助金申請額 金 _____ 円

2 平成 _____ 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金市町村別所要額調書 (別表)

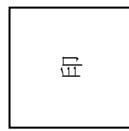
3 市町村別補助金交付申請書

(削除)

別紙様式7

番 _____ 号
平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

厚生労働大臣 殿



都道府県知事

印

平成 _____ 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金の変更申請に関する進達について

標記について、管内市町村長から申請があつたので、取りまとめて進達する。

- 1 国庫補助金申請額 金 _____ 円
- 2 変更の内容
- 3 変更の理由
- 4 平成 _____ 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金市町村別所要額調書(別表)
- 5 市町村別補助金交付申請書

別紙様式4

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
印

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金の実績報告について

標記の国庫補助金に係る事業の実績について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金収支精算額表（別表1）
 - 2 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金収支精算額内訳表（別表2）
 - 3 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金に係る事業実施状況（別表2）
 - 4 添付書類
- 当該事業に関する歳入歳出決算書（又は見込書）抄本

別紙様式8

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
印

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金の実績報告について

標記の国庫補助金に係る事業の実績について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金収支精算額表（別表1）
 - 2 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金収支精算額内訳表（別表2）
 - 3 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金に係る事業実施状況（別表3）
 - 4 添付書類
- 当該事業に関する歳入歳出決算書（又は見込書）抄本

別表1

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金精算額総括表

区分	要国庫補助額①	交付決定額②	受入額③	差引過△不足額 (③ - ①)④	備考
(1)児童の健全育成に必要な経費	千円	千円	千円	千円	
児童育成事業推進等対策事業費					
市町村児童環境づくり基盤整備事業費					
小計					
(2)地域子育て支援に必要な経費					
健全育成推進事業費					
市町村児童環境づくり基盤整備事業費					
小計					
合計					

(注) 別表2の各表に記載された数値と付合すること。

別表1

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金精算額表

対象経費	国庫補助基本額	要国庫補助額	交付決定額	受入額	差引過△不足額	備考
差支出額① 収入額②(① - ②) = ③	差付金その他の差引額基準額④ (③と④を比較して 少ない方の額)⑤	⑥	⑦	⑧(⑧ - ⑥)⑨		
円	円	円	円	円	円	

別表2

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金精算額内訳表

1 都道府県分

(1) 児童育成事業推進等対策事業費

都道府県名	対象経費			基準額	国庫補助基本額	要国庫補助額	備考
	支払額	差付金その他 収入額	差引額 (① - ②) = ③		④(③と④を比較して少 ない方の額)⑤	⑥	
	田	田	田	田	田	田	

(2) 健全育成推進事業費(地域子育て支援に必要な経費)

都道府県名	対象経費			基準額	国庫補助基本額	要国庫補助額	備考
	支払額	差付金その他 収入額	差引額 (① - ②) = ③		④(③と④を比較して少 ない方の額)⑤(⑤ × 1/3)⑥		
	田	田	田	田	田	田	※地域子育て環境づくり支援事業

(削除)

別表2

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金精算額内訳表

2. 指定都市・中核市分

(1) 児童育成事業推進等対策事業費

指定都市名	対象経費			基準額	国庫補助基本額	国庫補助額	査
	支 出 額	収 入 額	差 引 額 (① - ②)		③	④ (③と④を比較して少ない方の額)	
	円	円	円	円	円	円	円

(2) 健全育成推進事業費(地域子育て支援に必要な経費)

指定都市名	対象経費			基準額	国庫補助基本額	国庫補助額	査
	支 出 額	収 入 額	差 引 額 (① - ②)		③	④ (③と④を比較して少ない方の額)	
	円	円	円	円	円	円	円

※地域子育て環境づくり支援事業

(3) 市町村児童環境づくり基盤整備事業費(児童の健全育成に必要な経費)

指定都市名	区分	対象経費			基準額	国庫補助基本額	国庫補助額	査
		支 出 額	収 入 額	差 引 額 (① - ②)		③	④ (③と④を比較して少ない方の額)	
民間児童館活動事業費		円	円	円	円			
児童福祉施設併設型民間児童館事業費		円	円	円	円			
合計		円	円	円	円	円	円	円

(1)小型児童館 か所

(うち、事業実施期間6ヶ月未満 か所

(2)児童センター か所

(うち、事業実施期間6ヶ月未満 か所

(うち、事業実施期間6ヶ月未満 か所

(うち、事業実施期間6ヶ月未満 か所)

民間児童館活動事業費 円

(うち、小型児童館 円

(うち、児童センター 円

児童福祉施設併設型民間児童館事業費 円

(4)市町村児童環境づくり基盤整備事業費(地域子育て支援に必要な経費)

指定都市・中核市名	対象経費			基準額	国庫補助基本額	国庫補助額	査
	支 出 額	収 入 額	差 引 額 (① - ②)		③	④ (③と④を比較して少ない方の額)	
	円	円	円	円	円	円	円

※地域組織活動育成事業費

(削除)

3. 市町村分

(1)-1 市町村児童施設及び事業施設事業費(児童の健全育成に必要な経費)

市町村名	区分	対象経費			基 庫 量 ④ (①より少ない方の額) ⑤	運 定 額 ⑥ (⑤×2/3)=⑦	運送度量補助額 ⑧ (⑥より少ない方の額) ⑨	固定補助基本額 ⑩ (⑧×1/2) ⑪	要 固 度 指 額 量 ⑫	其 他
		支 出 額 ①	収 入 額 ②	差 金 手 の 量 の 差 額 ③ (① - ②) = ④						
〇〇市	民園里童施設活動基量	円	円	円	円	円	円	円	円	(1) 小型児童館 か所 うち、事業実施期間6月末満 か所 (2) 児童センター か所 うち、事業実施期間6月末満 か所
	児童福祉施設特別型民園里 童施設基量	円	円	円	円	円	円	円	円	か所 うち、事業実施期間6月末満 か所
	計	円	円	円	円	円	円	円	円	
□□市	民園里童施設活動基量	円	円	円	円	円	円	円	円	(1) 小型児童館 か所 うち、事業実施期間6月末満 か所 (2) 児童センター か所 うち、事業実施期間6月末満 か所
	児童福祉施設特別型民園里 童施設基量	円	円	円	円	円	円	円	円	か所 うち、事業実施期間6月末満 か所
	計	円	円	円	円	円	円	円	円	要固度指額⑫の内訳
〇市△町□村		円	円	円	円	円	円	円	円	民園里童施設活動基量 円 うち、小型児童館 円 うち、児童センター 円 児童福祉施設特別型民園里童施設基量 円

(削除)

(1)-2 市町村児童環境づくり基盤整備事業費(地域子育て支援に必要な経費)

市町村名	対象経費			基準額	選定額	$(\frac{④}{③} \times 2/3 = ⑥)$	道府県補助額	国庫補助額	要継続額	国庫補助額	差
	支出額	寄付金その他の収入額	差引額 $(① - ②) = ③$								
○○市	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	
□□市											
△△町											
計 ○市△町□井	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	

※地域組織活動育成事業費

(削除)

4. 社会福祉法人等分

(1) 市町村児童環境づくり基準整備事業費

社会福祉法人等名	区分	対象経費			基準額	開支額	新道府県補助額	国庫補助基本額	国庫補助額	備
		支出額	① 交付金との他の差引額 △額	②(①-②)△額						
○○法人	民間児童館活動事業費	田	田	田	田	田	田	田	田	(1)小型児童館 うち、事業実施期間6ヶ月未満 か所 (2)児童センター うち、事業実施期間6ヶ月未満 か所
△△法人	民間児童館活動事業費	田	田	田	田	田	田	田	田	(1)小型児童館 うち、事業実施期間6ヶ月未満 か所 (2)児童センター うち、事業実施期間6ヶ月未満 か所
計 法人		田	田	田	田	田	田	田	田	要国庫補助額⑨の内訳 小型児童館 田 児童センター 田

(削除)

別表3

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費補助金にかかる事業実施状況

1 都道府県分

(1) 児童育成事業推進等対策事業費

事 業 実 施 内 容	
-------------	--

(注) 参考となる資料があれば添付してください。

別表2

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金に係る事業実施状況

事 業 実 施 内 容	
-------------	--

(注) 参考となる資料があれば添付してください。

(2)健全育成推進事業費(地域子育て支援に必要な経費)

区分	事業実施内容	備考
	<u>地域子育て環境づくり支援事業</u>	

(削除)

2 指定都市・中核市分

(1)児童育成事業推進等対策事業費

事業実施内容	
--------	--

(注) 参考となる資料があれば添付してください。

|
(削除)

(2)-2健全育成推進事業費(地域子育て支援に必要な経費)

区分	事業実施内容	備考
	<u>地域子育て環境づくり支援事業</u>	

(削除)

(3) 市町村児童環境づくり基盤整備事業費

ア 民間児童館活動事業費

a 児童館

指定都市・中核市名	運営主体	児童厚生施設名	事業月数	実施事業		備考
				事業数	選択事業	
			か月			
合 計			か所		ア 事業 イ 事業 ウ 事業 エ 事業	

(注) 実施事業欄に次のとおり記入のこと。

① 事業数欄 : 実施する予定の事業数を記入すること

② 選択事業欄 : 下記の「略号」を記入すること

自然体験活動事業→ア、子どもボランティア育成支援事業→イ、児童健全育成相談支援事業→ウ、年長児童等来館促進事業→エ

b 児童センター

指定都市・中核市名	運営主体	児童厚生施設名	事業月数	実施事業		備考
				事業数	選択事業	
			か月			
合 計			か所		ア 事業 イ 事業 ウ 事業 エ 事業	

(注) 実施事業欄に次のとおり記入のこと。

① 事業数欄 : 実施する予定の事業数を記入すること

② 選択事業欄 : 下記の「略号」を記入すること

自然体験活動事業→ア、子どもボランティア育成支援事業→イ、児童健全育成相談支援事業→ウ、年長児童等来館促進事業→エ

(削除)

1 児童福祉施設併設型民間児童館事業費

a 実施概要

指定都市・中核市名	運営主体	児童厚生施設名	事業月数	備考
			か月	
合計			か所	

(削除)

b 施設の概要

(1) 儿童福祉施設の概要

名 称	施 設 種 别	児童福祉施設で行う事業(実施する事業に○印)					備 者
		延長保育等 特別保育事業	児童家庭支 援センター	ショート スティ	トワイライト スティ	その他の 事業	

(2) 儿童館の概要

名 称	職 員 の 配 置				備 者
	社会福祉士	保育士	児童の遊び を指導する者	児童指導員	
	△	△	△	△	

(3) 放課後児童健全育成事業

放課後児童クラブの名称	年 間 開 設 日 数	開設時間数 時間	児 童 数			備 者
			小 学 1 ~3年生	小 学 4 ~6年生	そ の 他	
	旦					

(4) 地域児童育成活動支援事業

事 業	実施の有無
相談事業	- - -
路線活動・福祉サービス利用の調整等	- - -
地域住民による自主的活動の支援等	- - -
関係機関等への連絡・協力	- - -
地域行事との連携	- - -
その他の事業	- - -

(5) 儿童健全育成特別事業

事 業	実施の有無
子育て支援	- - -
異年齢児との交流	- - -
引きこもり・不登校等児童に対する支援	- - -
思春期児童の養育の支援	- - -
その他の事業	- - -

(注) 1 (3) の開設時間数欄には、1日の平均開設時間数を記入すること。

2 (4)、(5)の実施の有無欄には、実施する事業に○印を記入すること。

(削除)

ウ 地域組織活動育成事業費

実施市名	地域組織名	会員数	活動の拠点となる児童厚生施設 または公共施設名	備考
		人		
合計	か所			

(削除)

1 児童福祉施設併設型民間児童館事業費

a 実施概要

設置主体	運営主体	児童厚生施設名	事業月数	備考
			か月	
小計			か所	
小計			か所	
合計			か所	

(削除)

b 施設の概要

(1) 児童福祉施設の概要

名 称	施 設 種 别	児童福祉施設で行う事業(実施する事業に○印)					備 考
		延長保育等 特別保育事業	児童家庭支 援センター	ショート スティ	トワイライト スティ	その他の 事業	

(2) 児童館の概要

名 称	職 員 の 配 置				備 考
	社会福祉士	保育士	児童の遊び を指導する者	児童指導員	
	△	△	△	△	

(3) 放課後児童健全育成事業

放課後児童クラブの名称	年 間 開 設 日 数	開 設 時 間 数	児 童 数				備 考
			小 学 1 ~3 年 生	小 学 4 ~6 年 生	そ の 他	計	
	旦	時間					

(4) 地域児童育成活動支援事業

事 業	実施の有無
相談事業	-----
啓発活動・福祉サービス利用の調整等	-----
地域住民による自主的活動の支援等	-----
関係機関等への連絡・協力	-----
地域行事との連携	-----
その他の事業	-----

(5) 児童健全育成特別事業

事 業	実施の有無
子育て支援	-----
異年齢児との交流	-----
引きこもり・不登校等児童に対する支援	-----
思春期児童の養育の支援	-----
その他の事業	-----

(注) 1 (3) の開設時間数欄には、1日の平均開設時間数を記入すること。

2 (4)、(5)の実施の有無欄には、実施する事業に○印を記入すること。

(削除)

ウ 地域組織活動育成事業費

市町村名	地域組織名	会員数	活動の拠点となる児童厚生施設 または公共施設名	備考
		人		
小計	か所			
小計	か所			
小計	か所			
合計 (市町村)	か所			

(削除)

4 社会福祉法人等分

市町村児童環境づくり基盤整備事業費民間児童館活動事業費

a 児童館

市町村名	設置主体	運営主体	児童厚生施設名	事業月数	実施事業		備考
					事業数	選択事業	
合計				か月			
合計				か所			ア 事業 イ 事業 ウ 事業 エ 事業

(注) 実施事業欄に次のとおり記入のこと。

① 事業数欄 : 実施する予定の事業数を記入すること

② 選択事業欄 : 下記の「略号」を記入すること

自然体験活動事業→ア、子どもボランティア育成支援事業→イ、児童健全育成相談支援事業→ウ、年長児童等来館促進事業→エ

b 児童センター

市町村名	設置主体	運営主体	児童厚生施設名	事業月数	実施事業		備考
					事業数	選択事業	
合計				か月			
合計				か所			ア 事業 イ 事業 ウ 事業 エ 事業

(注) 実施事業欄に次のとおり記入のこと。

① 事業数欄 : 実施する予定の事業数を記入すること

② 選択事業欄 : 下記の「略号」を記入すること

自然体験活動事業→ア、子どもボランティア育成支援事業→イ、児童健全育成相談支援事業→ウ、年長児童等来館促進事業→エ

(削除)

(削除)

別紙様式9

番 _____ 号 _____
平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

厚生労働大臣 殿

市町村長

印

平成 _____ 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金の実績報告について

標記の国庫補助金に係る事業の実績について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 平成 _____ 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金精算額調書（別表1）
- 2 平成 _____ 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金に係る事業実績状況（別表2）
- 3 添付書類
当該事業に関する歳入歳出決算書（又は見込書）抄本

別表1

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費補助金精算額譜書

市町村名	事業種目名	対象経費			基 墓 管 ④ (③と④を比較して 少ない方の額)⑤	国 庫 極 基 本 額 要 国 庫 極 額 交 付 法 定 額 受 入 額	差 引 過 △ 不 足 額 (⑧ - ⑥)
		総 事 業 額 ①	支 付 金 そ の 他 の 差 引 過 額 取 入 額 ② (① - ②) = ③	基 墓 管 ④ (③と④を比較して 少ない方の額)⑤			
	児童育成事業推進等対策事業費	田	田	田	田	田	田

(削除)

別表2

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費補助金に係る事業実施状況

児童育成事業推進等対策事業

事業実施内容	
---------------	--

(注) 参考となる資料があれば添付してください。

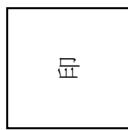
(削除)

(削除)

別紙様式1.0

番 _____ 号 _____
平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

厚生労働大臣 殿



都道府県知事

印

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金の実績報告書に関する進達について

標記について、管内市町村長から事業実績報告書の提出があつたので、取りまとめて進達する。

1 国庫補助金精算額 金 _____ 円

2 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金市町別精算額調書(別表)

3 市町村別補助金事業実績報告書

別表

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費補助金精算額調書(児童育成事業推進等対策事業費)

都道府県名 _____

市町村名	対象経費			基 準 額	国 庫 補 助 基 本 額 ④ (③と④を比較して少ない方の額) ⑤	国 庫 補 助 額 ⑥	交 付 決 定 額 ⑦	受 入 済 額 ⑧	差 引 過 △ 不 足 額 (⑧ - ⑥) ⑨
	総 事 業 費 ①	支 付 金 そ の 他 の 差 引 額 ②	収 入 額 ③ (① - ②) = ③						
	田	田	田	田	田	田	田	田	田
合 計									

(削除)

別紙様式5

別紙様式1.1

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
市町村長

印

平成 年度消費税及び地方消費税仕入れ控除税額報告書

平成 年度消費税及び地方消費税仕入れ控除税額報告書

平成 年 月 日 第 号により交付決定のあった児童環境づくり基盤整備事業費補助金について、交付要綱6(6)の規定に基づき、下記のとおり報告する。

1 拠助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく額の確定額

又は事業実績報告額

金 円

児童育成事業	推進等対策事業	金	円
民間児童活動事業		金	円
児童福祉施設併設型民間児童館事業		金	円
地域子育て環境づくり支援事業		金	円
地域組織活動育成事業		金	円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入

控除額(要国庫補助金等返還相当額)

金 円

児童育成事業	推進等対策事業	金	円
民間児童活動事業		金	円
児童福祉施設併設型民間児童館事業		金	円
地域子育て環境づくり支援事業		金	円
地域組織活動育成事業		金	円

(注)別添参考となる書類(2の金額の積算内訳等)

(注)別添参考となる書類(2の金額の積算内訳等)

別紙	改正後	別紙	現行
<p>1 目的 児童環境づくり基盤整備事業実施要綱</p> <p>2 實施主体 <u>本事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市とする。</u> ただし、事業の一部について事業を実施するのに適した<u>社会福祉法人、財団法人等</u>に委託することができるものとする。</p> <p>3 事業内容 次に掲げる事業であつて、全国的な推進を図ろうとする際の先駆的な取組であり、かつ、その成果等を全国に向けて発信することができる取組を対象とする。 ただし、国が別途定める国庫負担(補助)制度の対象となる事業は除外する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 児童育成のための普及啓発事業 (2) 児童健全育成に資する模範的事業 (3) 児童福祉、次世代育成支援対策等の推進に關し、児童福祉施設・地域住民・社会福祉法人・民法第34条の規定により設立された法人・特定非営利活動法人・ボランティア等に対する普及啓発事業 (4) 児童福祉の向上に資する各種研修会・連絡会議 	<p>1 目的 児童環境づくり基盤整備事業実施要綱</p> <p>2 事業の内容 <u>この要綱において、次の事業を児童環境づくり基盤整備事業とする。</u> <ul style="list-style-type: none"> (1) 児童育成事業推進等対策事業 (内容については、別添1のとおり) (2) 民間児童館活動事業 (内容については、別添2のとおり) (3) 児童福祉施設併設型民間児童館事業 (内容については、別添3のとおり) (4) 地域子育て環境づくり支援事業 (内容については、別添4のとおり) (5) 地域組織活動育成事業 (内容については、別添5のとおり) </p> <p>3 事業の実施方法等 各事業の実施については、別添1～5に定めるところによるものとする。</p>	<p>1 目的 児童環境づくり基盤整備事業実施要綱</p> <p>2 事業の内容 <u>この要綱において、次の事業を児童環境づくり基盤整備事業とする。</u> <ul style="list-style-type: none"> (1) 児童育成事業推進等対策事業 (内容については、別添1のとおり) (2) 民間児童館活動事業 (内容については、別添2のとおり) (3) 児童福祉施設併設型民間児童館事業 (内容については、別添3のとおり) (4) 地域子育て環境づくり支援事業 (内容については、別添4のとおり) (5) 地域組織活動育成事業 (内容については、別添5のとおり) </p> <p>3 事業の実施方法等 各事業の実施については、別添1～5に定めるところによるものとする。</p>	<p>1 目的 児童環境づくり基盤整備事業実施要綱</p> <p>2 事業の内容 <u>この要綱において、次の事業を児童環境づくり基盤整備事業とする。</u> <ul style="list-style-type: none"> (1) 児童育成事業推進等対策事業 (内容については、別添1のとおり) (2) 民間児童館活動事業 (内容については、別添2のとおり) (3) 児童福祉施設併設型民間児童館事業 (内容については、別添3のとおり) (4) 地域子育て環境づくり支援事業 (内容については、別添4のとおり) (5) 地域組織活動育成事業 (内容については、別添5のとおり) </p> <p>3 事業の実施方法等 各事業の実施については、別添1～5に定めるところによるものとする。</p>

(5) 児童福祉の向上を図るための開発・研究事業
(6) その他 (1)～(5)に準ずる事業

4 事業実施の手続き
本事業を実施しようとする場合は、毎年度、別に定める方法により、事前に協議を行うものとする。

5 留意事項

(1) 6の(2)に定めるとおり、国の補助は原則として単年度であるが、事業の実施主体は、当該事業を継続するよう努めるものとする。
(2) 国は、事業実施の成果を普及するため、実施主体に対して、事業の分析、検証等を行うよう求めることができるものとする。

6 費用

(1) 都道府県、指定都市及び中核市が実施する事業に対して、国は別に定めるところにより補助するものとする。
(2) 一事業に対する国の助成は、原則として単年度限りとする。
ただし、事業によって必要があると認められる場合には、複数年での実施も可能とする。

児童育成事業推進等対策事業実施要綱

- 1 目的
児童の健全育成に資する模範的・先駆的な事業等を実施することにより、児童育成事業の普及や次世代育成支援対策等の一層の推進を図ることを目的とする。
- 2 実施主体
本事業の実施主体は、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。
ただし、事業の一部について事業を実施するのに適した社会福祉法人、財團法人等に委託することができるものとする。
- 3 事業内容
次に掲げる事業であつて、全国的な推進を図ろうとする際の先駆的な取組であり、かつ、その成果等を全国に向けて発信することができる取組を対象とする。
ただし、国が別途定める国庫負担（補助）制度の対象となる事業は除外する。
(1) 児童育成のための普及啓発事業
(2) 児童健全育成に資する模範的事業
(3) 児童福祉、次世代育成支援対策等の推進に關し、児童福祉施設・地域住民・社会福祉法人・民法第34条の規定により設立された法人・特定非営利活動法人・ボランティア等に対する普及啓発事業
(4) 児童福祉の向上に資する各種研修会・連絡会議
(5) 児童福祉の向上を図るための開発・研究事業
(6) その他 (1)～(5)に準ずる事業
- 4 事業実施の手続き
本事業を実施しようとする場合は、毎年度、別に定める方法により、事前に協議を行うものとする。

5 留意事項

- (1) 6の(2)に定めるとおり、国の補助は原則として単年度であるが、事業の実施主体は、当該事業を継続するよう努めるものとする。
- (2) 国は、事業実施の成果を普及するため、実施主体に対して、事業の分析、検証等を行うよう求めることができるものとする。

6 費用

- (1) 都道府県、指定都市並びに中核市及び市町村が実施する事業に対して、国は別に定めることにより補助するものとする。
- (2) 一事業に対する国の助成は、原則として単年度限りとする。ただし、事業によって必要があると認められる場合には、複数年での実施も可能とする。

民間児童館活動事業実施要綱

<u>1 楽　旨</u> 民間児童館の創意工夫・柔軟な対応等の特色を生かし、地域の実情・需要に応じた活動の積極的な取組を実施することにより、地域児童の健全育成を図るものである。	<u>2 実施主体</u> 本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は民間児童館を運営する者（平成2年8月7日厚生省発児第123号厚生事務次官通知「児童館の設置運営について」の別紙「児童館の設置運営要綱」以下「運営要綱」という。）の第2の2（2）～（4）に定める者をいう。とする。	<u>3 事業内容</u> 運営要綱及び平成2年8月7日児発第967号厚生省児童家庭局長通知「児童館の設置運営について」に定める活動のほか、次の（1）～（4）の事業のうち、2事業以上実施するものであること。 (1) 自然体験活動事業 ひきこもりや不登校等の児童に配慮し、サマーキャンプ等野外での活動を行うものとする。 (2) 子どもボランティア育成支援事業 子ども自身によるボランティアグループの育成を図り、その活動についての支援を行うものとする。 (3) 児童健全育成相談支援事業 中・高校生を含む年長児童等及び保護者等からの相談に応じ、学校等関係機関と連携を図り、個別または集団指導を定期的に行うものとする。 (4) 年長児童等来館促進事業 児童館への中・高校生の来館を促進するため、中・高校生が自主的にイベント等の催しを開催するための活動支援を行うものとする。 (5) 地域子育て支援拠点事業（児童館型） 本事業は、（1）～（4）と同様に、民間児童館が実施する事業としての位置づけであるが、事業内容等については、次世代育成支援対策
---	---	---

交付金の交付対象事業及び評価基準について（平成 20 年 11 月 28 日
雇児発第 1128003 号「地域子育て支援拠点事業」に定めるものとする。）

- 4 費用
- 国は次の事業に対して、別に定めるとところにより補助するものとする。
- (1) 市町村が設置し、実施する事業（委託に限る。）又は助成する事業に
 対して、都道府県が補助する事業
 - (2) 指定都市及び中核市が設置し、実施する事業（委託に限る。）又は助
 成する事業
 - (3) 社会福祉法人等が設置し、実施する事業に対して、都道府県、指定
 都市及び中核市が補助する事業

児童福祉施設併設型民間児童館事業実施要綱

<p><u>1 楽 旨</u></p> <p>民間の児童福祉施設に併設した児童館において、児童養護施設、保育所等の児童福祉施設の専門的な養育機能を活用して、児童健全育成、児童養育等に関する相談援助活動、各種子育て支援サービスの利用促進等を実施することにより児童館事業の総合的な展開を図るものである。</p>	<p><u>2 実施主体</u></p> <p>本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は民間児童館を運営する者（平成2年8月7日厚生省発児第123号厚生事務次官通知「児童館の設置・運営について」の別紙「児童館の設置運営要綱」の第2の2（2）～（4）に定める者をいう。）とする。</p>	<p><u>3 事業内容</u></p> <p>(1) 児童福祉施設で行う事業</p> <p>児童館を併設する児童福祉施設においては、延長保育等の特別保育事業、児童家庭支援センターで行う事業、短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護（トワイライトステイ）事業等地域の実情に応じた児童健全育成のための事業を行うものとする。</p> <p>(2) 併設した児童館で行う事業</p> <p>併設された児童館において、①から③までに掲げる事業を行うものとする。</p> <p>① 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項の放課後児童健全育成事業</p> <p>② 地域児童育成活動支援事業</p> <p>地域の実情に応じて、次に掲げるような児童の健全育成に関する地域の各種活動の支援、サービスの利用の促進を行う。</p> <p>(ア) 相談事業</p> <p>地域住民からの児童の健全育成、養育に関する各種の相談への対応。</p> <p>(イ) 啓発活動、福祉サービス利用の調整等</p> <p>短期入所生活援助（ショートステイ）事業、延長保育等の特別</p>
---	---	---

<p><u>保育事業、放課後児童健全育成事業等各種子育て支援のためのサービスの実施状況、利用方法等についての情報の提供及びその積極的な利用についての啓発、利用の調整。</u></p>
<p><u>地域の児童健全育成に関する様々な情報（行事、講座等）の収集及び地域住民に対する情報提供。</u></p>
<p><u>(ウ) 地域住民による自主的な活動の支援等</u> 児童の健全育成に関する子ども会、母親クラブ等の地域組織活動等地域ボランティアグループの活動の紹介及び必要に応じ日々の活動に対する支援。</p>
<p><u>(エ) 関係機関等への連絡・協力</u> 児童相談所、福祉事務所、学校、児童委員等関係機関との連絡及び関係機関による地域の児童とその家庭の状況把握への協力。</p>
<p><u>(オ) 地域行事との連携</u> 児童館利用児童の地域行事への参加の勧奨等による他世代との交流の促進。</p>
<p><u>③ 児童健全育成特別事業</u> 児童福祉施設の専門的機能を活用して、次に掲げるような児童健全育成に関する特別事業を行う。</p>
<p><u>(ア) 子育て支援</u> 専業主婦を対象とした育児セミナーの開催、子育て支援サークルの設置促進、育児に関する情報提供等による子育て支援。</p>
<p><u>(イ) 異年齢児との交流</u> 保育所の乳幼児や児童養護施設の児童等と児童館利用児童との交流による異年齢児との人間関係を構築する活動。</p>
<p><u>(ウ) 引きこもり・不登校等児童に対する支援</u> 児童委員等との連絡や巡回相談等による引きこもり・不登校等児童の状況等の把握及びこれらの児童に対する指導。</p>
<p><u>(エ) 思春期児童の養育の支援</u> 情緒不安定な思春期児童を抱える保護者に対する思春期児童対応講座等を開催等思春期児童の養育に関する保護者交流グループの育成・支援。</p>
<p><u>(3) 職員の配置</u> 社会福祉士、保育士、児童の遊びを指導する者及び児童指導員のいずれかの資格を有する者を配置するものとする。</p>

<u>4 費用</u>
国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
(1) 市町村が実施する事業（委託に限る。）又は助成する事業に対して、都道府県が補助する事業
(2) 指定都市及び中核市が実施する事業（委託に限る。）又は助成する事業

地域子育て環境づくり支援事業実施要綱

- 1 趣旨
地域における子育て支援活動が強化されるよう、児童委員（主任児童委員を含む）等に対して研修等を行うことにより、児童の健全育成の充実を図るものである。
- 2 実施主体
本事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市とする。ただし、事業の全部又は一部について事業を実施するのに適した社会福祉法人、財團法人等に委託することができるものとする。
- 3 事業内容
地域における子育て支援活動が強化されるよう、児童委員（主任児童委員を含む）等に対して、基本的な活動方法や技法等を習得するための研修及び地域における子育て支援活動を継続的に実施するための協議会を実施する事業、また、地域の子育て家庭に幅広く児童委員等の活動を知つてもらうことを目的として、児童委員等を講師として招いての子育てセミナー等を実施する。
- 4 費用
都道府県、指定都市及び中核市が実施する事業に対して、国は別に定めるところにより補助するものとする。

地域組織活動育成事業実施要綱

1 楽 旨
児童の健全な育成を図るため、母親など地域住民の積極的参加による地域組織活動の促進を図るものである。

2 実施主体
本事業の実施主体は、地域組織（3に掲げる母親クラブ、子育てサークル等をいう。）とする。

3 組織及び運営
地域組織活動の組織及び運営は、次により行うものであること。
(1) 地域組織は、母親の連帯組織など児童健全育成に寄与する自主的な団体（母親クラブ、子育てサークル等）とし、1組織の会員は、概ね30人以上とすること。
(2) 地域組織には、会員の互選により会長、副会長、委員等の役員を置くとともに、その運営は会員の協議により行うものとすること。
(3) 地域組織の活動は、児童厚生施設やその他の公共施設と有機的な連携をもつものとすること。
(4) 地域組織は、政治上又は宗教上の組織に属さないものとすること。
(5) 地域組織は、その収入及び支出の状況を常に明確にしておくこと。

4 活 動
地域組織は、地域における児童福祉の向上を図るため次の活動を行うこと。
(1) 親子及び世代間の交流、文化活動
「家庭の日」を設けたり「こどもの日」や「敬老の日」などを利用し、親子やお年寄りとの交流を図るため、野外での交流活動を企画実行したり、読書会、映画会、人形劇サークル、地域文化の伝承サークル、料理教室などの文化活動を行う。
(2) 児童養育に関する研修活動
児童の発達上の特徴や留意点、家庭でのしつけ、安全養育、地域での児童健全育成の向上に関する研修会などを開催する。

<p>(3) <u>児童の事故防止等活動</u> <u>地域の美情に応じ、遊び場の遊具の点検、特に幼児の遊び場の巡回、</u> <u>交通安全活動、非行防止活動、犯罪の被害から守るために活動等の奉</u> <u>仕活動を行う。</u></p> <p>(4) <u>その他、児童福祉の向上に寄与する活動</u> <u>なお、地域組織等の活動に際しては、地域組織等の年間活動計画を</u> <u>策定し、地域の理解と協力を得るよう広報等に努めるほか、必要に応</u> <u>じて関係行政機関等と緊密な連携を図ること。</u></p>	<p>5 <u>費用</u> <u>国は次の事業に対して、別に定めるとところにより補助するものとする。</u></p> <p>(1) <u>市町村が助成する事業に対して、都道府県が補助する事業</u></p> <p>(2) <u>指定都市及び中核市が助成する事業</u></p>
--	--

子どもの安全確認・安全確保の徹底について

◎児童相談所等関係機関の関与がありながら虐待死を防げなかつた事例の存在

48時間ルールの徹底

- ・情報提供であつても死を招く子どもも虐待の可能性の認識
- ・安全確認は、原則48時間以内に子どもを直接目視することにより実施

ためらわざ必要な場面での一時保護の実施

- ・保護者の同意が得られない場合であつても子どもの安全を最優先にした実施
- ・虐待の確認が得られない場合においても、児童の安全のため一時保護による診断・判定も辞さない

臨検・捜索制度等の積極的な活用

- ・長期間子どもの安全が確認されず、呼びかけに全く応答しない場合等においての積極的な活用
- ・出頭要求、立入調査、再出頭要求の段階を踏まえ、次の見通しをもつた迅速な対応

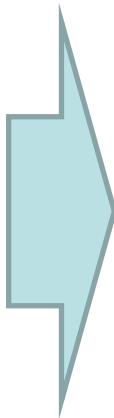
関係機関との連携

- ・虐待を受けている子どもの早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が早い時期からその子ども等に関する情報や方針を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要
- ・要保護児童対策地域協議会を積極的に活用するとともに、日頃からの情報交換により、各機関の連携を深めていくことが適当

児童虐待防止対策の強化について（平成22年の主な対策）

【背景】

- 平成22年に入つてから、相次ぐ児童虐待の疑いによる死亡事件。
- 平成21年度の児童相談所の虐待相談対応件数は過去最高 44,211件
- 平成20年度の虐待による死亡事件は過去最高 64件（心中を除く）
- 住民の特定できない死亡事件の発生



児童虐待による死亡事件の再発防止のため、以下の取組を特に実施

1 児童の安全確認の徹底

- ・虐待の通告のあつた子どもの安全確認の徹底を全国の児童相談所に指示
→ 平成22年8月2日通知発出。8月26日児童相談所長会議でも徹底。
- ・虐待通告のあつた事例についての安全確認の実施状況について調査結果を公表
→ 平成22年9月30日公表。
- ・居住者が特定できない事案における出頭要求、立入調査、臨検・捜索等の手法を提示
→ 平成22年8月26日通知発出。児童、保護者の氏名が特定できなくても出頭要求等が可能な旨を明示。
- ・虐待通告のあつた児童の安全確認手引きを作成
→ 平成22年9月30日公表。安全確認が困難な事例についての対応・仕方、強制立入の手順等のマニュアル化

2 関係機関との連携強化

- 学校等から市町村・児童相談所へ虐待の疑いのある子どもの出欠状況等の情報提供を行う仕組みの構築
→ 平成22年3月24日通知発出。
- 乳幼児健診未受診者の把握及び受診勧奨の徹底による母子保健分野と児童福祉分野の連携強化
→ 平成22年7月28日通知発出。
- 関係団体に、虐待の通告窓口の周知及び児童相談所の調査協力の依頼
→ 平成22年8月26日通知発出。福祉、保健、教育等の関係団体に加え、不動産業界やコンビニ業界等へも依頼。

3 死亡事例の検証

- 児童虐待による死亡事例等の検証結果を公表
→ 平成22年7月28日公表。地方公共団体や国への提言が盛り込まれる。

4 相談・通告窓口の周知徹底

- 政府広報等を活用した子育て相談や虐待通告窓口の周知徹底。11月の児童虐待防止推進月間ににおいて、集中的に広報。
→ 児童相談所全国共通ダイヤル 0570-064-000

虐待通告を受けた児童の安全確認について

4月～6月の虐待通告13,469件、うち8月30日時点で安全が確認できないケースが261件

○児童の安全確認調査の結果

本年7月に大阪市で起きた2幼児死亡事件を受け、厚生労働省は都道府県や指定都市、児童相談所設置市に対し、4月1日から3カ月間の虐待通告件数と、直接目で確認した子どもの安全確認の状況を早急に調べて報告するよう求めた。当省が全国の虐待通告のあつた子どもの安全確認の状況を取りまとめるのは初めて。

集計の結果、虐待通告を受けた件数は13,469件で、うち8月30日時点で安全が確認できていないケースが261件あることが判明。また、3月31日までに安全確認していながら、その後子どもたちの状況が分からなくなっているケースが27件あることが分かった。

集計結果の詳細は以下の通り。

1 児童相談所での安全確認の状況

4月1日から6月30日の間の虐待通告件数	13,469件
うち、安全確認の必要あり	12,920件

8月30日時点で安全確認できず

261件

うち「住所等が特定できない」が238件で全体の9割。

2 3月末日までに安全確認できていた子どもの再確認状況

6月30日までに子どもの姿を確認できず	254件
8月30日時点で安全再確認できず	27件

児童の安全確認調査結果について

1 児童相談所における安全確認(児童相談所職員又は児童相談所が依頼した者により子どもを直接目視することにより行うこと)をいう。以下同じ。

平成22年4月1日から平成22年6月30日までの間に受理した虐待通告の件数	13,469件
うち、平成22年8月10日までに児童の安全確認が必要と認められた件数(本人が相談に来た場合など、その場で安全確認ができるものを除く)	12,920件
うち、平成22年8月10日時点で、児童の安全確認ができる件数	12,641件
うち、平成22年8月10日時点で、児童の安全確認ができない件数	279件
内証	
住所等が特定できていない	243件
訪問するが拒否	8件
その他	28件
内証	
家庭訪問により確認	9件
立入調査により確認	-件
出頭要求等により確認	1件
その他	8件
内証	
住所等が特定できていない	261件
行方不明	238件
対応中	6件
その他	14件
	3件

2 児童の安全確認ができた事例の再確認の状況

	平成 22 年 3 月 31 日以前に受理した虐待通告で、その後、平成 22 年 6 月 30 日までの間に子どもとの姿が確認できない状態に陥っている件数	254 件
	のうち、平成 22 年 8 月 10 日時点で、児童の安全再確認ができる件数	158 件
	のうち、平成 22 年 8 月 10 日時点で、児童の安全再確認ができる件数	96 件
内証	行方不明	18 件
	訪問するが拒否	21 件
	その他	57 件
	のうち、平成 22 年 8 月 30 日時点で、児童の安全再確認ができる件数	69 件
内証	家庭訪問により確認	20 件
	立入調査により確認	- 件
	出頭要求等により確認	1 件
	その他	48 件
	のうち、平成 22 年 8 月 30 日時点で、児童の安全再確認ができる件数	27 件
内証	行方不明	13 件
	対応中	13 件
	他の自治体へ転出	1 件

「虐待通告のあつた児童の安全確認の手引き」の概要

1. 趣旨

児童虐待による痛ましい死亡事件等が後を絶たない状況にあり、児童相談所が専門機関として対応に万全を期すことが必要である。

このため、児童虐待の通告のあつた児童に対する安全確認の徹底を図るために「子ども虐待の対応の手引き」(厚生省児童家庭局企画課長通知)に規定する「通告・相談への対応」及び「調査及び保護者・子どもへのアプローチ」を基に、対応における着眼点や工夫例等を盛り込み、児童相談所の執務の参考となる手引きを作成し、通知(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知「虐待通告のあつた児童の安全確認の手引きについて」(平成22年9月30日雇児総発0930第2号))するものである。

2. 主な内容

(1) 構成内容

児童相談所が、虐待通告を受理した時点から子どもの安全を確認するまでの一連の過程において生じる様々な問題を前提にして対応の手順を記載。

1. 児童の安全確認に関する基本的な考え方
2. 虐待通告受付時の対応の基本事項
3. 虐待通告があつた場合の対応の基本事項
4. 安全確認における基本事項
5. 拒否的な保護者等への対応の参考例
6. 立入調査及び出頭要求並びに臨検・捜索についての基本事項
7. 立入調査に当たっての留意点
8. 出頭要求・再出頭要求に関する留意点
9. 臨検・捜索に関する留意点
10. 平素からの警察との連携体制の整備

(参考1) 臨検・捜索に係る裁判所への許可状請求のための資料

(参考2) 安全確認ができないケースについての対応例

(2) 新たに盛り込んだ主なもの

1. 児童の安全確認に関する基本的な考え方を記載
2. 安全確認が行えない場合の対応方針を記載
3. 通告時、家庭訪問時、社会調査時等において取組実例などを対応の流れの中に記載
4. 平素からの警察との連携体制の整備について記載
5. 臨検・捜索を行つた自治体の裁判官への許可状申請書類のリストを参考として記載
6. 自治体から報告のあつた工夫事例の主なものを参考として記載

児童相談所全国共通ダイヤルについて

共通ダイヤル設置の背景

- 児童虐待による死亡事例の中には、近隣の方等が虐待の疑いを持つていたにも関わらず、残念ながら児童相談所等の関係機関に通告がなかったケースが散見される。
- また、相談者の利便性向上のため、どこの地域に居ても、共通の電話番号によって近くの相談窓口に電話が繋がる仕組みの導入も強く求められている。

- このため、育児や子育てに悩んだ時や虐待を受けたと思われる子どもを見つけた時などに、躊躇せずに児童相談所に相談できるよう、全国共通の番号によって管轄の児童相談所に電話を転送する、「児童相談所全国共通ダイヤル」を平成21年10月1日より開始。

共通ダイヤルの概要

1. 共通ダイヤルの番号

0570-064-000

【主な転送ノルマーン】

- ① 固定電話から発信した場合
・発信した電話の市内局番等から管轄が特定できれば、そのまま児童相談所へ転送
- ・特定できない場合は、ガイダンスに沿って発信者に居住地の地域番号を入力してもらい、管轄児童相談所を特定
- ② 携帯電話から発信した場合
・ガイダンスに沿って、発信者に居住地の郵便番号(7桁)を入力してもらい、管轄児童相談所を特定

児童虐待防止のための親権制度の見直しについて

【研究会報告書のとりまとめ】

- 法務省が主となつて進めてきた「児童虐待防止のための親権制度研究会」(学者、弁護士、実務家、法務省、厚生労働省、最高裁判所事務総局等で構成)において、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から親権に係る制度の見直しについて議論・検討が行われ、平成22年1月22日に報告書がとりまとめられた。

- 報告書には、次の事項の論点整理等が盛り込まれている。
 - ① 親権喪失制度の一時的制限制度及び一部制限制度の創設等
 - ② 施設入所等の措置又は一時保護が行われている場合に親権を部分的に制限する制度の創設等
 - ③ 法人による未成年後見の導入、親権者等がない児童等についての親権行使の在り方
 - ④ 接近禁止命令の在り方
 - ⑤ 保護者に対する指導の実効性を高めるための方策
 - ⑥ 懲戒権・懲戒場に関する規定の見直し

現行の親権制度は、民法において、親権を行う者は、子の監護及び教育(820条)、居所の指定(821条)、懲戒(822条)、職業の許可(823条)、財産の管理(824条)の権限を有すること。一方、親権喪失は、親権の濫用又は著しく不行跡がある場合として規定(834条)している。現状では、

- ・ 懲戒権を盾に虐待を正当化する親の存在。
- ・ 親権者の親権と児童福祉施設長等の監護権の関係が明確でないため、児童の福祉に必要な措置をとることが困難。
- ・ 親権を止めるには親権の全てを喪失させる制度しかないため制度利用に躊躇。
- ・ 未成年後見人の引受手が少ない。
- 等々の問題が、児童福祉の現場等で生じている。

【審議会における検討】

- 法務省は、報告書を受けて平成22年3月25日から法制審議会「児童虐待防止関連親権制度部会」で検討を行い、平成22年12月に要綱案がまとめられ、今後、法制審議会より答申が得られる予定。
- 厚生労働省では、法務省の動きと併せて、児童福祉法等の改正が必要な事項について検討を行っため、平成22年3月31日から社会保障審議会児童部会「児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会」で検討が行われ、平成23年1月に報告書がとりまとめられた。

児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(抜粋)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年以内に、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から親権に係る制度の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 (略)

社会保障審議会児童部会児童虐待防止のための 親権の在り方にに関する専門委員会報告書の要点

- 1 施設入所等の措置がとられている場合の施設長等の権限と親権の関係について
 - ① 施設長等が、入所中の児童等の福祉のために監護、教育及び懲戒に関する措置について親権者等が不当な主張をしてはならないこととする。
 - ② 親権喪失の審判に加え、親権停止の審判及び管理権喪失の審判についても、児童相談所長が家庭裁判所への請求をすることができるようとする。
- 2 一時保護中の児童相談所長の権限と親権の関係について
 - ① 一時保護中も、児童相談所長の監護、教育及び懲戒に関する措置をとる権限を明確にするとともに、上記①と同様とする。
- 3 里親等委託中及び一時保護中の親権者等がいない児童等の取扱いについて
 - ① 里親等委託中及び一時保護中にても、親権者等のいない児童について、親権者等があるに至るまでの間、児童相談所長が親権を行う仕組みを設けることとする。
- 4 一時保護の見直しについて
 - ① 2か月を超える親権者等の同意のない一時保護については、その延長の是非について、第三者機関である児童福祉審議会の意見を聴くこととする。

5 保護者指導に対する家庭裁判所の在り方について

- (1) 児童福祉法第28条の審判において家庭裁判所に保護者指導の勧告を行う際に、必要に応じて児童相談所から家庭裁判所に對して、勧告の内容を保護者に伝達するよう上申するなどの運用面での対応を図ることについて検討する。

6 施設入所等の措置及び一時保護が行われていない親権者等がいない児童等の取扱いについて

- (1) 現行の児童相談所長の未成年後見人の選任の請求やその際における未成年後見人等があるに至るまでの間、児童相談所長が親権代行を行う仕組みの徹底を図る。
- (2) 民法改正により複数の未成年後見人の選任が許容される場合には、未成年後見人の追加選任についても児童相談所長が請求できるようにする。

7 接近禁止命令の在り方について

- (1) 一時保護や施設入所の措置がとられていない場合において、親の不当な介入により未成年者の福祉が害される場合には、適切に親権制限の請求や一時保護等を行うことの徹底を図る。
- (2) 事実上自立した未成年者への親等の不當な介入に対しては、子の人格権に基づく妨害排除請求権又は妨害予防請求権としての面談強要等禁止を求める訴え及びその仮処分等が可能であり、その適切な利用が可能なとなるよう周知徹底を図る。

児童虐待防止のための親権に係る制度の見直しに関する要綱案

第1 親権の効力

1 監護及び教育の権利義務

親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負うものとする。

2 懲戒

- ① 親権を行う者は、第1の1の規律による監護及び教育のために必要な範囲内でその子を懲戒することができます。
- ② 民法第822条の規定中、懲戒場に関する部分は削除するものとする。

第2 親権の喪失等

1 親権喪失の審判

父又は母による虐待又は悪意の遺棄があるときはその他父又は母による親権の行使が著しく困難又は不適当であることににより子の利益を著しく害するときは、家庭裁判所は、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は検察官の請求により、その父又は母について、親権喪失の審判をすることができるものとする。ただし、2年以内にその原因が消滅する見込みがあるときは、この限りでないものとする。

2 親権停止の審判

- ① 父又は母による親権の行使が困難又は不適当であることにより子の利益を害するときは、家庭裁判所は、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は検察官の請求により、その父又は母について、親権停止の審判をすることができるものとする。
- ② 家庭裁判所は、親権停止の審判をするときは、その原因が消滅するまでに要すると見込まれる期間、子の心身の状態及び生活の状況その他の一切の事情を考慮して、2年を超えない範囲内で、親権を停止する期間を定めるものとする。

3 管理権喪失の審判

父又は母による管理権の行使が困難又は不適当であることににより子の利益を害するときは、家庭裁判所は、子、その親族、未成年後見人、未成年監督人又は検察官の請求により、その父又は母について、管理権喪失の審判をすることができるものとする。

4 親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判の取消し
第2の1本文、2①又は3の原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人又はその親族の請求によって、親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判を取り消すことができるものとする。

第3 未成年後見

1 未成年後見人の数

民法第842条の規定は、削除するものとする。

2 未成年後見人の選任

① 未成年後見人がある場合においても、家庭裁判所は、必要があると認めるとときは、民法第840条に規定する者若しくは未成年後見人の請求により又は職権で、更に未成年後見人を選任することができます。
② 未成年後見人を選任するには、未成年被後見人の年齢、心身の状態並びに生活及び財産の状況、未成年後見人となる者の職業及び経歴並びに未成年被後見人ととの利害関係の有無(未成年後見人となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者と未成年被後見人との利害関係の有無)、未成年被後見人の意見その他一切の事情を考慮しなければならないものとする。

3 未成年後見人が数人ある場合の権限の行使等

① 未成年後見人が数人あるときは、共同してその権限を行使するものとする。
② 未成年後見人が数人あるときは、家庭裁判所は、職権で、その一部の者について、財産に関する権限のみを行使すべきことを定めることができるものとする。

- (3) 未成年後見人が数人あるときは、家庭裁判所は、職権で、財産に関する権限について、各未成年後見人が単独で又は数人の未成年後見人が事務を分掌して、その権限行使すべきことを定めることができるものとする。
- (4) 家庭裁判所は、職権で、(2)及び(3)の定めを取り消すことができるものとする。
- (5) 未成年後見人が数人あるときは、第三者の意思表示は、その1人に對してすれば足りるものとする。

4 未成年後見監督人

- (1) 家庭裁判所は、必要があると認めるとときは、未成年被後見人、その親族若しくは未成年後見人の請求により又は職権で、未成年後見監督人を選任することができるものとする。
- (2) 未成年後見監督人についても、第3の2②及び3と同様の規律とするものとする。

第4 その他

- 1 15歳未満の者を養子とする縁組法定代理人が民法第797条第1項の承諾をするには、養子となる者の父母で親権を停止されているものがあるときは、その同意を得なければならないものとする。

(注) 民法第806条の3の規定は、1の同意にについても適用するものとする。

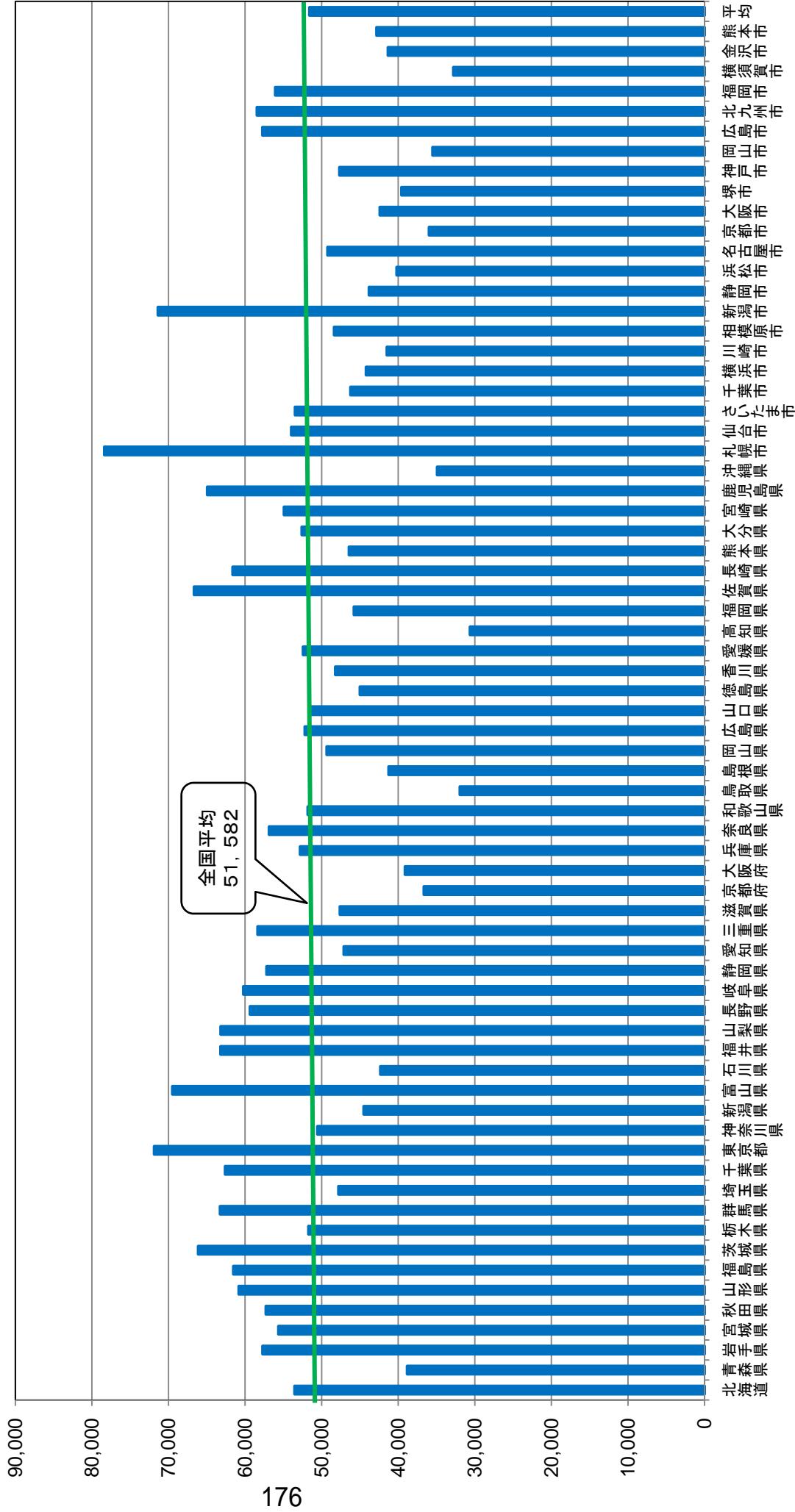
2 その他

- その他関連する規定について、所要の整備を行うものとする。

平成22年度 都道府県別児童福祉司の管轄人口

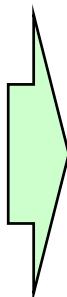
- すべての自治体で、児童福祉法施行令第2条に定める児童福祉司の配置標準(5~8万)を満している。
(人口は、平成17年10月1日国勢調査)

5~8万 37自治体
5万未満 32自治体



平成22年度補正予算【安心こども基金の積み増し・延長】

社会全体で子育てを支える社会を実現するとともに、就労しながら子育てしたい家庭を支えるため、待機児童ゼロ等を目指す「子ども・子育てビジョン」（平成22年1月29日閣議決定）の達成に必要な取り組みを促進し、保育サービス等の基盤整備を図る。



安心こども基金について、積み増すとともに実施期限を延長する
平成23年度末まで延長。なお、保育所の整備事業等については、23年度中に工事に着手し、24年度に完了等が見込まれる場合には助成対象とする。

積み増し・延長の概要 <積み増し額1000億円(厚労省分968億円,文科省分32億円)>
→
(厚労省分2591億円,文科省分109億円) (厚労省分3559億円,文科省分141億円)

保育サービス等の充実 600億円
(厚労省分568億円,文科省分32億円)
待機児童の解消を目指す「子ども・子育てビジョン」の目標達成に必要な保育所の整備事業等を実施（年間約5万人の受入れ定員増）

児童虐待防止対策の強化 100億円
子どもとの安全確認の強化のための補助職員の雇い上げや広報啓発、児童相談所や市町村の職員の資質の向上など

社会的養護の推進

児童養護施設等の生活環境の改善、職員の資質の向上、退所児童等の就業支援など

（事業の継続）

すべての家庭を対象とした
地域子育て支援の充実 300億円
地域の創意工夫により地域の子育て力を育む取組等を充実

ひとり親家庭等の支援
厳しい雇用情勢下で、資格取得支援とその間の生活保障、在宅就業支援など

安心こども基金における「児童虐待防止対策の強化」について

内 容

安心こども基金の積み増し・延長を行い、児童の安全確認等のための体制強化など、平成23年度末までの児童虐待防止対策の強化を図る。

予算額：100億円 補助率：定額（10／10）

- ① 児童の安全確認等のための体制強化
虐待通告のあつた児童に係る目視による安全確認等強化のための補助職員の配置
- ② 児童虐待防止対策強化のための広報啓発
児童虐待の通告先等の周知や意識啓発等の広報啓発の実施
- ③ 児童虐待防止対策強化のための資質の向上
児童相談所や市町村職員等の資質の向上や児童の安全確認等の実践力向上のための研修等の実施
- ④ 児童相談所・市町村の体制強化のための環境改善
備品の整備、システム環境の構築、改修
- ⑤ 児童虐待防止緊急対応強化の取組
児童虐待防止対策の創意工夫に満ちた取組の実施

平成22年度「乳児家庭全戸訪問事業」及び「養育支援訪問事業」都道府県別実施状況

	市区町村数	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)		養育支援訪問事業		乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)		養育支援訪問事業	
		実施市区町村数	実施率	実施市区町村数	実施率	実施市区町村数	実施率	実施市区町村数	実施率
北海道	179	160	89.4%	103	57.5%	滋賀県	19	17	89.5%
青森県	40	34	85.0%	15	37.5%	京都府	26	21	80.8%
岩手県	34	34	100.0%	28	82.4%	大阪府	43	34	79.1%
宮城县	35	35	100.0%	31	88.6%	兵庫県	41	41	100.0%
秋田県	25	23	92.0%	9	36.0%	奈良県	39	28	71.8%
山形県	35	34	97.1%	21	60.0%	和歌山县	30	27	90.0%
福島県	59	54	91.5%	32	54.2%	鳥取県	19	19	100.0%
茨城県	44	44	100.0%	29	65.9%	島根県	21	21	100.0%
栃木県	27	27	100.0%	20	74.1%	岡山县	27	27	100.0%
群馬県	35	33	94.3%	22	62.9%	広島県	23	23	100.0%
埼玉県	64	56	87.5%	35	54.7%	山口県	19	19	100.0%
千葉県	54	46	85.2%	28	51.9%	徳島県	24	23	95.8%
東京都	62	49	79.0%	48	77.4%	香川県	17	17	100.0%
神奈川県	33	26	78.8%	19	57.6%	愛媛県	20	17	85.0%
新潟県	30	30	100.0%	18	60.0%	高知県	34	21	61.8%
富山县	15	15	100.0%	9	60.0%	福岡県	60	48	80.0%
石川県	19	19	100.0%	19	100.0%	佐賀県	20	19	95.0%
福井県	17	15	88.2%	7	41.2%	長崎県	21	21	100.0%
山梨県	27	25	92.6%	20	74.1%	熊本県	45	36	80.0%
長野県	77	67	87.0%	37	48.1%	大分県	18	16	88.9%
岐阜県	42	40	95.2%	23	54.8%	宮崎県	26	17	65.4%
静岡県	35	34	97.1%	21	60.0%	鹿児島県	43	28	65.1%
愛知県	57	55	96.5%	40	70.2%	沖縄県	41	39	95.1%
三重県	29	27	93.1%	18	62.1%	全国計	1,750	1,561	89.2%
						平成21年度	1,789	1,512	84.1%
									996
									55.4%

※ 都道府県には政令市都市・中核市を含む。
※ 雇用均等・児童家庭局総務課調(平成22年7月1日現在)

平成23年度 児童家庭相談に携わる職員等を対象とした研修等一覧

(資料9)

研修名	対象者区分	日程	実施機関	開催地
児童相談所長研修（前期）	新任児童相談所長	4月20日～22日 (3日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童相談所・情緒障害児短期治療施設・医療機関等医師専門研修	児童相談所・情緒障害児短期治療施設・医療機関等で児童虐待に携わる医師	5月25日～26日 (2日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童相談所医師専門研修	児童相談所に勤務する医師	5月26日～27日 (2日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
地域虐待対応研修指導者養成研修	児童相談所、要保護児童対策地域協議会の調整機関の職員及びこれらの機関を所管する本庁の職員で、都道府県・政令市から研修講師、企画立案担当予定者として受講の推薦を受けた者	6月7日～10日 (4日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童相談所児童福祉司指導者基礎研修	児童相談所で児童福祉司や相談担当職員等の部下職員を指導する立場に就いた課長・係長もしくはこれらに準ずる職にあたる職員で、児童相談所経験が5年に満たない者（児童相談所長・児童福祉司SV研修、児童心理司SV研修の受講資格を満たす者は除く）	6月21日～6月24日 (4日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童相談所児童福祉司スーパーバイザー研修	児童相談所経験通算5年を満たした児童相談所児童福祉司スーパーバイザー	7月5日～8日 (4日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
地域虐待対応合同アドバンス研修（青森県）	要保護児童対策地域協議会の調整機関職員及び児童相談所の市町村支援担当者等で、より高度なステップアップ研修を必要としている者	7月26日～27日 (2日間)	子どもの虹 情報研修センター	青森県
教育機関と児童相談所職員の合同研修	学校や教育委員会及び児童相談所職員で、児童虐待対応に携わる者	8月3日～5日 (3日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童相談所児童心理司スーパーバイザー研修	児童相談所経験通算5年を満たした児童相談所児童心理司スーパーバイザー	9月13日～16日 (4日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
情緒障害児短期治療施設職員指導者研修	情緒障害児短期治療施設で基幹的職員など指導的立場にある主任指導員、主任心理士、主任保育士等	9月27日～29日 (3日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
公開講座	子ども虐待防止等に関心のある方	10月11日	子どもの虹 情報研修センター	未定
治療機関・施設専門研修	児童相談所・情緒障害児短期治療施設・小児精神科医療施設等で子どもや家族の治療に携わる職員	10月11日～14日 (4日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童養護施設職員指導者研修	児童養護施設で基幹的職員など指導的立場にある主任指導員・主任保育士・家庭支援専門相談員・個別対応職員等	10月25日～28日 (4日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童相談所長研修（後期）	同研修（前期）に参加した児童相談所長	11月16～18日 (3日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童相談所中堅児童福祉司・児童心理司合同研修	中堅児童福祉司・中堅児童心理司（児童相談所経験3年以上5年以下）	11月16日～18日 (3日間)	国立保健医療科学院	埼玉県和光市
地域虐待対応合同アドバンス研修（大分県）	要保護児童対策地域協議会の調整機関職員及び児童相談所の市町村支援担当者等で、より高度なステップアップ研修を必要としている者	12月6日～7日 (2日間)	子どもの虹 情報研修センター	大分県
児童福祉施設指導者合同研修	乳児院・児童養護施設・母子生活支援施設等の児童福祉施設で基幹的職員など指導的立場にある主任指導員・主任保育士・家庭支援専門相談員・個別対応職員等のうち、施設経験5年を満たした者	12月14日～16日 (3日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童相談所・児童福祉施設職員合同研修	児童相談所・児童福祉施設経験3年を満たした者	1月18日～20日 (3日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童相談所中堅児童福祉司・児童心理司合同研修	児童相談所の中堅クラスの児童福祉司又は児童心理司で、児童相談所経験3年を満たした者	1月24日～27日 (4日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
乳児院職員指導者研修	乳児院で基幹的職員など指導的立場にある主任保育士・家庭支援専門相談員等	2月7日～10日 (4日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童福祉施設心理担当職員合同研修	児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設等に勤務する心理担当職員	2月22日～24日 (3日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
地域虐待対応合同アドバンス研修（兵庫県）	要保護児童対策地域協議会の調整機関職員及び児童相談所の市町村支援担当者等で、より高度なステップアップ研修を必要としている者	3月6日～7日 (2日間)	子どもの虹 情報研修センター	兵庫県
テーマ別研修「ネグレクト」	この問題に關わる専門職で、各所属機関等で指導的立場にある者	3月14日～16日 (3日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
里親対応関係機関職員研修	児童相談所等里親対応担当職員等	日程調整中	国立武蔵野学院	さいたま市
児童相談所一時保護所指導者研修 ※研修名の変更があり得る	一時保護所において指導的立場にある者	日程調整中	国立武蔵野学院	さいたま市
思春期問題対応関係機関職員研修 ※研修名の変更があり得る	思春期問題対応関係機関職員	日程調整中	国立武蔵野学院	さいたま市
児童福祉司任用資格認定講習会	都道府県、政令指定都市、児童相談所設置市の職員及び児童福祉法第10条第1項に規定する業務に携わる市町村の職員及び同法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会の構成員であって、学校教育法第522条による4年制大学を卒業した者又は平成23年3月に卒業見込みの者	4月1日から1年間通信教育及びスクーリング10月24日～28日 (5日間)	全国社会福祉協議会 中央福祉学院	神奈川県 三浦郡葉山町

[職業家庭両立課関係]

○ 仕事と家庭の両立支援対策の推進について

(1) 育児・介護休業法について

育児・介護休業法は、平成3年の法律制定以来、数度の改正を経て、制度を充実させてきている。そうした中、特に女性の育児休業取得率は順調に上昇し9割近くに達するなど一定の成果が表れてきている一方、女性の就業状況を見ると、第1子出産を機に依然として約6割の女性労働者が離職している状況がある。

また、男性の約3割が育児休業を取りたいと考えているが、男性の育児休業取得率は1.72%に過ぎず、また、男性の子育てや家事に費やす時間は先進国の中でも、低い水準にとどまっている。こうした男女とも仕事と家庭の両立が困難であることが、女性の継続就業を困難にし、少子化の原因の一つとなっていると考えられる。

こうしたことでも踏まえ、男女ともに子育て等をしながら働き続けることができる環境を整備するため、平成22年6月に改正育児・介護休業法が施行された。

主な改正内容は以下のとおりである。

①子育て期間中の働き方の見直し

- ・ 3歳までの子を養育する労働者について、短時間勤務制度を設けることを事業主の義務とし、労働者からの請求があったときの所定外労働の免除を制度化する。
- ・ 子の看護休暇制度を拡充する（小学校就学前の子が、1人であれば年5日（現行どおり）、2人以上であれば年10日）。

②父親も子育てができる働き方の実現

- ・ 父母がともに育児休業を取得する場合、1歳2か月（現行1歳）までの間に、1年間育児休業を取得可能とする（パパ・ママ育休プラス）。
- ・ 父親が出産後8週間以内に育児休業を取得した場合、再度、育児休業を取得可能とする。
- ・ 配偶者が専業主婦（夫）であれば育児休業の取得不可とすることができる制度を廃止する。

③仕事と介護の両立支援

- ・ 介護のための短期の休暇制度を創設する（要介護状態の対象家族が、1人以上であれば年5日、2人以上であれば年10日）。

④実効性の確保

- ・ 苦情処理・紛争解決の援助及び調停の仕組みを創設する。
- ・ 劝告に従わない場合の公表制度及び報告を求めた場合に報告をせず、又は虚偽の報告をした者に対する過料を創設する。

厚生労働省としては、現在、企業において改正法の内容に沿った措置等の規定が適切に整備され、制度として定着するよう、改正法の内容の周知徹底を図っているところであり、各都道府県等におかれても引き続き御協力をお願いしたい。

(2) 一般事業主行動計画の策定義務企業の拡大等について(平成23年4月1日施行)

平成23年4月1日から、改正次世代育成支援対策推進法の施行により、一般事業主行動計画の策定・届出、公表・周知を義務付けられる企業が従業員数301人以上規模企業から101人以上規模企業に拡大される。

しかし、平成22年12月末現在で、新たに行動計画の策定・届出等が義務となる従業員数101人以上300人以下規模企業の行動計画の届出率は、15.2%と大変低い状況である。

各都道府県・市におかれても、引き続き、一般事業主行動計画の策定・届出等について、周知・啓発にご協力を願いしたい。

また、計画の公表については、インターネットの利用（「両立支援のひろば」サイト(<http://www.ryouritsushien.jp/>)等）その他適切な方法により公表しなければならないが、県や市等自治体の広報誌への掲載も適切な方法とされているので、企業から公表方法について問い合わせがあった場合には、適切にご対応いただきたい。

さらに、行動計画を策定し、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、事業主が申請を行うことにより、厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）から「子育てサポート企業」として、認定を受けることができる制度がある。認定を受けた事業主は、次世代認定マーク（愛称：くるみん）を、商品、広告、求人広告などにつけ、子育てサポート企業であることをアピールすることができる。これにより、企業イメージの向上、雇用される従業員のモラールアップや、それに伴う生産性の向上、優秀な従業員の採用・定着などを図ることができると考えている。

各都道府県・市におかれでは、多くの事業主が次世代育成支援対策推進法に基づく認定を目指して取組を行うよう認定制度の周知にご協力を願いしたい。

なお、平成23年度税制改正大綱において、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に、次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けた企業が、当該認定を受けることとなった一般事業主行動計画の期間中に新築等（増改築を含む）をした建物について、32%の割増償却を認めることができ盛り込まれたところである。

(3) ファミリー・サポート・センター事業について

子育て支援策として、健康な乳幼児や小学生等の児童の預かり等を行うための利用会員と提供会員との連絡調整を行う「ファミリー・サポート・センター事業」を推進してきており、平成22年度現在で637市町村で実施されている。

平成21年度から病児・病後児の預かり、宿泊を伴う預かり等を実施していくため、「ファミリー・サポート・センター事業」において、「病児・病後児の預かり等」を行う事業を実施している。

「病児・病後児の預かり等」の事業を実施している市町村は75市町村にとどまっており、県内で一市町村も実施していない都道府県もあるなど全国展開に到っていないことから、「ファミリー・サポート・センター事業」における「病児・病後児の預かり等」の事業の実施について市町村に対して積極的な働きかけをお願いしたい。

[職業家庭両立課 関連資料]

仕事と家庭の両立支援対策の概要

備の整度支援制度に基づく両立法律に基づく

妊娠中・出産後^(労働基準法)の母性保護、男女雇用機会均等法

- ・産前産後休業（産前6週、産後8週）、軽易な業務への転換、時間外労働・深夜業務の制限

- ・医師の指導等に基づき、通勤緩和、休憩、休業等の措置を事業主に義務づけ

・妊娠・出産を理由とする解雇の禁止

備蓄休業支援制度の整備

子が満1歳(両親ともに育児休業を取得した場合、1歳2ヶ月=「ママ育休プラス」※)まで(保育所に入所手続きの場合は翌月1歳生)の育休年

・子が3歳に達するまでの短時間勤務制度、所定外労働の免除

- ・育児休業を取得したこと等を理由とする解雇その他の不利益取扱いの禁止等

卷之三

（施行日：原則として平成22年6月30日。
ただし、一部の規定は、常時100人以下の労働者を雇用する事業
主について〔は、平成24年7月1日。〕）

両立支援制度を利用しやすい職場環境づくり

次世代法に基づく事業主の取組推進

- ・仕事と家庭を両立しやすい環境の整備等に関する行動計画の策定・公表・従業員への周知
(301人以上は義務、300人以下は努力義務)
※平成23年4月から101人以上は義務

・一定の基準を満たした企業を認定(くるみんマーク)

助成金を通じた事業主への支援

- ・事業所内保育施設の設置・運営、短時間勤務制度の導入など、而立支援に取り組む事業主へ各種助成金を支給

表彰等による事業主の意識醸成

- ・仕事と家庭のバランスに配慮した柔軟な働き方ができる企業を表彰(均等・両立推進企業表彰)

その他の

長時間労働の抑制、年次有休の取得促進等全般的バランスの推進

男性の育児休業の促進
男性等の男性的性の育成
子育て休業の取得への
関わりのメンブロジクト

セントラル・アソシエイツ
事業部・家庭支援課
児童機関後見人

子育て女性等の再就職支援(マザーズハローワーク事業)

希望する方すべてが子育て等をしながら安心して働くことができる社会の実現

女性の継続就業率

38% (平成17年) → 55% (平成29年)

甲戌年春月作于上海

卷之三

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 及び雇用保険法の一部を改正する法律の概要

少子化対策の観点から、喫緊の課題となつてゐる仕事と子育ての両立支援等を一層進めるため、男女ともに子育て等をしながら働き続けることができる雇用環境を整備する。

1 子育て期間中の働き方の見直し

- 3歳までの子を養育する労働者について、短時間勤務制度(1日6時間)を設けることを事業主の義務とし、労働者からの請求があつたときの所定外労働の免除を制度化する。
- 子の看護休暇制度を拡充する(小学校就学前の子が、1人であれば年5日(改正前と同じ)、2人以上であれば年10日)。

2 父親も子育てができる働き方の実現

- 父母がともに育児休業を取得する場合、1歳2か月(改正前1歳)までの間に、1年間育児休業を取得可能とする(ハバ・ママ 育休プラス)。
- 父親が出産後8週間以内に育児休業を取得した場合、再度、育児休業を取得可能とする。
- 配偶者が専業主婦(夫)であれば育児休業の取得不可とすることができる制度を廃止する。
※ これらにあわせ、育児休業給付についても所要の改正

3 仕事と介護の両立支援

- 介護のための短期の休暇制度を創設する(要介護状態の対象家族が、1人であれば年5日、2人以上であれば年10日)。

4 実効性の確保

- 苦情処理・紛争解決の援助及び調停の仕組みを創設する。
- 勘定に従わない場合の公表制度及び報告を求めた場合に報告をせず、又は虚偽の報告をした者に対する過料を創設する。

【施行期日】平成22年6月30日(ただし、一部の規定は、常時100人以下の労働者を雇用する事業主については平成24年7月1日)
4のうち、調停については平成22年4月1日、その他は平成21年9月30日。

改正次世代育成支援対策推進法の主な内容

1 地域における取組の促進

(1) 国による参酌標準の提示（公布から起算して6月以内に施行）

- 国は、市町村行動計画において、保育の実施の事業、放課後児童健全育成事業等に関する事項（量）を定めるに際して参考とすべき標準（参酌標準）を定めるものとする。

(2) 地域行動計画の策定等に対する労使の参画（公布から起算して6月以内施行）

- 市町村及び都道府県は、行動計画を策定・変更しようとするとときは、住民の意見を反映させるほか、労使を参画させるよう努めるものとする。

(3) 地域行動計画の定期的な評価・見直し（平成22年4月施行）

- 市町村及び都道府県は、定期的に行動計画に基づく措置の実施状況等を評価し、計画の変更等の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 一般事業主による取組の促進

(1) 一般事業主行動計画の策定・届出義務の対象の拡大（平成23年4月施行）

- 中小事業主のうち一定規模以上(100人超)の事業主について、行動計画を策定・届け出なければならないものとする。

(2) 一般事業主行動計画の公表・周知（平成21年4月施行）

- 行動計画の策定・届出義務のある事業主について、行動計画の公表及び従業員への周知を義務づけるとともに、行動計画の策定・届出が努力義務の事業主についても、同様の努力義務を設ける。

3 特定事業主による取組の促進

- 特定事業主行動計画(国、地方公共団体の長等が所属職員のために策定する次世代育成支援対策に関する計画)について、職員への周知を義務付けるとともに、行動計画に基づく措置の実施状況を公表しなければならないものとする。(平成21年4月施行)

次世代法に基づく企業の行動計画策定・実施について

[平成17年4月1日～]

行動計画の策定

- ・大企業(301人以上)→義務
- ・中小企業(300人以下)→努力義務

**※改正法により平成23年
4月から101人以上に義務化**

届出・実施

- ・各都道府県労働局に届出
- ・計画の公表・従業員へ周知 (※H21年4月から)
- ・目標達成に向けた計画実施

計画終了・目標達成

- ・次期行動計画の策定・実施
- ・認定の申請

[平成19年4月1日～]

厚生労働大臣による認定

- ・一定の基準を満たす企業を認定
- ・企業は商品等に認定マークを使用可

行動計画例

- 1 計画期間 平成〇年〇月～平成〇年〇月〇日まで
2 内容

目標1 計画期間内に育児休業の取得状況を次の水準にする
男性：年に〇人以上取得
女性：取得率〇%以上

対策 平成〇年〇月 管理職を対象とした研修の実施

平成〇年〇月 育児休業中の社員で希望する者を対象とする職場復帰のための講習会を年に1回実施

目標2 ノー残業デーを月に1日設定する。

対策 平成〇年〇月 部署ごとに検討グループを設置

平成〇年〇月 社内報などでキャンペーンを行う

目標〇 …
対策 …

○届出状況(平成22年12月末時点)

301人以上企業の93.6%
300人以下企業 28,728社

(101人以上300人以下企業の15.2%)

規格計届出企業数 41,849社
○認定状況(平成22年12月末時点)
認定企業 1,016社

目標1 計画期間内に育児休業の取得状況を次の水準にする
男性：年に〇人以上取得
女性：取得率〇%以上

対策 平成〇年〇月 管理職を対象とした研修の実施

平成〇年〇月 育児休業中の社員で希望する者を対象とする職場復帰のための講習会を年に1回実施

目標2 ノー残業デーを月に1日設定する。

対策 平成〇年〇月 部署ごとに検討グループを設置

平成〇年〇月 社内報などでキャンペーンを行う

45

次世代認定マーク「くるみん」



44

都道府県別一般事業主行動計画策定届の届出及び認定状況

(平成22年12月末現在)

	常時雇用労働者301人以上の企業数	常時雇用労働者101人以上300人以下の企業数	一般事業主行動計画策定届提出企業数	① 内、常時雇用労働者301人以上の企業数	届出率	② 内、常時雇用労働者300人以下の企業数	(ア) 内、常時雇用労働者101人以上の企業数	届出率	(イ) 内、常時雇用労働者100人以下の企業数	認定企業数
	(A)	(B)		(C) ((C)/(A) × 100)%		(D) ((D)/(B) × 100)%				
1 北海道	368	1,391	1,333	346	94.0%	987	105	7.5%	882	8
2 青森県	104	336	396	103	99.0%	293	144	42.9%	149	7
3 岩手県	109	313	484	109	100.0%	375	133	42.5%	242	2
4 宮城県	201	655	549	197	98.0%	352	115	17.6%	237	9
5 秋田県	87	237	364	87	100.0%	277	67	28.3%	210	4
6 山形県	106	318	357	99	93.4%	258	46	14.5%	212	2
7 福島県	163	317	555	163	100.0%	392	94	29.7%	298	7
8 茨城県	216	571	545	196	90.7%	349	82	14.4%	267	9
9 栃木県	140	431	696	136	97.1%	560	49	11.4%	511	8
10 群馬県	162	444	691	142	87.7%	549	54	12.2%	495	8
11 埼玉県	412	1,240	1,145	384	93.2%	761	167	13.5%	594	17
12 千葉県	363	812	794	356	98.1%	438	102	12.6%	336	18
13 東京都	3,978	7,743	8,472	3,522	88.5%	4,950	513	6.6%	4,437	474
14 神奈川県	744	1,739	1,765	692	93.0%	1,073	418	24.0%	655	32
15 新潟県	231	623	725	211	91.3%	514	59	9.5%	455	7
16 富山県	108	442	1,070	106	98.1%	964	163	36.9%	801	9
17 石川県	117	399	1,067	116	99.1%	951	245	61.4%	706	12
18 福井県	63	222	667	61	96.8%	606	80	36.0%	526	6
19 山梨県	56	224	320	54	96.4%	266	47	21.0%	219	6
20 長野県	200	626	737	196	98.0%	541	48	7.7%	493	21
21 岐阜県	172	557	650	168	97.7%	482	119	21.4%	363	20
22 静岡県	340	851	1,068	337	99.1%	731	148	17.4%	583	12
23 愛知県	927	2,674	2,009	830	89.5%	1,179	232	8.7%	947	49
24 三重県	155	457	405	150	96.8%	255	48	10.5%	207	8
25 滋賀県	94	320	801	93	98.9%	708	63	19.7%	645	7
26 京都府	261	901	680	254	97.3%	426	68	7.5%	358	25
27 大阪府	1,320	2,509	2,293	1,293	98.0%	1,000	204	8.1%	796	86
28 兵庫県	469	1,614	1,227	453	96.6%	774	171	10.6%	603	31
29 奈良県	69	208	240	69	100.0%	171	87	41.8%	84	6
30 和歌山県	54	243	254	50	92.6%	204	83	34.2%	121	4
31 鳥取県	41	165	223	41	100.0%	182	40	24.2%	142	3
32 島根県	47	187	317	47	100.0%	270	21	11.2%	249	2
33 岡山県	195	414	710	188	96.4%	522	99	23.9%	423	13
34 広島県	337	864	1,285	322	95.5%	963	209	24.2%	754	14
35 山口県	117	393	656	110	94.0%	546	65	16.5%	481	5
36 徳島県	42	159	293	42	100.0%	251	46	28.9%	205	5
37 香川県	109	329	431	104	95.4%	327	140	42.6%	187	9
38 愛媛県	139	369	584	139	100.0%	445	94	25.5%	351	6
39 高知県	59	196	314	55	93.2%	259	36	18.4%	223	3
40 福岡県	450	1,317	1,369	435	96.7%	934	138	10.5%	796	15
41 佐賀県	61	247	286	61	100.0%	225	90	36.4%	135	2
42 長崎県	99	371	362	93	93.9%	269	62	16.7%	207	0
43 熊本県	127	411	495	121	95.3%	374	82	20.0%	292	4
44 大分県	76	294	612	74	97.4%	538	148	50.3%	390	4
45 宮崎県	78	273	492	78	100.0%	414	139	50.9%	275	2
46 鹿児島県	153	450	647	148	96.7%	499	69	15.3%	430	9
47 沖縄県	94	253	414	90	95.7%	324	59	23.3%	265	6
合計	14,013	36,109	41,849	13,121	93.6%	28,728	5,491	15.2%	23,237	1,016

次世代育成支援対策推進法の認定企業に関する 割増償却制度について

平成23年4月1日から平成26年3月31日までの期間内に、青色申告書を提出する法人で次世代育成支援対策推進法の認定を受けたものが、当該認定の日を含む事業年度終了の日において有する建物等で事業の用に供したものの中、当該認定の日を含む事業年度及び当該認定に係る一般事業主行動計画の期間内に新築をし、又は増築若しくは改築をしたものについて、当該認定の日を含む事業年度において普通償却限度額の32%の割増償却ができる措置を講じます（所得税につしても同様とします。）。

「平成23年度税制改正大綱」抜粋

ファミリー・サポート・センター事業の概要

ファミリー・サポート・センター事業は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うものである。

平成21年度からは、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなどの事業（病児・緊急対応強化事業）を行っているところ。

なお、ファミリー・サポート・センター事業については、平成17年度から次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）の対象事業とされていたところだが、平成23年度からは、「現物サービスを拡充するための新たな交付金」の対象事業とされている。

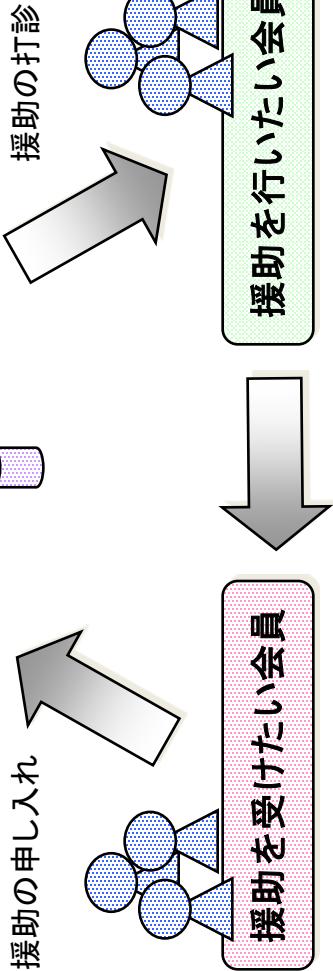
○相互援助活動の例

- ・保育施設までの送迎を行う。
→ 保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後、子どもを預かる。
- ・保護者の病気や急用等の場合に子どもを預かる。
- ・冠婚葬祭や他の子どもとの学校行事の際、子どもを預かる。
- ・買い物等外出の際、子どもを預かる。
- ・病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急預かり対応（平成21年度から）

○相互通報活動の例

ファミリー・サポート・センター
〔相互援助組織〕

アドバイザー



- 会員数 ※平成20年度末現在（ ）は平成19年度末現在
- | | |
|------------|----------------------|
| ・援助を行いたい会員 | 297, 558人(256, 787人) |
| ・援助を受けたい会員 | 90, 263人(88, 107人) |
| ・両方会員 | 36, 238人(33, 945人) |

ファミリー・サポート・センター・事業（病児・緊急対応強化事業）の概要

ファミリー・サポート・センター事業は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（利用会員）と当該援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動による連絡、調整を行つものである。

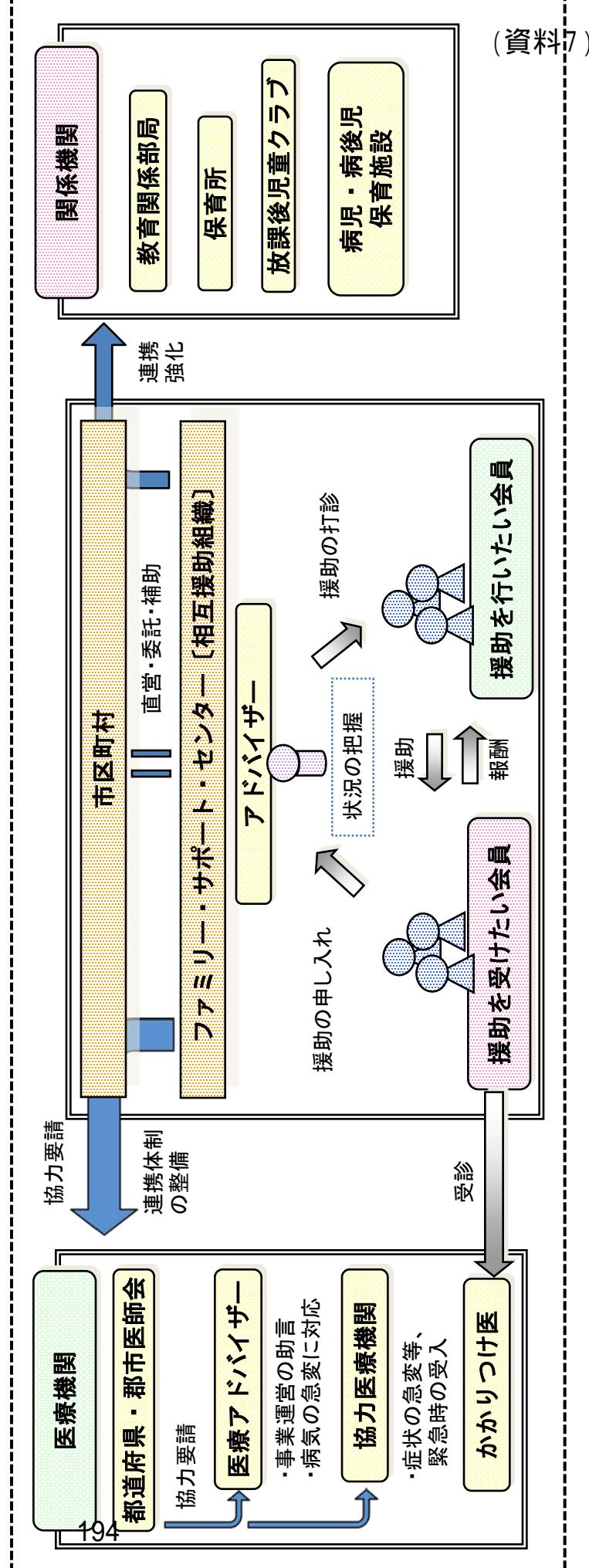
平成21年度から始めた、「病児・緊急対応強化事業」では、基本事業で預かり等の援助の対象としていなかつた、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなどを行つている。

○事業内容

- 病児・病後児の預かり等に関する
- 会員の募集、登録その他の会員組織業務
- 相互援助活動の調整等
- 会員に対して必要な知識を付与する講習会の開催

○相互援助活動の例

- ・病児・病後児の預かり（必須）
- ・宿泊を伴う子どもとの預かり
- ・早朝・夜間等の緊急時の子どもとの預かり
- ・上記に伴う保育施設、自宅、病児・病後児保育施設等への送迎



[家庭福祉課關係]

1. 社会的養護体制の拡充について

(1) 施設の小規模化・施設機能の地域分散化の推進

社会的養護は、保護者のない児童や、虐待を受けた児童など家庭環境上養護を必要とする児童等に対し、公的な責任として社会的に養護を行う制度であり、児童虐待の増加等に伴い、質・量ともに充実が求められている。

社会的養護については、欧米主要国では、概ね半数程度が里親委託であるのに対し、日本では施設における養護が9割を占めており、施設養護に依存しているとの指摘がある。また、児童養護施設の7割が大舎制で、定員100人を超えるような大規模施設もある。

対象児童が、心の健康な発達や、豊かな人間性の向上を図り、将来、自立して自らの健全な家庭を築いていくために必要な様々な知識や経験を身につけていけるよう、できるだけ家庭的な環境での養護を進めていくことが、極めて重要である。

このため、施設におけるケア形態の小規模化を図るよう、①児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設を対象とした小規模グループケアの実施や、②児童養護施設を対象とした地域小規模児童養護施設の設置を進めている。

「子ども・子育てビジョン」において、当面、平成26年度までの目標として、小規模グループケア800か所、地域小規模児童養護施設300か所の目標を設定し、推進しているところであり、取り組みの推進をお願いしたい。

	平成22年3月	平成26年（目標値）
小規模グループケア	458か所	→ 800か所
地域小規模児童養護施設	190か所	→ 300か所

また、児童養護施設については、今後の方向として、施設がファミリーホームの開設の支援や施設による里親支援を推進し、施設機能の地域分散化を図りながら、本体施設の小規模化、高機能化を図っていく方向であるので、よろしくお願いする。

なお、施設の小規模化等の推進のため、次の運用改善を行うこととしている。

（関連資料4参照）

①小規模グループケアの定員要件の弾力化

- ・児童養護施設：「原則6人」→「原則6人～8人」
- ・情緒障害児短期治療施設：「原則5人」→「原則5人～7人」
- ・児童自立支援施設：「原則5人」→「原則5人～7人」
- ・乳児院：「原則4人」→「原則4人～6人」

②小規模グループケアのグループ数要件の弾力化

- ・「1本体施設2グループまで。（一部3グループまで指定可能）」
→ 「1本体施設2グループまで。ただし、本体施設の全てを小規模グル

普化、ファミリーホーム推進による地域分散化、里親支援等の要件により、6 グループまで指定可能」

③地域小規模児童養護施設の設置要件の弾力化

- ・既存定員に追加して設け、本体施設の入所率 90 %以上要件の廃止
- ・1 本体施設につき原則 1 か所。特に必要な場合は 2 か所。(それ以上はファミリーホーム型を推進)

④児童家庭支援センターによる里親支援

- ・児童家庭支援センターによる里親支援の位置づけ

(2) 里親委託等の推進

虐待を受けた子ども等、家庭での養育に欠ける子どもに対しては、可能な限り家庭的な環境の下で愛着関係を形成しつつ養育を行うことが重要である。里親制度は、そのような観点から極めて重要であり、平成 20 年の児童福祉法改正で、

- ・「養育里親」を「養子縁組を希望する里親」と法律上区分するとともに、
- ・平成 21 年度から、養育里親・専門里親の里親手当を倍額に引き上げ、
- ・養育里親と専門里親について、里親研修を充実

などの改正を行ったところである。

また、里親の掘り起こしや、里親に対する相談支援等を行う「里親支援機関事業」については、今後、一層の充実が必要であり、各自治体においては、取り組みの充実をお願いする。また、この事業は、里親会や、児童家庭支援センター、施設、公益法人、NPO 等に委託可能であり、これらの各組織の特徴も踏まえながら、それぞれの得意分野を委託するなど、工夫して、積極的かつ効果的な実施をお願いする。

里親等委託率については、平成 14 年度末の 7.4 %から、平成 22 年 3 月末の 10.8 %まで増加したが、「子ども・子育てビジョン」においては、当面、26 年度の目標として、16 %を設定している。

里親等委託率は、自治体間の格差が大きく、最大 32.5 %、最小 4.6 %となっている。里親等委託を進めるに当たっての課題は多々あるが、委託率が高い自治体もあるところであり、一層の推進をお願いする。

なお、現在、里親委託のガイドラインの検討を行っているところであり、社会保障審議会児童部会の社会的養護専門委員会で検討を行い、平成 23 年春までに取りまとめる予定であるので、よろしくお願いする。(関連資料 2 参照)

(3) 情緒障害児短期治療施設の設置推進

情緒障害児短期治療施設は、ケアワーカーに加え、医師や心理療法担当職員が配置されるなど人員配置が厚く、専門性の高い児童福祉施設であり、その設置の促進をお願いする。

「子ども・子育てビジョン」において、平成 26 年度の目標を 47 か所と設定しており、平成 20 年度の 32 か所から、平成 22 年度には 37 か所まで増えてきたが、特に未設置の自治体におかれでは、設置推進に努めていただくようお願いする。(関連資料 16 参照)

(4) 母子生活支援施設の新しい機能・役割の推進

近年の母子生活支援施設の入所者の状況をみると、「夫等の暴力」を理由とする者（DV被害者）の入所が半数以上を占めるようになり、施設の広域利用が進展している。また、虐待を受けた児童の入所も増加している。

このため、DV被害者の利用増加を踏まえ、施設入所の広域的な対応を推進するとともに、虐待を受けた児童の支援を図るため、個別対応職員や心理療法担当職員の配置の推進など、DV被害や児童虐待への対応の強化に努めていただきたい。

なお、都道府県や市町村設置の施設においては、指定管理者制度を採用されている場合もあるかと思うが、財政計画ありきではなく、利用者の状況などを踏まえた適切な支援が可能となるよう、柔軟な対応をしていただきたい。

また、同伴児童がいるDV被害者の一時保護にあたっては、母子生活支援施設への一時保護委託が適切であることから、平成23年度から、独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付事業において、母子生活支援施設の本体整備に併せてDV被害者を一時保護するための居室を整備する場合に、融資率を75%から80%に引き上げることとしているので、施設整備を行う社会福祉法人等に対し周知を図っていただき、積極的な整備が図られるようお願いしたい。

さらに、心身に障害を有する母子等に対する支援を充実するため、母子指導員を配置するための特別生活指導員加算について、平成23年度より、厚生労働省の事前承認から都道府県知事等の指定（厚生労働省への指定結果報告及び実施状況報告）へと事務手続きを簡素化する予定である。（関連資料21参照）

(5) 平成23年度児童入所施設措置費等予算案の概要

平成23年度予算案の主な内容は以下のとおり

①施設の小規模化の推進

- ・小規模グループアの拡充

- ・地域小規模児童養護施設の拡充

②就職支度費、大学進学等自立生活支度費の改善

- ・79,000円に増額（平成22年度単価：77,000円）

③助産施設の分娩介助料の改善

- ・185,910円に増額（平成22年度単価：148,310円）

なお、正式な交付要綱案については、後日お示しいたします。

(6) 社会的養護関係の児童福祉施設最低基準の見直し検討について

社会的養護の在り方の見直しについては、社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会で検討を進めているところであり、また、「児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会」を設置し、厚生労働省として社会的養護の課題について、短期的に解決すべき課題や中長期的に取り組む将来像を含め、集中的に検討することとしている。

さらに、社会的養護関係の児童福祉施設最低基準については、まず、現在の予算措置の水準の範囲内で、最低基準（厚生労働省令）の見直しを早急に検討するとともに、それ以上の人員配置の引上げについては、予算措置が必要となることから、子ども・子育て新システムの検討に併せた質の改善の一環として検討しているところである。

2. 児童養護施設等の整備について

児童養護施設等の施設整備について、次世代育成支援対策施設整備交付金（以下「ハード交付金」という。）に係る整備計画策定においては、入所者の居住環境への十分な配慮をお願いする。

特に、入所者の居室については、中・高校生等の思春期児童やその他の入所者のプライバシー等に十分配慮し、個室化を積極的に進めていただきたい。

また、施設におけるケア形態の小規模化を推進するため、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の整備のうち、小規模なグループケアを行う場合の整備について、ハード交付金の加算対象としており、これを積極的に活用し、生活環境の充実に努めていただきたい。

また、児童養護施設について、本体施設の定員規模の大きい施設は、本体を小規模化し、施設機能の地域分散化を図る方向を踏まえながら定員規模を検討するよう、施設を指導していただきたい。

3. 母子家庭等自立支援対策について

(1) 児童扶養手当について

①平成23年度の児童扶養手当額について

児童扶養手当額については、「児童扶養手当法」及び「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」に基づき、年平均の全国消費者物価指数を基に所要の改定がされることとなっている。平成23年度の児童扶養手当額は、平成22年の消費者物価指数が平成17年の指数を0.4%下回るため、法律の規定に従って以下のとおりとなるので、管内市区町村への周知方をお願いする。

なお、これを確定する児童扶養手当法施行令等の改正については、平成22年度末の予定であるので、隨時情報提供をする。

・手当額（月額）（△0.4%）

（平成22年度） （平成23年度）

全部支給	41,720円	→	41,550円
一部支給	41,710円	→	41,540円

～9,850円 9,810円

②障害基礎年金の子の加算の見直しに伴う児童扶養手当の取扱い

平成23年4月に施行される「国民年金法等の一部を改正する法律」（平成22年法律第27号。以下「改正法」という。）等により、障害基礎年金の受給権発生後に子を持ち、その子との間で生計維持関係がある場合にも、障害基礎年金に子の加算を行うこととされ、子の加算の対象範囲が拡大される。

児童扶養手当は子が障害基礎年金の加算の対象となっている場合には支給されないため、受給権発生後に出た子であって、これまで子の加算対象ではなく児童扶養手当が支給されていた者については、特段の措置を講じない場合には、改正法等の施行に伴い児童扶養手当が支給されなくなり、手取りが減少するケースが生じる場合がある。

このため、年金制度の運用として、平成23年4月より、子の加算の支給要件である「生計維持」の取扱いを見直し、現に子の加算の対象となっている子も含め、児童扶養手当額が子の加算額を上回る場合には、子の加算の対象とはしないこととした。

これにより、当該者が児童扶養手当の対象となることから、別途お示しする通知に基づき、事務手続に遗漏のないよう準備を進めていただくとともに、地域住民への十分な周知方をお願いする。

③児童扶養手当制度の運用について

児童扶養手当制度の運用については、日頃より、ご協力をいただいているところ。特に、昨年は父子家庭への支給対象の拡大もあり、多大なご尽力をいただき厚く御礼申し上げる。更なる制度の周知にご努力いただきたい。

引き続き、児童扶養手当の認定等の際の手続に当たっては、下記の事項に留意のうえ、適切な運用をお願いしたい。

- ・ 児童扶養手当の申請を希望する相談があった場合には、必要な申請書類等を速やかに渡すこと。
- ・ 受付時間の弾力化など児童扶養手当の申請希望者の便宜を図るとともに、申請があった場合には、書類の不備等が無ければ、申請を受け付け、支給要件に関し、実態を確認した上で、認定又は却下などの処分を行うこと。
- ・ 実態をよく確認せずに支給要件に該当しないと決めつけて、申請を拒んだり、資格喪失処分を行うことがないよう留意すること。
- ・ なお、児童扶養手当は、その支給要件が離婚、遺棄、拘禁、事実婚の解消、未婚の母、事実婚の不存在等個人の秘密に属する事項に関わるため、受給資格者の認定に当たっては、プライバシーの問題に触れざるを得ないところであるが、必要以上にプライバシーの問題に立ち入らないよう事務運営に当たって配慮すること。
- ・ 一部支給停止措置となつた方に対しても、現況届提出時などあらゆる機会を通じ、就業に向けた取組を促すこと。

(2) 母子家庭等の就業支援対策の充実について

母子家庭等自立支援対策については、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」の4本柱による就業・自立に主眼を置いた総合的な自立支援策を展開しているところであり、様々なメニューを実施しているところである。

就業支援策の取組状況については、全体としては進展しているところであるが、事業ごとに見ると未実施自治体もなお多く、実施自治体の間でも実施状況に差があるところである。

政府としても、平成22年1月に閣議決定された「子ども・子育てビジョン」において、「自立支援教育訓練給付金事業」及び「高等技能訓練促進費等事業」については、「平成26年度までに全都道府県・市・福祉事務所設置町村での実施」を数値目標として設置しているところであり、未実施の自治体におかれても早急に事業を開始していただくとともに、すでに事業を実施している自治体においても一層の積極的な取組を行い、母子家庭の母の就業の促進が図られるようお願いする。

また、ハローワーク等の労働関係機関と十分に連携を図り、それらの実施している施策も含め広報等を行うとともに、各事業の実施に当たってもよく連携し、効果的な実施に努めていただきたい。

①母子家庭等就業・自立支援事業

ア 母子家庭等就業・自立支援センター事業

本事業については、実施主体となる都道府県、指定都市、中核市の全てにおいて事業が実施されているところであるが、就業支援事業等の各メニューごとの実施状況をみると、各自治体により大きな差がある状況である。

一貫した就業支援サービス等を提供するという事業の趣旨に鑑みれば、

全てのセンターにおいて、全てのメニュー事業が実施されることが望ましいので、未実施のメニュー事業がある自治体におかれでは、早急に実施することをお願いする。

また、センターの開所については、これまで土日等における開所について配慮をお願いしてきたところであり、「就業支援事業」及び母子家庭等地域生活支援事業」については、平日に加え土日に開所した場合に、開所日数に応じた運営費の加算も行っており、センターの土日開所について積極的な実施をお願いする。

さらに、本事業の実施にあたっては、(1)職業紹介の許可の取得、(2)ホームページの開設等により効果的な事業の実施に努めるとともに、(3)相談中や講習中に子供を預かる託児コーナーの設置、(4)女性相談員の設置等、母子家庭の生活実態に即した実施が可能となるよう、きめ細かな支援体制を整備されたい。

イ 一般市等就業・自立支援事業

本事業は、母子家庭の母等が、できるだけ身近な地域において就業支援が受けられるよう、一般市等を実施主体として、母子家庭等就業・自立支援センター事業と同様の事業を実施可能としたものである。

平成21年度については、24市において実施されているところであるが、都道府県等におかれでは、より多くの一般市等において事業が実施されるよう母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施により培ってきたノウハウを一般市等への提供するなどその実施を支援するとともに、実施に当たりセンターとの連携を図るなど効果的な実施体制の構築にご協力をお願いしたい。

②母子自立支援プログラム策定等事業

様々な事情や課題を抱える母子家庭の母に対して効果的な自立支援を行うためには、個々の母子家庭の実情に応じた支援が重要となる。

本事業については、都道府県や市等が母子家庭の母の状況やニーズに応じた自立支援プログラムを策定するものであり、個別的なきめ細やかな支援を行う上で極めて有効な事業であり、未実施の自治体については早急に取り組まれたい。

また、平成23年度予算案においては、事業の対象として父子家庭の父を加えたところであり、積極的な実施をお願いしたい。

③母子家庭自立支援給付金事業

就業経験の少ない母子家庭の母の就業のためには、就業に結びつきやすい資格を取得することが有効であるが、資格の取得のためには長期間、養成機関に通うことが必要になることから、その間の生活の不安や負担を小さくすることが重要である。

特に、養成機関に通う期間中の生活費の負担軽減のため支給する高等技能訓練促進費等については、平成21年6月から、安心こども基金を活用し、

3年間の特別対策として、平成23年度末までに修学を開始した者についての支給期間を「修業期間の最後の1／2の期間（上限18か月）」から「修業期間の全期間」に延長しており、この間に積極的な取り組みをお願いしたい。

また、高等技能訓練促進費等の支給の対象となる資格については、各都道府県等において、地域の実情に応じて定めることとされているので、各地域において就業に結びつきやすく、かつ養成機関において2年以上のカリキュラムを修業することとされている資格については、実施要綱（母子家庭自立支援給付金事業の実施について（平成15年6月30日雇児発第0630009号、雇用均等・児童家庭局長通知））に例示されている看護師等にとどまらず適切な取扱いをお願いしたい。

本事業を活用して資格を取得した場合、正規雇用に結びつく割合が極めて高いことから、各自治体におかれでは、必要な予算の確保や母子家庭の母に対する適切な周知についてお願いしたい。

なお、平成24年度以降に修学を開始した者に対する高等技能訓練促進費等の支給については、従前どおり、「修業期間の最後の1／2の期間（上限18か月）」とされているのでご留意願いたい。

④ひとり親家庭等の在宅就業支援

在宅就業については、子育て等をしながら就業でき、子どもの養育と生計の維持を一人で担わなければならないひとり親家庭等にとって効果的な就業形態である。

このため、安心こども基金を活用して、ひとり親家庭等の在宅就業について「業務の開拓」「参加者の能力開発」「業務処理の円滑な遂行」等を一体的に取り組む自治体（都道府県及び市）に対して助成を行い、普及促進を図っている。

また、「在宅就業」は、ひとり親だけでなく、障害者や高齢者などの生活も向上させるといった「これから社会のセーフティーネット」といった意義なども有していることから商工関係部局等とも連携していただきたい。

この事業については、現在15都道府県市において国審査分事業として実施されているほか、都道府県審査分事業として、13県5市で実施中・予算措置済み又は平成23年度当初予算において措置予定となっている。（平成23年1月現在）

本事業の実施期限は平成23年度末であるが、23年度中に開始された訓練については、訓練全般の経費について、平成25年度末まで助成対象としている。

したがって、平成23年度補正予算での措置による事業開始も可能であり、是非とも積極的な取り組みをお願いしたい。

⑤母子家庭の母等の積極的な雇入れについて

各自治体やその関連法人等における職員等の雇い入れに際しては、求人情報を近隣の母子家庭等就業・自立支援センターに提供するなど、母子家庭の

母等の雇入れの促進に配慮していただきたい。

また、その際は、人事担当課等の協力を得て、福祉部局に限らず組織全体において配慮がなされるようお願いする。

⑥母子福祉団体に対する事業発注について

平成16年11月に施行された「地方自治法施行令の一部を改正する政令」により、母子福祉団体が行う事業で主として母子家庭の母及び寡婦が従事するものに係る契約については、随意契約によることができることとされているところである。

このことを踏まえ、母子福祉団体に対して、積極的に事業を発注するなど、母子家庭の母等の就業促進についてご協力いただきたい。

⑦労働関係施策について

就業支援対策については、ハローワーク等の労働関係機関においても様々な施策が実施されているところである。こうした機関とも積極的な連携が図られるようお願いする。

ア　自治体とハローワークの協定に基づく就労・生活支援（「福祉から就労」支援事業）

ハローワークにおいて実施していた「生活保護受給者等就労支援事業」の機能を強化し、住宅手当受給者等をその支援対象者に加えるほか、自治体とハローワークが、お互いの役割分担、支援対象者数及び事業目標等を明記した協定を締結して、当該者の就労支援を行う「福祉から就労」支援事業を平成23年度より実施することとしている。

各自治体におかれては、福祉及び労働主管部局、福祉事務所と都道府県労働局・ハローワークがどのような支援を連携して行う必要があるか検討いただき、実効性のある協定の策定・締結にご理解・ご協力いただくとともに、当該協定に基づく就労支援の実施についてご協力をお願いする。

イ　マザーズハローワーク事業

子育て女性等に対する就職支援の充実を図るため、マザーズハローワーク、マザーズサロン及びマザーズコーナーを設置し、子ども連れで来所しやすい環境を整備するとともに、担当者制によるきめ細かな職業相談や求職者のニーズを踏まえた求人の確保、地方自治体等との連携による子育て情報等の提供など、再就職に向けた総合的かつ一貫した支援を行っているところである。

これら既存のマザーズハローワーク事業の拠点163カ所に加え、平成23年度予算案においては、新たに5か所のハローワーク内にマザーズコーナーを設置する予定である。

各自治体におかれては、引き続き、子育て女性の就職支援や保育所、地域の子育て支援サービスに関する各種情報の共有等、「マザーズハローワーク事業」との密接な連携・協力をお願いする。(都道府県におかれては、管内市等においても、連携・周知が図られるようお願いする。)

ウ 公共職業訓練

公共職業訓練において、母子家庭の母等を対象として、通常の訓練コースに加え、①託児サービスを付加した委託訓練の推進、②母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースの実施、③就職の準備段階としての「準備講習」に引き続き実際の職業に必要な技能・知識を習得するための職業訓練を行う「準備講習付き職業訓練」などを実施している。

これらについては、支援を必要としている方々に情報が行き届くことが重要であることから、各自治体におかれでは、ハローワーク等との連携を図るとともに、母子家庭の母等に対する周知をお願いしたい。（都道府県等におかれでは、管内の市等においても連携・周知が図られるよう配慮願いたい。）

エ 求職者支援制度

平成21年7月より、新たな雇用のセーフティーネットとして、雇用保険を受給できない方々に対し、無料の職業訓練及び訓練期間中の生活給付を行う「緊急人材育成支援事業」を実施しているところ。

緊急人材育成支援事業の実施状況を踏まえ、平成23年度からは、恒久的な制度として「求職者支援制度」を創設することとしており、平成23年通常国会に法案を提出する予定である。

オ 均衡待遇・正社員化推進奨励金の創設について

平成23年度から、「中小企業雇用安定化奨励金」と「短時間労働者均衡待遇推進等助成金」を整理・統合し、「均衡待遇・正社員化推進奨励金」として有期契約労働者とパートタイム労働者の雇用管理改善に取り組む事業主に対する支援を一体的に推進することとしている。

この奨励金は有期契約労働者又はパートタイム労働者を対象とした正社員への転換制度や短時間正社員制度等を導入し、実際に制度利用者が生じた場合に支給されるものであり、正社員転換制度及び短時間正社員制度の対象となる労働者が母子家庭の母等である場合には支給額を加算することとしている。

そのため、各自治体におかれでは、支給機関である都道府県労働局雇用均等室と連携し、企業や母子家庭の母等に対する周知等をお願いしたい。

（都道府県等におかれでは、管内の市等においても連携・周知が図られるよう配慮願いたい。）

(3) 母子寡婦福祉貸付金について

①母子寡婦福祉資金の貸付について

本貸付金については、平成21年6月から、貸付利率を引き下げるとともに、連帯保証人がいない場合の貸付を可能にする等の拡充を行ったところであるが、経済的自立の助成及び生活意欲の助長を図るという貸付金の制度趣旨を踏まえ、貸付けに際して、償還計画を作成し貸付内容について適正に審査するとともに、母子自立支援プログラム策定員や母子家庭等就業・自立支援センター等と連携し、就業支援策と一緒に実施する等、償還率の向上に努められたい。

②償還率の改善について

財務省が実施した平成17年度の予算執行調査の結果、近年償還率が低下し、各自治体の償還確保等に向けた取組状況にばらつきが見られることなどから、償還率の向上に向けた更なる取組の推進について指摘されたところである。

各自治体においては、地域の実情を踏まえた独自の計画の策定や、具体的な目標を設定するなど、従来より増して償還率の向上に努めていただくようお願いしたい。(関連資料34参照)

③平成23年度の国庫貸付申請に係る協議について

平成22年度においては、近年の経済状況等により母子世帯等への資金貸付が増大し、国が都道府県等に貸し付ける資金に不足が生じる恐れが出たところである。

このため、平成23年度の国庫貸付申請に係る協議にあたっては、償還率改善に向けた取組を提出していただくとともに、償還の状況を踏まえるなど協議額を精査した上で、過剰な協議がないようお願いしたい。

なお、平成23年度の国庫貸付の内示にあたっては、都道府県等における年度途中の貸付状況を把握させていただき、その状況を踏まえつつ、複数回に分けて国庫貸付の内示を行う予定である。

(4) 養育費相談支援について

平成19年度から、養育費の取決め等に関する困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を行う「養育費相談支援センター」を設置・運営しているところである。

同センターにおいては、母子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センター相談員からの養育費に関する相談を受け付けているほか、自治体が行う研修等への講師の派遣も実施しているので、積極的にご活用いただきたい。

また、養育費の取得率の向上を図るため、平成19年度から、母子家庭等就業・自立支援センターに、養育費専門の相談員を配置することとしたところである。相談員については、養育費や離婚問題等に詳しい者を専任で配置することが望ましいが、新たに相談員を配置することが困難な場合には、当面、既に配置されている相談員等との兼務とすることも可能であるので、未配置の自治

体におかれては早急に配置をお願いする。

養育費相談支援センターにおいて、養育費相談支援に関する研修会を実施しており、平成23年度においても、養育費専門相談員向けの研修会及び母子自立支援員など広く養育費の相談に従事する者向けの研修会を開催する予定であるので、各自治体におかれては、関係者が積極的に参加できるよう取り計らいいただきたい。

(5) 保育所の優先入所等について

保育所の優先入所については、母子及び寡婦福祉法において保育所に入所する児童を選考する場合のひとり親家庭に対する特別の配慮を規定している他、「保育所の入所等の選考の際における母子家庭等の取扱いについて」(平成15年3月31日雇児発第0331011号)においても、

- ① ひとり親家庭を保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱うこと
- ② 都市部等の待機児童の多い地域については、特に、ひとり親に対する優先的取り扱いが徹底されるよう配慮すること
- ③ ひとり親家庭のうち、離婚等の直後にある者であって生活の激変を緩和する必要があるものなど、特に自立の促進を図ることが必要と認められるものについては最優先的に取り扱うこと
- ④ ひとり親家庭が求職活動、職業訓練を行っている場合にあっては、それらの活動の日数・時間等に応じて、就業している場合と同等の状況にあるものとして優先的に取り扱うこと

をお願いしているところである。

ひとり親家庭は、その世帯構成のため、就業や休職活動、職業訓練の受講に際して、子どもを預かる場所の確保が不可欠であることから、特段の配慮を改めてお願いする。

また、放課後児童クラブの利用についても、前述の通知等により、保育所と同様に、ひとり親家庭の優先的な利用に対する配慮をお願いしているところでるので、改めてご了知いただきたい。

(都道府県においては、管内の市町村に対しても十分に周知されたい。)

(6) 子育て短期支援事業について

本事業は、保護者の疾病、仕事、育児疲れ等のために、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において短期間預かる(ショートステイ事業)、あるいは、仕事等の理由によって平日の夜間又は休日に家庭における児童を養育することが困難となった場合等に児童養護施設等において預かる(トワイライトステイ事業)ものである。

本事業については、「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月閣議決定)において、ショートステイ事業は870カ所、トワイライトステイ事業は410カ所を平成26年度の目標としているところであるので、実施主体の市町村及び事業委託先の児童養護施設等において積極的な実施が図られるとともに、ひとり親家庭を含め、本事業の対象者に対する周知をお願いする。

(7) 全国母子世帯等調査の実施について

全国母子世帯等調査は、ひとり親家庭対策の推進を図るため、5年に1度を基本に調査を実施し、全国の母子家庭や父子家庭の生活の実態等を把握しているところであり、平成23年度に調査を実施することとしているので、ご協力をお願いしたい。

なお、平成23年度の調査の実施にあたっては、前回調査（平成18年度）時と比べ、父子家庭の生活の実態等について精度を上げて把握することとしているため、調査地区数を増加（1,800地区→5,000地区）する予定である。

(8) ひとり親家庭等に対する支援施策の周知等について

ひとり親家庭や寡婦の自立を促進するためには、まずは、ひとり親家庭や寡婦の当事者本人がどのような支援を利用できるかの情報を知ることが必要であり、まずは、住民に身近な地方自治体における情報提供が重要となっている。

このため、離婚届を提出する戸籍窓口や児童扶養手当等を担当するひとり親家庭等の支援窓口など、ひとり親家庭等が訪れる機会のある各種相談窓口が連携を図りながら、支援施策のパンフレットを窓口で配布するなど、情報提供に努められたい。

また、養育費相談支援センターにおいて、養育費の取り決めや確保の方法、養育費相談支援センターの業務内容などを記載したパンフレットを希望のある各都道府県・市町村に送付しているところであるので、ひとり家庭等が訪れる可能性のある地方自治体の各種相談窓口や母子家庭等就業・自立支援センター等において配布する等ご活用いただきたい。

4. 配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）対策等について

（1）婦人保護事業の充実について

①婦人相談所等の体制の強化について

平成21年度に婦人相談所及び婦人相談員が受け付けた来所による相談状況を見ると、夫等の暴力を主訴とする者の相談件数・割合ともに増加しており、27,183人（前年度24,879人）、32.6%（前年度31.3%）となっている。（関連資料37参照）

また、一時保護された女性6,625人のうち、夫等の暴力を入所理由とする女性は4,681人で70.7%を占めている。

一時保護委託契約施設数（平成22年4月1日現在）は284カ所（平成21年度261カ所）となっており、前年度より増加している。

婦人相談所等に関しては、

- ・ 婦人相談所における休日・夜間電話相談事業および法的対応機能強化事業
- ・ 婦人相談所職員等への専門研修
- ・ 婦人相談所一時保護所や婦人保護施設における心理療法担当職員および同伴児童への対応等を行う指導員の配置
- ・ 婦人相談所や婦人保護施設における夜間警備体制の強化

等様々な事業を実施し、被害者等の相談、保護等の支援体制の充実、強化を図ってきたところである。

さらに、障害があることや外国人であること等特別なニーズをもった被害者等の相談や保護等に関しては、

- ・ 安心こども基金（児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業）等を活用した施設のバリアフリー化の推進
- ・ 外国人婦女子緊急一時保護経費等の確保
- ・ 専門通訳者養成研修の実施等を通じた通訳者の確保
- ・ 婦人保護事業啓蒙普及費を活用したDV相談や人身取引被害者の保護
- ・ 支援等に関する点字や外国語のパンフレットおよびリーフレット等の作成・配布
- ・ ノウハウのある一時保護委託契約先の活用

等により、適切な対応をお願いしたい。

平成23年度予算案においては、新たに、

- ・ 職員の専門性の向上のため、婦人相談所の指導的立場にある職員に対する研修を国において実施（関連資料39参照）
- ・ 恋人からの暴力被害者も一時保護委託の対象とすること

を盛り込んだところでる。各都道府県においては、市町村及び民間の支援団体を含む関係機関との連携、研修の充実等を図ることにより、婦人相談所等の体制・機能の強化と相談・保護支援の一層の充実を図られたい。

なお、第3次男女共同参画基本計画（平成22年12月17日閣議決定）において、売買春からの女性の保護、社会復帰支援について盛り込まれたことから、婦人保護事業において、売春の未然防止のために広く相談に応じ、早期に支

援を必要とする女性を発見し、関係機関との連携強化により自立支援プログラムの見直しを行う等の一層の充実に取り組んでいただきたい。

②妊娠・出産に係る支援体制の確保について

妊娠中の単身女性については、現行制度において、婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設での保護・支援を行うことができるほか、DV被害者については、都道府県の婦人相談所が一時保護の委託契約を締結している母子生活支援施設に、当該単身女性の一時保護を委託することができる取扱いとなっており、出産後、一時保護委託を終了し、福祉事務所が引き続き母子保護の実施を行うことにより、そのまま同じ母子生活支援施設に入所することが可能である。

各都道府県の婦人相談所においては、一時保護の委託契約施設として母子生活支援施設の積極的な活用を検討するとともに、こうした困難な状況に置かれた妊産婦の支援においては、福祉事務所、助産施設、医療機関、保健所・保健センター、児童相談所等との連携を密にし、当該単身女性及び出産後の同伴児童への適切な保護が行われるようお願いする。

また、妊娠に悩む者に対する専門の相談員を配置している女性健康支援センター等との連携にも努めていただきたい。

(2) DV被害者に対する保護支援等について

DV被害者に対する保護支援等については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本の方針」(平成20年1月11日 内閣府・国家公安委員会・法務省・厚生労働省告示第1号)においても、「婦人相談所は、一時保護を行うという他の配偶者暴力相談支援センターにはない機能を有しております、都道府県における対策の中核として、処遇の難しい事案への対応や専門的・広域的な対応が求められる業務にも注力することが望ましい」とされている。

また、平成21年5月に総務大臣から厚生労働大臣に対し、「配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価」が行われ、「一時保護の機能の充実」について勧告された。これを受けて、一時保護の速やかな要否判断や福祉事務所、警察等関係機関との緊密な連携等、一時保護に関する留意事項について通知を発出し(「配偶者からの暴力の被害者の一時保護機能の充実について」(平成21年11月25日雇児福発1125第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知)、さらに、ハローワークとの連携強化等の就労支援の強化についても通知を発出している。(平成21年10月5日付 職首発1005号 能能発1005号「配偶者からの暴力被害者に対する就労支援の強化について」)

これらを踏まえ、婦人相談所においては、配偶者からの暴力被害者保護支援ネットワーク事業を活用し、都道府県および市町村の支援センター、福祉事務所等の関係機関のみならず、公共職業安定所や法務局や地方入国管理局等国の関係機関、警察、医療機関、民間団体もふくめ都道府県協議会等を設置し、関係機関による連携体制の構築を図り、実践的、継続的協議を行い、情報の周知徹底や連携方法の確立および関連職員への研修の実施等について、なお一層の充実を図るようお願いしたい。

また、子ども手当制度においては、DV被害者のみが子の監護を行い、生計同一である場合、又は、配偶者の監護が認められても被害者の方が子の生計を維持する程度が高い場合には、現に居住する市町村に対し、子ども手当の申請を行うことにより、当該被害者の配偶者に対する子ども手当の支給を停止し、DV被害者が子ども手当の支給を受けることができる取扱いとしているところである。（平成22年4月12日付　家庭福祉課事務連絡「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律等の施行に関する情報提供について」）申請の際には、DV被害者である旨の証明書を添付することとされており、婦人相談所に対して証明書の交付申請があった場合の対応についてよろしくお願いするとともに、DV被害者に対して、こうした取扱いについて周知されたい。

なお、平成23年1月28日に国会に提出した法案においては、父母が別居している場合に、子どもと同居する父又は母を優先的に認定する仕組みとしているところ。

（3）人身取引被害女性の保護について

人身取引被害女性の保護については、これまで民間シェルター等への人身取引被害女性の一時保護委託を含め婦人相談所等において275名（平成13～平成21年度）の保護が行われてきたところである。（関連資料40参照）

これまでこの人身取引被害者の適切な保護・支援にあたっては、「人身取引対策行動計画2009」（平成21年12月犯罪対策閣僚会議決定）を踏まえ、婦人相談所一時保護所や婦人保護施設における心理療法担当職員の配置や外国人対応のための通訳雇上費、人身取引被害女性の医療費（他法他制度が利用できない場合に限る）、法的な援助や調整等を行う弁護士等の確保や専門通訳者の養成など、鋭意取組を進めてきたところであるが、各都道府県においては、これらの事業を活用するとともに、婦人相談所が、国籍を問わず、各般の問題を抱えた女性の相談・保護に応ずる機関であり、法的な援助や調整も行うことが可能であること等について、潜在的な人身取引被害女性が認識できるよう配慮しつつ、各都道府県域において広報・周知に努めていただくようお願いする。

また、「人身取引事案の取扱方法について」（平成22年6月人身取引対策に関する関係省庁連絡会議申合せ）を基に、警察、入国管理局、国際移住機関（IOM）等と緊密な連携を図りながら、今後も引き続き、人身取引被害女性に対する適切な保護・支援を実施していただくようお願いする。

今後とも婦人相談所等職員への専門研修等の場において、人身取引等外国人被害女性に対する相談・保護を課題として取り上げるなどにより、人身取引や被害女性の実態等について知見を深めていただくようお願いする。その際には、すでにノウハウを有している民間団体等の協力を得るなど、有効な研修等の実施をお願いする。

[家庭福祉課 関連資料]

社会的養護の現状について

保護者がない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万7千人。このうち、児童養護施設は約3万人。

里親		家庭における養育を 里親に委託	登録里親数	委託里親数	委託児童数	ファミリー ホーム	養育者の住居において家庭的 養護を行う(定員5~6名)
区分 (里親は 重複登 録有り)	養育専門親	親	7,185人	2,837人	3,836人	ホーム数	49か所
	養子希望親	親	5,842人	2,298人	3,028人		
	親族親	親	548人	133人	140人		
	対象児童	(特に必要な場合 は、幼児を含む)	1,428人	176人	159人		
現員			342人	341人	509人	委託児童数	219人

施設	乳児院	児童養護施設	情緒障害児 短期治療施設	児童自立支援 施設	母子生活支援 施設	自立援助 ホーム
21 対象児童	保護者がない児童、 虐待されている児童、 その他の環境上養 護を要する児童 (特に必要な場合は、 乳児を含む)	保護者(特に必要な 場合は、幼児を含 む)	軽度の情緒障害 を有する児童	不良行為をなし、 又はなすおそれの ある児童及び家 庭環境その他の 環境上の理由に より生活指導等を 要する児童	配偶者(ない女 子又はこれに準 ずる事情にある女 子及びその者の監 護すべき児童	義務教育を終了し た児童養護施設等 を退所した児童
施設数	123か所	576か所	33か所	58か所	266か所	57か所
定員	3,754人	34,648人	1,573人	4,039人	5,386世帯	393人
現員	3,081人	30,633人	1,223人	1,781人	3,974世帯 児童6,373人	281人

小規模グループケア	458カ所
地域小規模児童養護施設	190カ所

資料:家庭福祉課調べ(平成21年10月1日現在)

※里親・ファミリーホームについては福祉行政報告例(平成22年3月末現在)

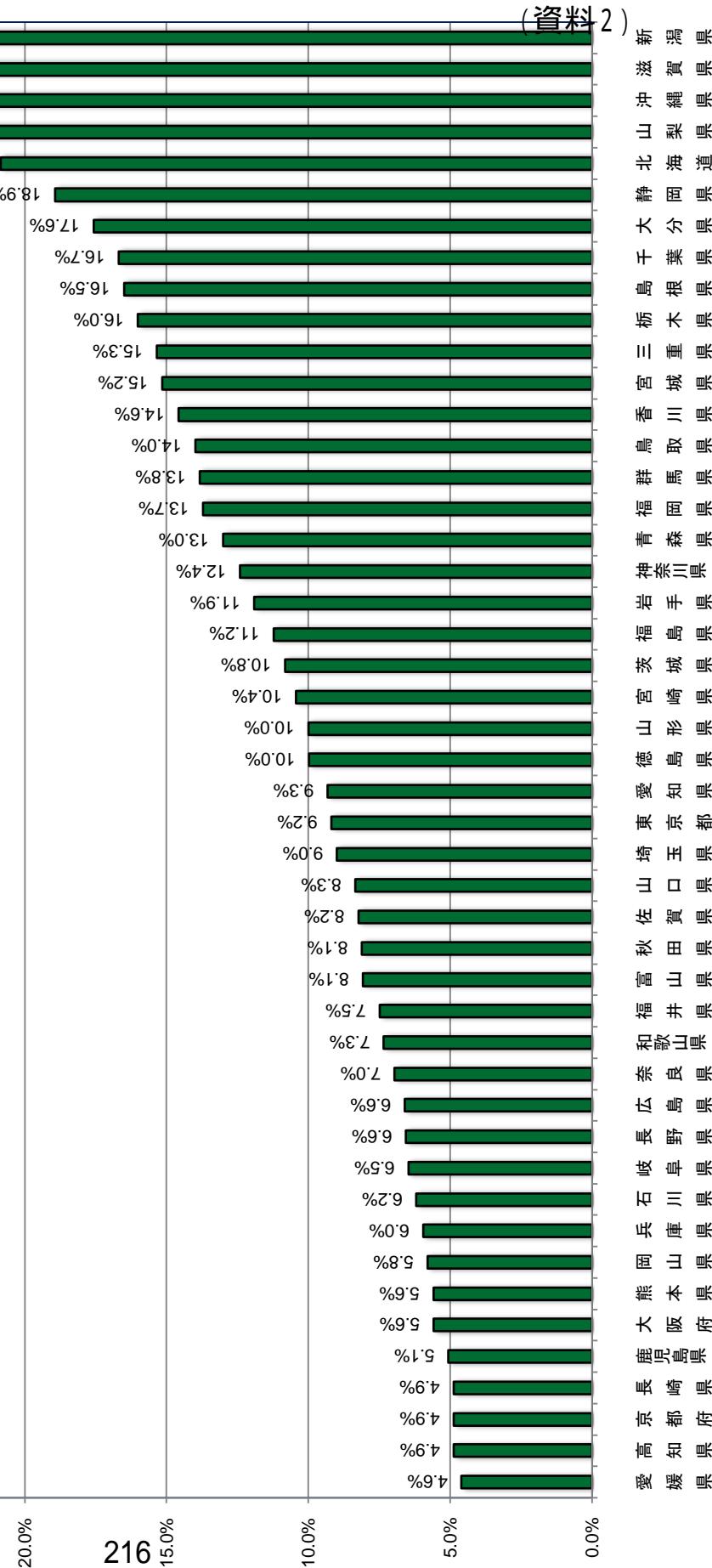
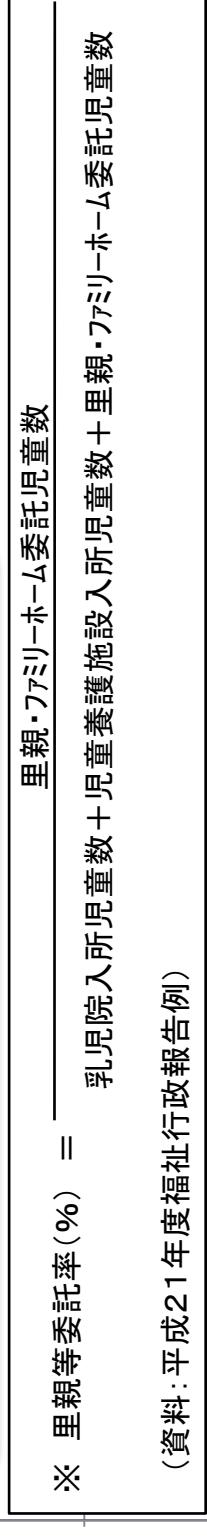
※自立援助ホームは、家庭福祉課調べ(施設数は平成22年3月末現在、その他は同年3月1日現在)

※小規模グループケア、地域小規模児童養護施設は家庭福祉課調べ(平成22年3月末現在)

(計
合
計)

都道府県別の里親等委託率の差

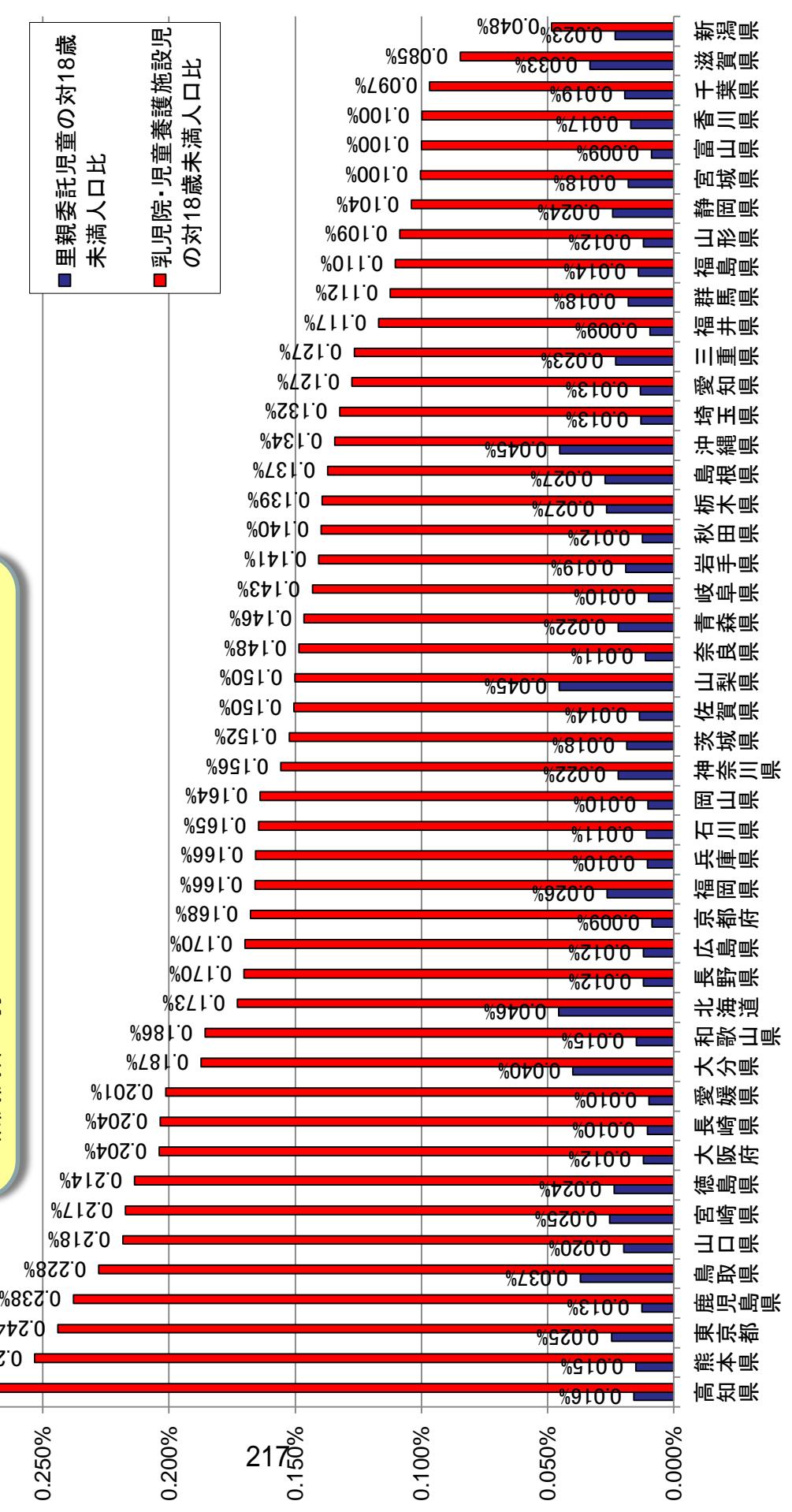
里親等委託率は、自治体間の格差が大きい
全国： 10.8%
最小： 4.6% (愛媛県)
最大： 32.5% (新潟県)



各都道府県の18歳未満人口に占める里親委託児童数及び乳幼児施設の割合

18歳未満人口に占める施設入所児の割合は、自治体間で大きな格差がある。
最大:0.309%（高知県）、最小:0.048%（新潟県）
18歳未満人口に占める里親委託児の割合も、自治体間で大きな格差があるが、施設入所児の割合の大小との相関関係は弱い。

※18歳未満人口(平成17年度国勢調査)と乳児院、児童養護施設の入所児童数、里親委託児童数(平成20年度福祉行政報告例)の比較



児童養護施設の形態と小規模化の必要性

児童養護施設の7割が大舎制。また、定員100人を超えるような大規模施設もある。

① 大舎・中舎・小舎の現状、小規模ケアの現状

寮舎の形態			小規模ケアの形態			定員	施設数
大舎	中舎	小舎	小規模グループケア	地域小規模児童養護施設	その他グループホーム		
保有施設数 (N=489)	370	95	114	212	111	55	~ 20 7 (1. 2%)
	%	75.8	19.5	23.4	43.4	22.7	~ 30 51 (9. 0%)
218 舎数	476	220	44	212	116	98	~ 40 83 (14. 6%)
	一舎あたり 定員数	平均	45.65	15.43	8.82	7.27	~ 50 128 (22. 5%)
一舎あたり 在籍児童数	平均	42.09	14.46	8.36	7.14	5.81	~ 60 89 (15. 6%)
	職員一人あたり 児童数※	平均	4.43	3.91	3.39	3.08	~ 70 74 (13. 0%)
一舎あたり 定員数	平均	45.65	15.43	8.82	7.27	5.99	~ 80 50 (8. 8%)
	一舎あたり 在籍児童数	平均	42.09	14.46	8.36	7.14	~ 90 35 (6. 2%)
職員一人あたり 児童数※	平均	4.43	3.91	3.39	3.08	2.75	~ 100 20 (3. 5%)
	一舎あたり 定員数	平均	4.43	3.91	3.39	3.08	~ 110 13 (2. 3%)
一舎あたり 定員数	平均	4.43	3.91	3.39	3.08	2.75	~ 120 7 (1. 2%)
	一舎あたり 定員数	平均	4.43	3.91	3.39	3.08	~ 150 6 (1. 1%)
一舎あたり 定員数	平均	4.43	3.91	3.39	3.08	2.75	151~ 6 (1. 1%)
	総数	569	139	100	89	56	569 (100%)

※ 社会的養護施設に関する実態調査（平成20年3月1日現在）、調査回答施設数489

※ 「職員1人当たり児童数」は、週40時間に換算したものの。施設においては休日、夜間の対応も行われていることに留意する必要があります。

※ 「大舎」：1舎当たり定員数が20人以上、「中舎」：同13～19人、「小舎」：同12人以下

※ 例えば、大舎の寮の中に小規模グループケアのユニットがある場合、小規模グループケアによる定員、在籍児童数は大舎の定員、在籍児童数からはずされている。

施設の小規模化と家庭的な養護の推進

社会的養護が必要な児童を、可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係の下で育てることができるよう、施設のケア単位の小規模化、里親やファミリーホームなどを推進

より家庭的な養育環境

児童養護施設

小規模 グループケア (ユニットケア)

大舎(20人以上)
中舎(13~19人)
小舎(12人以下)

1歳～18歳未満(必要な場合0歳～20歳未満)

職員
施設等のほか
就学児童6:1
3歳以上4:1
3歳未満2:1

569か所
定員33, 994人
現員30, 695人(90.3%)

124か所
定員3, 794人、現員2, 968人(78. 2%)

乳児院

乳児(0歳)、必要な場合幼児(小学校就学前)

124か所
定員3, 794人、現員2, 968人(78. 2%)

地域小規模 児童養護施設 (グループホーム)

本体施設の支援のもと
地域の民間住宅などを
活用して家庭的養護を行う

定員6名
職員1名十非常勤職員を加配

21年度458か所
→26年度目標
800か所
(乳児院等を含む)

小規模住居型 児童養育事業 (ファミリーホーム)

養育者の住居において
家庭的養護を行う

定員5～6名
職員3名以上(うち1
名以上が生活の本
拠を置く)
21年度53か所
→26年度目標
140か所

里親

家庭における養育を里
親に委託
(4名まで)

養育里親
専門里親
養子縁組里親
親族里親

登録里親数 7, 185人
(うち養育里親5, 842人)
(うち専門里親 548人)
委託里親数 2, 837人
委託児童数 3, 870人

→26年度目標
養育里親登録8, 000世帯
専門里親登録 800世帯

児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)

養護施設等退所後、就職する児童等が
共同生活を営む住居において自立支援
21年度59所 →26年度目標 160か所

$$\text{里親等委託率} = \frac{\text{里親+ファミリーホーム}}{\text{養護+乳児+里親+ファミリーホーム}} \times 100\%$$

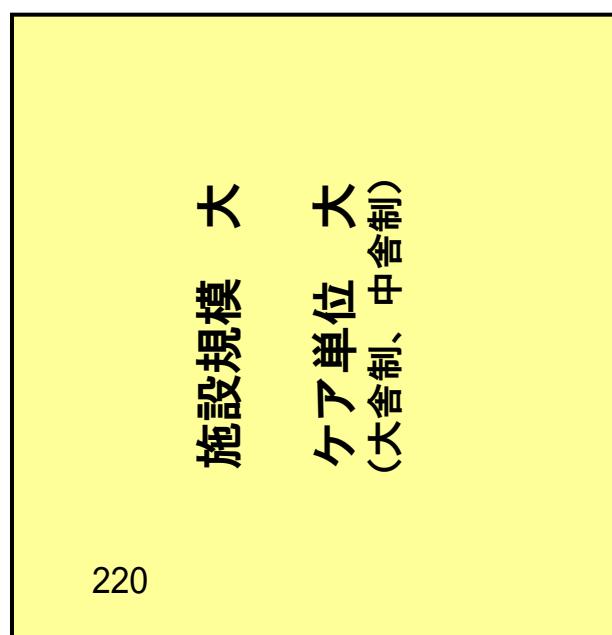
22年3月末 10. 8%
→26年度目標 16%

※「26年度目標」は、子ども子育てビジョン
施設の定員等の全国計画福祉行政報告例(平成22年3月末現在)

児童養護施設の形態の今後の在り方

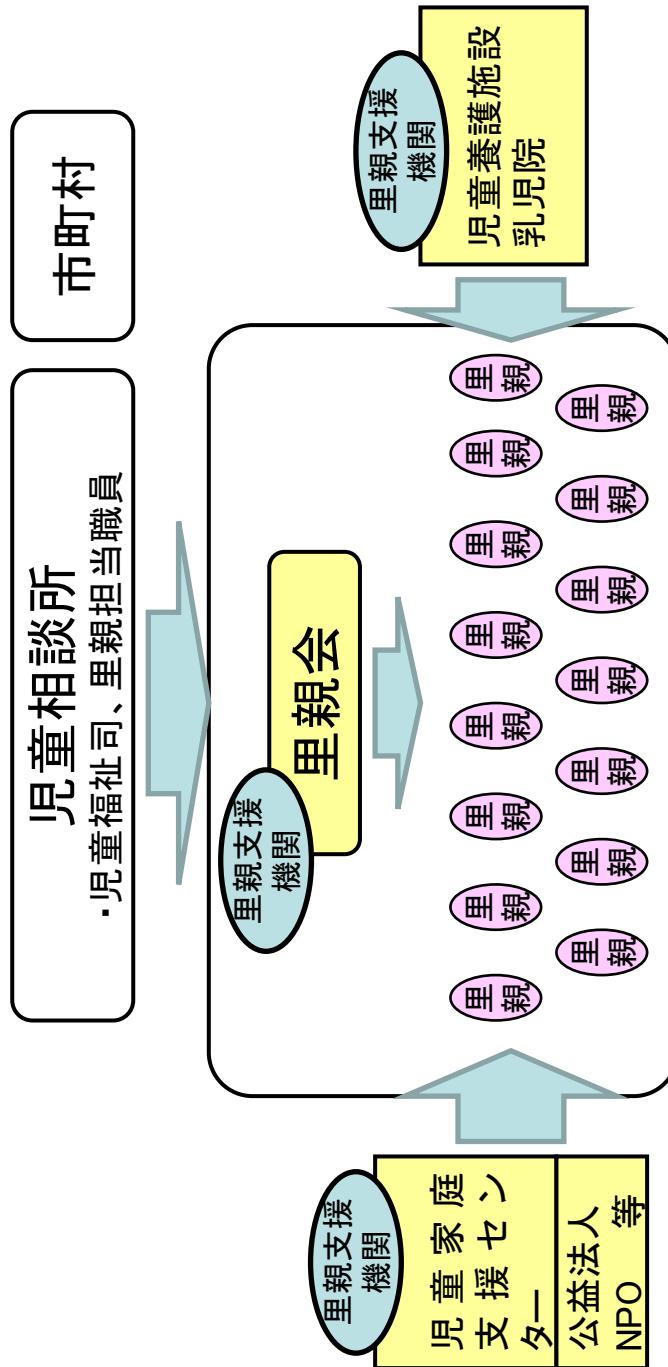
小規模化と施設機能の地域分散化による家庭的養護の推進

- ケア単位の小規模化
- 本体施設の小規模化、高機能化
- 施設によるファミリーホームの設置、里親の支援



里親委託の推進と里親支援機関

- 里親委託の促進のため、平成21年度から、里親手当の引き上げを行ったほか、新規里親の掘り起こしや里親支援等の業務を行う「里親支援機関」事業を実施しているが、その効果的な実施が必要。
- 里親委託の推進のためにには、里親会の活動や、地域の拠点である児童養護施設、乳児院の支援が重要。



里親支援機関事業	里親制度普及促進事業	普及啓発
実施主体	・都道府県・指定都市・児相設置市	養育里親研修
	・里親会、児童家庭支援センター、乳児院、児童養護施設、NPO等に委託可能	専門里親研修 里親委託支援等 里親家庭への訪問支援 里親による相互交流

里親委託を推進する上での課題と取り組み

里親委託を進める上での課題

- 登録里親確保の問題
 - ・里親制度の社会的認知度が低く、新規委託可能な登録里親が少ない。
 - ・里親の希望する条件(性別、年齢、養子縁組可能性等)と合わない。
 - ・信頼関係の構築が難しく、児童相談所として信頼できる里親が限られる。里親の養育技術向上。
 - ・里子が万一のトラブルや事故に遭遇した時の里親としての責任が心配で、登録申請に至らない。
- 実親の同意の問題
 - ・里親委託に対する実親の同意を得ることが難しい。(施設なら同意するが、里親の場合に同意しない)等
- 児童の問題の複雑化
 - ・発達障害等児童の抱える問題等が複雑化しており、里親への委託が困難なケースが増えてきている等
- 実施体制、実施方針の問題
 - ・児童福祉司が虐待対応業務に追われていることから、里親委託への業務に十分に関わっていない。
 - ・里親専任担当職員が配置されていないなど、里親を支援するための体制の整備が十分でない。
 - ・未委託里親の状況や里親委託を検討できる児童の情報など、県内全児相での情報共有が必要
 - ・職員の意識の問題として、失敗を恐れると委託に消極的になり、無難な施設を選択する等の問題

里親委託を推進する取り組み例

- 広報・啓発
 - ・市区町村や里親会等との連携・協力
 - ・里親による体験発表会(里親の実情を知つてもうう)
 - ・一日里親体験、里親希望者と施設児童との交流事業等
- 実親の理解
 - ・養子縁組を希望する里親のイメージが強い中で、養育里親の普及を進める
 - ・養育里親についての里親の意識
 - ・実親の理解が得やすいファミリーホームへの委託等
- 里親の支援
 - ・里親交流会で体験談を語り、コミュニケーションを深める
 - ・里親の孤立化を防止、訪問支援
 - ・里親研修、養育技術の向上
 - ・地域との連携をつくり、里親によい養育環境をつくる等
- 実施体制、実施方針
 - ・里親支援機関事業を外部に委託し、里親支援体制を充実
 - ・里親会の強化
 - ・里親担当職員の増員等
 - ・里親委託のガイドラインの策定
 - ・里親委託等推進委員会を設置し、関係機関・団体の間で里親委託に対する共通認識を持ち、委託推進の機運を高める(参考)
 - ・相談ケースごとに里親委託の検討。施設入所児童の中から、委託可能な児童を掘り起こし

(各都道府県市へのアンケート結果より)

里親支援機関事業の実施状況（都道府県・政令指定市・児相設置市別）

都道府県市名	事業種別	里親支援機関事業					
		里親制度普及促進事業			里親委託推進・支援等事業		
		普及啓発	養育里親研修	専門里親研修	里親委託支援等	里親家庭への訪問支援	里親による相互交流
1 北海道	○	○					
2 青森県	○	○	○	○	○	○	○
3 岩手県							
4 宮城县	○	○	○				
5 秋田県							
6 山形県	○	○	○	○	○	○	○
7 福島県	○	○	○	○	○	○	○
8 茨城県	○	○	○	○	○	○	○
9 栃木県	○	○	○	○	○	○	○
10 群馬県							
11 埼玉県	○	○	○				○
12 千葉県							
13 東京都	○	○	○	○	○	○	○
14 神奈川県							
15 新潟県	○	○	○				
16 富山县	○	○	○	○	○	○	○
17 石川県							
18 福井県							
19 山梨県	○	○	○	○	○	○	○
20 長野県	○	○	○				
21 岐阜県	○	○	○				
22 静岡県							
23 愛知県	○	○	○	○	○	○	○
24 三重県	○	○	○	○	○	○	○
25 滋賀県	○	○		○	○	○	○
26 京都府							
27 大阪府	○	○	○	○	○	○	○
28 兵庫県	○	○	○				
29 奈良県	○	○	○	○	○	○	○
30 和歌山县	○	○	○	○	○	○	○
31 鳥取県							
32 島根県	○	○	○				○
33 岡山県	○	○	○	○	○	○	○
34 広島県	○	○	○	○	○	○	○
35 山口県	○	○	○	○	○	○	○
36 徳島県							
37 香川県	○	○	○	○	○	○	○
38 愛媛県							
39 高知県	○	○	○				
40 福岡県	○	○	○				
41 佐賀県							
42 長崎県							
43 熊本県	○	○	○	○	○	○	○
44 大分県	○	○	○	○	○	○	○
45 宮崎県	○	○	○	○	○	○	○
46 鹿児島県							
47 沖縄県	○	○	○	○	○	○	○
48 札幌市							
49 仙台市							
50 さいたま市							
51 千葉市	○	○	○				
52 横浜市							
53 川崎市	○	○	○	○	○	○	○
54 相模原市	○	○		○	○	○	○
55 新潟市							
56 静岡市							
57 浜松市							
58 名古屋市							
59 京都都市							
60 大阪市							
61 堺市	○	○	○	○	○	○	○
62 神戸市	○	○	○	○	○	○	○
63 岡山市	○	○	○	○	○	○	○
64 広島市							
65 北九州市	○	○	○	○	○	○	○
66 福岡市	○	○	○	○	○	○	○
79 横須賀市							
81 金沢市							
103 熊本市	○	○	○	○	○	○	○
合計		41	42	39	30	29	32

里親支援機関事業等の委託先（平成22年度）

事業種別		直営	委託	児童家庭支援センター	児童養護施設	(社福)母子愛育会	NPO法人等		
里親支援機関事業 普及促進事業	里親制度	普及啓発	32	14	6	3	0	0	5
	養育里親研修	30	13	5	3	0	0	0	5
里親委託推進・支援等事業 224	専門里親研修	5	39	1	1	0	0	37	0
	里親委託支援等	26	7	3	1	1	0	0	2
	訪問支援	25	6	1	2	1	0	0	2
実施自治体・受託機関数		15	20	12	3	1	0	0	4
実施自治体・受託機関数		42	41	16	4	1	0	37	6

里親支援事業 (経過措置) 27自治体	里親研修事業	基礎研修	26	3	1	0	0	2	0	0
	専門研修	3	21	0	0	0	0	21	0	0
里親養育相談事業	里親養育援助事業	15	4	0	2	1	0	0	1	1
	里親養育援助事業	7	1	0	0	0	0	0	0	1
里親委託推進事業(経過措置)	里親養育相互援助事業	11	7	5	2	0	0	0	0	0
	里親委託推進事業(経過措置)	15								(計)
実施自治体・受託機関数		27	25	5	2	1	2	21	2	9

進学、就職の状況、自立支援の推進

高校進学率は高くなつたが、高校卒業後の進路は、一般に比べ進学率は低く、就職が多くなつている。

①中学校卒業後の進路（平成21年度末に中学校を卒業した児童のうち、平成22日5月1日現在の進路）

	進 学		就 職		その他の進路
	高校等	専修学校等	62人	2.5%	
児童養護施設児	2,509人	2,305人	91.9%	64人	2.6%
里親委託児	209人	197人	94.3%	4人	1.9%
(参考)全中卒者	1,228千人	1,203千人	98.0%	5千人	0.4%
					14千人
					1.2%

②高等学校等卒業後の進路（平成21年度末に高等学校等を卒業した児童のうち、平成22年5月1日現在の進路）

	進 学		就 職		その他の進路
	大学等	専修学校等	969人	67.1%	
児童養護施設児	1,444人	187人	13.0%	146人	10.1%
里親委託児	175人	47人	26.9%	34人	19.4%
(参考)全高卒者	1,069千人	581千人	54.3%	246千人	23.0%
				167千人	15.7%
					75千人
					7.1%

家庭福祉課調べ。全中卒者・全高卒者は、平成22年度学校基本調査)

※「高校等」は、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校

※「大学等」は、大学、短期大学、高等専門学校高等課程

※「専修学校等」は、学校教育法に基づく専修学校（第82条の2）及び各種学校（第83条）、並びに職業能力開発促進法第16条に基づく公共職業訓練施設

児童養護施設入所児童（中学校卒業児童）進路状況一覧表（都道府県・指定都市・児童相談所設置市別）

※平成21年度末に中学校を卒業した児童養護施設入所児童の平成22年度5月における進学等の状況（家庭福祉課調べ）

都道府県市名	中学3年在学児童総数(H22.3.1)	在籍児童(H22.5.1)						退所児童(H22.5.1)						進学率(%)	
		進学			就職	実習訓練等	合計	進学			就職	定職なし	不明	合計	
		高等学校	専修学校等	職業訓練校				高等学校	専修学校等	職業訓練校					
1 北海道	105	99	0	0	0	0	99	5	0	0	0	1	0	6	99.1%
2 青森県	31	25	0	0	0	1	26	3	0	0	1	1	0	5	90.3%
3 岩手県	25	21	0	0	0	0	21	2	0	0	0	2	0	4	92.0%
4 宮城県	6	4	0	0	0	1	5	1	0	0	0	0	0	1	83.3%
5 秋田県	17	14	0	1	0	0	15	1	0	0	0	1	0	2	0.0%
6 山形県	14	10	0	0	0	1	11	1	0	0	0	1	0	3	78.6%
7 福島県	41	21	0	0	0	3	24	8	3	2	2	2	0	17	82.9%
8 茨城県	62	49	0	0	0	0	49	5	1	0	3	1	3	13	88.7%
9 栃木県	34	29	0	0	0	0	29	5	0	0	0	0	0	5	100.0%
10 群馬県	27	23	0	2	0	0	25	2	0	0	0	0	0	2	100.0%
11 埼玉県	93	82	0	0	0	0	82	6	0	0	5	0	0	11	94.6%
12 千葉県	68	55	0	0	0	3	58	5	0	0	4	0	1	10	88.2%
13 東京都	250	206	8	0	1	0	215	34	0	0	0	0	1	35	99.2%
14 神奈川	79	65	0	0	0	1	66	13	0	0	0	0	0	13	98.7%
15 新潟県	6	1	0	0	0	0	1	5	0	0	0	0	0	5	100.0%
16 富山県	14	13	0	0	0	1	14	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
17 石川県	8	6	0	0	1	0	7	1	0	0	0	0	0	1	87.5%
18 福井県	17	13	0	0	0	1	14	2	0	0	1	0	0	3	88.2%
19 山梨県	32	19	0	0	1	0	20	2	0	0	0	4	6	12	65.6%
20 長野県	67	51	0	0	0	0	51	13	0	0	3	0	0	16	95.5%
21 岐阜県	49	34	0	2	0	2	38	6	0	0	5	0	0	11	85.7%
22 静岡県	31	19	0	1	0	2	22	5	0	1	2	1	0	9	83.9%
23 愛知県	63	40	5	1	1	0	47	7	0	0	6	2	1	16	84.1%
24 三重県	33	29	0	0	0	0	29	2	0	0	2	0	0	4	93.9%
25 滋賀県	9	7	0	0	0	0	7	1	1	0	0	0	0	2	100.0%
26 京都府	31	23	0	0	0	0	23	7	0	0	1	0	0	8	0.0%
27 大阪府	106	75	3	2	0	0	80	16	0	1	5	1	3	26	91.5%
28 兵庫県	71	56	0	2	0	0	58	13	0	0	0	0	0	13	100.0%
29 奈良県	37	28	0	0	0	0	28	8	0	1	0	0	0	9	100.0%
30 和歌山	25	19	0	0	1	0	20	5	0	0	0	0	0	5	0.0%
31 鳥取県	16	16	0	0	0	0	16	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
32 島根県	14	12	0	0	0	0	12	2	0	0	0	0	0	2	100.0%
33 岡山県	26	15	0	0	0	0	15	11	0	0	0	0	0	11	0.0%
34 広島県	47	35	1	0	0	0	36	9	0	0	0	1	1	11	95.7%
35 山口県	46	31	0	0	0	0	31	6	1	0	2	4	2	15	82.6%
36 徳島県	29	24	0	1	0	0	25	3	0	0	0	1	0	4	96.6%
37 香川県	10	7	0	0	0	0	7	2	0	0	1	0	0	3	90.0%
38 愛媛県	39	35	0	0	0	0	35	2	0	0	0	1	1	4	94.9%
39 高知県	34	32	0	0	0	0	32	2	0	0	0	0	0	2	100.0%
40 福岡県	57	46	0	0	0	0	46	8	0	1	1	1	0	11	96.5%
41 佐賀県	27	18	1	0	0	0	19	2	0	0	3	3	0	8	0.0%
42 長崎県	60	54	0	0	1	0	55	5	0	0	0	0	0	5	98.3%
43 熊本県	64	55	0	0	0	0	55	7	0	0	1	0	1	9	0.0%
44 大分県	40	31	5	0	0	0	36	4	0	0	0	0	0	4	100.0%
45 宮崎県	2	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
46 鹿児島	63	52	0	1	0	0	53	8	0	1	0	1	0	10	0.0%
47 沖縄県	36	29	0	1	0	0	30	4	1	0	0	0	1	6	97.2%
48 札幌市	22	17	0	0	0	0	17	4	0	0	0	1	0	5	95.5%
49 仙台市	20	14	0	1	0	0	15	5	0	0	0	0	0	5	0.0%
50 さいたま市	9	8	0	0	0	0	8	1	0	0	0	0	0	1	100.0%
51 千葉市	3	3	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
52 横浜市	27	23	0	0	0	0	23	4	0	0	0	0	0	4	100.0%
53 川崎市	9	5	1	0	0	0	6	1	0	0	1	1	0	3	77.8%
54 相模原市	8	3	1	0	0	0	4	3	1	0	0	0	0	4	0.0%
55 新潟市	2	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
56 静岡市	4	4	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
57 浜松市	15	7	0	0	0	0	7	3	0	0	0	5	0	8	66.7%
58 名古屋	54	46	1	0	0	1	48	5	0	0	1	0	0	6	96.3%
59 京都市	30	23	3	0	2	0	28	0	0	0	2	0	0	2	86.7%
60 大阪市															

里親委託児童（中学校卒業児童）進路状況一覧表（都道府県・指定都市・児童相談所設置市別）

※平成21年度末に中学校を卒業した里親委託児童の平成22年度5月における進学等の状況（家庭福祉課調べ）

都道府県市名	中学3年在学児童総数 (H22.3.1)	在籍児童 (H22.5.1)						退所児童 (H22.5.1)						進学率 (%)	
		進学			就職	実習訓練等	合計	進学			就職	定職なし	不明	合計	
		高等学校	専修学校等	職業訓練校				高等学校	専修学校等	職業訓練校					
1 北海道	10	10	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
2 青森県	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
3 岩手県	4	4	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
4 宮城県	2	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
5 秋田県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
6 山形県	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
7 福島県	3	2	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	1	100.0%
8 茨城県	5	4	0	0	0	0	4	1	0	0	0	0	0	1	100.0%
9 栃木県	7	7	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
10 群馬県	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
11 埼玉県	13	12	0	0	0	0	12	0	0	0	0	1	0	1	92.3%
12 千葉県	10	7	0	0	0	0	7	3	0	0	0	0	0	3	100.0%
13 東京都	20	20	0	0	0	0	20	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
14 神奈川	10	8	1	0	0	0	9	1	0	0	0	0	0	1	100.0%
15 新潟県	2	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
16 富山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
17 石川県	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
18 福井県	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
19 山梨県	4	4	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
20 長野県	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
21 岐阜県	2	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
22 静岡県	7	5	1	0	1	0	7	0	0	0	0	0	0	0	85.7%
23 愛知県	5	5	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
24 三重県	8	8	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
25 滋賀県	4	3	0	0	0	0	3	1	0	0	0	0	0	1	100.0%
26 京都府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
27 大阪府	7	6	0	0	0	0	6	1	0	0	0	0	0	1	100.0%
28 兵庫県	3	3	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
29 奈良県	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	100.0%
30 和歌山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
31 鳥取県	2	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
32 島根県	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
33 岡山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
34 広島県	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
35 山口県	6	5	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	1	0	83.3%
36 徳島県	2	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
37 香川県	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
38 愛媛県	2	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
39 高知県	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
40 福岡県	2	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
41 佐賀県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
42 長崎県	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
43 熊本県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
44 大分県	4	4	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
45 宮崎県	5	5	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
46 鹿児島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
47 沖縄県	6	5	0	0	0	0	5	1	0	0	0	0	0	1	100.0%
48 札幌市	4	1	0	0	0	1	2	1	0	0	1	0	0	2	50.0%
49 仙台市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
50 さいたま市	4	3	0	0	0	0	3	1	0	0	0	0	0	1	100.0%
51 千葉市	2	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
52 横浜市	4	3	0	0	0	0	3	1	0	0	0	0	0	1	100.0%
53 川崎市	8	7	0	0	0	0	7	1	0	0	0	0	0	1	100.0%
54 相模原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
55 新潟市	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
56 静岡市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
57 浜松市	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
58 名古屋	2	1	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
59 京都市	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
60 大阪市	5	5	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
61 堺市	0	0	0												

児童養護施設入所児童（高等学校卒業児童）進路状況一覧表（都道府県・指定都市・児童相談所設置市別）

※平成21年度末に高等学校を卒業した児童養護施設入所児童の平成22年度5月における進学等の状況（家庭福祉課調べ）

都道府県市名	高校3年在学児童総数(H22.3.1)	在籍児童(H22.5.1)							退所児童(H22.5.1)							進学率(%)		
		進学					就職	実習訓練等	合計	進学					合計			
		大学	短期大学	高専4年	専修学校等	職業訓練校				大学	短期大学	高専4年	専修学校等	職業訓練校				
1 北海道	85	0	0	0	0	1	0	0	1	5	3	0	13	3	54	6	0	84 29.5%
2 青森県	23	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	1	0	16	3	1	22 13.0%
3 岩手県	21	0	1	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	2	0	15	1	19 14.3%
4 宮城県	6	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	4	0	0 0.0%
5 秋田県	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	1	1 0.0%
6 山形県	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	2	0	11	0	0 0.0%
7 福島県	12	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	1	1	7	1	0 33.3%
8 茨城県	32	0	0	0	0	0	1	0	1	2	3	0	3	0	18	3	2	31 25.0%
9 栃木県	19	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	15	1	0 15.8%
10 群馬県	17	0	0	0	0	0	5	0	5	1	0	0	1	0	10	0	0	12 11.8%
11 埼玉県	55	0	0	0	1	0	0	2	3	5	2	0	5	0	37	3	0	52 23.6%
12 千葉県	35	0	0	0	1	0	11	0	12	3	0	0	0	2	17	1	0	23 17.1%
13 東京都	155	3	1	3	1	0	17	2	27	19	5	2	12	1	82	6	1	128 30.3%
14 神奈川県	40	0	0	0	0	0	7	1	8	2	1	0	1	0	25	2	1	32 10.0%
15 新潟県	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0 0.0%
16 富山県	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0 0.0%
17 石川県	14	0	0	0	0	0	4	0	4	1	0	0	2	1	5	1	0	10 0.0%
18 福井県	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0 0.0%
19 山梨県	21	0	0	2	0	0	0	1	3	3	0	0	0	0	0	9	5	1 18.23.8%
20 長野県	32	0	0	0	0	0	1	0	1	2	4	0	3	0	15	7	0	31 0.0%
21 岐阜県	37	1	0	0	0	0	8	3	12	1	3	0	0	0	19	1	1	25 13.5%
22 静岡県	14	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	11	1	0	14 14.3%
23 愛知県	33	0	0	0	0	0	2	0	2	1	3	0	5	0	19	3	0	31 27.3%
24 三重県	26	0	0	0	0	0	2	2	4	1	4	0	2	1	12	2	0	22 30.8%
25 滋賀県	8	0	0	0	0	0	1	0	1	1	1	0	1	0	2	2	0	7 37.5%
26 京都府	17	0	0	0	1	0	8	2	11	1	1	0	1	0	3	0	0	6 23.5%
27 大阪府	49	2	1	0	1	0	2	1	7	4	2	0	0	1	32	2	1	42 22.4%
28 兵庫県	36	1	0	0	0	0	3	2	6	3	0	0	1	0	24	2	0	30 13.9%
29 奈良県	19	3	0	0	1	0	0	1	5	1	0	0	2	1	10	0	0	14 42.1%
30 和歌山县	8	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	6	0	1	7 0.0%
31 鳥取県	10	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	1	0	6	0	1	9 20.0%
32 島根県	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	3	1	0	7 42.9%
33 岡山県	21	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	3	0	15	1	0	21 0.0%
34 広島県	24	0	0	0	0	0	1	0	1	3	0	0	3	2	12	2	1	23 33.3%
35 山口県	27	0	0	0	0	0	0	2	2	3	1	0	1	1	15	4	0	25 22.2%
36 徳島県	15	0	0	0	0	0	1	1	2	0	0	0	0	0	9	3	1	13 0.0%
37 香川県	4	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3	0	0	4 0.0%
38 愛媛県	29	0	0	0	0	0	0	1	1	2	1	1	0	22	1	0	28 0.0%	
39 高知県	29	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	8	0	16	2	0	29 37.9%	
40 福岡県	30	0	2	0	0	0	0	1	3	2	1	0	1	0	22	1	0	27 20.0%
41 佐賀県	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	5 0.0%
42 長崎県	39	0	0	0	0	0	3	0	3	4	2	0	6	3	19	1	1	36 38.5%
43 熊本県	36	1	0	0	0	0	2	0	3	3	1	0	4	0	22	3	0	33 25.0%
44 大分県	18	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	2	1	12	1	0	17 22.2%
45 宮崎県	6	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	5	0	0	6 16.7%
46 鹿児島県	35	1	0	1	0	0	4	0	6	0	1	0	2	0	23	3	0	29 14.3%
47 沖縄県	19	0	0	0	0	0	0	1	1	3	1	0	3	0	10	1	0	18 36.8%
48 札幌市	9	0	0															

里親委託児童（高等学校卒業児童）進路状況一覧表（都道府県・指定都市・児童相談所設置市別）

※平成21年度末に高等学校を卒業した里親委託児童の平成22年度5月における進学等の状況（家庭福祉課調べ）

都道府県市名	高校3年在学児童総数 (H22.3.1)	在籍児童 (H22.5.1)							退所児童 (H22.5.1)							進学率 (%)																																																																								
		進学					就職	実習訓練等	合計	進学					就職	定職なし	不明	合計																																																																						
		大学	短期大学	高専4年	専修学校等	職業訓練校				大学	短期大学	高専4年	専修学校等	職業訓練校																																																																										
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	計	175	5	3	1	6	0	7	4	26	29	8	1	27	1	68	11	4
1 北海道	6	0	0	0	0	0	1	0	1	2	0	0	0	0	3	0	0	5	33.4%																																																																					
2 青森県	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	3	0.0%																																																																					
3 岩手県	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	3	33.3%																																																																					
4 宮城県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%																																																																					
5 秋田県	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0.0%																																																																					
6 山形県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%																																																																					
7 福島県	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	1	0	4	25.0%																																																																					
8 茨城県	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	2	50.0%																																																																					
9 栃木県	7	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2	0	3	0	0	6	57.1%																																																																					
10 群馬県	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	100.0%																																																																					
11 埼玉県	7	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	4	0	0	7	42.9%																																																																					
12 千葉県	10	3	0	0	1	0	1	1	6	1	0	0	1	0	2	0	0	4	60.0%																																																																					
13 東京都	13	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	1	0	6	0	3	13	30.8%																																																																					
14 神奈川県	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0.0%																																																																					
15 新潟県	4	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2	0	0	4	50.0%																																																																					
16 富山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%																																																																					
17 石川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%																																																																					
18 福井県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%																																																																					
19 山梨県	5	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2	1	0	5	40.0%																																																																					
20 長野県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%																																																																					
21 岐阜県	3	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	3	66.7%																																																																					
22 静岡県	5	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	3	0	0	5	40.0%																																																																					
23 愛知県	8	0	0	0	0	0	2	0	2	0	1	0	0	0	5	0	0	6	12.5%																																																																					
24 三重県	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	3	33.3%																																																																					
25 滋賀県	3	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	1	0	2	3	33.3%																																																																					
26 京都府	2	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	100.0%																																																																					
27 大阪府	3	0	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	2	66.7%																																																																					
28 兵庫県	3	0	0	0	0	0	1	1	2	0	0	0	1	0	0	0	0	1	33.3%																																																																					
29 奈良県	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	2	1	0	6	50.0%																																																																					
30 和歌山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%																																																																					
31 鳥取県	4	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	3	75.0%																																																																						
32 島根県	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2	50.0%																																																																					
33 岡山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%																																																																					
34 広島県	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0.0%																																																																					
35 山口県	3	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	2	33.3%																																																																					
36 徳島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%																																																																					
37 香川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%																																																																					
38 愛媛県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%																																																																					
39 高知県	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0%																																																																					
40 福岡県	4	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	2	0	0	3	25.0%																																																																					
41 佐賀県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%																																																																					
42 長崎県	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	0.0%																																																																					
43 熊本県	10	0	0	0	1	0	1	0	2	0	0	0	5	0	2	1	0	8	60.0%																																																																					
44 大分県	3	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	3	100.0%																																																																					
45 宮崎県	6	0																																																																																						

里親等委託率(自治体別)

		乳児院入所児童(A)	児童養護施設入所児童(B)	里親等委託児童(C)[(D)+(E)]		里親等委託率 (C)/(A)+(B)+(C)
				里親委託児童(D)	ファミリーホーム委託児童(E)	
1	北海道	25	918	311	289	22 24.8%
2	青森県	25	336	54	54	0 13.0%
3	岩手県	34	299	45	45	0 11.9%
4	宮城県	33	191	46	35	11 17.0%
5	秋田県	24	225	22	22	0 8.1%
6	山形県	12	213	25	15	10 10.0%
7	福島県	16	403	53	53	0 11.2%
8	茨城県	71	720	96	96	0 10.8%
9	栃木県	74	414	93	93	0 16.0%
10	群馬県	34	365	64	49	15 13.8%
11	埼玉県	143	1,146	130	130	0 9.2%
12	千葉県	62	744	171	157	14 17.5%
13	東京都	429	3,753	423	377	46 9.2%
14	神奈川県	67	663	89	89	0 10.9%
15	新潟県	16	97	71	69	2 38.6%
16	富山県	14	168	16	16	0 8.1%
17	石川県	14	166	13	13	0 6.7%
18	福井県	17	156	14	14	0 7.5%
19	山梨県	25	210	71	71	0 23.2%
20	長野県	53	602	46	46	0 6.6%
21	岐阜県	33	502	37	37	0 6.5%
22	静岡県	47	408	109	98	11 19.3%
23	愛知県	90	905	136	136	0 12.0%
24	三重県	31	383	75	75	0 15.3%
25	滋賀県	36	183	86	75	11 28.2%
26	京都府	42	247	16	16	0 5.2%
27	大阪府	116	1,343	52	52	0 3.4%
28	兵庫県	97	999	76	76	0 6.5%
29	奈良県	35	326	27	27	0 7.0%
30	和歌山县	24	304	26	26	0 7.3%
31	鳥取県	33	207	39	39	0 14.0%
32	島根県	27	145	34	34	0 16.5%
33	岡山県	21	315	17	12	5 4.8%
34	広島県	26	482	42	36	6 7.6%
35	山口県	34	493	48	47	1 8.3%
36	徳島県	21	259	31	31	0 10.0%
37	香川県	21	149	29	29	0 14.6%
38	愛媛県	41	457	24	24	0 4.6%
39	高知県	30	361	20	20	0 4.9%
40	福岡県	72	624	90	89	1 11.5%
41	佐賀県	17	228	22	22	0 8.2%
42	長崎県	38	508	28	28	0 4.9%
43	熊本県	58	769	49	49	0 5.6%
44	大分県	14	366	81	77	4 17.6%
45	宮崎県	25	430	53	53	0 10.4%
46	鹿児島県	43	707	40	40	0 5.1%
47	沖縄県	21	395	140	124	16 25.2%
48	札幌市	26	569	94	94	0 13.6%
49	仙台市	27	152	26	26	0 12.7%
50	さいたま市	28	262	26	26	0 8.2%
51	千葉市	20	133	21	21	0 12.1%
52	横浜市	65	522	67	52	15 10.2%
53	川崎市	30	250	78	78	0 21.8%
54	新潟市	12	72	24	23	1 22.2%
55	静岡市	5	99	31	31	0 23.0%
56	浜松市	11	111	19	19	0 13.5%
57	名古屋市	67	573	32	32	0 4.8%
58	京都市	34	380	20	20	0 4.6%
59	大阪市	169	1,044	111	102	9 8.4%
60	堺市	22	268	12	12	0 4.0%
61	神戸市	56	444	25	25	0 4.8%
62	岡山市	15	201	17	16	1 7.3%
63	広島市	10	316	17	17	0 5.0%
64	北九州市	27	376	51	43	8 11.2%
65	福岡市	47	275	85	75	10 20.9%
66	横須賀市	4	122	10	10	0 7.4%
67	金沢市	12	141	9	9	0 5.6%
合計		2,968	30,594	4,055	3,836	219 10.8%

【平成21年度福祉行政報告例】

情緒障害児短期治療施設の設置状況(都道府県・指定都市・児相設置市別)

(資料16)

		施設数	定員数	在所者数	入所率
	全 国	33	1,573	1,223	77.7
1	北 海 道	1	50	44	88.0
2	青 森 県	-	-	-	-
3	岩 手 県	1	50	44	88.0
4	宮 城 県	-	-	-	-
5	秋 田 県	-	-	-	-
6	山 形 県	-	-	-	-
7	福 島 県	-	-	-	-
8	茨 城 県	1	50	34	68.0
9	栃 木 県	-	-	-	-
10	群 馬 県	1	53	27	50.9
11	埼 玉 県	1	60	38	63.3
12	千 葉 県	-	-	-	-
13	東 京 都	-	-	-	-
14	神 奈 川 県	-	-	-	-
15	新 潟 県	-	-	-	-
16	富 山 県	-	-	-	-
17	石 川 県	-	-	-	-
18	福 井 県	-	-	-	-
19	山 梨 県	-	-	-	-
20	長 野 県	1	50	17	34.0
21	岐 阜 県	1	58	46	79.3
22	静 岡 県	1	50	44	88.0
23	愛 知 県	2	85	78	91.8
24	三 重 県	-	-	-	-
25	滋 賀 県	1	50	46	92.0
26	京 都 府	1	30	26	86.7
27	大 阪 府	3	154	141	91.6
28	兵 庫 県	1	49	47	95.9
29	奈 良 県	-	-	-	-
30	和 歌 山 県	1	30	28	-
31	鳥 取 県	1	45	40	88.9
32	島 根 県	-	-	-	-
33	岡 山 県	1	50	20	40.0
34	広 島 県	-	-	-	-
35	山 口 県	1	50	46	92.0
36	徳 島 県	-	-	-	-
37	香 川 県	1	30	24	80.0
38	愛 優 県	-	-	-	-
39	高 知 県	1	30	25	83.3
40	福 岡 県	1	50	31	62.0
41	佐 賀 県	-	-	-	-
42	長 崎 県	1	55	46	83.6
43	熊 本 県	1	50	39	78.0
44	大 分 県	-	-	-	-
45	宮 崎 県	-	-	-	-
46	鹿 児 島 県	1	50	43	86.0
47	沖 縄 県	-	-	-	-
48	札 幌 市	-	-	-	-
49	仙 台 市	1	40	25	62.5
50	さいたま市	-	-	-	-
51	千 葉 市	-	-	-	-
52	横 浜 市	1	71	62	87.3
53	川 崎 市	-	-	-	-
54	相 模 原 市	-	-	-	-
55	新 潟 市	-	-	-	-
56	静 岡 市	-	-	-	-
57	浜 松 市	-	-	-	-
58	名 古 屋 市	1	50	29	58.0
59	京 都 市	1	50	28	56.0
60	大 阪 市	2	90	70	77.8
61	堺 市	-	-	-	-
62	神 戸 市	-	-	-	-
63	岡 山 市	-	-	-	-
64	広 島 市	1	43	35	81.4
65	北 九 州 市	-	-	-	-
66	福 岡 市	-	-	-	-
67	横 須 賀 市	-	-	-	-
68	金 沢 市	-	-	-	-
69	熊 本 市	-	-	-	-

児童家庭支援センター事業運営事業の実施状況（都道府県・政令指定市・児相設置市別）

	設置数（総計）	附置している施設等の内訳				
		乳児院	児童養護施設	情緒障害児 短期治療施設	母子生活支援施設	その他
北海道	8		8			
青森県	1		1			
岩手県	1		1			
宮城県	1		1			
秋田県						
山形県	2		2			
福島県						
茨城県	2	1	1			
栃木県						
群馬県	2		2			
埼玉県	3		2	1		
千葉県	3		3			
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県	2		2			
福井県	4		3		1	
山梨県	1		1			
長野県						
岐阜県	3		3			
静岡県	1		1			
愛知県						
三重県	1		1			
滋賀県	1		1			
京都府	2		2			
大阪府	1			1		
兵庫県	5		5			
奈良県	2		2			
和歌山県	1			1		
鳥取県	1			1		
島根県						
岡山県	1					1（社福法人）
広島県						
山口県	4		4			
徳島県	1		1			
香川県	1		1			
愛媛県	1		1			
高知県	3	1	2			
福岡県	1	1	1			1（介護老人保健施
佐賀県						
長崎県	1		1			
熊本県	1		1			
大分県	2		2			
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県	1		1			
札幌市	3		3			
仙台市						
さいたま市						
千葉市	3	1	2		1	
横浜市	1		1			
川崎市	1	1				
相模原市						
新潟市						
静岡市						
浜松市						
名古屋市	1		1			
京都市						
大阪市	1		1			
堺市	1		1			
神戸市	2		2			
岡山市						
広島市						
北九州市	1		1			
福岡市						
横須賀市						
金沢市	1		1			
熊本市						
合計	80か所	5か所	70か所	4か所	2か所	2か所

小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の実施状況（都道府県・政令指定市・児相設置市別）

都道府県市名	か所数等	平成22年10月1日現在			平成21年10月1日現在		
		ホームか所数 (か所)	定員(人)	現員(人)	ホームか所数 (か所)	定員(人)	現員(人)
1 北海道	7	41	32	3	17	11	
2 青森県	3	18	2				
3 岩手県							
4 宮城县	2	12	12	1	6	6	
5 秋田県							
6 山形県	2	12	10	2	12	10	
7 福島県							
8 茨城県	4	24	19				
9 栃木県	1	6	4				
10 群馬県	5	28	19	2	12	8	
11 埼玉県	1	6	3				
12 千葉県	3	17	13	2	12	12	
13 東京都	10	60	46	9	53	43	
14 神奈川県							
15 新潟県	1	6	3	1	6	3	
16 富山县	1	6	6				
17 石川県							
18 福井県							
19 山梨県	3	16	5				
20 長野県							
21 岐阜県							
22 静岡県	3	18	17	1	6	6	
23 愛知県	2	12	10				
24 三重県							
25 滋賀県	4	24	21				
26 京都府							
27 大阪府	1	5	4				
28 兵庫県							
29 奈良県							
30 和歌山県							
31 鳥取県							
32 島根県							
33 岡山県	1	6	6				
34 広島県	1	6	6				
35 山口県	1	6	4	1	6	1	
36 徳島県	1	6	5				
37 香川県	1	6	5				
38 愛媛県	1	6	2				
39 高知県	1	6	3				
40 福岡県	2	12	8				
41 佐賀県							
42 長崎県	1	5	2				
43 熊本県							
44 大分県	7	42	31	2	12	6	
45 宮崎県							
46 鹿児島県	1	5	4				
47 沖縄県	6	36	30				
48 札幌市	2	12	12				
49 仙台市							
50 さいたま市							
51 千葉市							
52 横浜市	7	42	33	1	6	5	
53 川崎市	4	24	19				
54 相模原市							
55 新潟市	1	5	1				
56 静岡市							
57 浜松市							
58 名古屋市							
59 京都府	1	5					
60 大阪市	3	18	18	1	6	4	
61 堺市							
62 神戸市							
63 岡山市	1	6	1				
64 広島市							
65 北九州市	3	18	11	1	6	4	
66 福岡市	4	24	21				
67 横須賀市	1	6	6				
68 金沢市							
69 熊本市							
合計		104	613	454	27	160	119

児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の実施状況（都道府県・政令指定市・児相設置市）

都道府県市名	か所数等	平成22年10月1日現在			平成21年10月1日現在		
		ホームか所数 (か所)	定員(人)	現員(人)	ホームか所数 (か所)	定員(人)	現員(人)
1 北 海 道	2	12	3	1	6	5	
2 青 森 県							
3 岩 手 県							
4 宮 城 県							
5 秋 田 県	1	6	6	1	6	5	
6 山 形 県							
7 福 島 県							
8 茨 城 県	2	12	8				
9 栃 木 県	2	16	11	1	8	5	
10 群 馬 県	1	6	2	1	6	6	
11 埼 玉 県	3	21	15	3	21	8	
12 千 葉 県	4	24	15	4	24	12	
13 東 京 都	18	126	100	18	126	101	
14 神 奈 川 県	3	18	8	2	12	8	
15 新 潟 県							
16 富 山 県							
17 石 川 県							
18 福 井 県							
19 山 梨 県	1	6	2				
20 長 野 県							
21 岐 阜 県	1	6	5				
22 静 岡 県	1	6	3	1	6	5	
23 愛 知 県							
24 三 重 県	1	6	3				
25 滋 賀 県	1	6	3	1	6	3	
26 京 都 府							
27 大 阪 府	2	12	6	2	12	7	
28 兵 庫 県							
29 奈 良 県							
30 和 歌 山 県	1	6	4	1	6	4	
31 鳥 取 県	3	24	16	3	24	17	
32 島 根 県	1	6	4	1	6	4	
33 岡 山 県	1	6	5				
34 広 島 県							
35 山 口 県	1	6	5	1	6	3	
36 徳 島 県							
37 香 川 県	1	6	3				
38 愛 媛 県							
39 高 知 県	1	5	2	1	5	2	
40 福 岡 県							
41 佐 賀 県							
42 長 崎 県	1	6	3				
43 熊 本 県							
44 大 分 県	1	6	4	1	6	5	
45 宮 崎 県	1	6	1				
46 鹿 児 島 県	1	6	5				
47 沖 繩 県	1	9	6	1	9	7	
48 札 幌 市	2	12	6				
49 仙 台 市	1	16	9	1	16	10	
50 さ い た ま 市	1	6	6	1	6	4	
51 千 葉 市							
52 横 浜 市	2	12	8	2	12	10	
53 川 崎 市	1	6	5	1	6	5	
54 相 模 原 市							
55 新 潟 市	1	6	2				
56 静 岡 市							
57 浜 松 市							
58 名 古 屋 市	1	10	9	1	10	7	
59 京 都 市	1	10	6	1	10	7	
60 大 阪 市	2	10	4	2	10	7	
61 堺 市							
62 神 戸 市							
63 岡 山 市	1	6	3	1	6	5	
64 広 島 市							
65 北 九 州 市	1	10	7	1	10	10	
66 福 岡 市	1	6	4	1	6	3	
79 横 須 賀 市							
81 金 沢 市							
103 熊 本 市	1	6	3	1	6	6	
合 計		73	491	320	57	393	281

退所児童等アフターケア事業の実施状況（都道府県・政令指定市・児相設置市別）

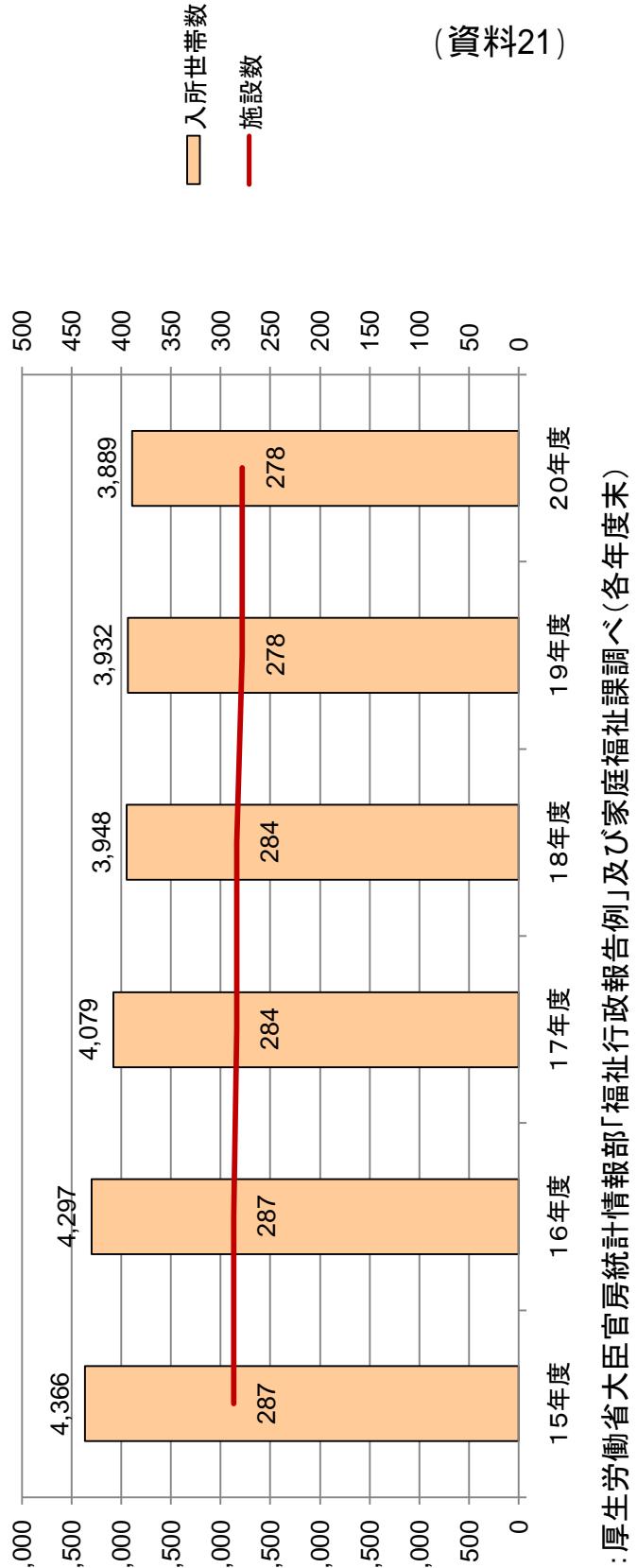
	平成22年度	平成21年度
北海道		
青森県		
岩手県		
宮城県		
秋田県		
山形県		
福島県		
茨城県		
栃木県		
群馬県		
埼玉県		
千葉県		
東京都	1	1
神奈川県		
新潟県		
富山県		
石川県	1	
福井県		
山梨県		
長野県		
岐阜県		
静岡県		
愛知県		
三重県		
滋賀県		
京都府		
大阪府	1	1
兵庫県		
奈良県		
和歌山県		
鳥取県	1	1
島根県		
岡山県		
広島県		
山口県		
徳島県		
香川県		
愛媛県		
高知県		
福岡県		
佐賀県		
長崎県		
熊本県		
大分県		
宮崎県		
鹿児島県		
沖縄県		
札幌市		
仙台市		
さいたま市		
千葉市		
横浜市		
川崎市		
相模原市		
新潟市		
静岡市		
浜松市		
名古屋市		
京都市		
大阪市	1	1
堺市	1	1
神戸市		
岡山市		
広島市		
北九州市		
福岡市		
横須賀市		
金沢市		
熊本市		
か所数	6か所	5か所

母子生活支援施設の新しい機能・役割の推進

- 母子生活支援施設は、配偶者がない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これら者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設（児童福祉法第38条）
- 当初は、生活に困窮する母子家庭に住む場所を提供する施設であり、「母子寮」の名称であったが、平成9年の児童福祉法改正で、施設の目的として「入所者の自立の促進のためにその生活を支援すること」を追加し、名称を変更。
- 近年では、DV被害者の入所が半数以上を占めるようになり、広域利用の進展、虐待児の増加といった状況が見られ、保護から自立を支援するための機能・役割の充実・強化が求められている。

236

母子生活支援施設の施設数及び入所世帯数の推移



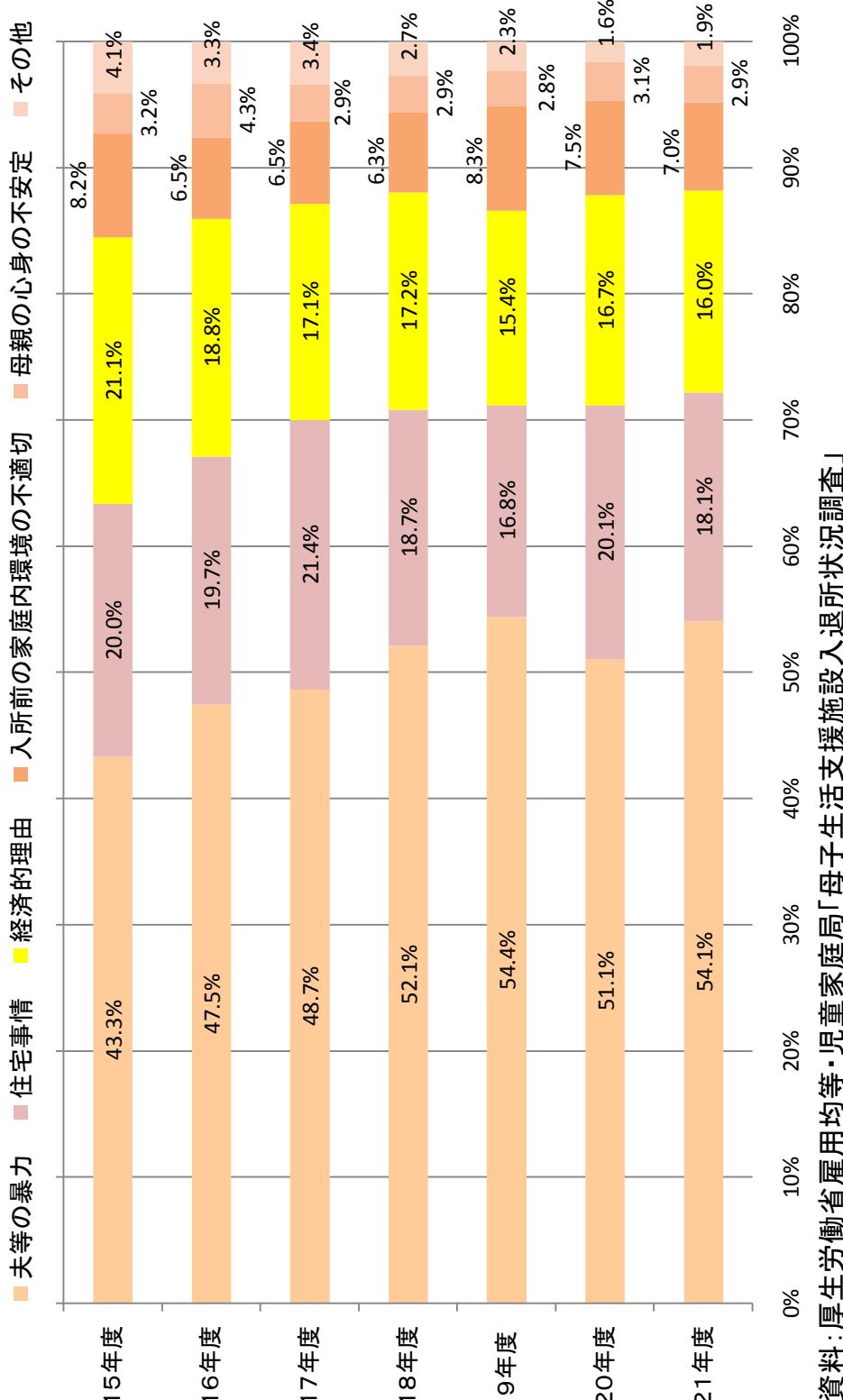
資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」及び家庭福祉課調べ（各年度末）

(論巻21)

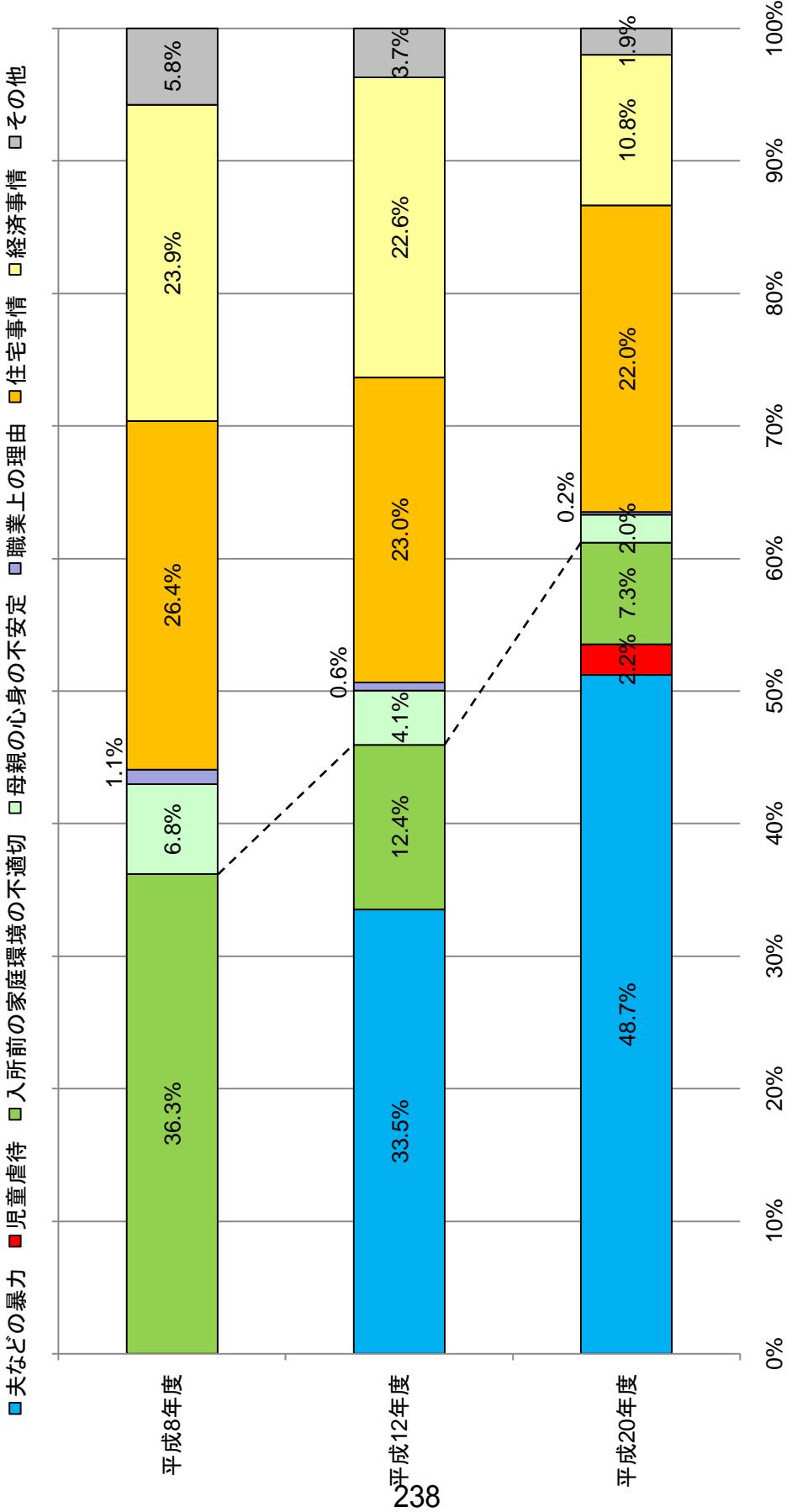
(1) 入所者に占めるDV被害者の増加

母子生活支援施設の入所理由別の入所状況を見ると、「夫等の暴力」を理由とする者(DV被害者)の割合が高まっており、近年では半数を超えている。

母子生活支援施設の入所理由別入所状況の推移



母子生活支援施設の入所理由別入所状況の推移

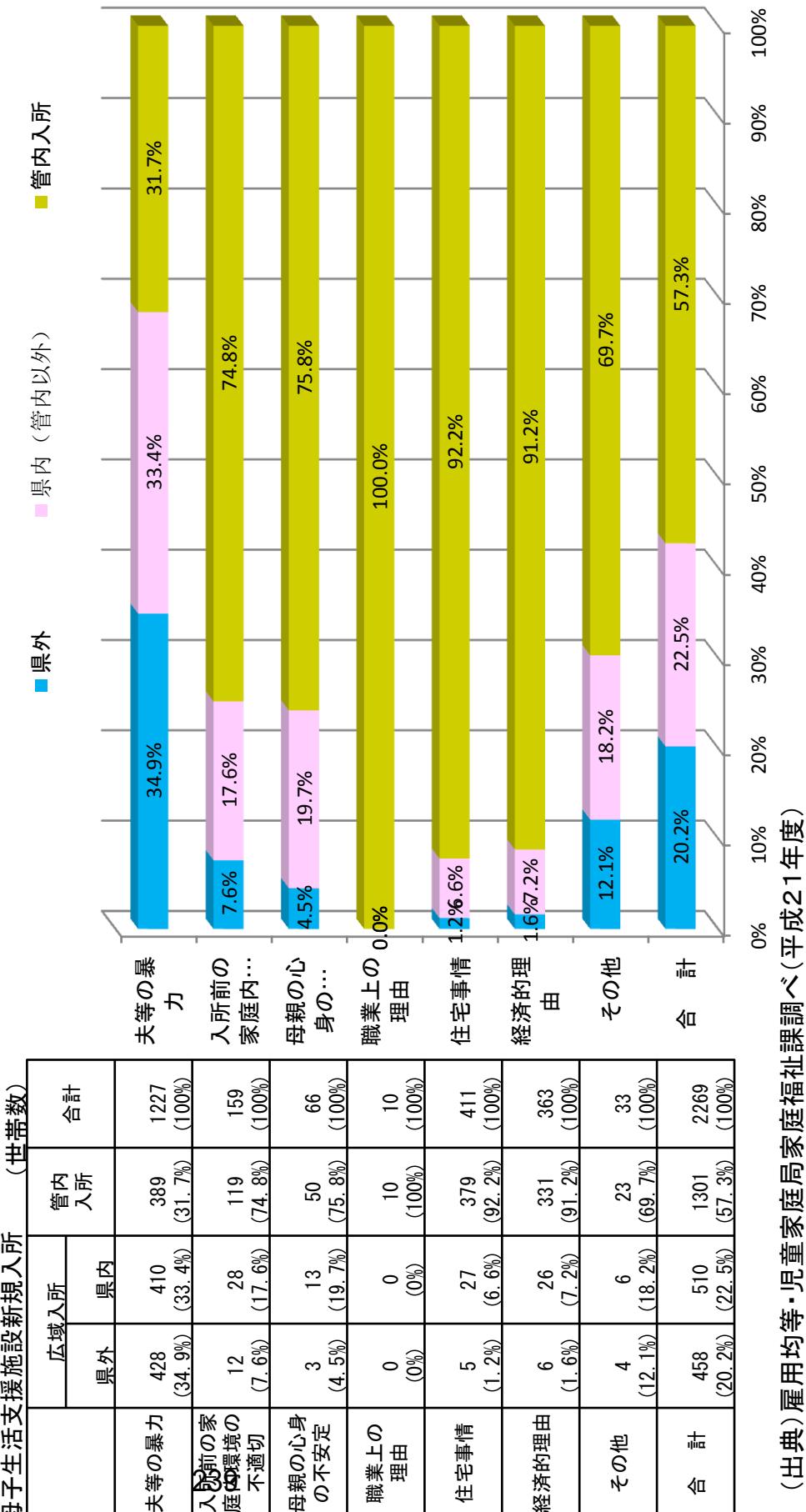


資料：全国母子生活支援施設実態調査（社会福祉法人全国福祉協議会調べ）

※平成8年度調査においては、「夫などの暴力」及び「児童虐待」の調査項目はない。
平成12年度調査においては、「児童虐待」の調査項目はない。

(2) 広域入所の進展

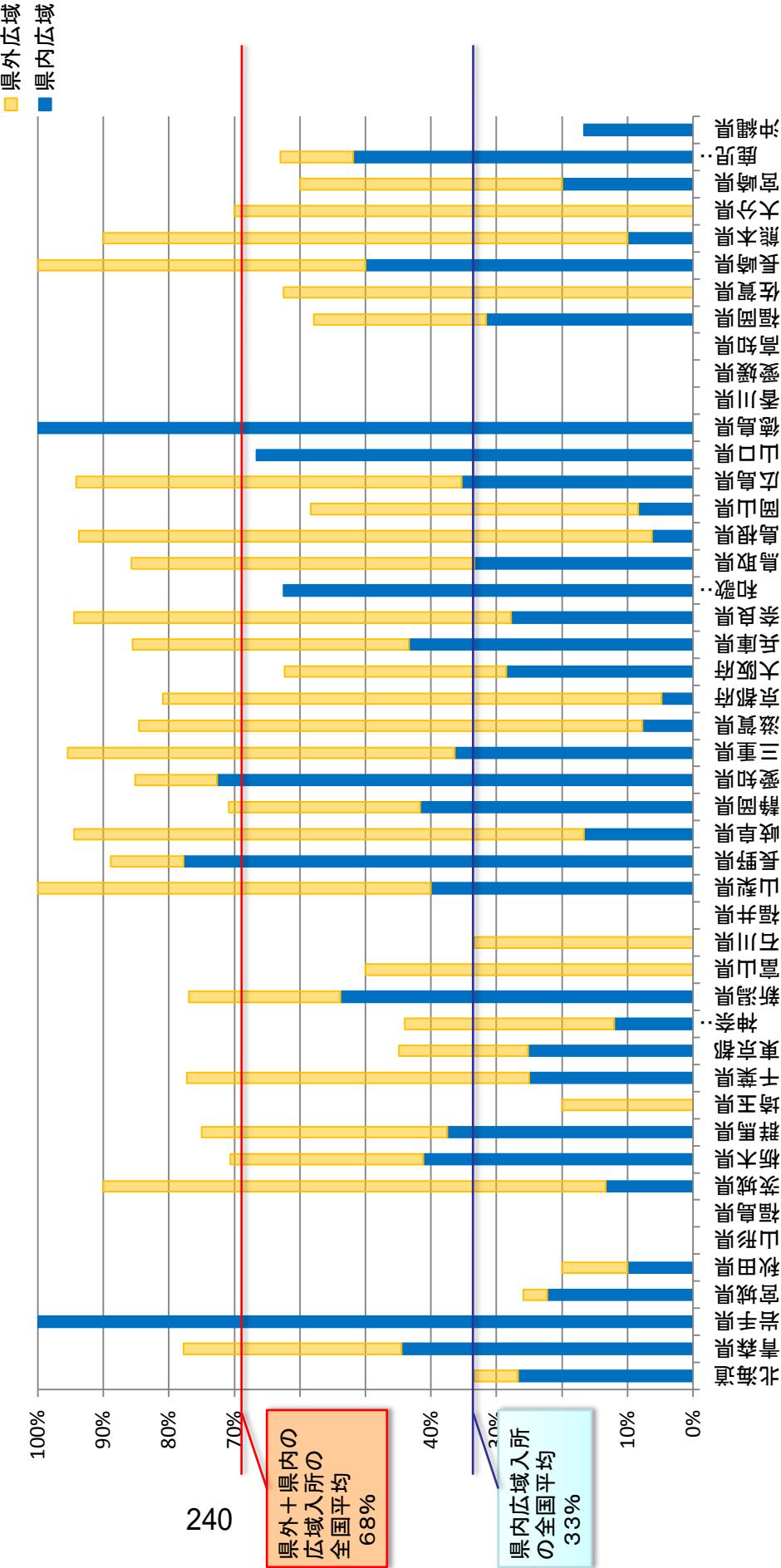
- 「夫等の暴力」を理由とする入所については、加害者からの安全な保護のために広域入所が必要となるケースが多く、「管内入所」「広域入所(県内)」「広域入所(県外)」がほぼ3分の1ずつとなっている。



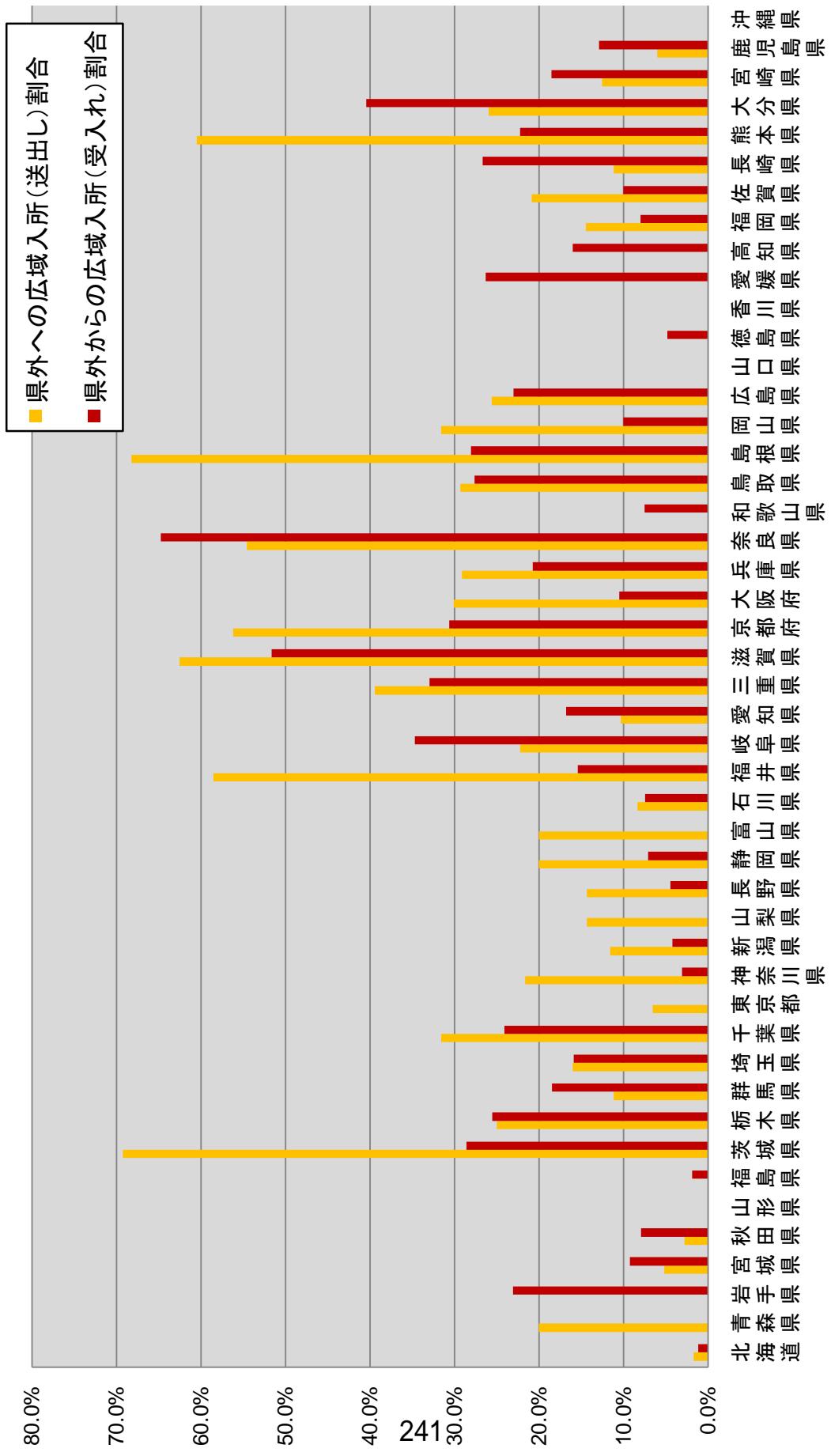
(3) 広域入所の自治体間格差

- 母子生活支援施設の広域入所の推進については、自治体間の格差が大きい。
 - 広域入所の「送出し」も「受け入れ」も共に積極的な自治体もあれば、どちらかに偏っている自治体もある。

平成21年度における都道府県別の広域入所(「夫等の暴力」を理由とするもの)の状況 《送出し》



母子生活支援施設における県外への広域入所(送出し)及び受入状況(都道府県別)

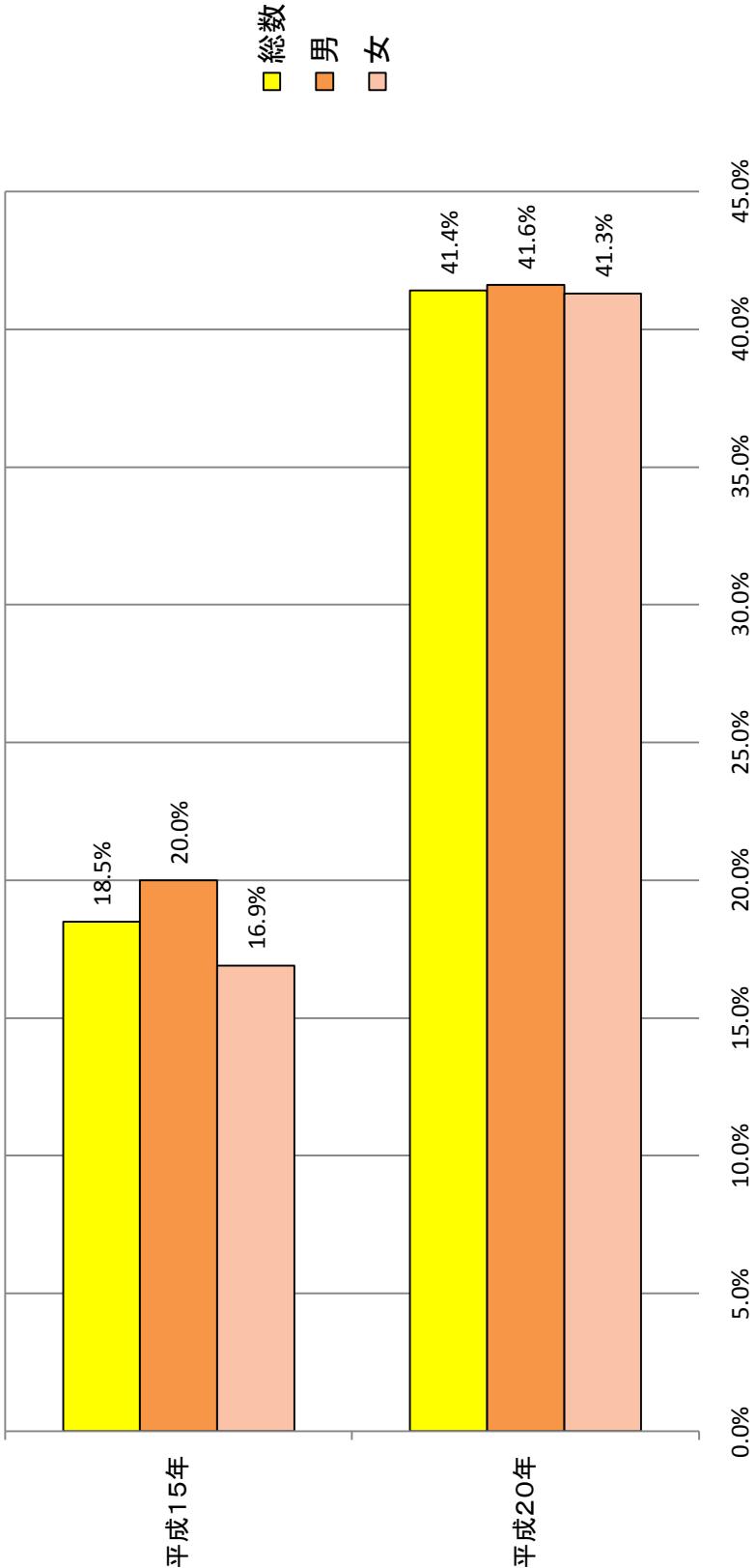


※県外への広域入所割合については、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べによる平成21年度末現在の数値
県外からの広域入所受入割合については、平成20年度全国母子生活支援施設実態調査による平成20年4月1日現在の数値

(4) 虐待を受けた児童の増加

母子生活支援施設においては、虐待経験のある児童の入所者が増加しており、施設内における児童に対する支援の充実・強化や、児童相談所等との連携が求められている。

母子生活支援施設における虐待経験のある入所児童の割合



(出典)児童養護施設入所児童等調査結果(5年毎の調査)

注1.総数には、性別不詳を含む。

2.平成15年度からの調査項目である。

児童扶養手当について

【平成23年度の手当額について】

- 児童扶養手当額については、「児童扶養手当法」及び「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」に基づき、年平均の全国消費者物価指数を基に所要の改定がされることなどなっている。
- ※ 年金の物価スライドと同じ取扱い

- 平成23年度の手当額は、平成22年の消費者物価指数が平成17年の指數を0.4%下回るため、法律の規定に従つて以下のとおりとなる。

・手当額[月額] ($\triangle 0.4\%$)

	(平成22年度)		(平成23年度)	
全部支給	41,720円		→	41,550円
一部支給	41,710円～9,850円		→	41,540円～9,810円

243

【父子家庭への支給拡大等について】

- 平成22年8月より父子家庭にも対象拡大を図ったところ。
円滑な支給事務に多大なご尽力をいただき厚く御礼申し上げる。更なる制度の周知にご努力いただきたい。

- また、受付時間の弾力化など児童扶養手当の申請希望者の便宜を図るとともに、申請があつた場合には、書類の不備等が無ければ、申請を受け付け、支給要件に關し、実態を確認した上で、認定又は却下などの処分を行うなど、引き続き児童扶養手当の適切な運用をお願いする。

障害基礎年金の子の見直しに伴う児童扶養手当の取扱い

○ 平成22年4月に成立した「国民年金法等の一部を改正する法律」（平成23年4月1日施行）により、障害基礎年金の受給権発生後に子を有することと子どもの加算範囲が拡大された。

○ 児童扶養手当は子が障害基礎年金の加算の対象となつている場合には支給されないため、特段の措置を講じないと、受給権発生後に子を有したため、これまで子の加算対象ではなく児童扶養手当が支給されたいた者の児童扶養手当が支給されなくなり、手取りが減少するケースがある。

○ 「児童扶養手当は当法の一部を改正する法律」（平成22年法律第40号）の附帯決議においても、上記のケースなど受給世帯に不利な取扱いとならないよう指摘があつたことを踏まえ、障害基礎年金の子の加算に係る「生計維持」「児童扶養手当の支給を可能とする。」

※ 子の加算は、生計維持されている場合に行われるので、「生計維持されていない」との運用が可能になるようにする。

調整のイメージ

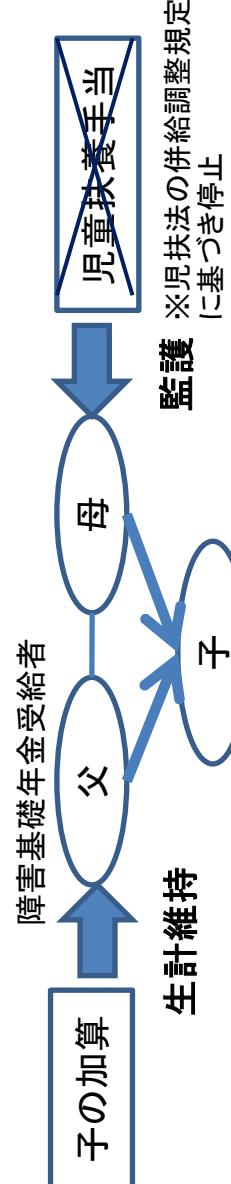
支給額(月額)

○ 平成22年度ベース

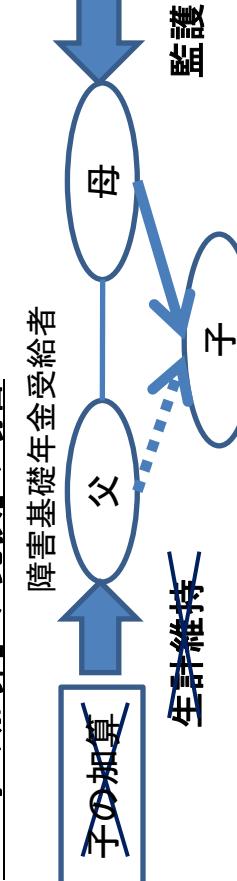
	障害基礎年金 子の加算	児童扶養手当
第1子	18, 991円	41, 720円 ～9, 850円 (※)
第2子	18, 991円	5, 000円
第3子 以降	6, 325円	3, 000円

※そもそも生計維持関係がないため、加算の対象外

1. 「子の加算」>「児扶」の場合



2. 「子の加算」<「児扶」の場合

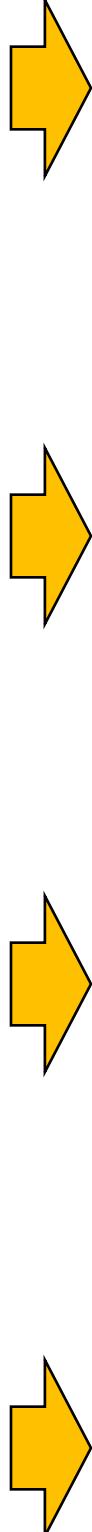


母子家庭等自立支援対策について

○平成14年に母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法等を改正し、「就業・自立に向けた総合的な支援」へと施策を強化したところである。

○具体的には、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進中。

母子家庭及び寡婦自立促進計画（地方公共団体が国の方針を踏まえて策定）



- ①保育所の優先入所の法定化
②ヘルパーの派遣などによる子育て、生活支援策の実施
・サテライト型施設の設置など母子生活支援施設の機能の拡充

- ③母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進
◆個々の実情に応じた、ハーフワーク等との連携による母子自立支援プログラムの策定等
・母子家庭の能力開発等のための給付金の支給
・準備講習付き職業訓練の実施等

- ④養育費相談支援センターの創設
⑤養育費支払い努力義務の法定化
⑥「養育費の手引き」やリーフレットの配布
⑦民事執行制度の改正による履行確保の促進

- ⑧児童扶養手当の支給
・自立を支援する観点から母子寡婦福祉充実

(略24)

※上記のうち、①は、父子家庭も対象。②は、事業の一部に限って父子家庭も対象。
◆については、平成23年度予算案において、父子家庭も対象に。

就業支援策の推進について

就業支援策の推進

平成14年に母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法等を改正し、「就業・自立に向けた総合的な支援」へと施策を強化。「就業支援策」について本格的な取組を開始。

現 状

○母子家庭等を取り巻く経済・雇用環境は厳しい状況。
○就業支援に関する事業の実施状況について、自治体によって取組に差が生じている。

【参考】就業支援事業の実施割合（平成21年度実績）

- | | |
|---------------------|---------------------------------------|
| ◆母子家庭等就業・自立支援センター事業 | 100.0 % |
| ◆自立支援教育訓練給付事業 | 90.0 %（目標:平成26年度までに100%【子ども・子育てビジョン】） |
| ◆高等技能訓練促進費等事業 | 81.8 %（目標:平成26年度までに100%【子ども・子育てビジョン】） |
| ◆母子自立支援プログラム策定事業 | 52.8 % |



どこに住んでも支援を受けることができるよう事業の空白地帯を解消する
とともに、ハローワーク等の労働関係機関と連携し、効果的に事業を実施するこ
とが重要。

母子家庭の就業支援関係の主要な事業

事業	事業内容
1 ハローワークによる支援 マザーズハローワーク	マザーズハローワーク事業 求職活動の準備が整い、かつ具体的な就職希望を有する子育て女性等に対する就業支援サービスの提供を行う。
2 母子家庭等就業・自立支援事業	母子家庭等就業・自立支援センター事業 母子家庭の母等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスや養育費相談など生活支援サービスを提供する事業。
3 母子自立支援プログラム策定等事業	個々の児童扶養手当受給者の状況・ニーズに応じ自立支援計画を策定し、ハローワーク等と連携のうえ、きめ細かな自立・就労支援を実施する。
4 [△] 自立支援教育訓練給付金事業	地方公共団体が指定する教育訓練講座を受講した母子家庭の母に対して、講座終了後に受講料の一部を支給する。
5 高等技能訓練促進費等事業	看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するため2年以上養成機関等で修学する場合で、就業(育児)と修業の両立が困難な場合に、生活費の負担軽減のため高等技能訓練促進費等を支給する。 また、安心こども基金を活用して、平成23年度末までに修学を開始した者については、修業全期間を支給対象とする。
6 ひとり親家庭等の在宅就業支援事業	安心こども基金を活用して、ひとり親家庭等の在宅就業を積極的に支援しようとする地方自治体に対して助成を行い、普及促進を図る。 (事業実施:平成21年度～平成23年度)

※このほか、「安心こども基金」により「職業訓練受講時の託児サービスの充実」、「職業紹介等を行う企業等によるひとり親家庭の就業支援」、「就業・社会活動困難者への戸別訪問の実施」などを実施。

母子家庭等就業・自立支援事業

創設:平成15年度
相談件数:90,614件(平成21年度)
就職件数: 6,794件(平成21年度)

母子家庭の母等に対し、就業相談から就業支援会議講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスや養育費相談など生活支援サービスを提供する事業。

都道府県・指定都市・中核市

母子家庭等就業・自立支援センター事業

支援メニュー

就業支援事業 ★

- ・就業相談・助言の実施
- ・企業の意識啓発・求人開拓の実施
- 等

就業支援講習会等事業

- ・就業準備等に関するセミナーの開催
- ・資格等を取得するための就業支援講習会の開催

地域生活支援事業 ★

- ・求人情報の提供
 - ・電子メール相談 等
- ・生活支援の実施
 - ・養育費相談の実施 等

在宅就業推進事業

- ・在宅就業のためのスキルアップに係るセミナーの開催 等

一般市等就業・自立支援事業

母子家庭等就業・自立支援センター事業の支援メニュー（就業支援事業、就業支援講習会等事業、就業情報提供事業、地域生活支援事業、在宅就業推進事業）の中から地域の実情に応じ適切な支援メニューを選択し実施

一般市・福祉事務所設置町村

(資料27)
「就業支援事業」及び「地域生活支援事業」について、
土日における開所を促進するため、開所日数に応じた
加算制度を創設(平成22年度～)

母子自立支援プログラム策定等事業

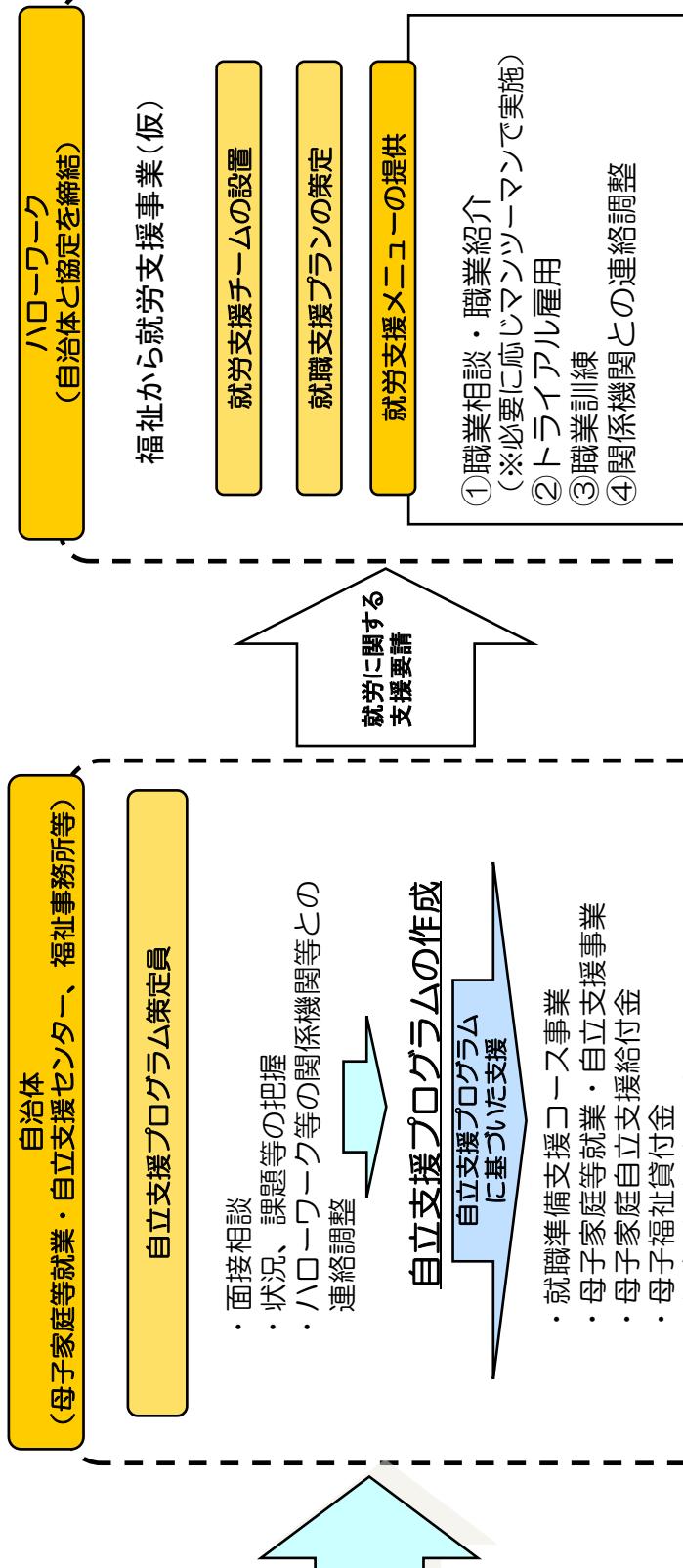
創設:平成17年度
策定期数:7,677件(平成21年度)
目標数:20,000件(平成23年度)

福祉事務所等に自立支援プログラム策定員を配置し、児童扶養手当受給者に対する就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定し、自立促進を図る母子自立支援プログラム策定等事業を実施している。また、プログラムの一環として、ハローワークと地方自治体が締結する協定を踏まえ、両者によるチーム支援を中心とした就労支援を実施する「福祉から就労」支援事業（仮称）を活用し、就労による自立を支援する。

児童扶養手当受給者

249

(巻末28)



249

自立支援教育訓練給付金事業

創設：平成15年度
支給件数：2,145件（平成21年度）
就職件数：1,282件（平成21年度）
目標：平成26年度までに全都道府県・市・
福祉事務所設置町村で実施
(子ども・子育てビジョン)

母子家庭の自立を促進するため、雇用保険の教育訓練給付の受給資格のない母子家庭の母が、教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部（受講料の2割相当額（上限10万円））を支給する。

（1）対象者

母子家庭の母であって、次の全ての要件を満たす方

- ア 児童扶養手当の支給を受けているか又は同様の所得水準にあること
- イ 雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していないこと
- ウ 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して、当該教育訓練が適職に就くため必要と認められること

（2）対象となる講座

実施主体である「都道府県・市・福祉事務所設置町村」の長が指定

- ア 雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座
- イ 就業に結びつく可能性の高い講座
- ウ 都道府県等の長が地域の実情に応じて指定した講座

（3）支給額

対象講座の受講料の2割相当額（上限100,000円）。ただし、2割相当額が4,000円を超えない場合は支給しない。

高等技能訓練促進費等事業

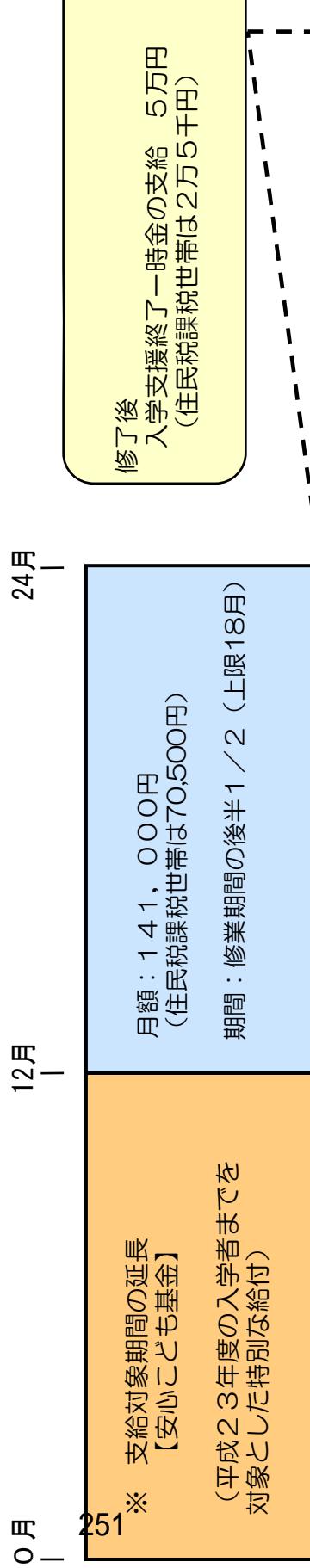
創設：平成15年度
支給件数：5,230件（平成21年度）
就職件数：1,332件（平成21年度）
目標：平成26年度までに全都道府県・
市・福祉事務所設置町村で実施
(子ども・子育てビジョン)

○母子家庭の母が看護師等の経済的な効果的な自立に資格を取得することを支援する場合
ため2年以上養成機関等で修学する場合で、就業（育児）と修業の両立が困難な場合
に、生活費の負担軽減のため高等技能訓練促進費等を支給する。【一般会計】

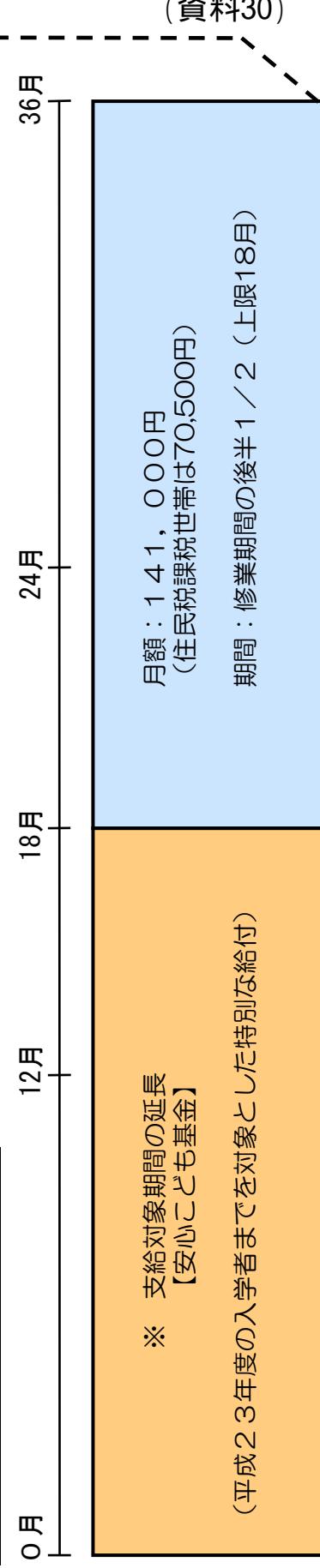
○特に厳しい経済・雇用情勢を踏まえ、安心こども基金を活用して平成23年度末までに修学を開始した者について
は、修業全期間を支給対象とするとともに、特別枠を設け支給人員を拡大する。【安心こども基金】

〔対象資格〕：看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、都道府県等の長が地域の実情に応じて定めるもの

例1) 修業期間が2年間の場合



例2) 修業期間が3年間の場合



(巻30)

高等技能訓練促進費 資格取得の状況

	資格取得者数 (カッコ内は割合)	資格取得者のうち就業に結びついた人數		
		総数	常勤	非常勤・パート
看護師	715人 (45.0)	645人	610人	26人
准看護師	754人 (47.4)	585人	436人	118人
介護福祉士	26人 (1.6)	22人	17人	2人
保育士	26人 (1.6)	22人	14人	7人
理学療法士	13人 (0.8)	13人	13人	0人
作業療法士	13人 (0.8)	11人	11人	0人
歯科衛生士	12人 (0.8)	8人	6人	2人
美容師	8人 (0.5)	6人	4人	2人
言語聴覚士	5人 (0.3)	5人	5人	0人
柔道整復師	3人 (0.2)	2人	1人	0人
鍼灸師	2人 (0.1)	2人	2人	0人
鍼灸・あん摩マッサージ師	2人 (0.1)	2人	2人	0人
保健師	2人 (0.1)	2人	2人	0人
教員	2人 (0.1)	1人	0人	1人
社会福祉士	2人 (0.1)	2人	1人	1人
その他	5人 (0.3)	4人	0人	3人
合 計	1,590人 (100.0)	1,332人	1,124人	46人

ひとり親家庭等の在宅就業支援事業【安心こども基金】（H23年度まで）

1. 事業概要

在宅で子育て等をしながら就業できる在宅就業は、子どもの養育と生計の維持を一人で担わなければならないひとり親家庭等にとって効果的な就業形態である。このため、安心こども基金を活用して、ひとり親家庭等の在宅就業について、「業務の開拓」「参加者の能力開発」「業務処理の円滑な遂行」等を一連的に取り組む地方自治体（都道府県及び市）の事業に対して助成を行い、普及促進を図る。

なお、本事業の実施期限は平成23年度末であるが、23年度中に開始された訓練についてには、訓練全般の経費について、平成25年度末まで助成対象とする。

2. 實施状況

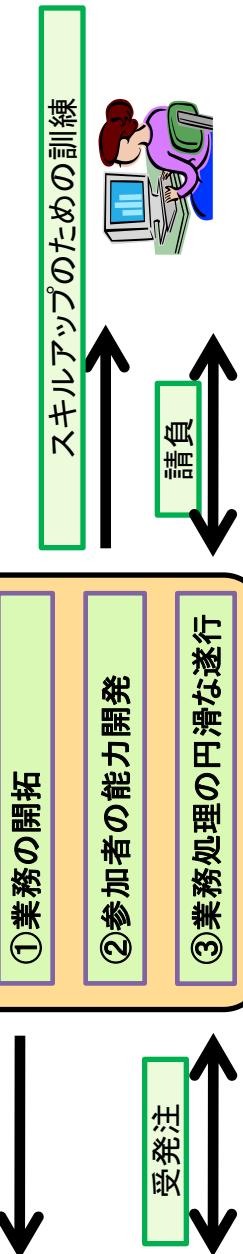
○国審査分事業（先行実施）

15都道府県市で実施中

○都道府県審査分事業（全国展開） 約197億円

13県5市で実施中・予算措置済み又は平成23年度当初予算において措置予定（平成23年1月現在）
平成23年度補正での予算措置による開始も可能であり、引き続き取り組みを推進

<ひとり親、寡婦、障害者、高齢者>



<発注企業等>



在宅就業の拡大を図る本事業の社会的意義

これから社会のセーフティーネット

○母子家庭の母については、就業経験が少なかつたり、結婚・出産により就業を中断していたことなどにより、就職・再就職に困難を伴うことが多い、就業してもパートなどの不安定な雇用条件にあることが多い。特に最近の厳しい雇用情勢の中、能力開発をはじめとする就業支援の一層の拡充が求められている。

○家庭と仕事の両立を図りやすい働き方である「在宅就業」は、家事や子育ての負担を一人で負うことになる母子家庭の母にとつての良質な就業形態として、その確立が期待される。さらに、「在宅就業」は、高齢者や障害者にとっても、生活を向上させる大きな効果が見込まれる。

○「生活」と「働くこと」に一生懸命な人々を応援するセーフティーネットとして、「在宅就業」の拡大は、普遍的な意義を有する。

活力ある社会への貢献

- 少子化が進行する中で、我が国の人的資源をフルに活用し、また、ひとりひとりの能力開発を進めることは、重要な課題である。

- 在宅就業者グループによる起業の例も多く、あるいは、業務の性格上ITの活用と密接な関係のある「在宅就業」は、経済への貢献という点でも、大きな可能性がある。また、通勤の軽減による環境負荷の軽減など、期待は大きい。

地域づくり・地域再生への貢献

- 「在宅就業」は、「地域での生活」と「働くこと」の距離を縮める効果があり、地域住民ひとりひとりのつながりを深める。
- また、「在宅就業」は、就業者が家にこもることを意味しない。地域にワークステーションを設ければ、その周りには地域への新しい参加者が集うことになる。
- 「在宅就業」は、地域づくり・地域再生の観点からも、様々な可能性を有している。

「新しい公共」としての位置づけ

- 「在宅就業」は単なる営利事業ではなく、様々な社会的意義を有しており、「新しい公共」（人々の支え合いと活気のある社会をつくるために、国民、企業、NPOなどと政府が協働する）としての位置づけも有している。

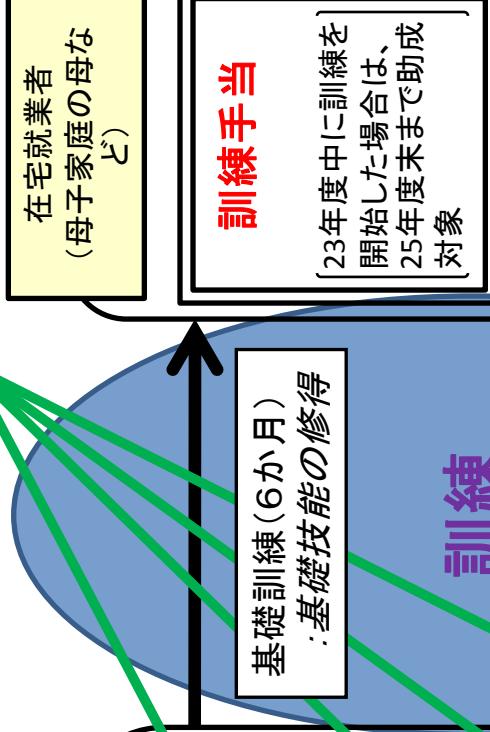
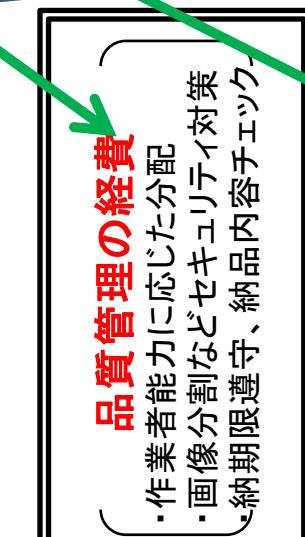
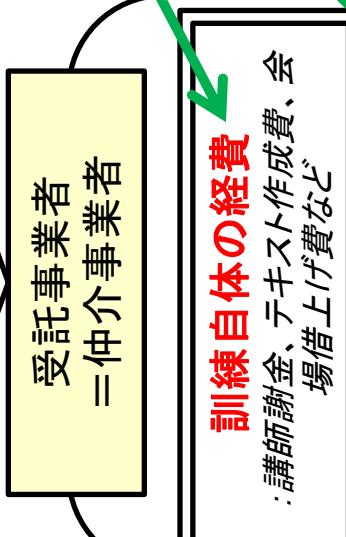
「ひとり親家庭の在宅就業」のイメージ～基金期間中～

改善事項

○23年度中に開始された訓練関係経費については、訓練手当のみならず、その他の経費についても、25年度末まで助成対象に。



発注企業



23年度中に訓練を開始した場合は、25年度末まで助成対象

訓練

業務発注
→ 納品

労働関係施策について

「福祉から就労」支援事業（仮称）の創設

平成23年度予定額 2,810,464千円

1. 趣旨

厳しい雇用情勢の下、住居や生活に困窮する離職者が発生している中、求職活動中の生活を保障する雇用保険制度の他、住居の確保を支援する住宅手当及び総合支援資金貸付、生活保護等がセーフティネットとして機能しているが、社会経済の活性化と持続可能な社会保障制度の確立のためには、雇用施策の担い手であるハローワークと福祉施策の担い手である地方自治体等が、綿密な連携を図り、これらセーフティネット対象者の就労による自立を支援し、いわゆるポジティブ・ウェルフェアを推進することが必要である。

このため、地域ごとに、ハローワークと地方自治体が締結する協定を踏まえ、両者によるチーム支援を中心とした就労自立支援を実施する。

2. 事業内容

生活保護受給者、児童扶養手当受給者及び住宅手当（総合支援資金貸付）受給者等を対象として、以下の支援を実施する。

(1) 「就労支援チーム」の設置

自治体等と安定所の担当者の双方から構成される「就労支援チーム」を設置し、特に綿密な支援が必要な支援対象者ごとの支援メニューの決定を行うことなどのチーム支援を行う。

(2) 「就職支援プラン」の策定

支援対象者に対し、個々人の状況を勘案して安定就職のための「就職支援プラン」を策定する。

(3) 「就職支援プラン」に基づいた「就労支援メニュー」の提供

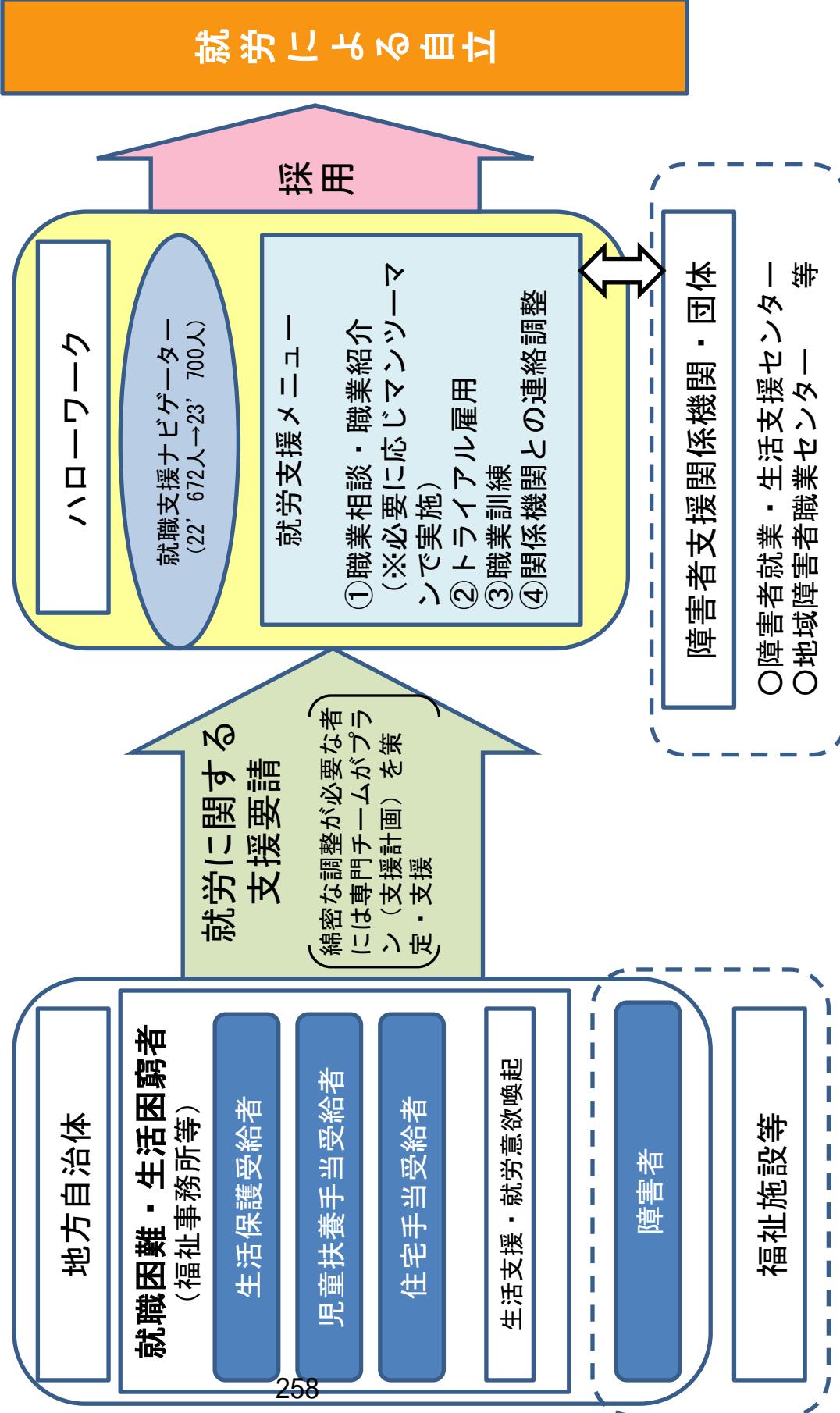
策定したプランの進捗管理を行い、時宜に即した職業相談・職業紹介やトライアル雇用（試行雇用）の活用、職業訓練の受講あっせん等各種事業による就職支援を行う。

(4) 「職業準備プログラム」の実施

チーム支援対象者のうち、就労意欲が不十分な対象者など、就職活動の準備が必要な対象者に対しては、「就労支援メニュー」の実施に先立ち、職場体験講習・職業準備セミナー・個別カウンセリング・グループワークから構成される「職業準備プログラム」を実施し、就職意欲の向上を図りながら、よりきめ細かな支援を行う。

「福祉から就労」支援事業（仮称）の概要

地方自治体とハローワークの間で、当該事業に関する協定（支援の対象者、対象者数、目標、支援手法、両者の役割分担等）を締結。



マザーズハローワーク事業の概要

概要

マザーズハローワーク(平成18年度より設置)

- ・18年度より全国12箇所(札幌、仙台、千葉、東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、福岡、北九州)に設置。
- ・子育て女性等(※)に対する再就職支援を実施するハローワーク。
- ※子育て女性等とは、子育て中の女性のほか、子育て中の男性、子育てをする予定のある女性を含む。

マザーズサロン(平成19年度より設置)

- ・19年度よりマザーズハローワーク未設置県の主要なハローワークに「マザーズサロン」(36県各1箇所ずつ)を設置して同様のサービスを開業。

マザーズコーナー(平成20年度より設置)

- ・20年度より事業未実施地域であつて地域の中核的な都市のハローワークに「マザーズコーナー」を設置(20年度60箇所、21年度40箇所、22年度15箇所の計115箇所)。
- ・23年度においては、更に全国に5箇所設置予定。

59* 23年度設置予定のマザーズコーナー5箇所を含め、168箇所を整備

支援サービスの内容

求職活動の準備が整い、かつ具体的な就職希望を有する子育て女性等に対する就職支援サービスの提供

○ 予約制・担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介

- ・個々の求職者の希望や状況に応じた再就職実現のための計画の策定、予約制・担当者制による職業相談・職業紹介等による総合的かつ一貫した支援の実施

○ 仕事と子育てが両立しやすい求人の確保等

- ・仕事と子育てが両立しやすい求人情報の収集・提供や求職者の希望やニーズに適合する求人の開拓

○ 地方公共団体等との連携による保育関連サービスの提供

- ・保育所、地域の子育て支援サービスに関する情報の提供等

○ 子ども連れで来所しやすい環境の整備

- ・キッズコーナー、ベビーチェアの設置や子ども連れでも職業相談等が行える十分な相談スペースの確保

託児サービスを付加した委託訓練の実施

平成23年度予定額 約2.0億円
対象人員 1,900人

民間教育訓練機関等の施設内託児施設を活用し、又は周辺託児施設と提携し、公共職業訓練の受講者のニーズに応じた託児サービスを提供する場合に、託児サービスに係る委託費をあわせて支給。
【1ヶ月当たり66,000円を付加】

事業概要

【対象者】
原則として就学前の児童を扶養し、
訓練受講に当たって託児サービスが
必要な者



民間教育訓練機関等

(受講料・託児サービスは無料)

標準3ヶ月
座学

就職

託児サービスの提供

施設内託児施設

提携周辺託児施設

都道府県

国

委託費
10/10

委託費
1人66,000円/月

母子家庭の特性に応じた訓練コースの実施

**平成23年度予定額 51百万円
(対象人員 430人)**

母子家庭の特性に応じた訓練運営マニュアル及びモデルカリキュラム等を活用した訓練コースを民間機関等において実施することにより、母子家庭の母等の就業促進を図る。

訓練の流れ

(1) モデルカリキュラム等の開発

▶ 平成21年度開発終了



(2) 職業訓練の実施



- ① マニュアルの整備
・精神的なダメージを負っていることを踏まえた
指導上の配慮・心理的配慮
・話しかけ方、接し方等に対する配慮

- ② モデルカリキュラムの開発
・訓練ニーズの把握

- ③ 適切な訓練の運用
・実施に先立って、委託先の**担当者を集め研修を実施**



母子家庭の母等の職業的自立の促進

平成23年度予定額 約4.3億円

対象人員 2,210人

1 趣旨

就労経験のない又は就労経験が乏しい母子家庭の母及び生活保護受給者に対して、「準備講習付き職業訓練」を実施し、就職を促進する。

2 事業概要

(1) 対象者

原則として、児童扶養手当受給者及び生活保護受給者であつて「自立支援プログラム」に基づき、福祉事務所等を通じて公共職業安定所に支援の要請があつた者で、本事業を受けることが適当と認められる者。

※2) 準備講習付き職業訓練

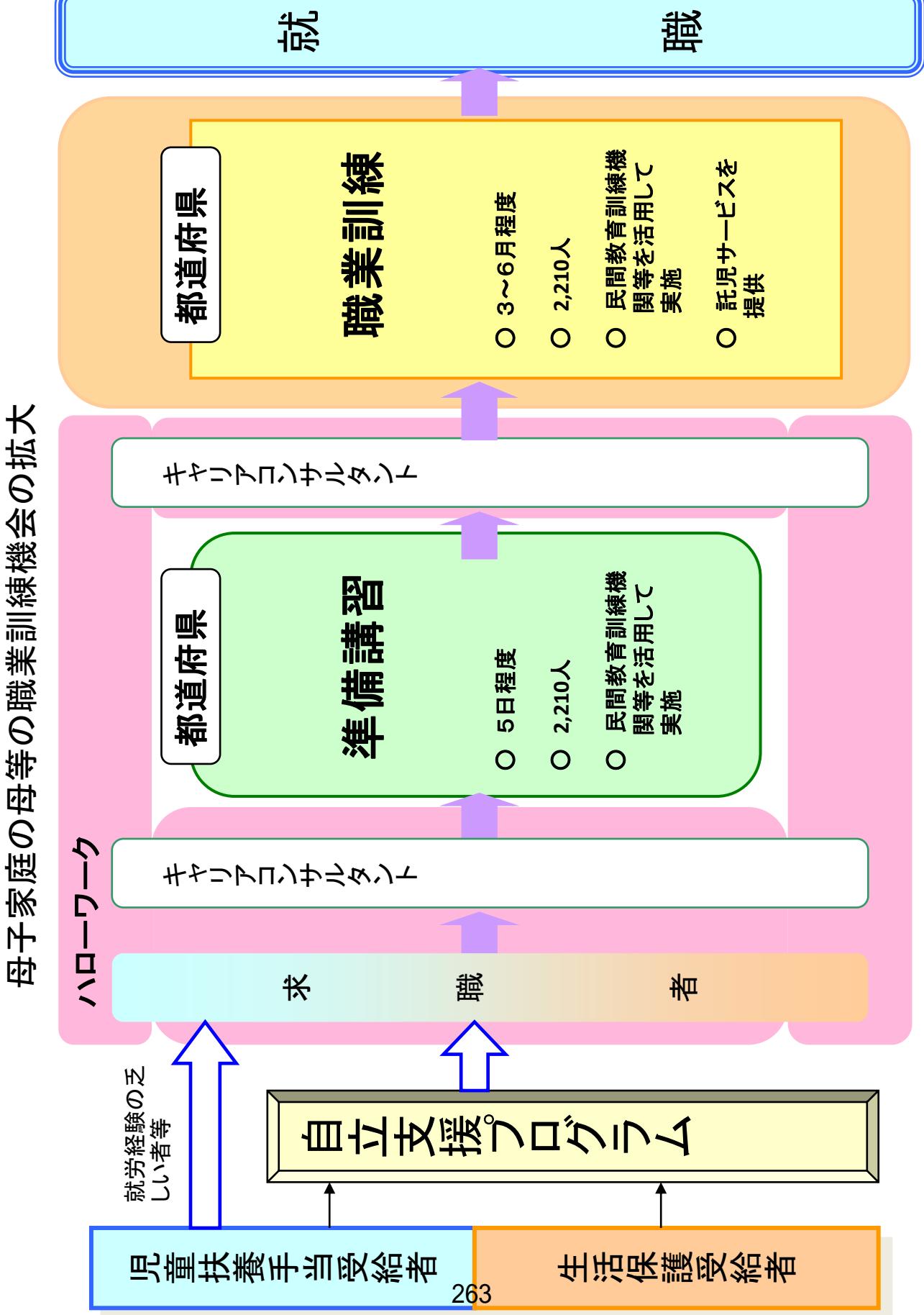
- ① 就職のための準備段階として、ビジネスマナー講習や自己の職業適性理解講習などをを行う「準備講習」(4～5日程度)
- ② 実際の職業に必要な技能・知識を習得させることを目的とした「職業訓練」(3～6月程度)をセットにした「準備講習付き職業訓練」を実施。
- (3) 記託児サービスを付加した訓練
託児サービスを提供することができる民間教育訓練機関等において実施

3 実施方法

国が都道府県に委託し、都道府県は民間教育訓練機関等を活用して実施。

4 実績

受講者数 1,622人、就職率 58.1% (平成21年度)



「緊急人材育成支援事業」について

- 雇用保険を受給できない者（非正規離職者、長期失業者など）等に対する新たなセーフティネットとして、基金を造成し、ハローワークが中心となつて、無料の職業訓練及び訓練期間中の生活給付を行う「訓練・生活支援給付」を内容とした「緊急人材育成支援事業」を実施。

緊急人材育成支援事業

無料の職業訓練と訓練期間中の生活給付の実施

① 職業訓練の拡充

- ・新規成長や雇用吸収の見込める分野（医療、介護・福祉等）における基本能力から実践能力までを習得するための長期訓練
- ・再就職に必須のITスキルを習得するための訓練

② 訓練期間中の生活給付

- ・訓練を受講する主たる生計者に対して、訓練期間中の生活費を給付（月10万円、扶養家族を有する者：月12万円）
- ・希望者には賃付を上乗せ（月5万円まで、扶養家族を有する者：月8万円まで）

●事業開始：

21年7月15日 全国のハローワークで相談・受付開始

●実績：

【訓練】受講者数
22年度： 208,006人

事業開始からの累計：
256,541人

【給付】受給資格認定件数

22年度：
事業開始からの累計：
143,962件
181,403件
(23年1月25日現在)

ハローワーク

ニーズや状況に応じて求職者の送り出し



【離職者等

（雇止め等により離職した非正規労働者等）

事業活動の縮小²⁰²⁴等を余儀なくされた事業主

（離職者等
（雇止め等により離職した非正規労働者等）

23年度～

新たな制度
として検討

緊急人材育成・就職支援基金

均衡待遇・正社員化推進奨励金の概要

パートタイム労働者、有期契約労働者を雇用する事業主が、正社員との均衡のとれた待遇の確保、正社員への転換の推進のため、労働協約又は就業規則により、正社員と共に通の待遇制度や正社員への転換制度等を導入した場合に奨励金を支給します。

① 正社員転換制度

I 制度導入（対象労働者1人目）
正社員へ転換するための試験制度を導入し、実際に1人以上転換させた事業主に支給。

1事業主につき **40万円** (大企業:30万円)

II 転換促進（対象労働者2人目～10人目）
65 2人以上転換させた事業主に対して、対象労働者10人目まで支給。
労働者1人につき **20万円** (大企業:15万円)

※母子家庭の場合は30万円 (大企業:25万円) を支給

③ 共通教育訓練制度

正社員と共に通の教育訓練制度（0ff-JTに限る）を導入し、1人につき6時間以上の教育訓練を延べ10人以上（大企業は30人以上）に実施した事業主に支給。

1事業主につき **40万円** (大企業:30万円)

I 制度導入（対象労働者1人目）

短時間正社員制度を導入し、実際に1人以上に適用した事業主に支給。

1事業主につき **40万円** (大規模事業主:30万円)

II 定着促進（対象労働者2人目～10人目）

2人以上に適用した事業主に対して、対象労働者10人目まで支給。

労働者1人につき **20万円** (大規模事業主:15万円)

※母子家庭の場合は30万円 (大規模:25万円) を支給

*中小規模事業主：常時雇用する労働者が300人を超えない事業主
大規模事業主：中小規模事業主以外の事業主

④ 短時間正社員制度

② 共通待遇制度

正社員と共に通の待遇制度（※）を導入し、実際に対象労働者に適用した事業主に支給。

1事業主につき **60万円** (大企業:50万円)

⑤ 健康診断制度

(※) 正社員と共に通の制度で、職務又は職能に応じた3区分以上の評価・資格制度を設け、その格付け区分に応じた基本給、賞与等の賃金等の待遇が定められていることが必要です。

パートタイム労働者又は有期契約労働者に対する健康診断制度（※法令上実施義務のあるものを除く）を導入し、実際に延べ4人以上に実施した事業主に支給。

1事業主につき **40万円** (大企業:30万円)

母子家庭の母の自立支援関係事業の実施状況等(平成21年度実績)

市等															
都道府県		自立支援給付金事業		就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		就業・自立支援事業		母子家庭等扶助事業		母子家庭等扶助事業		自立支援給付金事業	
中国ブロック	31 鳥取県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	32 島根県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	33 岡山県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	34 広島県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	35 山口県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	36 徳島県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	37 香川県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	38 愛媛県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	39 高知県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	40 福岡県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
27		都道府県 母子家庭等扶助事業 等就業・ひいき親 育児自立促進 計画													
28		自立支援 教育訓練 給付金事業													
29		高等技能促進 費事業													
30		高齢者自立支 援センター事 業													
31		母子家庭等扶 助事業													
32		母子家庭等扶 助事業													
33		母子家庭等扶 助事業													
34		母子家庭等扶 助事業													
35		母子家庭等扶 助事業													
36		母子家庭等扶 助事業													
37		母子家庭等扶 助事業													
38		母子家庭等扶 助事業													
39		母子家庭等扶 助事業													
40		母子家庭等扶 助事業													
41		母子家庭等扶 助事業													
42		母子家庭等扶 助事業													
43		母子家庭等扶 助事業													
44		母子家庭等扶 助事業													
45		母子家庭等扶 助事業													
46		母子家庭等扶 助事業													
47		母子家庭等扶 助事業													
48		母子家庭等扶 助事業													
49		母子家庭等扶 助事業													
50		母子家庭等扶 助事業													
51		母子家庭等扶 助事業													
52		母子家庭等扶 助事業													
53		母子家庭等扶 助事業													
54		母子家庭等扶 助事業													
55		母子家庭等扶 助事業													
56		母子家庭等扶 助事業													
57		母子家庭等扶 助事業													
58		母子家庭等扶 助事業													
59		母子家庭等扶 助事業													
60		母子家庭等扶 助事業													
61		母子家庭等扶 助事業													
62		母子家庭等扶 助事業													
63		母子家庭等扶 助事業													
64		母子家庭等扶 助事業													
65		母子家庭等扶 助事業													
66		母子家庭等扶 助事業													
67		母子家庭等扶 助事業													
68		母子家庭等扶 助事業													
69		母子家庭等扶 助事業													
70		母子家庭等扶 助事業													
71		母子家庭等扶 助事業													
72		母子家庭等扶 助事業													
73		母子家庭等扶 助事業													
74		母子家庭等扶 助事業													
75		母子家庭等扶 助事業													
76		母子家庭等扶 助事業													
77		母子家庭等扶 助事業													
78		母子家庭等扶 助事業													
79		母子家庭等扶 助事業													
80		母子家庭等扶 助事業													
81		母子家庭等扶 助事業													
82		母子家庭等扶 助事業													
83		母子家庭等扶 助事業													
84		母子家庭等扶 助事業													
85		母子家庭等扶 助事業													
86		母子家庭等扶 助事業													
87		母子家庭等扶 助事業													
88		母子家庭等扶 助事業													
89		母子家庭等扶 助事業													
90		母子家庭等扶 助事業													
91		母子家庭等扶 助事業													
92		母子家庭等扶 助事業													

市等

都道府県	市等	自立支援給付金事業										自立支援給付金事業											
		就業・自立支援事業					母子家庭等日常生活支援事業					就業・自立支援事業					母子家庭等日常生活支援事業						
		母子家庭等日常生活支援事業		母子家庭等日常生活支援事業			母子家庭等日常生活支援事業		母子家庭等日常生活支援事業			母子家庭等日常生活支援事業		母子家庭等日常生活支援事業			母子家庭等日常生活支援事業		母子家庭等日常生活支援事業				
41 佐賀県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	佐賀市(1/10)											
42 長崎県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	(2/13)	長崎市(1/1)	(0/12)	長崎市(1/1)								
43 熊本県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	熊本市(1/14)	熊本市(1/1)	(0/13)	熊本市(1/1)								
44 大分県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	大分市(1/14)	大分市(1/1)	(0/13)	大分市(1/1)								
45 宮崎県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	(0/9)	宮崎市(1/1)	(0/8)	宮崎市(1/1)								
46 鹿児島県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	鹿児島市(4/21)	鹿児島市(4/21)	(0/9)	鹿児島市(4/21)								
47 沖縄県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	那覇市(4/11)	那覇市(4/11)	—	那覇市(2/11)								
九州 ブロック	27	継続して実施(◎)										44	47	46	42	30	24	平成21年度実施状況					
		平成21年度中に実施(O)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	205／836 (24. 5%)	59／59 (100%)	24／777 (3. 1%)	748／836 (89. 5%)	676／836 (80. 9%)	424／836 (50. 7%)	999／1781 (56. 1%)	809／1781 (45. 4%)	809／1781 (45. 4%)	999／1781 (56. 1%)	809／1781 (45. 4%)	
都道府県合計		実施予定なし	2	0	0	1	5	17	23														
<都道府県を含む実施状況>																							
平成21年度実施状況																							
都道府県		自立支援事業										母子家庭等日常生活支援事業											
都道府県		就業・自立支援事業					自立支援事業					一般市等就業・自立支援事業											
都道府県		250／883 (28. 3%)	106／106 (100%)	24／777 (3. 1%)	795／883 (90. 0%)	—	466／883 (52. 8%)	722／883 (81. 8%)	—	466／883 (52. 8%)	999／1781 (56. 1%)	809／1781 (45. 4%)	809／1781 (45. 4%)	999／1781 (56. 1%)	809／1781 (45. 4%)	809／1781 (45. 4%)	999／1781 (56. 1%)	809／1781 (45. 4%)	809／1781 (45. 4%)	999／1781 (56. 1%)	809／1781 (45. 4%)		

母子寡婦福祉貸付金償還率（平成21年度）

① 母子福祉資金

【都道府県】

区分	平成21年度(%)		
	計	過年度	現年度
1 北海道	28.6	4.3	75.6
2 青森県	52.1	10.8	86.0
3 岩手県	63.0	15.7	88.9
4 宮城県	51.6	12.9	80.3
5 秋田県	58.6	10.6	87.9
6 山形県	47.0	11.6	84.3
7 福島県	52.8	18.8	80.8
8 茨城県	51.7	11.0	90.0
9 栃木県	39.4	9.3	72.1
10 群馬県	47.7	11.4	87.3
11 埼玉県	56.5	10.2	82.8
12 千葉県	47.4	12.0	72.1
13 東京都	25.6	8.3	64.7
14 神奈川県	25.0	5.4	72.4
15 新潟県	49.9	6.8	91.3
16 富山県	41.5	9.4	85.3
17 石川県	54.2	5.7	90.5
18 福井県	48.4	8.1	89.1
19 山梨県	37.9	8.1	81.0
20 長野県	55.2	7.9	88.6
21 岐阜県	64.2	13.9	89.8
22 静岡県	47.1	6.0	86.6
23 愛知県	62.7	10.1	90.8
24 三重県	33.2	6.2	80.3
25 滋賀県	67.8	7.2	91.4
26 京都府	50.7	8.3	88.9
27 大阪府	38.3	6.6	86.4
28 兵庫県	55.9	12.6	91.2
29 奈良県	38.0	8.5	79.7
30 和歌山県	70.9	9.9	96.1
31 鳥取県	56.7	17.6	90.4
32 島根県	43.8	7.7	83.5
33 岡山県	46.6	9.8	88.0
34 広島県	55.3	11.1	89.5
35 山口県	32.3	5.9	82.7
36 徳島県	39.7	5.2	85.6
37 香川県	62.2	16.6	89.7
38 愛媛県	45.8	3.1	84.6
39 高知県	63.7	7.4	92.4
40 福岡県	39.1	9.8	81.3
41 佐賀県	41.6	12.0	82.0
42 長崎県	40.2	13.0	76.2
43 熊本県	64.4	14.0	90.9
44 大分県	44.5	12.3	82.5
45 宮崎県	45.9	14.7	83.0
46 鹿児島県	43.3	12.9	85.7
47 沖縄県	33.4	10.8	77.1
都道府県計	37.6	8.4	79.1

【指定都市、中核市】

区分	平成21年度(%)		
	計	過年度	現年度
48 札幌市	26.7	7.5	67.8
49 仙台市	21.5	5.4	69.6
50 さいたま市	57.9	12.9	91.7
51 千葉市	47.2	5.7	83.2
52 横浜市	26.5	3.4	74.2
53 川崎市	23.6	3.5	70.6
54 新潟市	37.6	2.3	82.5
55 静岡市	45.7	4.6	83.8
56 浜松市	64.4	19.4	91.5
57 名古屋市	40.4	7.1	85.7
58 京都市	21.7	4.1	66.4
59 大阪市	25.5	8.5	61.9
60 堺市	36.5	9.2	76.8
61 神戸市	31.9	7.8	84.2
62 岡山市	34.0	5.6	76.0
63 広島市	46.0	7.8	85.0
64 北九州市	42.2	9.7	84.4
65 福岡市	17.8	2.2	70.4
指定都市計	29.1	5.0	76.2
66 旭川市	25.5	5.5	69.8
67 函館市	17.9	3.8	69.4
68 青森市	65.2	14.2	87.9
69 盛岡市	40.6	6.6	76.8
70 秋田市	52.1	6.1	83.0
71 郡山市	39.7	9.8	81.3
72 いわき市	47.3	94.5	79.2
73 宇都宮市	36.9	6.1	82.9
74 前橋市	45.5	9.6	82.4
75 川越市	79.9	13.4	95.5
76 船橋市	53.2	11.3	85.0
77 柏市	56.6	2.9	88.2
78 横須賀市	24.6	7.5	69.3
79 相模原市	27.8	4.2	70.0
80 富山市	49.3	8.9	94.4
81 金沢市	45.5	3.2	89.2
82 長野市	41.2	11.9	81.9
83 岐阜市	44.0	2.7	85.9
84 豊橋市	64.3	12.3	87.2
85 豊田市	47.4	12.8	82.6
86 岡崎市	57.6	5.7	90.7
87 大津市	77.9	30.8	93.4
88 高槻市	32.9	4.0	81.5
89 東大阪市	36.3	1.9	81.0
90 姫路市	47.5	7.1	90.5
91 西宮市	41.3	7.5	88.6
92 尼崎市	36.2	3.0	87.3
93 奈良市	34.1	10.3	70.9
94 和歌山市	48.5	7.8	86.0
95 倉敷市	49.8	12.4	81.2
96 福山市	39.4	10.0	83.7
97 下関市	39.2	7.3	81.4
98 高松市	36.9	7.8	84.2
99 松山市	45.7	12.2	76.5
100 高知市	52.4	11.8	91.9
101 久留米市	41.5	11.7	80.9
102 長崎市	48.9	17.3	79.0
103 熊本市	39.1	10.8	78.9
104 大分市	41.9	11.9	82.4
105 宮崎市	28.9	8.8	81.0
106 鹿児島市	17.3	3.3	67.0
中核市計	35.6	7.1	79.5
合計	34.8	7.6	77.7

② 寡婦福祉資金

【都道府県】

区分	平成21年度(%)		
	計	過年度	現年度
1 北海道	41.4	4.3	84.7
2 青森県	40.7	10.3	92.5
3 岩手県	59.6	25.5	87.0
4 宮城県	49.9	11.4	81.8
5 秋田県	53.6	14.1	87.4
6 山形県	55.5	13.7	89.7
7 福島県	50.9	19.9	77.9
8 茨城県	46.7	9.2	92.3
9 栃木県	33.3	6.7	70.4
10 群馬県	44.3	6.2	97.5
11 埼玉県	61.1	15.4	81.2
12 千葉県	54.0	13.5	85.8
13 東京都	0.0	0.0	0.0
14 神奈川県	29.4	8.4	78.2
15 新潟県	33.7	2.8	88.3
富山県	29.7	5.2	76.8
17 石川県	39.8	4.4	78.8
18 福井県	41.7	11.9	95.5
19 山梨県	23.3	3.5	85.4
20 長野県	45.3	3.8	86.1
21 岐阜県	47.5	2.6	76.4
22 静岡県	33.3	5.7	79.7
23 愛知県	82.7	13.1	96.3
24 三重県	29.8	5.9	79.2
25 滋賀県	66.4	7.6	94.6
26 京都府	32.9	6.8	89.0
27 大阪府	49.8	6.4	92.3
28 兵庫県	38.5	11.2	92.6
29 奈良県	24.8	3.5	93.8
30 和歌山県	47.5	18.9	97.3
31 鳥取県	47.0	13.0	95.2
32 島根県	41.0	5.0	92.4
33 岡山県	20.5	2.7	83.3
34 広島県	35.2	4.9	87.0
35 山口県	24.2	3.2	90.4
36 徳島県	26.0	4.2	88.2
37 香川県	44.9	11.0	90.2
38 愛媛県	35.0	2.2	88.3
39 高知県	62.4	9.6	88.1
40 福岡県	45.5	10.5	92.4
41 佐賀県	38.8	7.4	85.2
42 長崎県	20.5	5.1	72.8
43 熊本県	73.5	2.4	97.0
44 大分県	28.4	18.7	70.3
45 宮崎県	48.7	10.7	89.6
46 鹿児島県	35.7	9.6	91.4
47 沖縄県	39.8	11.9	84.1
都道府県計	39.7	7.5	86.6

【指定都市、中核市】

区分	平成21年度(%)		
	計	過年度	現年度
48 札幌市	37.0	12.0	75.4
49 仙台市	18.7	6.1	71.8
50 さいたま市	85.4	24.1	97.9
51 千葉市	54.3	2.7	90.0
52 横浜市	27.2	3.5	78.5
53 川崎市	25.0	4.6	79.7
54 新潟市	60.6	13.8	93.3
55 静岡市	45.2	3.7	87.7
56 浜松市	64.5	10.4	91.0
57 名古屋市	48.0	5.5	92.7
58 京都市	26.1	3.9	80.9
59 大阪市	25.2	7.2	62.7
60 堺市	41.1	8.1	83.6
61 神戸市	21.5	5.2	83.8
62 岡山市	14.3	1.5	86.2
63 広島市	46.1	6.2	88.3
64 北九州市	46.9	9.5	82.0
65 福岡市	19.2	2.4	75.1
指定都市計	33.6	5.3	83.0
66 旭川市	45.9	8.3	88.5
67 函館市	14.6	0.6	77.1
68 青森市	88.4	25.0	94.7
69 盛岡市	32.7	5.3	72.1
70 秋田市	73.9	10.1	93.6
71 郡山市	44.2	8.9	97.6
72 いわき市	44.1	12.9	69.2
73 宇都宮市	23.0	3.4	97.6
74 前橋市	38.1	6.9	94.5
75 川越市	77.4	7.7	96.1
76 船橋市	55.5	21.0	85.5
77 柏市	39.1	0.5	98.5
78 横須賀市	23.3	6.1	63.9
79 相模原市	30.9	14.2	66.4
80 富山市	21.3	4.7	100.0
81 金沢市	33.1	6.6	91.9
82 長野市	60.0	2.4	98.3
83 岐阜市	30.0	1.5	91.6
84 豊橋市	100.0	0.0	100.0
85 豊田市	100.0	100.0	100.0
86 岡崎市	100.0	0.0	100.0
87 大津市	47.3	24.9	91.5
88 高槻市	36.8	1.8	86.2
89 東大阪市	46.6	2.8	90.4
90 姫路市	52.6	13.8	98.4
91 西宮市	26.1	0.6	83.0
92 尼崎市	80.0	9.3	98.1
93 奈良市	32.1	7.8	77.9
94 和歌山市	49.9	3.0	96.3
95 倉敷市	17.0	1.6	86.2
96 福山市	30.8	3.0	87.2
97 下関市	42.7	20.7	85.2
98 高松市	16.1	3.0	99.0
99 松山市	26.6	7.0	80.6
100 高知市	43.0	8.0	95.7
101 久留米市	44.1	18.7	86.9
102 長崎市	34.6	4.4	84.7
103 熊本市	51.7	16.2	95.6
104 大分市	11.1	5.3	42.2
105 宮崎市	17.3	3.6	92.0
106 鹿児島市	18.7	3.1	78.0
中核市計	33.1	6.1	86.2
合計	36.6	7.0	84.3

養 費 相 談 支 援 セ ン タ ー

目標すべき方向

- 養育費の取り決め率の増
- 養育費の受給率の増



- ひとり親家庭の生活の安定
- ひとり親家庭で育つ子どもの健やかな成長



養育費相談支援センター設置の趣旨

- 夜間・休日を含め利用しやすく、簡易・迅速な養育費の取り決めやサポートする相談機関の確保を図る。
- 国においては、相談担当者の養成と各地の相談機関の業務支援を行う。

母子家庭等就業・自立支援センター

(委託先：(社)家庭問題情報センター)

- リーフレット等による情報提供
- 養育費の取り決めや支払いの履行・強制執行に関する相談・調整等の支援
- 母子家庭等への講習会の開催



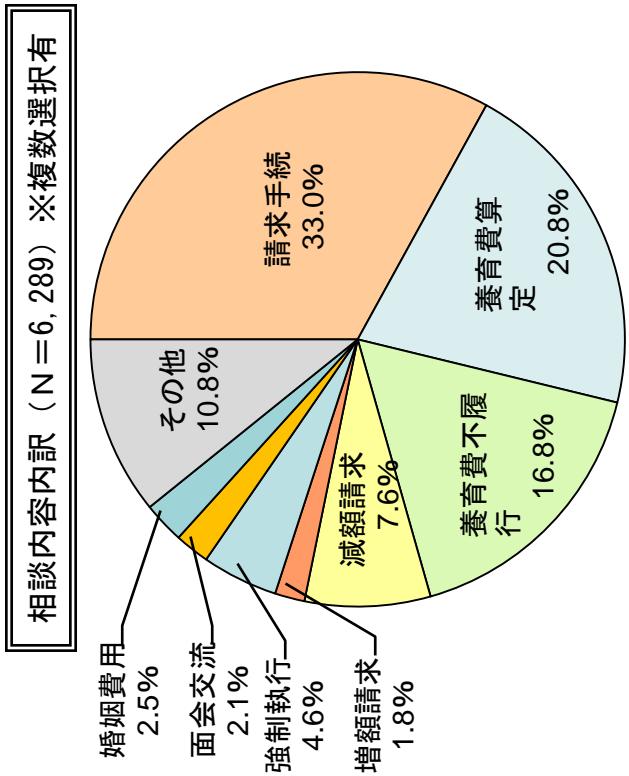
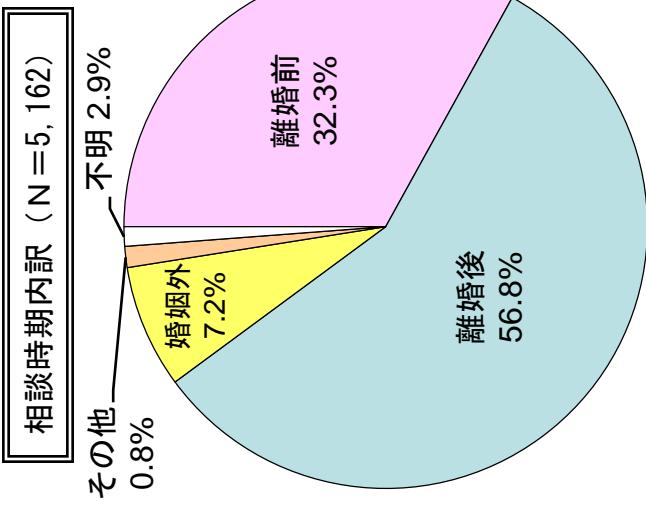
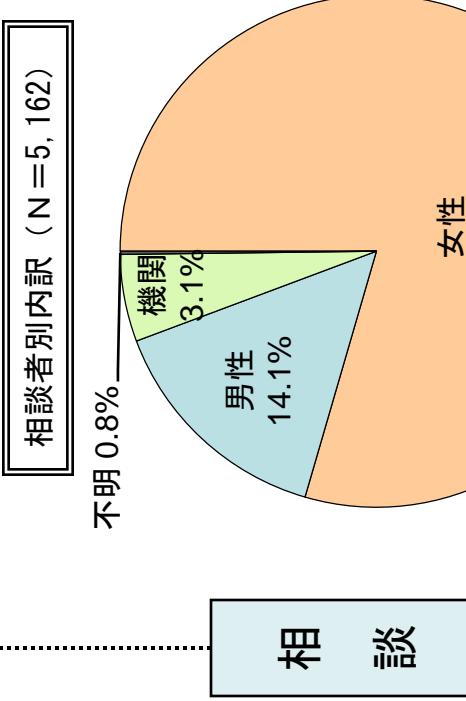
母子家庭等就業・自立支援センター

(委託先：(社)家庭問題情報センター)

- 研修・サポート
 - 困難事例の相談
- 養育費に係る各種手続について分かりやすい情報提供
 - HPへの掲載、パンフレットの作成
 - 地方公共団体等において養育費相談にあたる人材の養成のためのプログラム作成と研修会の実施
 - 母子家庭等就業・自立支援センター等に対する支援（困難事例への支援）
 - 母子家庭等に対する電話・メールによる相談



養育費相談支援センターにおける相談実績等(H21.4～H22.3)

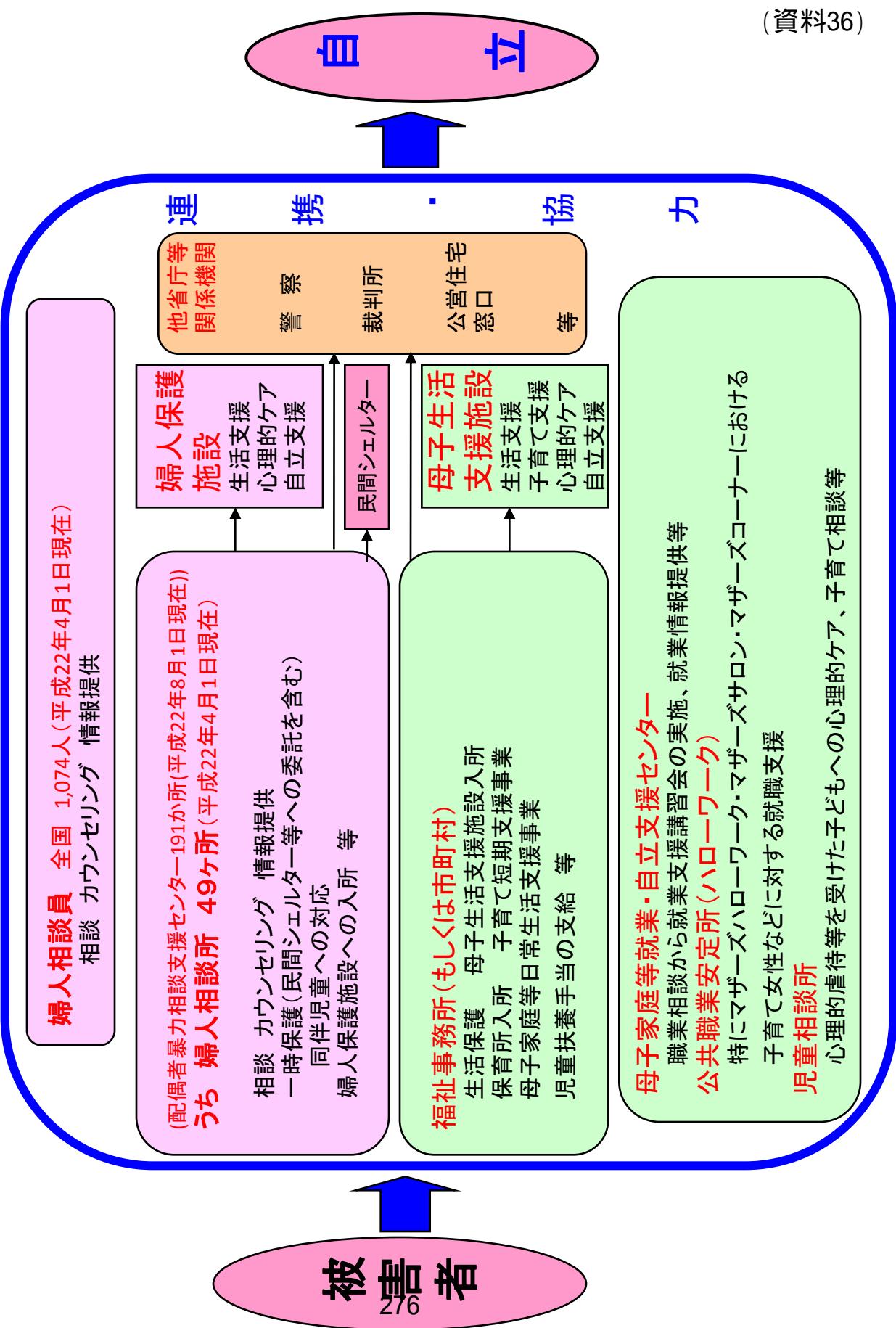


○母子家庭等就業・自立支援センターの養育費
専門相談員や母子自立支援員を対象とした
全国研修会の実施（7月、9月、11月）

○地方公共団体の行う研修に対する研修講師の
派遣 (H21.4～H22.3) 86か所

厚生労働行政におけるDV被害者の自立支援の取組

(説明36)

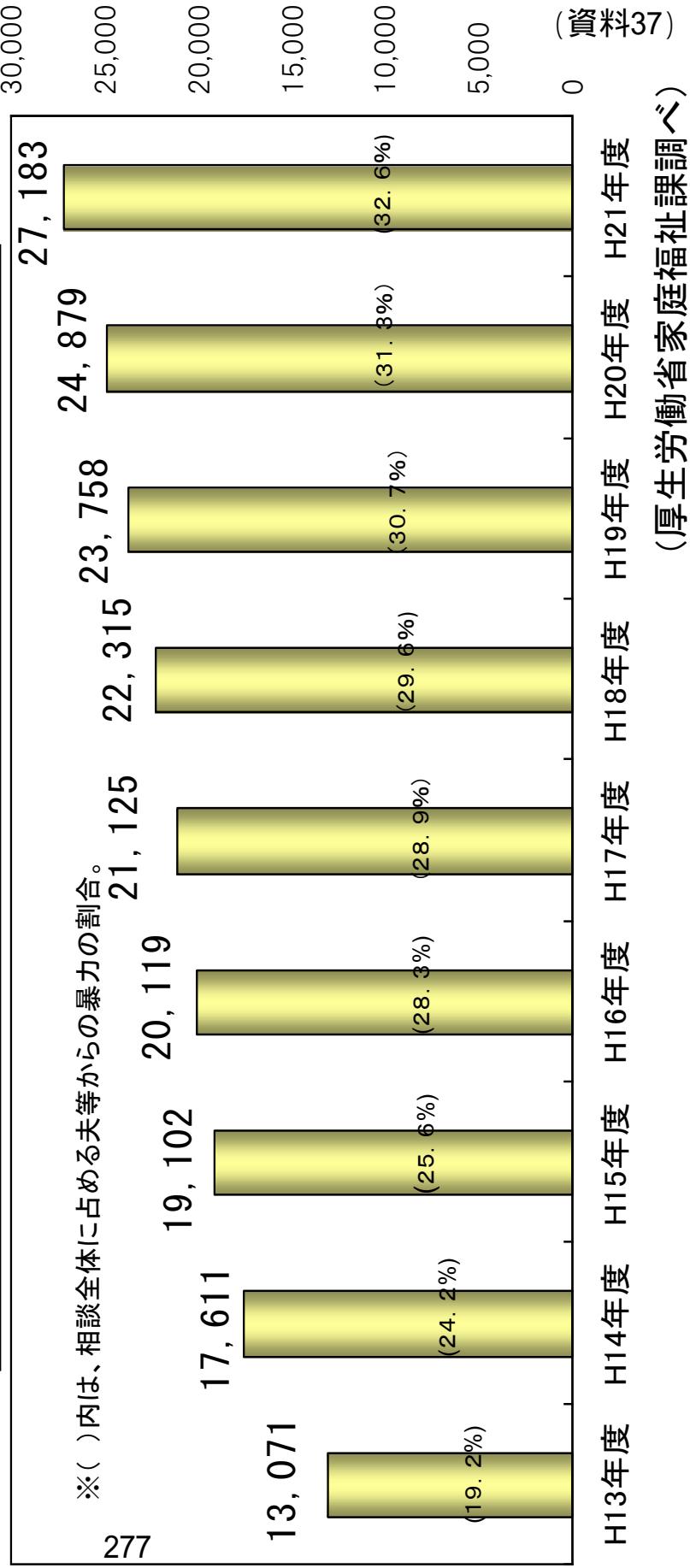


DV被害者等の相談・保護等の状況

婦人相談所及び婦人相談員による相談件数の推移

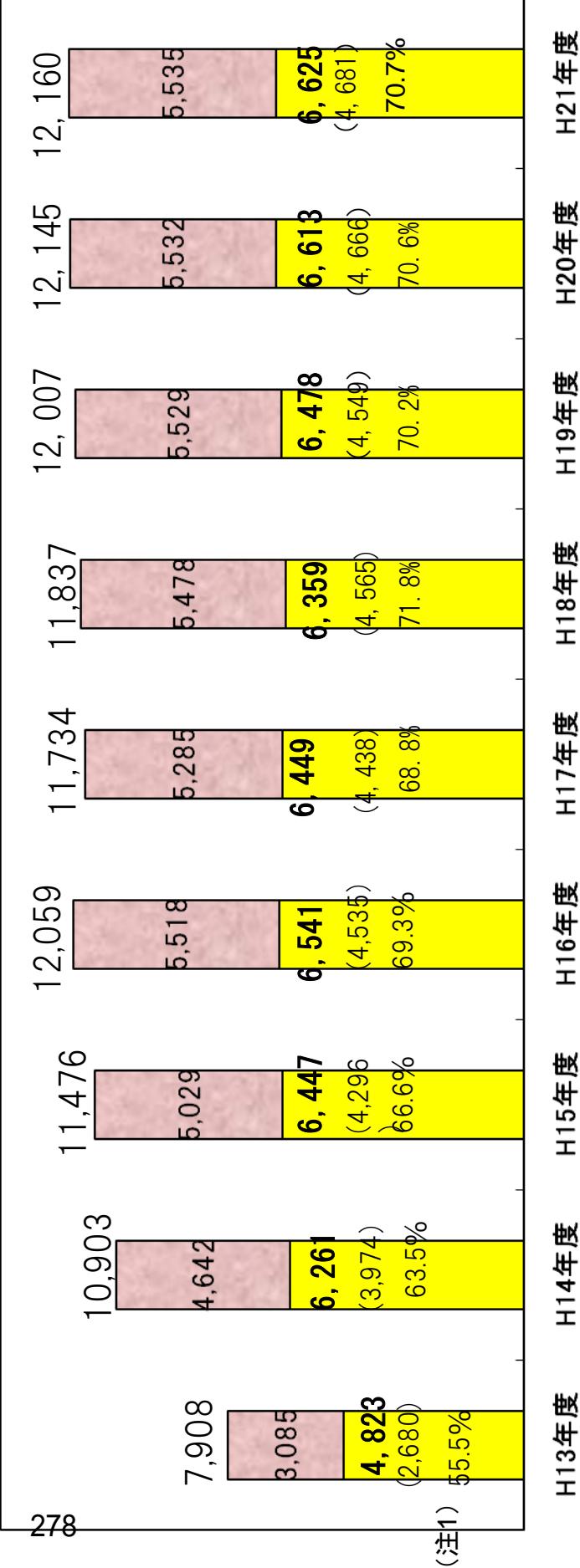
○婦人相談所及び婦人相談員における夫等からの暴力の相談件数は年々増加。

夫等からの暴力の相談件数及び相談全体に占める割合(来所相談)



婦人相談所による一時保護件数の推移

- 婦人相談所により一時保護された女性及び同伴家族の数をみると、平成13年度から平成16年度にかけて増加し、その後は微増減の傾向。
- 主訴別内訳をみると、「夫等からの暴力」を入所理由とするものの割合が6割～7割。
- 平均一時保護日数は14.7日（平成21年度）



注1)夫等からの暴力を入所理由とする者の割合。

DV被害者の一時保護委託の状況

- 平成14年度に一時保護委託制度を創設。
- 委託契約施設数は年々増加し、平成22年4月1日現在で284施設。
- 平成21年度における一時保護委託人數は、DVケース以外を含めて、4,103人。(女性本人1,905人、同伴家族2,198人)である。
- DVケース以外を含めて、女性本人の平均在所日数14.2日となっている。

279 DV法第3条第4項に基づく一時保護の委託契約施設数（平成22年4月1日現在）

施設区分	母子生活支援施設	民間団体	児童福祉施設 (注1)	婦人保護施設	老人福祉施設	身体障害者施設	知的障害者施設	保護施設	その他	合計
か所数 (注2)	104 (99)	99 (86)	25 (25)	21 (20)	7 (4)	7 (9)	13 (9)	6 (6)	2 (3)	284 (261)

(注1) 母子生活支援施設を除く。 (注2) () 内は、平成21年4月1日現在

DV関連事業の都道府県別実施状況

(平成22年度国庫補助金・負担金交付申請ベース)

事業区分	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N
	休日夜間電話相談事業	暴力被害者保護支援ネットワーク	担当職員研修	専門通訳者養成研修事業	法的対応機能強化事業	婦人保護施設退所者自立生活援助事業	外国人婦女子緊急一時保護経費	広域措置	心理担当職員配置(一時保護所)	心理担当職員配置(婦人保護施設)	夜間警備体制(一時保護所)	夜間警備体制(婦人保護施設)	同伴児童の対応等を行う職員の配置(一時保護所)	同伴児童の対応等を行う職員の配置(婦人保護施設)
1 北海道		◎	◎		◎				◎		◎		◎	
2 青森	◎	◎	◎			なし	◎	◎	◎	なし		なし		なし
3 岩手	◎	◎	◎		◎	◎×1		◎				◎	◎	
4 宮城	◎	◎	◎		◎		◎	◎	◎		◎	◎		
5 秋田	◎	◎	◎				◎	◎	◎		◎		◎	
6 山形	◎	◎	◎				◎	◎	◎		◎			
7 福島	◎	◎	◎		◎		◎	◎			◎			
8 茨城	◎	◎	◎				◎	◎	◎		◎			
9 栃木	◎	◎	◎				◎	◎	◎		◎	◎		
10 群馬	◎	◎	◎		◎		◎	◎	◎		◎	◎		
11 埼玉	◎	◎	○ (他の事業で実施)		◎		◎		◎	(一保と兼務)	◎	◎	◎×2	
12 千葉	◎	◎	◎		◎		◎		◎	◎(常勤)	◎		◎	
13 東京	◎	◎	◎		◎	◎×5	◎	◎	◎	◎×5	◎	◎×5	◎×2	◎×7
14 神奈川	◎	◎	◎		◎	◎×1	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
15 新潟	◎	◎	◎		◎		◎							
16 富山	◎	◎	◎			なし			◎	なし	◎	なし		なし
17 石川	◎	◎	◎					◎			◎			
18 福井	◎													
19 山梨	◎	◎	◎				◎	◎						
20 長野	◎	◎	◎		◎		◎	◎			◎			
21 岐阜	◎	◎	◎				◎	◎	◎			◎	◎	
22 静岡	◎	◎	◎		◎				◎		◎			
23 愛知	◎	◎	◎		◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
24 三重		◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎		◎		◎	
25 滋賀	◎		◎		◎		◎	◎	◎		◎			
26 京都	◎	◎	◎				◎	◎						
27 大阪	◎	◎	◎		◎	◎×2	◎	◎	◎	◎(常勤)	◎	◎×3	◎	◎×2
28 兵庫	◎	◎			◎		◎		◎					
29 奈良	◎	◎	◎			なし	◎		◎	なし	◎	なし	◎	なし
30 和歌山	◎	◎	◎		◎				◎		◎			
31 鳥取		◎	◎	◎	◎	なし	◎	◎	◎	なし		なし	◎	なし
32 島根		◎	◎	◎	◎	なし	◎	◎	◎	なし	◎	なし		なし
33 岡山		◎	◎	◎		なし	◎	◎	◎	なし		なし		なし
34 広島	◎	◎	◎		◎		◎	◎						
35 山口	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎			◎			
36 徳島	◎	◎	◎		◎		◎	◎	◎					
37 香川	◎	◎	◎		◎			◎	◎		◎		◎	
38 愛媛	◎	◎	◎		◎		◎	◎			◎			
39 高知	◎	◎	◎			なし	◎	◎	◎	なし	◎	なし		なし
40 福岡	◎	◎	◎		◎		◎	◎			◎	◎×2		
41 佐賀								◎				◎		
42 長崎		◎	◎		◎			◎	◎		◎			
43 熊本	◎	◎	◎		◎	なし	◎	◎	◎	なし	◎	なし		なし
44 大分	◎	◎	◎		◎			◎	◎		◎			
45 宮崎	◎	◎	◎				◎	◎				◎		
46 鹿児島			◎					◎	◎			◎		
47 沖縄	◎		◎		◎		◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎
合計	38	42	43	4	30	10	35	37	33(33人)	5(9人)	32	22	14(16人)	3(10人)

49施設中

49施設中

49施設中

49施設中

(注1) 「◎」が国庫補助金交付(申請)県、「○」が単独事業実施県

(注2) 事業区分F、J、L、Nの「なし」は、婦人保護施設がない県。

婦人相談所等職員の研修体制の整備

<国>

(1) 国の行う研修の充実強化<新規>

- ①婦人相談所職員の専門性の体系统化・標準化「女性相談・支援の手引き（仮）」の策定
- ②研修実施機関を確保（国立保健医療科学院）
- ③婦人相談所等指導的職員研修の実施

対象：婦人相談所等の指導的立場にある職員

期間：2泊3日程度

主な研修内容（案）

- ・アセスメントと自立促進計画策定
- ・関係機関連携の強化
- ・心理的ケア・同伴児童ケアの充実

(2) 全国婦人相談所長・主管係長会議 の開催(年1回)

- ①婦人保護事業に必要な行政情報の伝達
- ②関係省庁による関連行政情報の伝達
- ③先進的自治体取組例などの情報提供
- ④広域措置等全国的課題の検討

※全国婦人相談所長・主管係長研究協議会を衣替え

(3) 研修等実施のための補助（既存）

- (児童虐待・DV対策統合補助金)
①DV相談担当職員研修事業
- ②DV被害者保護支援ネットワーク事業

<都道府県>

(1) 国が実施する研修・会議への職員派遣

- ①指導的立場にある職員の養成
- ②研修・会議等の内容の伝達・共有

(2) 都道府県内の研修の充実

- 国が実施する研修を受講した指導的立場にある職員が講師となり、都道府県内の婦人保護事業に従事する職員等への研修を実施

- ①婦人相談所内研修の充実

- ②婦人相談員・婦人保護施設職員を対象とした研修の実施
- ③関係機関を対象とした研修の実施
 - ・福祉事務所・母子自立支援員・家庭相談員・DV相談員等を対象とした専門研修
 - ・市町村支援（スーパーバイズや市町村職員研修等への講師派遣等）
 - ・関係機関ネットワーク構築（NW会議）研修の実施

(篇卷39)

婦人相談所等における人身取引被害者への対応

厚生労働省雇用均等・児童家庭局（平成22年3月31日現在）

1 婦人相談所等における保護の状況

- 保護した被害者はすべて女性で合計275人。うち269人は婦人相談所が担当。その他の6人は児童相談所が担当（平成17年度5人・18年度1人）。
- フィリピン人・インドネシア人・タイ人の合計で全体の87%。
- 保護に至る相談経路の95%は警察もしくは入国管理局。
- 18歳未満は計15人。最年少は15歳。平均年齢24.8歳。

○年度別保護実績（合計275人）

平成13年度	1人	（タイ1人）
平成14年度	2人	（タイ2人）
平成15年度	6人	（タイ3人・フィリピン人3人）
平成16年度	24人	（タイ15人・台湾4人・インドネシア3人・韓国1人・コロンビア1人）
平成17年度	117人	（フィリピン64人・インドネシア40人・台湾6人・タイ4人・中国2人・韓国1人）
平成18年度	36人	（インドネシア17人・フィリピン12人・タイ4人・台湾2人・韓国1人）
平成19年度	36人	（フィリピン19人・韓国5人・タイ5人・インドネシア4人・ルーマニア1人・台湾2人）
平成20年度	39人	（タイ人22人・フィリピン11人・台湾3人・中国2人・バングラデシュ1人）
平成21年度	14人	（タイ人4人・フィリピン7人・中国2人・台湾1人）

○都道府県別保護実績（合計275人）

愛知県	55人	長野県	33人	千葉県	30人	東京都	**28人	栃木県	24人
秋田県	18人	島根県	14人	岐阜県	13人	広島県	*9人	鳥取県	9人
群馬県	9人	神奈川県	8人	大阪府	7人	福岡県	7人	茨城県	7人
兵庫県	4人	徳島県	3人	熊本県	2人				

新潟県・静岡県・大分県・鹿児島県・沖縄県 各1人

*6人が島根県より移管のため合計には算入せず

**3人が群馬県より移管、1人が長野県からの保護依頼のため合計に算入せず

○一時保護委託実績（275人のうち91人）

平成17年4月1日～平成22年3月31日までに91人の一時保護委託を実施

内訳 婦人保護施設 *35人・母子生活支援施設32人・民間シェルター24人
児童自立援助ホーム1人

*うち1人は2回目の委託のため合計には算入せず

○平均保護日数 33.6日

2 被害者に対する支援

- 相談や支援における適切な母語通訳の確保
- 母国の文化を尊重した日常生活場面での支援
- 医師の診察や医療費の補助等による健康支援
- 必要に応じて弁護士等による法的対応支援
- 心理療法担当職員によるカウンセリング等の心理的ケア
- ※ 被害者の立場に立ち、適切に保護を行うには、警察、入国管理局、大使館、IOM（国際移住機関）等の関係機関との緊密な連携が欠かせない。

児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱新旧対照表(案)

新	旧
<p>別 紙</p> <p>児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金においては、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年厚生省 労働省 令第 6 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この補助金は、別表の第 1 欄に掲げる児童虐待防止対策等支援事業及び DV・女性保護対策等支援事業の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって地域における児童虐待・DV 対策等の一層の普及促進を図ることを目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は次の事業を対象とする。</p>	<p>別 紙</p> <p>児童虐待・DV 対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 児童虐待・DV 対策等総合支援事業費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年厚生省 労働省 令第 6 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この補助金は、別表の第 1 欄に掲げる児童虐待防止対策等支援事業及び DV・女性保護対策等支援事業の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって地域における児童虐待・DV 対策等の一層の普及促進を図ることを目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は次の事業を対象とする。</p>

(1) 児童虐待防止対策等支援事業

ア 平成 17 年 5 月 2 日雇児発第 0502001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童虐待防止対策支援事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童虐待防止対策支援事業
イ 平成 17 年 3 月 28 日雇児発第 0328006 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「ひきこもり等児童福祉対策事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行うひきこもり等児童福祉対策事業
ウ 児童家庭支援センター運営等事業
(ア) 平成 10 年 5 月 18 日児発第 397 号厚生省児童家庭局長通知の別紙 1 「児童家庭支援センター設置運営要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童家庭支援センター運営事業
(イ) 平成 10 年 5 月 18 日児発第 397 号厚生省児童家庭局長通知の別紙 2 「退所児童

(1) 児童虐待防止対策等支援事業
ア 平成 17 年 5 月 2 日雇児発第 0502001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童虐待防止対策支援事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童虐待防止対策支援事業
イ 平成 17 年 3 月 28 日雇児発第 0328006 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「ひきこもり等児童福祉対策事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行うひきこもり等児童福祉対策事業
ウ 児童家庭支援センター運営等事業
(ア) 平成 10 年 5 月 18 日児発第 397 号厚生省児童家庭局長通知の別紙 1 「児童家庭支援センター設置運営要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童家庭支援センター運営事業
(イ) 平成 10 年 5 月 18 日児発第 397 号厚生省児童家庭局長通知の別紙 2 「退所児童

等アフターケア事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う退所児童等アフターケア事業
 工 平成20年4月1日雇児発第0401011号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「里親支援機関事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う里親支援機関事業

才 平成21年3月31日雇児発第0331014号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「基幹的職員研修事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う基幹的職員研修事業
 力 平成19年4月23日雇児発第0423005号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「身元保証人確保対策事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行う身元保証人確保対策事業
 キ 平成19年4月23日雇児発第0423005号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「身元保証人確保対策事業実施要綱」に基づき、市及び福祉事務所を設置する町村が行う身元保証人確保対策事業（母子生活支援施設分に限る。）に対して都道府県が補助する事業
 (2) DV・女性保護対策等支援事業
 ア 昭和38年3月19日厚生省発社第34号厚生事務次官通知「婦人保護事業の実施要領について」の第四の5に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び市が行う婦人相談員活動強化事業

イ 元春防止活動・DV対策機能強化事業
 (ア) 昭和38年3月19日厚生省発社第34号厚生事務次官通知「婦人保護事業の実施要領について」の第四の1の(2)及び同3の(2)のアに基づき都道府県が行う婦人保護事業に係る啓発活動事業
 (イ) 平成3年6月12日社生第80号厚生省社会局長通知の別紙「婦人保護施設退所者自立生活援助事業実施要領」に基づき都道府県が行う婦人保護施設退所者自立生活援助事業
 (ウ) 平成22年3月29日雇児発0329第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「休日夜間電話相談事業及び法的対応機能強化事業実施要綱」の1に基づき、都道府県が行う休日夜間電話相談事業
 (エ) 平成14年5月30日雇児発第0530006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業及び職員専門研修事業実施要綱」の1に基づき都道府県が行う配偶者からの暴力被害者保護支援ネットワーク事業

等アフターケア事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う退所児童等アフターケア事業
 工 平成20年4月1日雇児発第0401011号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「里親支援機関事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う里親支援機関事業

才 平成21年3月31日雇児発第0331014号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「基幹的職員研修事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う基幹的職員研修事業
 力 平成19年4月23日雇児発第0423005号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「身元保証人確保対策事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行う身元保証人確保対策事業
 キ 平成19年4月23日雇児発第0423005号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「身元保証人確保対策事業実施要綱」に基づき、市及び福祉事務所を設置する町村が行う身元保証人確保対策事業（母子生活支援施設分に限る。）に対して都道府県が補助する事業
 (2) DV・女性保護対策等支援事業
 ア 昭和38年3月19日厚生事務次官通知「婦人保護事業の実施要領について」の第四の5に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び市が行う婦人相談員活動強化事業

イ 元春防止活動・DV対策機能強化事業
 (ア) 昭和38年3月19日厚生省発社第34号厚生事務次官通知「婦人保護事業の実施要領について」の第四の1の(2)及び同3の(2)のアに基づき都道府県が行う婦人保護事業に係る啓発活動事業
 (イ) 平成3年6月12日社生第80号厚生省社会局長通知の別紙「婦人保護施設退所者自立生活援助事業実施要領」に基づき都道府県が行う婦人保護施設退所者自立生活援助事業
 (ウ) 平成22年3月29日雇児発0329第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「休日夜間電話相談事業及び法的対応機能強化事業実施要綱」の1に基づき、都道府県が行う休日夜間電話相談事業
 (エ) 平成14年5月30日雇児発第0530006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業及び職員専門研修事業実施要綱」の1に基づき都道府県が行う配偶者からの暴力被害者保護支援ネットワーク事業

(才) 平成 14 年 5 月 30 日雇児発第 0530006 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業及び職員専門研修事業実施要綱」の 2 に基づき都道府県が行う配偶者からの暴力相談担当職員研修事業

(カ) 平成 21 年 4 月 6 日雇児発第 0406002 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「人身取引被害者及び外国人 DV 被害者を支援する専門通訳者養成研修事業について」に基づき都道府県が行う専門通訳者養成研修事業

(キ) 平成 22 年 3 月 29 日雇児発 0329 第 10 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「休日夜間電話相談事業及び法的対応機能強化事業実施要綱」の 2 に基づき、都道府県が行う法的対応機能強化事業

(交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、別表の第 1 欄に定める区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。

(1) 3 の (1) の事業

ア 別表の第 2 欄の各種目ごとに、第 3 欄に定める基準額と第 4 欄に定める対象経費の実支出し額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に第 5 欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、交付額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(2) 3 の (1) の事業

(1) のアに準じて選定された額に 4 分の 3 を乗じて得た額の合計額と、都道府県が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に第 5 欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、交付額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、別表の第 1 欄に定める区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された区分ごとの合計額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 3 の (1) の事業

ア 別表の第 2 欄の各種目ごとに、第 3 欄に定める基準額と第 4 欄に定める対象経費の実支出し額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に第 5 欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(2) 3 の (1) の事業

(1) のアに準じて選定された額に 4 分の 3 を乗じて得た額の合計額と、都道府県が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に第 5 欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(以下略)

(以下略)

新

別 表

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
児童虐待防止対策等支援事業	児童虐待防止対策等支援事業	次により算出された額の合計額	児童虐待防止対策支援事業	1／2	児童虐待防止対策支援事業	協力体制整備事業（主任児童委員等研修）	1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たリ	協力体制整備事業（主任児童委員等研修）	1／2
						1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たリ	325,000円	1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たリ	325,000円
						2 カウンセリング強化事業（複数実施可能）	児童相談所1か所当たリ	2 カウンセリング強化事業（複数実施可能）	児童相談所1か所当たリ
						・カウンセリング促進事業	706,000円	・カウンセリング促進事業	706,000円
						・家族療法事業	1,991,000円	・家族療法事業	1,991,000円
						・ファミリーグループカンファレンス事業	3,609,000円	・ファミリーグループカンファレンス事業	3,609,000円
						・宿泊型事業	4,355,000円	・宿泊型事業	4,355,000円
						3 医療的機能強化事業	2,108,000円	3 医療的機能強化事業	2,108,000円
						1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たリ	558,000円	1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たリ	558,000円
						4 法的対応機能強化事業	511,000円	4 法的対応機能強化事業	511,000円
						児童相談所1か所当たリ	250,000円	児童相談所1か所当たリ	250,000円
						5 スーパーベイズ・権利擁護機能強化事業	1都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たリ	5 スーパーベイズ・権利擁護機能強化事業	1都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たリ
						6 専門性強化事業	250,000円	6 専門性強化事業	250,000円

新		旧	
①宿泊指導 児童1人当たり日額 3,570円 ②通所指導 児童1人当たり日額 2,100円 3 ひきこもり等児童福祉教育連絡会議費 1回当たり 12,200円	2 ひきこもり等児童宿泊等指導事業 ①宿泊指導 児童1人当たり日額 3,570円 ②通所指導 児童1人当たり日額 2,100円 3 ひきこもり等児童福祉教育連絡会議費 1回当たり 12,200円	2 ひきこもり等児童宿泊等指導事業 ①宿泊指導 児童1人当たり日額 3,570円 ②通所指導 児童1人当たり日額 2,100円 3 ひきこもり等児童福祉教育連絡会議費 1回当たり 12,200円	ただし、「ひきこもり等児童福祉対策事業の実施について」(平成17年3月28日雇児発第0328006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に定める保護者の負担相当額を除く。
児童家庭支援センター運営事業 次により算出された額の合計額	児童家庭支援センター運営事業 次により算出された額の合計額	児童家庭支援センター運営事業 次により算出された額の合計額	ただし、「ひきこもり等児童福祉対策事業について」(平成17年3月28日雇児発第0328006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に定める保護者の負担相当額を除く。
①運営費 1 か所当たり 心理療法等を担当する職員が常勤の場合 年間 12,695,000円 心理療法等を担当する職員が非常勤の場合 年間 9,281,000円 (年度途中の開始、又は中止等の場合) 心理療法等を担当する職員が常勤の場合 月額 1,057,000円 心理療法等を担当する職員が非常勤の場合 月額 773,000円 (1月末満の場合は1月とする) ② 初度調査費 1 か所当たり 420,000円	① 運営費 1 か所当たり 心理療法等を担当する職員が常勤の場合 年間 12,695,000円 心理療法等を担当する職員が非常勤の場合 年間 9,281,000円 (年度途中の開始、又は中止等の場合) 心理療法等を担当する職員が常勤の場合 月額 1,057,000円 心理療法等を担当する職員が非常勤の場合 月額 773,000円 (1月末満の場合は1月とする) ② 初度調査費 1 か所当たり 420,000円	① 運営費 1 か所当たり 心理療法等を担当する職員が常勤の場合 年間 12,695,000円 心理療法等を担当する職員が非常勤の場合 年間 9,281,000円 (年度途中の開始、又は中止等の場合) 心理療法等を担当する職員が常勤の場合 月額 1,057,000円 心理療法等を担当する職員が非常勤の場合 月額 773,000円 (1月末満の場合は1月とする) ② 初度調査費 1 か所当たり 420,000円	「ひきこもり等児童福祉対策事業について」(平成17年3月28日雇児発第0328006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に定める保護者の負担相当額を除く。

新

旧

里親支援機関事業	次により算出された額の合計額 1 里親制度普及・促進事業 1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たる 3,993,000円 2 里親委託推進・支援等事業 1 か所当たり 7,492,000円	里親支援機関事業に必要な賃金、報酬、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料 1／2	次により算出された額の合計額 1 里親制度普及・促進事業 1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たる 3,963,000円 2 里親委託推進・支援等事業 1 か所当たり 7,424,000円	里親支援機関事業に必要な賃金、報酬、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料 1／2
		削除	削除	削除
里親支援機関事業	次により算出された額の合計額 1 里親制度普及・促進事業 1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たる 3,993,000円 2 里親委託推進・支援等事業 1 か所当たり 7,492,000円	里親支援機関事業に必要な賃金、報酬、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料 1／2	(経過措置分) 里親支援事業 次により算出された額の合計額 1 基礎研修 1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たる 512,000円 2 専門里親研修 1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たる 1,312,000円 3 里親養育相談事業 1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たる 924,000円 4 里親養育援助事業 1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たる 8,435,000円 5 里親養育相互援助事業 1 か所当たり 510,000円	(経過措置分) 里親支援事業 次により算出された額の合計額 1 基礎研修 1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たる 512,000円 2 専門里親研修 1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たる 1,312,000円 3 里親養育相談事業 1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たる 924,000円 4 里親養育援助事業 1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たる 8,435,000円 5 里親養育相互援助事業 1 か所当たり 510,000円
		削除	削除	削除

新

三

	基幹的職員研修事業	次により算出した額の合計額 1都道府県（指定都市、児童相談所設置市）当たり <u>472,000円</u>	基幹的職員研修事業に必要な報償費、旅費、需用費用（印刷製本費）、使用料及び賃借料、賃金、委託料	次により算出した額の合計額 1都道府県（指定都市、児童相談所設置市）当たり <u>471,000円</u>	基幹的職員研修事業に必要な報償費、旅費、需用費用（印刷製本費）、使用料及び賃借料、賃金、委託料	次により算出した額の合計額 1都道府県（指定都市、児童相談所設置市）当たり <u>471,000円</u>
	身元保証人離保対策事業	次により算出された額の合計額 1就職時の身元保証 施設退所児童等の保険対象者1人当たり 10,560円	身元保証人離保対策事業に必要な報償費（保険料）	次により算出された額の合計額 1就職時の身元保証 施設退所児童等の保険対象者1人当たり 10,560円	身元保証人離保対策事業に必要な報償費（保険料）	次により算出された額の合計額 1就職時の身元保証 施設退所児童等の保険対象者1人当たり 10,560円
	D V・婦人相談員活動強化対策事業	次により算出された額の合計額 1賃貸住宅等の賃借時の連帯保証 施設退所児童等の保険対象者1人当たり 19,152円	D V・婦人相談員活動強化対策事業に必要な報償費（保険料）	次により算出された額の合計額 1賃貸住宅等の賃借時の連帯保証 施設退所児童等の保険対象者1人当たり 19,152円	D V・婦人相談員活動強化対策事業に必要な報償費（保険料）	次により算出された額の合計額 1賃貸住宅等の賃借時の連帯保証 施設退所児童等の保険対象者1人当たり 19,152円
	D V・婦人相談員活動強化対策事業	次により算出された額の合計額 1婦人相談員手当 厚生労働大臣が必要と認めた婦人相談員の数の範囲内における各月現員延数に <u>107,000円</u> を乗じて算定した額。	D V・婦人相談員活動強化対策事業に必要な報償費（保険料）	次により算出された額の合計額 1婦人相談員手当 厚生労働大臣が必要と認めた婦人相談員の数の範囲内における各月現員延数に <u>107,000円</u> を乗じて算定した額。	D V・婦人相談員活動強化対策事業に必要な報償費（保険料）	次により算出された額の合計額 1婦人相談員手当 厚生労働大臣が必要と認めた婦人相談員の数の範囲内における各月現員延数に <u>107,000円</u> を乗じて算定した額。
	D V・婦人相談員活動強化対策事業	次により算出された額の合計額 1婦人相談員活動強化対策費 (1) 婦人相談員手当 厚生労働大臣が必要と認めた婦人相談員の数の範囲内における各月現員延数に <u>106,800円</u> を乗じて算定した額。	D V・婦人相談員活動強化対策事業に必要な報償費（保険料）	次により算出された額の合計額 1婦人相談員活動強化対策費 (1) 婦人相談員手当 厚生労働大臣が必要と認めた婦人相談員の数の範囲内における各月現員延数に <u>106,800円</u> を乗じて算定した額。	D V・婦人相談員活動強化対策事業に必要な報償費（保険料）	次により算出された額の合計額 1婦人相談員活動強化対策費 (1) 婦人相談員手当 厚生労働大臣が必要と認めた婦人相談員の数の範囲内における各月現員延数に <u>106,800円</u> を乗じて算定した額。

新

旧

	市、児童相談所設置市及び市においては年額4,9, 0 0 0 円を乗じて算定した額。 ただし、婦人相談員を年の中途において任免したとき、その在職期間が6か月未満の場合は年額の1／2の額とすること。		市、児童相談所設置市及び市においては年額4,9, 0 0 0 円を乗じて算定した額。 ただし、婦人相談員を年の中途において任免したとき、その在職期間が6か月未満の場合は年額の1／2の額とすること。	
	壳春防 止活 動・D V対策 機能強 化事業	5／1 0 次により算出された額の合計額	壳春防 止活 動・D V対策 機能強 化事業	5／1 0 次により算出された額の合計額
	(1) 壳春防 止活動推進等事業強化対策費 （1） 婦人保護啓発活動事業 A型（東京・大阪） 年額 604,000円 B型（北海道・埼玉・神奈川・静岡・愛知・京都・兵庫・ 広島・福岡・長崎・沖縄） 年額 444,000円 C型（その他の県） 年額 338,000円	(1) 壳春防 止活動推進等事業強化対策費 （1） 婦人保護啓発活動事業 A型（東京・大阪） 年額 604,000円 B型（北海道・埼玉・神奈川・静岡・愛知・京都・兵庫・ 広島・福岡・長崎・沖縄） 年額 444,000円 C型（その他の県） 年額 338,000円	(1) 壳春防 止活動推進等事業強化対策費 （1） 婦人保護啓発活動事業 A型（東京・大阪） 年額 604,000円 B型（北海道・埼玉・神奈川・静岡・愛知・京都・兵庫・ 広島・福岡・長崎・沖縄） 年額 444,000円 C型（その他の県） 年額 338,000円	(1) 壳春防 止活動推進等事業強化対策費 （1） 婦人保護啓発活動事業 A型（東京・大阪） 年額 604,000円 B型（北海道・埼玉・神奈川・静岡・愛知・京都・兵庫・ 広島・福岡・長崎・沖縄） 年額 444,000円 C型（その他の県） 年額 338,000円

新	旧	(2) 配偶者からの暴力被害者保護支援ネットワーク 事業 年額 800,800円	(2) 配偶者からの暴力被害者保護支援ネットワーク 事業 年額 800,800円	(3) 配偶者からの暴力相談担当職員研修事業 年額 79,330円	(3) 配偶者からの暴力相談担当職員研修事業 年額 79,330円	(4) 専門通訳者養成研修事業 年額 630,000円	(4) 専門通訳者養成研修事業 年額 630,000円	(5) 法的対応機能強化事業 年額 713,960円	(5) 法的対応機能強化事業 年額 713,960円
		配偶者からの暴力被害者保護支援ネットワーク事業に必要な報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）	配偶者からの暴力被害者保護支援ネットワーク事業に必要な報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）	配偶者からの暴力相談担当職員の研修に必要な報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、使用料及び賃借料	配偶者からの暴力相談担当職員の研修に必要な報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、使用料及び賃借料	専門通訳者養成研修に必要な報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料	専門通訳者養成研修に必要な報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料	法的対応機能強化事業に必要な報酬、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）	法的対応機能強化事業に必要な報酬、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）

児童扶養手当給付費国庫負担金交付要綱一部改正新旧対照表(案)

改正後	現行
<p>児童扶養手当給付費国庫負担金交付要綱</p> <p>(昭和60年10月2日厚生省発児第150号 各都道府県知事宛厚生事務次官通知)</p> <p>[改正経過]</p> <p>第1次改正〔平成元年4月10日厚生省発児第62号〕 第2次改正〔平成12年4月19日厚生省発児第72号〕 第3次改正〔平成14年10月1日厚生労働省発児第1001001号〕 第4次改正〔平成15年3月31日厚生労働省発児第0331002号〕 第5次改正〔平成18年3月31日厚生労働省発児第0331022号〕 第6次改正〔平成 年 月 日厚生労働省発児第 号〕</p> <p>—～十一 略</p>	<p>児童扶養手当給付費国庫負担金交付要綱</p> <p>(昭和60年10月2日厚生省発児第150号 各都道府県知事宛厚生事務次官通知)</p> <p>[改正経過]</p> <p>第1次改正〔平成元年4月10日厚生省発児第62号〕 第2次改正〔平成12年4月19日厚生省発児第72号〕 第3次改正〔平成14年10月1日厚生労働省発児第1001001号〕 第4次改正〔平成15年3月31日厚生労働省発児第0331002号〕 第5次改正〔平成18年3月31日厚生労働省発児第0331022号〕 略</p>

様式第1号～2号

略

様式第2号－付表1

略

様式第2号－付表2

所要額算定基礎

区分	平成 年 1月末日 現在数	各支払期別支出予定額						計	
		4月		8月		12月			
		延月人数	支出予定額	延月人数	支出予定額	延月人数	支出予定額	延月人数	支出予定額
全部支給者	人	人	円	人	円	人	円	人	円
一部停止者									
加算額	2子加算								
	3子以降加算								
合 計									

（記入注意）

1.「全部支給者」及び「一部停止者」欄には、該当する受給者数を「加算額」欄には、該当する支給対象児童数をそれ

ぞれ記入すること。

2.「支出予定額」欄には、「延月人数」に手当月額(加算額)を乗じた額を記入すること。

様式第1号～2号

略

様式第2号－付表1

略

様式第2号－付表2

所要額算定基礎

受給者（父・母・養育者）

区分	平成 年 1月末日 現在数	各支払期別支出予定額						計	
		4月		8月		12月			
		延月人数	支出予定額	延月人数	支出予定額	延月人数	支出予定額	延月人数	支出予定額
全部支給者	人	人	円	人	円	人	円	人	円
一部停止者									
加算額	2子加算								
	3子以降加算								
合 計									

（記入注意）

1.「全部支給者」及び「一部停止者」欄には、該当する受給者数を「加算額」欄には、該当する支給対象児童数をそれ
ぞれ記入すること。

2.「支出予定額」欄には、「延月人数」に手当月額(加算額)を乗じた額を記入すること。

3.この表は、受給者別にそれぞれ作成し、「受給者」欄の該当箇所を○で囲むこと。

様式第3号～3号－付表1

略

様式第3号－付表2

所要額算定基礎

区分	平成年 1月末日 現在数	各支払期別支出予定額						計	
		4月		8月		12月			
		延月人数	支出予定額	延月人数	支出予定額	延月人数	支出予定額	延月人数	支出予定額
全部支給者	人	人	円	人	円	人	円	人	円
一部停止者									
加算額	2子加算								
	3予以降加算								
合計									

(記入注意)

1.「全部支給者」及び「一部停止者」欄には、該当する受給者数を「加算額」欄には、該当する支給対象児童数をそれぞれ記入すること。

2.「支出予定額」欄には、「延月人数」に手当月額(加算額)を乗じた額を記入すること。

様式第3号－付表3

略

様式第3号～3号－付表1

略

様式第3号－付表2

所要額算定基礎

受給者(父・母・養育者)

区分	平成年 1月末日 現在数	各支払期別支出予定額						計	
		4月		8月		12月			
		延月人数	支出予定額	延月人数	支出予定額	延月人数	支出予定額	延月人数	支出予定額
全部支給者	人	人	円	人	円	人	円	人	円
一部停止者									
加算額	2子加算								
	3予以降加算								
合計									

(記入注意)

1.「全部支給者」及び「一部停止者」欄には、該当する受給者数を「加算額」欄には、該当する支給対象児童数をそれぞれ記入すること。

2.「支出予定額」欄には、「延月人数」に手当月額(加算額)を乗じた額を記入すること。

3.この表は、受給者別にそれぞれ作成し、「受給者」欄の該当箇所を○で囲むこと。

様式第3号－付表3

略

様式第4号～4号一付表1

略

様式第4号一付表2

所要額算定基礎

区分	4月～12月		1月～3月		計	
	延月人数	支出済額	延月人数	支出予定額	延月人数	支出予定額
全部支給者	人	円	人	円	人	円
一部支給者						
加算額	2子加算					
	3子以降加算					
合 計						

(記入注意)

1.「全部支給者」及び「一部停止者」欄には、該当する受給者数を「加算額」欄には、該当する支給対象児童数をそれぞれ記入すること。

2.「支出予定額」欄には、「延月人数」に手当月額(加算額)を乗じた額を記入すること。

様式第4号～4号一付表1

略

様式第4号一付表2

所要額算定基礎

受給者（父・母・養育者）

区分	4月～12月		1月～3月		計	
	延月人数	支出済額	延月人数	支出予定額	延月人数	支出予定額
全部支給者	人	円	人	円	人	円
一部支給者						
加算額	2子加算					
	3子以降加算					
合 計						

(記入注意)

1.「全部支給者」及び「一部停止者」欄には、該当する受給者数を「加算額」欄には、該当する支給対象児童数をそれぞれ記入すること。

2.「支出予定額」欄には、「延月人数」に手当月額(加算額)を乗じた額を記入すること。

3.この表は、受給者別にそれぞれ作成し、「受給者」欄の該当箇所を○で囲むこと。

様式第5号～5号一付表1
略

様式第5号一付表2

所要額算定基礎

区分	4月～12月		1月～3月		計	
	延月人数	支出済額	延月人数	支出予定額	延月人数	支出予定額
全部支給者	人	円	人	円	人	円
一部支給者						
加算額	2子加算					
	3子以降加算					
合計						

(記入注意)

1.「全部支給者」及び「一部停止者」欄には、該当する受給者数を「加算額」欄には、該当する支給対象児童数をそれぞれ記入すること。

2.「支出予定額」欄には、「延月人数」に手当月額(加算額)を乗じた額を記入すること。

様式第5号～5号一付表3～様式第7号
略

様式第5号～5号一付表1
略

様式第5号一付表2

区分	4月～12月		1月～3月		計		受給者（父・母・養育者）
	延月人数	支出済額	延月人数	支出予定額	延月人数	支出予定額	
全部支給者	人	円	人	円	人	円	
一部支給者							
加算額	2子加算						
	3子以降加算						
合計							

(記入注意)

1.「全部支給者」及び「一部停止者」欄には、該当する受給者数を「加算額」欄には、該当する支給対象児童数をそれぞれ記入すること。

2.「支出予定額」欄には、「延月人数」に手当月額(加算額)を乗じた額を記入すること。

3.この表は、受給者別にそれぞれ作成し、「受給者」欄の該当箇所を○で囲むこと。

様式第5号～5号一付表3～様式第7号
略

様式第8号～8号一付表1

略

様式第8号－付表2

対象経費の実支出額及び過年度支払取消額算定表

区分	対象経費の実支出額						備考	
	支出済額(A)		現年度支払取消にかかる歳出戻入未済額(B)		差引額 (A)-(B)=(C)			
	延月人数	支出額	延月人数	戻入未済額	延月人数	対象経費の 実支出額		
全部支給者	人	円	人	円	人	円	人	円
一部停止者								
2子加算 加算額								
3子以降加算								
計								

(記入注意)

- 「支出済額」欄は、様式第8号－付表3及び付表4により記入すること。
- 「現年度支払取消にかかる歳出戻入未済額」欄は、様式第8号－付表5により記入すること。
- 「過年度支払取消額」欄は、過年度における支払済額のうち、現年度において取消しをした額を記入すること。

様式第8号～8号一付表1

略

様式第8号－付表2

対象経費の実支出額及び過年度支払取消額算定表

区分	対象経費の実支出額						備考	
	支出済額(A)		現年度支払取消にかかる歳出戻入未済額(B)		差引額 (A)-(B)=(C)			
	延月人数	支出額	延月人数	戻入未済額	延月人数	対象経費の 実支出額		
全部支給者	人	円	人	円	人	円	人	円
一部停止者								
2子加算 加算額								
3子以降加算								
計								

(記入注意)

- 「支出済額」欄は、様式第8号－付表3及び付表4により記入すること。
- 「現年度支払取消にかかる歳出戻入未済額」欄は、様式第8号－付表5により記入すること。
- 「過年度支払取消額」欄は、過年度における支払済額のうち、現年度において取消しをした額を記入すること。
- この表は、受給者別にそれぞれ作成し、「受給者」欄の該当箇所を○で囲むこと。

行
現

様式第8号-付表3

受給者等の月別状況

区分	全部支給者	一部停止者	加算児童数		備考
			2子加算	3子以降加算	
年12月					
年1月					
2月					
3月					
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
年1月					
2月					
3月					
計					

(記入注意)

後段の年12月～3月は資格喪失等に伴う随時払分を記入すること。

後
改
正

様式第8号-付表3

受給者等の月別状況

受給者(父・母・養育者)

区分	全部支給者	一部停止者	加算児童		備考
			2子加算	3子以降加算	
年12月					
年1月					
2月					
3月					
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
年1月					
2月					
3月					
計					

(記入注意)

1. 後段の年12月～3月は資格喪失等に伴う随時払分を記入すること。
 2. この表は、受給者別にそれぞれ作成し、「受給者」欄の該当箇所を○で囲むこと。

現行

様式第8号-付表4

支 払 調 整

区分		現年度分	過年度分	計	内訳
		円	円	円	
全 部 支 給 者	追加				
	減額	△	△	△	
	計				
一 部 停 止 者	追加				
	減額	△	△	△	
	計				
加 算 額	追加				
	減額	△	△	△	
	計				
2 子 加 算	追加				
	減額	△	△	△	
	計				
3 子 以 降 加 算	追加				
	減額	△	△	△	
	計				
合 計					

(記入注意)

「内訳」欄には、件数、単価、理由を適宜記入すること。

後正改

様式第8号-付表4

支 払 調 整

受給者（父・母・養育者）

区分		現年度分	過年度分	計	内訳
		円	円	円	
全 部 支 給 者	追加				
	減額	△	△	△	
	計				
一 部 停 止 者	追加				
	減額	△	△	△	
	計				
加 算 額	追加				
	減額	△	△	△	
	計				
2 子 加 算	追加				
	減額	△	△	△	
	計				
3 子 以 降 加 算	追加				
	減額	△	△	△	
	計				
合 計					

(記入注意)

1. 「内訳」欄には、件数、単価、理由を適宜記入すること。

2. この表は、受給者別にそれぞれ作成し、「受給者」欄の該当箇所を○で囲むこと。

様式第8号-付表5

現年度分支払取消額内訳

区分	支払取消額(A)		歳出戻入額(B)		差引歳出戻入未済額		備考
	延月人數	取消額	延月人數	戻入済額	延月人數	戻入未済額	
全部支給者	人	円	人	円	人	円	
一部停止者							
2 子加算							
加算額 3 子以降加算							
計							

(記入注意)

「全部支給者」及び「一部停止者」欄には、該当する受給者数を「加算額」欄には、該当する支給対象児童数をそれぞれ記入すること。

なお、この付表は、現年度において支出した額のうち、現年度中に取消しをした額について記入すること。

様式第8号-付表5

現年度分支払取消額内訳

受給者(父・母・養育者)

区分	支払取消額(A)		歳出戻入額(B)		差引歳出戻入未済額		備考
	延月人數	取消額	延月人數	戻入済額	延月人數	戻入未済額	
全部支給者	人	円	人	円	人	円	
一部停止者							
2 子加算							
加算額 3 子以降加算							
計							

(記入注意)

1. 「全部支給者」及び「一部停止者」欄には、該当する受給者数を「加算額」欄には、該当する支給対象児童数をそれぞれ記入すること。

2. この表は、現年度において支出した額のうち、現年度中に取消しをした額について記入すること。

3. この表は、受給者別にそれぞれ作成し、「受給者」欄の該当箇所を○で囲むこと。

様式第9号～9号一付表1

略

様式第9号-付表2

対象経費の実支出額及び過年度支払取消額算定表（都道府県分）

区分	対象経費の実支出額						備考	
	支出済額(A)		現年度支払取消にかかる歳出戻入未済額(B)		差引額 (A)-(B)=(C)			
	延月人数	支出額	延月人数	戻入未済額	延月人数	対象経費の 実支出額		
全部支給者	人	円	人	円	人	円	人	
一部停止者								
2 子加算 加算額								
3 予以降加算								
計								

(記入注意)

- 「支出済額」欄は、様式第9号-付表3及び付表4により記入すること。
- 「現年度支払取消にかかる歳出戻入未済額」欄は、様式第9号-付表5により記入すること。
- 「過年度支払取消額」欄は、過年度における支払済額のうち、現年度において取消しをした額を記入すること。

様式第9号～9号一付表1

略

様式第9号-付表2

対象経費の実支出額及び過年度支払取消額算定表（都道府県分）

区分	対象経費の実支出額						備考	
	支出済額(A)		現年度支払取消にかかる歳出戻入未済額(B)		差引額 (A)-(B)=(C)			
	延月人数	支出額	延月人数	戻入未済額	延月人数	対象経費の 実支出額		
全部支給者	人	円	人	円	人	円	人	
一部停止者								
2 子加算 加算額								
3 予以降加算								
計								

(記入注意)

- 「支出済額」欄は、様式第9号-付表3及び付表4により記入すること。
- 「現年度支払取消にかかる歳出戻入未済額」欄は、様式第9号-付表5により記入すること。
- 「過年度支払取消額」欄は、過年度における支払済額のうち、現年度において取消しをした額を記入すること。
- この表は、受給者別にそれぞれ作成し、「受給者」欄の該当箇所を○で囲むこと。

現 行

様式第9号-付表3

受給者等の月別状況(都道府県分)

区分	全部支給者	一部停止者	加算児童数		備考
			2子加算	3子以降加算	
年12月					
年1月					
2月					
3月					
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
年1月					
2月					
3月					
計					

(記入注意)

後段の年12月～3月は
資格喪失等に伴う随時
払分を記入すること。

改 正

様式第9号-付表3

受給者等の月別状況(都道府県分)

受給者(父・母・養育者)

区分	全部支給者	一部停止者	加算児童数		備考
			2子加算	3子以降加算	
年12月					
年1月					
2月					
3月					
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
年1月					
2月					
3月					
計					

(記入注意)

1. 後段の年12月～3月は資格喪失等に伴う随時
払分を記入すること。
2. この表は、受給者別にそれぞれ作成し、「受
給者」欄の該当箇所を○で囲むこと。

現行

様式第9号-付表4

支 払 調 整 (都道府県分)

区分		現年度分	過年度分	計	内訳
全部 支給者	追加	円	円	円	
	減額	△	△	△	
	計				
一部 停止者	追加				
	減額	△	△	△	
	計				
加算額	追加				
	減額	△	△	△	
	計				
3子以降 加算	追加				
	減額	△	△	△	
	計				
合 計					

(記入注意)

「内訳」欄には、件数、単価、理由を適宜記入すること。

改正後

様式第9号-付表4

支 払 調 整 (都道府県分)

受給者(父・母・養育者)

区分		現年度分	過年度分	計	内訳
全部 支給者	追加	円	円	円	
	減額	△	△	△	
	計				
一部 停止者	追加				
	減額	△	△	△	
	計				
加算額	追加				
	減額	△	△	△	
	計				
3子以降 加算	追加				
	減額	△	△	△	
	計				
合 計					

(記入注意)

1. 「内訳」欄には、件数、単価、理由を適宜記入すること。

2. この表は、受給者別にそれぞれ作成し、「受給者」欄の該当箇所を○で囲むこと。

様式第9号-付表5

区分	支払取消額 (A)		歳出戻入額 (B)		差引歳出戻入未済額		備考
	延月人数	取消額	延月人数	戻入済額	延月人数	戻入未済額	
全部支給者	人	円	人	円	人	円	
一部停止者							
2 子加算							
加算額 3 子以降加算							
計							

(記入注意)

「全部支給者」及び「一部停止者」欄には、該当する受給者数を「加算額」欄には、該当する支給対象児童数をそれぞれ記入すること。
 なお、この付表は、現年度において支出した額のうち、現年度中に取消しをした額について記入すること。

様式第9号-付表6
略

様式第9号-付表5

区分	支払取消額 (A)		歳出戻入額 (B)		差引歳出戻入未済額		備考
	延月人数	取消額	延月人数	戻入済額	延月人数	戻入未済額	
全部支給者	人	円	人	円	人	円	
一部停止者							
2 子加算							
加算額 3 子以降加算							
計							

(記入注意)

1. 「全部支給者」及び「一部停止者」欄には、該当する受給者数を「加算額」欄には、該当する支給対象児童数をそれぞれ記入すること。
2. この表は、現年度において支出した額のうち、現年度中に取消しをした額について記入すること。
3. この表は、受給者別にそれぞれ作成し、「受給者」欄の該当箇所を○で囲むこと。

様式第9号-付表6
略

様式第9号-付表7

対象経費の実支出額及び過年度分支払取消額算定表(市等分)

区分	対象経費の実支出額						過年度分支払取消額	備考		
	支出済額(A)		現年度分支払取消にかかる歳出戻入未済額(B)		差引額(A)-(B)=(C)					
	延月人数	支出額	延月人数	戻入未済額	延月人数	対象経費の実支出額				
全部支給者	人	円	人	円	人	円	人	円		
一部停止者										
加算額	2 子加算									
	3 子以降加算									
計										

(記入注意)

- 「支出済額」欄は、様式第9号-付表8及び付表9により記入すること。
- 「現年度分支払取消にかかる歳出戻入未済額」欄は、様式第9号-付表10により記入すること。
- 「過年度分支払取消額」欄は、過年度における支払済額のうち、現年度において取消しをした額を記入すること。

様式第9号-付表7

対象経費の実支出額及び過年度分支払取消額算定表(市等分)

区分	対象経費の実支出額						受給者(父・母・養育者)	備考		
	支出済額(A)		現年度分支払取消にかかる歳出戻入未済額(B)		差引額(A)-(B)=(C)					
	延月人数	支出額	延月人数	戻入未済額	延月人数	対象経費の実支出額				
全部支給者	人	円	人	円	人	円	人	円		
一部停止者										
加算額	2 子加算									
	3 子以降加算									
計										

(記入注意)

- 「支出済額」欄は、様式第9号-付表8及び付表9により記入すること。
- 「現年度分支払取消にかかる歳出戻入未済額」欄は、様式第9号-付表10により記入すること。
- 「過年度分支払取消額」欄は、過年度における支払済額のうち、現年度において取消しをした額を記入すること。

現 行

様式第9号-付表8

受給者等の月別状況(市等分)

区分	全部支給者	一部停止者	加算児童数		備考
			2子加算	3子以降加算	
年12月					
年1月					
2月					
3月					
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
年1月					
2月					
3月					
計					

(記入注意)

後段の年12月～3月は
資格喪失等に伴う随時
払分を記入すること。

改 正

様式第9号-付表8

受給者等の月別状況(市等分)

受給者(父・母・養育者)

区分	全部支給者	一部停止者	加算児童数		備考
			2子加算	3子以降加算	
年12月					
年1月					
2月					
3月					
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
年1月					
2月					
3月					
計					

(記入注意)

後段の年12月～3月は
資格喪失等に伴う随時
払分を記入すること。

現 行

様式第9号-付表9

支 払 調 整 (市等分)

区 分		現年度分	過年度分	計	内 訳
全 部 支 給 者	追加	円	円	円	
	減額	△	△	△	
	計				
一 部 停 止 者	追加				
	減額	△	△	△	
	計				
加 算 額	追加				
	減額	△	△	△	
	計				
2 子 加 算	追加				
	減額	△	△	△	
	計				
3 子 以 降 加 算	追加				
	減額	△	△	△	
	計				
合 計					

(記入注意)

「内訳」欄には、件数、単価、理由を適宜記入すること。

後 改 正

様式第9号-付表9

支 払 調 整 (市等分)

受給者（父・母・養育者）

区 分		現年度分	過年度分	計	内 訳
全 部 支 給 者	追加	円	円	円	
	減額	△	△	△	
	計				
一 部 停 止 者	追加				
	減額	△	△	△	
	計				
加 算 額	追加				
	減額	△	△	△	
	計				
2 子 加 算	追加				
	減額	△	△	△	
	計				
3 子 以 降 加 算	追加				
	減額	△	△	△	
	計				
合 計					

(記入注意)

「内訳」欄には、件数、単価、理由を適宜記入すること。

様式第9号-付表10

現年度分支払取消額内訳(市等分)

区分	支払取消額(A)		歳出戻入額(B)		差引歳出戻入未済額		備考
	延月人数	取消額	延月人数	戻入済額	延月人数	戻入未済額	
全部支給者	人	円	人	円	人	円	
一部停止者							
2 子加算							
加算額 3 子以降加算							
計							

(記入注意)

「全部支給者」及び「一部停止者」欄には、該当する受給者数を「加算額」欄には、該当する支給対象児童数をそれぞれ記入すること。

なお、この付表は、現年度において支出した額のうち、現年度中に取消しをした額について記入すること。

様式第10号
略

様式第9号-付表10

現年度分支払取消額内訳(市等分)

受給者(父・母・養育者)

区分	支払取消額(A)		歳出戻入額(B)		差引歳出戻入未済額		備考
	延月人数	取消額	延月人数	戻入済額	延月人数	戻入未済額	
全部支給者	人	円	人	円	人	円	
一部停止者							
2 子加算							
加算額 3 子以降加算							
計							

(記入注意)

「全部支給者」及び「一部停止者」欄には、該当する受給者数を「加算額」欄には、該当する支給対象児童数をそれぞれ記入すること。

なお、この付表は、現年度において支出した額のうち、現年度中に取消しをした額について記入すること。

様式第10号
略

母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱一部改正新旧対照表(案)

新	旧
<p>厚生労働省発雇児第 1014001 号 平成 20 年 10 月 14 日</p> <p>都道府県知事 殿 各市長</p> <p>厚生労働事務次官</p>	<p>厚生労働省発雇児第 1014001 号 平成 20 年 10 月 14 日</p> <p>都道府県知事 殿 各市長</p> <p>厚生労働事務次官</p>

母子家庭等対策総合支援事業費の国庫補助について
標記の国庫補助金の交付については、別紙「母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱」により行うこととされ、平成 20 年 4 月 1 日より適用することとされたので通知する。なお、各都道府県知事においては、本通知中、市町村に対して補助を行うこととされている部分については、貴管内市町村長に対する周知につき配慮願いたい。

新 日

別 紙

母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱

(通則)
1 略

- (通則)
- 1 母子家庭対策等総合支援事業費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年 厚生省令第6号）の規定によるほか、この交要綱の定めるところによる。

(交付の目的)
2 この補助金は、別表の第1欄に掲げる母子家庭等対策総合支援事業の実施に要する経費に對し補助金を交付し、もって地域における母子家庭等対策の一層の普及促進を図ることを目的とする。

(交付の対象)
3 この補助金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、次の事業とする。

(1) 平成20年7月22日雇児発第0722003号「母子家庭等就業・自立支援事業・自立支援事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下同じ。）及び福祉事務所を設置する町村が行う母子家庭等就業・自立支援事業
(2) 平成15年6月18日雇児発第0618003号「母子家庭等日常生活支援事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市及び中核市が行う母子家庭等日常生活支援事業並びに市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下同じ。）が行う事業に對して都道府県が補助する事業
(3) 平成15年6月18日雇児発第0618005号「ひとり親家庭生活支援事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市及び中核市が行うひとり親家庭生活支援事業並びに市町村が行う事業に對して都道府県が補助する事業
(4) 平成15年6月30日雇児発第0630009号「母子家庭自立支援給付金事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行う母子家庭自立支援給付金事業
(5) 平成19年4月17日雇児発第0417003号「母子自立支援プログラム策定等事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行う母子自立支援プログラム策定等事業

新 日	
(交付額の算定方法) 4 略	<p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 3の(5)以外の事業</p> <p>ア 都道府県、指定都市及び中核市が行う事業 (3の(1)(4)については市及び福祉事務所を設置する町村が行う事業を含む。)</p> <p>(ア) 別表第2欄の各種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>(イ) (ア)により選定された額 (3の(2)) の事業については、選定された額から平成15年6月18日雇児福発第0618001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知の「母子家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について」の別紙2に定める費用負担基準による徴収額を控除した額(3の(2))に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>(イ) (ア)に準じて選定された額 (3の(2)) の事業については、選定された額から平成15年6月18日雇児福発第0618001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知の「母子家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について」の別紙2に定める費用負担基準による徴収額を控除した額(3の(2))に4分の3を乗じて得た額の合計額と、都道府県が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>(2) 3の(5)の事業</p> <p>別表第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</p>
(交付額の下限) 5 略	<p>(交付額の下限)</p> <p>5 4で定める算定方法により算出された補助金の交付額が、10千円に満たない場合には、交付の決定を行わないものとする。</p>
(交付の条件) 6 略	<p>(交付の条件)</p> <p>6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(3) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が、単価50万円以上の機械及び器具についてでは、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで厚生労働大臣の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は磨耗してはならない。</p>

新 旧

(4) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付せることがある。 (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産について、事業の完了後ににおいても善良な管理者の注意をもつて管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。 (6) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。 (7) 都道府県は、国から概算払いにより間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。 (8) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(1)から(6)に掲げる条件を付さなければならない。 この場合において(1)、(2)及び(4)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、(3)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(6)中「補助金」と読み替えるものとする。 (9) (8)により付した条件に基づき都道府県知事が承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。 (10) 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があつた場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付せることがある。	(申請手続) 7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。 (1) 市及び福祉事務所を設置する町村が実施する母子家庭等就業・自立支援事業、母子家庭自立支援給付金事業及び母子自立支援プログラム策定等事業 市町村長は、別紙様式第2による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記申請書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれをとりまとめのうえ、毎年度5月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。 (2) 上記(1)以外の事業 別紙様式第3による申請書を毎年度5月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとす る。	(変更申請手続) 8 この補助金の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続きに従い、毎年度別に定める日までに行うものとする。
--	--	--

(申請手続)
7 略

(変更申請手続)
8 略

新	日	
(交付決定までの標準的期間) 9 略	(交付決定までの標準的期間) 9 国は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して2か月以内に交付の決定(決定の変更を含む)を行うものとする。	
(補助金の概算払) 10 略	(補助金の概算払) 10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。	
(実績報告) 11 略	(実績報告) 11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。 (1) 市及び福祉事務所を設置する町村が実施する母子家庭等就業・自立支援事業、母子家庭自立支援給付金事業及び母子自立支援プログラム策定等事業 市町村長は、事業が完了した日から起算して1ヶ月を経過した日（6の（2）より事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1ヶ月を経過した日）又は都道府県知事が別に定める日のいずれか早い日までに別紙様式第4による報告書を都道府県知事に提出し、前記報告書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれをとりまとめうえ、翌年度4月末日（6の（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1ヶ月を経過した日）までに厚生労働大臣に提出しなければならない。 (2) 上記（1）以外の事業 別紙様式第5による報告書を、事業の完了した日から起算して1ヶ月を経過した日（6の（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1ヶ月を経過した日）又は翌年度4月末日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出しなければならない。	
(補助金の返還) 12 略	(補助金の返還) 12 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。	
(その他) 13 略	(その他) 13 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続きによるところによるものとする。	

新

日

別 表

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率	
1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率	
母子家庭等就業・自立支援事業	母子家庭等就業・自立支援事業	次により算出された額の合計額。なお、(1)～(3)及び(5)の各事業については、事業毎の金額に、事業の実施数に応じ次の率を乗して得られた額の合計額 ・1事業又は2事業を実施している場合 0.9 ・3事業を実施している場合 0.95 ・4事業を実施している場合 1.0	母子家庭等就業・自立支援センター事業毎の金額に、事業の合計額 ・1事業を実施している場合 0.9 ・3事業を実施している場合 0.95 ・4事業を実施している場合 1.0	1／2	母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施に必要な報酬、共済費、賃金、旅費、需用費(食糧費、消耗品費)、本費、消耗品費)、役務費(通信運搬料)、委託料、使用品購入費
母子家庭等就業・自立支援事業	母子家庭等就業・自立支援事業	1 母子家庭等就業・自立支援センター事業 (1) 就業支援事業 1センター当たり、事業の週当たり実施日数に応じ以下のア～ウに定める金額 ア 週5日以下の実施の場合 <u>6,705,000円</u> イ 週6日実施の場合 <u>8,006,000円</u> ウ 週7日実施の場合 <u>9,306,000円</u> (2) 就業支援講習会等事業 1センター当たり <u>8,541,000円</u> (3) 就業情報提供事業 1センター当たり <u>2,575,000円</u> (4) 在宅就業推進事業 1センター当たり <u>2,000,000円</u> (5) 母子家庭等地域生活支援事業 1センター当たり、事業の週当たり実施日数に応じ以下のア～ウに定める金額 ア 週5日実施の開所の場合 <u>3,497,000円</u> イ 週6日実施の場合 <u>3,911,000円</u> ウ 週7日実施の場合 <u>4,324,000円</u> (6) 母子家庭等就業・自立支援センター指導職員養成セミナー事業 1ブロック当たり <u>1,082,000円</u>	1 母子家庭等就業・自立支援センター事業 (1) 就業支援事業 1センター当たり、事業の週当たり実施日数に応じ以下のア～ウに定める金額 ア 週5日以下の実施の場合 <u>6,705,000円</u> イ 週6日実施の場合 <u>8,006,000円</u> ウ 週7日実施の場合 <u>9,306,000円</u> (2) 就業支援講習会等事業 1センター当たり <u>8,541,000円</u> (3) 就業情報提供事業 1センター当たり <u>2,575,000円</u> (4) 在宅就業推進事業 1センター当たり <u>2,000,000円</u> (5) 母子家庭等地域生活支援事業 1センター当たり、事業の週当たり実施日数に応じ以下のア～ウに定める金額 ア 週5日実施の開所の場合 <u>3,497,000円</u> イ 週6日実施の場合 <u>3,911,000円</u> ウ 週7日実施の場合 <u>4,324,000円</u> (6) 母子家庭等就業・自立支援センター指導職員養成セミナー事業 1ブロック当たり <u>1,082,000円</u>	1／2	母子家庭等就業・自立支援事業の実施に必要な報酬、共済費、賃金、旅費、需用費(食糧費、消耗品費)、本費、消耗品費)、役務費(通信運搬料)、委託料、使用品購入費
母子家庭等就業・自立支援事業	母子家庭等就業・自立支援事業	2 一般市等就業・自立支援事業 1市又は1福祉事務所設置町村当たり 2,000,000円	2 一般市等就業・自立支援事業 1市又は1福祉事務所設置町村当たり 2,000,000円	1／2	一般市等就業・自立支援事業の実施に必要な報酬、共済費、賃金、旅費、需用費(食糧費、消耗品費)、本費、消耗品費)、役務費(通信運搬料)、委託料、使用品購入費

新		日	
母子家庭等生活支援事業 常支業	<p>次により算出した額の合計額 1 事務費分 1か所当たり <u>1,602,000円</u></p> <p>2 派遣手当分 (1)子育て支援 ア 深夜、早朝以外の通常勤務時間(9:00～18:00) なお、講習会会場、そのほか適切な施設にて子育て支援をする場合については、次のイの単価とする。</p> <p>(ア)児童1人の場合 740円×延活動単位数 (イ)児童2人の場合 740円×延活動単位数×1.5 (ウ)児童3人の場合 740円×延活動単位数×2 (エ)児童4人の場合 740円×延活動単位数×2.5 (オ)児童5人の場合 740円×延活動単位数×3 イ 講習会会場等 1,110円×延活動単位数 ウ 早朝、深夜等(18:00～翌日9:00) なお、宿泊する場合については、宿泊分(22時～翌5時)の時間については次の工の単位とする。</p> <p>(ア)児童1人の場合 920円×延活動単位数 (イ)児童2人の場合 920円×延活動単位数×1.5 (ウ)児童3人の場合 920円×延活動単位数×2 (エ)児童4人の場合 920円×延活動単位数×2.5</p>	<p>母子家庭等生活支援事業 常支業</p> <p>次により算出した額の合計額 1 事務費分 1か所当たり <u>1,204,000円</u></p> <p>2 派遣手当分 (1)子育て支援 ア 深夜、早朝以外の通常勤務時間(9:00～18:00) なお、講習会会場、そのほか適切な施設にて子育て支援をする場合については、次のイの単価とする。</p> <p>(ア)児童1人の場合 740円×延活動単位数 (イ)児童2人の場合 740円×延活動単位数×1.5 (ウ)児童3人の場合 740円×延活動単位数×2 (エ)児童4人の場合 740円×延活動単位数×2.5 (オ)児童5人の場合 740円×延活動単位数×3 イ 講習会会場等 1,110円×延活動単位数 ウ 早朝、深夜等(18:00～翌日9:00) なお、宿泊する場合については、宿泊分(22時～翌5時)の時間については次の工の単位とする。</p> <p>(ア)児童1人の場合 920円×延活動単位数 (イ)児童2人の場合 920円×延活動単位数×1.5 (ウ)児童3人の場合 920円×延活動単位数×2 (エ)児童4人の場合 920円×延活動単位数×2.5</p>	<p>1／2 (市町村 が行う 事業に 対して 都道府 県が補 助する 場合 2／3)</p> <p>母子家庭等生活支援事業 常支業</p> <p>次により算出した額の合計額 1 事務費分 1か所当たり <u>1,204,000円</u></p> <p>2 派遣手当分 (1)子育て支援 ア 深夜、早朝以外の通常勤務時間(9:00～18:00) なお、講習会会場、そのほか適切な施設にて子育て支援をする場合については、次のイの単価とする。</p> <p>(ア)児童1人の場合 740円×延活動単位数 (イ)児童2人の場合 740円×延活動単位数×1.5 (ウ)児童3人の場合 740円×延活動単位数×2 (エ)児童4人の場合 740円×延活動単位数×2.5 (オ)児童5人の場合 740円×延活動単位数×3 イ 講習会会場等 1,110円×延活動単位数 ウ 早朝、深夜等(18:00～翌日9:00) なお、宿泊する場合については、宿泊分(22時～翌5時)の時間については次の工の単位とする。</p> <p>(ア)児童1人の場合 920円×延活動単位数 (イ)児童2人の場合 920円×延活動単位数×1.5 (ウ)児童3人の場合 920円×延活動単位数×2 (エ)児童4人の場合 920円×延活動単位数×2.5</p>
母子家庭等生活支援事業 常支業	<p>次により算出した額の合計額 1 事務費分 1か所当たり <u>1,602,000円</u></p> <p>2 派遣手当分 (1)子育て支援 ア 深夜、早朝以外の通常勤務時間(9:00～18:00) なお、講習会会場、そのほか適切な施設にて子育て支援をする場合については、次のイの単価とする。</p> <p>(ア)児童1人の場合 740円×延活動単位数 (イ)児童2人の場合 740円×延活動単位数×1.5 (ウ)児童3人の場合 740円×延活動単位数×2 (エ)児童4人の場合 740円×延活動単位数×2.5 (オ)児童5人の場合 740円×延活動単位数×3 イ 講習会会場等 1,110円×延活動単位数 ウ 早朝、深夜等(18:00～翌日9:00) なお、宿泊する場合については、宿泊分(22時～翌5時)の時間については次の工の単位とする。</p> <p>(ア)児童1人の場合 920円×延活動単位数 (イ)児童2人の場合 920円×延活動単位数×1.5 (ウ)児童3人の場合 920円×延活動単位数×2 (エ)児童4人の場合 920円×延活動単位数×2.5</p>	<p>1／2 (市町村 が行う 事業に 対して 都道府 県が補 助する 場合 2／3)</p> <p>母子家庭等生活支援事業 常支業</p> <p>次により算出した額の合計額 1 事務費分 1か所当たり <u>1,204,000円</u></p> <p>2 派遣手当分 (1)子育て支援 ア 深夜、早朝以外の通常勤務時間(9:00～18:00) なお、講習会会場、そのほか適切な施設にて子育て支援をする場合については、次のイの単価とする。</p> <p>(ア)児童1人の場合 740円×延活動単位数 (イ)児童2人の場合 740円×延活動単位数×1.5 (ウ)児童3人の場合 740円×延活動単位数×2 (エ)児童4人の場合 740円×延活動単位数×2.5 (オ)児童5人の場合 740円×延活動単位数×3 イ 講習会会場等 1,110円×延活動単位数 ウ 早朝、深夜等(18:00～翌日9:00) なお、宿泊する場合については、宿泊分(22時～翌5時)の時間については次の工の単位とする。</p> <p>(ア)児童1人の場合 920円×延活動単位数 (イ)児童2人の場合 920円×延活動単位数×1.5 (ウ)児童3人の場合 920円×延活動単位数×2 (エ)児童4人の場合 920円×延活動単位数×2.5</p>	<p>1／2 (市町村 が行う 事業に 対して 都道府 県が補 助する 場合 2／3)</p>

新	日
(才)児童5人の場合 920円×延活動単位数×3 工 習泊分 3,680円×延児童数 オ 移動時間 移動時間については、訪問先から次の派遣先に移動する場合について、次のように活動単位数を換算し、1,530円を乗じて得た額とする。	(才)児童5人の場合 920円×延活動単位数×3 工 習泊分 3,680円×延児童数 オ 移動時間 移動時間については、訪問先から次の派遣先に移動する場合について、次のように活動単位数を換算し、1,530円を乗じて得た額とする。
1,530円×延活動単位数 (ア)30分未満は、0単位 (イ)30分以上1時間未満は、0.5単位 (ヴ)1時間以上は1単位 (2)生活援助 ア 深夜、早朝以外の通常勤務時間(9:00～18:00) 1,530円×延活動単位数 イ 早朝、深夜等(18:00～翌日9:00) 1,910円×延活動単位数 ウ 移動時間 移動時間については、訪問先から次の派遣先に移動する場合について、次のように活動単位数を換算し、1,530円を乗じて得た額とする。	1,530円×延活動単位数 (ア)30分未満は、0単位 (イ)30分以上1時間未満は、0.5単位 (ヴ)1時間以上は1単位 (2)生活援助 ア 深夜、早朝以外の通常勤務時間(9:00～18:00) 1,530円×延活動単位数 イ 早朝、深夜等(18:00～翌日9:00) 1,910円×延活動単位数 ウ 移動時間 移動時間については、訪問先から次の派遣先に移動する場合について、次のように活動単位数を換算し、1,530円を乗じて得た額とする。
1,530円×延活動単位数 (ア)30分未満は、0単位 (イ)30分以上1時間未満は、0.5単位 (ヴ)1時間以上は1単位	1,530円×延活動単位数 (ア)30分未満は、0単位 (イ)30分以上1時間未満は、0.5単位 (ヴ)1時間以上は1単位

新	日		
ひとり親家庭生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業	ひとり親家庭の合計額 1 ひとり親家庭相談支援事業 4,632,000円 2 生活支援講習会事業 <u>178,000円</u> ×講座開催回数	ひとり親家庭生活支援事業の合計額 1 ひとり親家庭相談支援事業 4,632,000円 2 生活支援講習会事業 <u>162,000円</u> ×講座開催回数
ひとり親家庭生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業の合計額 1 ひとり親家庭相談支援事業 4,632,000円 2 生活支援講習会事業 <u>178,000円</u> ×講座開催回数	ひとり親家庭生活支援事業の合計額 1 ひとり親家庭相談支援事業 4,632,000円 2 生活支援講習会事業 <u>162,000円</u> ×講座開催回数
ひとり親家庭生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業の合計額 1 ひとり親家庭相談支援事業 4,632,000円 2 生活支援講習会事業 <u>178,000円</u> ×講座開催回数	ひとり親家庭生活支援事業の合計額 1 ひとり親家庭相談支援事業 4,632,000円 2 生活支援講習会事業 <u>162,000円</u> ×講座開催回数

新	日
2 高等技能訓練促進費等事業 (1)高等技能訓練促進費(母子及び寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号。以下「令」とい。)第30条に基づく高等職業訓練促進給付金)	<p>2 高等技能訓練促進費等事業 (1)高等技能訓練促進費(母子及び寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号。以下「令」とい。)第30条に基づく高等職業訓練促進給付金)</p> <p>ア 平成19年度以前に修業を開始した者 141,000円×支給延月数</p> <p>イ 平成20年度以後に修業を開始した者 (ア) 市町村民税非課税世帯に属する者 141,000円×支給延月数</p> <p>(イ) 市町村民税課税世帯に属する者 141,000円×支給延月数</p> <p>(ア) 市町村民税非課税世帯に属する者 70,500円×支給延月数</p> <p>(イ) 市町村民税課税世帯に属する者 70,500円×支給延月数</p> <p>(2)入学支援修了一時金(令第30条の2に基づく高等職業訓練修了支援給付金)</p> <p>ア 市町村民税非課税世帯に属する者 50,000円×支給件数</p> <p>イ ア以外の者 25,000円×支給件数</p>
2 高等技能訓練促進費等事業 (1)高等技能訓練促進費(母子及び寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号。以下「令」とい。)第30条に基づく高等職業訓練促進給付金)	<p>2 高等技能訓練促進費等事業 (1)高等技能訓練促進費(母子及び寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号。以下「令」とい。)第30条に基づく高等職業訓練促進給付金)</p> <p>ア 平成19年度以前に修業を開始した者 141,000円×支給延月数</p> <p>イ 平成20年度以後に修業を開始した者 (ア) 市町村民税非課税世帯に属する者 141,000円×支給延月数</p> <p>(イ) 市町村民税課税世帯に属する者 141,000円×支給延月数</p> <p>(ア) 市町村民税非課税世帯に属する者 70,500円×支給延月数</p> <p>(イ) 市町村民税課税世帯に属する者 70,500円×支給延月数</p> <p>(2)入学支援修了一時金(令第30条の2に基づく高等職業訓練修了支援給付金)</p> <p>ア 市町村民税非課税世帯に属する者 50,000円×支給件数</p> <p>イ ア以外の者 25,000円×支給件数</p>
母子自立支援プログラム策定事業	<p>母子自立支援プログラム策定事業 10／10</p> <p>母子自立支援プログラム策定事業 次により算出した額の合計額</p> <p>1 母子自立支援プログラム策定事業 1プログラム当たり 20,000円</p> <p>2 就職準備支援コース事業 1人1か月当たり 30,000円(3か月を上限)</p> <p>母子自立支援プログラム策定事業 次により算出した額の合計額</p> <p>1 母子自立支援プログラム策定事業 1プログラム当たり 20,000円</p> <p>2 就職準備支援コース事業 1人1か月当たり 30,000円(3か月を上限)</p>

別紙様式第1～第5 略

(案)

履児発 第 号
平成23年 月 日

都道府県知事
各 指定都市長 殿
中核市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金（母子生活支援施設における特別生活指導費）の交付の取扱いについて

「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（以下、「交付要綱」という。）は、本日付で別途厚生労働事務次官通知をもって一部改正されたところであるが、今回、母子生活支援施設における特別生活指導費について下記のとおり定め、平成23年4月分の支弁から適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

記

○対象施設等

特に保護・指導が必要な母子を支援する職員を配置しようとする者は、都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長（以下「都道府県知事等」という。）が定める期間内に都道府県知事等へ申請を行い、次により都道府県知事等が各年度ごとに指定するものとする。

なお、都道府県、指定都市及び中核市民生主管部（局）長は、当該年度の4月末日までに別紙様式1により、この申請及び指定の結果を、また、実施状況については、翌年度4月末までに別紙様式2により、当局家庭福祉課まで報告すること。

- (1) 当該施設において、「児童福祉最低基準」（昭和23年12月29日厚生省令第63号）が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。
- (2) 次のように特に保護・指導が困難な母子が4人以上入所し、その母子に対し必

要な支援を実施する施設であること。

- ①心身に障害等を有する母又は子
- ②種々複雑な生活課題を抱える母子

(例)

- ・日常生活における基本的生活習慣や人間関係構築等ができない母親
- ・金銭管理が十分にできない母親
- ・勤労意欲に欠ける母親
- ・児童の養育・家事能力が不十分な母親
- ・精神的に不安定な母又は子

- (3) 夫等からの暴力を受けた母や外国籍の母子については、それだけを理由に対象となるものではなく、上記（2）の母子に該当し、必要な支援を実施する場合に対象となること。
- (4) 母子指導員及び少年指導員兼事務員が交付要綱の職種別職員定数表に掲げられている定数を満たし、かつ、それ以外に母子生活指導員がおかされている場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。
- (5) 指定を受けた施設であっても、年度途中の実績が上記（2）を下回っており、かつ、下回っていることについて、やむを得ないと認められる事由がない場合は、当該指定を取り消すこと。

別紙様式 1

番号
平成 年月日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長

都道府県
指定都市 民生主管部（局）長
中核市

平成 年度母子生活支援施設における特別生活指導費加算分
保護単価適用施設指定状況について

標記について、平成 年 月 日履児発 第 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知
に基づき報告する。

1. 平成 年度特別生活指導費加算分保護単価適用施設指定状況

所管母子生活 支援施設	特別生活指導費加算分保護単価 適用申請施設数（注1）	うち指定施設数（注2）

（注1） 都道府県市に申請があつた施設の数を記入すること。

（注2） 都道府県市に申請があつたもののうち、指定された施設の数を記入すること。

2. 平成 年度母子生活支援施設における特別生活指導費加算分保護単価適用施設指定
施設一覧 ……別紙

別紙

平成 年度母子生活支援施設における特別生活指導費加算分保護単価適用施設一覧

(都道府県・指定都市・中核市名：)

番号	指定施設名	経営主体	特別生活指導費加算分 保護単価適用年月日

別紙様式2

番号
平成 年月日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長

都道府県
指定都市 民生主管部（局）長
中核市

平成 年度母子生活支援施設における特別生活指導費加算分
保護単価適用施設指定状況について

標記について、平成 年 月 日履児発 第 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知
に基づき報告する。

1. 平成 年度特別生活指導費加算分保護単価適用施設指定状況

所管母子生活支援施設数	うち指定施設数（注）

（注）都道府県市に申請があったもののうち、指定された施設の数を記入すること。

2. 平成 年度母子生活支援施設特別生活指導費加算分保護単価適用報告書………別紙

母子生活支援施設特別生活指導費加算分保護単価適用報告書

1. 指定する施設の状況

施設名	設置主体	経営主体	(暫定定員) 暫定員	暫定員 設置年月日	適年月日	施設長	職員の状況	計
			()	平成年月日	平成年月日	定員	少年指導員 員兼事務員	嘱託医 調理員等
						()	()	()

2. 対象となる母子指導員

氏名	年齢	最終学歴	当該母子指導員に係る職種についての資格等	採用年月日	備考
	歳	年月卒		平成年月日	

3. 指定する施設の入所の状況

(1) 在所期間別入所世帯数

総数	1年未満	1年	2年	3年	4年	5年	6年以上
世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯

(2) 就学別入所児童数

総数	就学前	小学校低学年	小学校高学年	中学校	中学卒
人	人	人	人	人	人

(3) 特に保護・支援が必要な入所者の状況

区分	在所人員	計	特に保護・支援が必要な入所者数	特に保護・支援が必要な入所者数	その他特に指導を必要とする入所者	備考
母	人	人	心身に障害等を有する入所者数	その他の入所者数	必要とする入所者	
児童	人	人	身体障害 精神障害	その他	人	人

(注) 1. 本報告書は、適用日における状況を記入すること。

2. 指定する施設の状況の欄のうち()内には、兼務職員数を記入すること。

3. 対象となる母子指導員の「当該母子指導員に係る職種についての資格等」欄には、具体的にその資格等について記入すること。

4. 「その他特に指導を必要とする入所者」欄には、種々複雑な生活課題を抱える母子世帯では例えば、日常生活における基本的生活習慣や人間関係構築等ができない母親、金銭管理が十分にできない母親、勤労意欲に欠ける母親、児童の養育・家事能力が不十分な母親、精神的に不安定な母又は子などを記入すること。

[育成環境課関係]

1. 平成23年度子ども手当について

(別冊参照)

2. 放課後児童対策について

(1) 「放課後子どもプラン」の着実な推進について

「放課後子どもプラン」については、原則としてすべての小学校区において、放課後や夏休み等の長期休暇時にお一ける子どもたちの安全・安心で健やかな活動場所の確保を目指しているところである。

平成22年度においては、放課後児童クラブが19,946か所（平成22年5月現在）、放課後子ども教室が9,280か所（平成22年度予定）の実施となっている。また、放課後子ども教室と連携している放課後児童クラブは、対前年860か所増の5,300か所（平成22年5月現在）となっており、年々増加しているところである。

放課後子どもプランの着実な推進を図るため、「安心こども基金」の地域子育て創生事業に、「放課後児童クラブと放課後子ども教室との連携を促進するための支援」にかかる経費を盛り込んでいる。また、平成23年度予算案においても、プランの着実な推進を図るために必要な運営費等の経費を計上したところである。

各自治体におかれでは、両事業の連携を含め必要な地域で必要なサービスが提供されるよう、放課後子どもプランの着実な推進に向けて積極的な取組をお願いしたい。

(2) 「子ども・子育てビジョン」に基づく放課後児童クラブの充実について

平成22年1月29日に閣議決定された「子ども・子育てビジョン」においては、放課後児童クラブについても5年後の新たな目標値を設定したところである。

本ビジョンの目標値は、各自治体における女性の就労希望等の潜在的ニーズを踏まえた目標事業量の積み上げを基に設定したものであり、厚生労働省としては、放課後児童クラブの利用児童数を現在の81万人（小学1～3年生の5人に1人（サービス提供割合21%））を平成26年度までに111万人（小学1～3年生の3人に1人（サービス提供割合32%））とすることを目指し、取り組みを進めいくこととしている。また、本ビジョンにおいては、量的拡充とともに、「放課後児童クラブガイドライン」を踏まえてクラブの質の向上を図るとされている。

放課後児童クラブへのニーズは依然として高い状況にあり、希望してもクラブを利用できない児童（いわゆる待機児童）は、平成22年5月現在で約8千人に上っている。また、待機児童そのものを把握していないクラブも存在している。各自治体におかれでは、待機児童の把握及びその解消に向け、それぞれの地域におけるニーズを踏まえた積極的な取組をお願いしたい。

(3) 「子ども・子育て新システム」に向けた検討について

現在、「子ども・子育て新システム検討会議」の「基本制度ワーキングチーム」において、放課後児童クラブのサービスが必要な子どもに対するサービス保障の強化を図る観点から、制度のあり方について検討しているところであるのでご了知願いたい。

(4) 放課後児童クラブの国庫補助について

平成23年度予算案においては、「子ども・子育てビジョン」等を踏まえ、クラブを利用したい人が必要なサービスを受けられるよう、受入児童数の拡大に必要なソフト・ハード両面での支援措置を盛り込んだところである。

ソフト面（運営費）については、「小1の壁」の解消に向け、保育サービス利用者が就学後に引き続きサービスが受けられるよう、放課後児童クラブのか所数の増（24,872か所→25,591か所）や開設時間の延長促進のための加算額の増を図るとともに、運営費補助額の改善を図ることとしている。各自治体におかれでは、開設時間など、利用者のニーズに応じた放課後児童クラブの運営の促進を一層図っていただくようお願いする。

また、ハード面（整備費）については、放課後児童クラブ室を新たに設置する際の創設費や大規模クラブの解消等に向けた改修費・設備費について、必要なか所数を計上したところである。

なお、「安心こども基金」に、放課後児童クラブに対する賃借料や開設準備経費の支援、放課後児童指導員の資質向上を図るための支援（以上、地域子育て創生事業）及び小学校の空き教室等を活用した放課後児童クラブの設置促進経費を盛り込んでいるところであるので、各自治体におかれでは積極的な活用をお願いしたい。

(5) 放課後児童クラブの運営について

放課後児童クラブの運営については、クラブを利用する子どもの健全育成を図る観点などから、クラブを運営するに当たって必要な基本的事項を示した「放課後児童クラブガイドライン」を平成19年10月に策定したところである。

本ガイドラインは、国庫補助金の交付・不交付を問わず、全ての放課後児童クラブが運営を行う際に参考としていただくことにより、クラブ全体の質の向上を図ることを目的としているため、管内市町村及び放課後児童クラブ関係者に対して、本ガイドラインの内容のより一層の周知及び本ガイドラインの内容を踏まえた運用を図っていただくようお願いする。

また、放課後児童クラブの利用児童については、小学校4年生以上の児童や特別な支援を必要とする児童（障害児等）の積極的な受け入れや、ひとり親家庭の児童の優先的利用について特段の配慮をお願いする。

(6) 放課後児童クラブにおける安全確保等について

放課後児童クラブにおける安全確保については、平成22年3月の通知により、放課後児童クラブにおいて発生した全治1カ月以上の重篤な事故について報告をお願いし、平成22年10月に半年間の報告状況を公表したところである。引き続き、報告についてご協力をお願いするとともに、当該報告状況等を踏まえ、事故防止及び事故発生時の迅速かつ適切な対応等について一層の徹底に努めていただきたい。

また、毎年ご協力いただいている放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）実施状況調査については来年度も実施する予定であるので、引き続き本調査へのご協力をお願いしたい。

3. 児童厚生施設等の設置運営について

(1) 児童厚生施設等整備費の国庫補助について

平成23年度における児童館、児童センター及び放課後児童クラブに係る施設整備の国庫補助については、平成23年1月26日付け雇児育発第0126第1号育成環境課長通知「平成23年度児童厚生施設等整備費の国庫補助に係る協議等について」により、平成23年度整備計画協議書の提出をお願いしたところであるので、管内市町村にも当該整備費の積極的な活用について改めて周知いただき、3月1日（火）までの協議書の提出をお願いしたい。

なお、平成23年度の協議書については、作成事務の簡素化等を図る観点から、協議施設の関連施設の種別の削減等の見直しを行っているところである。（関連資料1参照）

また、平成23年度の国庫補助基準単価については、平成22年度と同額であり、交付要綱の改正は予定していないので、ご了知いただきたい。

(2) 児童館、児童センターの機能強化について

① 児童館の機能について

児童館・児童センターは、地域にあって①健全な遊びを手段として児童の成長・発達を支援、②地域の子育て支援活動の拠点、③放課後児童の健全育成活動の推進、④母親クラブなどの地域活動の支援、などを基本的機能として実施されているところである。

また、当該施設は、専門性を有した職員（児童の遊びを指導する者）が配置され、乳幼児から中高生まで地域のすべての児童を連続的に支援していくことができる施設であるので、各市町村等において積極的な取組をお願いしたい。

なお、平成22年3月に報告された「児童館の活性化に関する調査研究（（財）こども未来財団）」等を踏まえ、平成23年2月7日に育成環境課において「児童館ガイドライン検討委員会」を立ち上げ、国としての「児童館ガイドライン」の作成に向け、検討を始めたところである。児童館において、遊びを通しての子どもの発達の促進や子育て支援活動等の役割が十分に發揮されるよう取組を進めてまいりたい。

② 地方分権改革推進計画について

地方分権改革推進委員会「第3次勧告」を受けて、閣議決定された地方分権改革推進計画においては、児童館の最低基準は条例で都道府県等（都道府県、政令指定都市）が定めることとし、その際、児童福祉施設最低基準に第38条に定める児童館の職員（児童の遊びを指導する者）については、国の基準と同じ内容でなければならない「従うべき基準」とし、同第37条、第39条、第40条に定める集会室、遊戯室、図書室等の設備の基準などについては、国の基準を参考にすればよい「参酌すべき基準」とすることとした。これに伴う所要の法律案について、平成22年通常国会に提出され、現在継

続審議中である。各地方自治体においては、今後、それぞれの条例により、適切な基準を定め、引き続き児童厚生施設の機能・役割が確保されるよう、適切な措置を講じていただくこととなるので、留意されたい。

4. 児童委員及び主任児童委員について

(1) 円滑な児童委員・主任児童委員活動について

平成22年12月1日に、3年に一度の民生委員・児童委員、主任児童委員の一斉改選が行われ、228,550人（うち主任児童委員21,098人）の方の委嘱がなされたところであり、都道府県、指定都市、中核市をはじめ関係各位に格段のご尽力をいただき厚く御礼申し上げる。

全国的には、改選前を上回る委嘱がなされたが、依然として定数を下回っている市町村も見受けられる状況であり、適任者の確保について一層のご努力を御願いする。

また、各地方自治体におかれては、地域住民に対して、児童委員、主任児童委員制度の正しい理解が得られるよう努めていただくとともに、児童委員・主任児童委員活動を円滑に行うには、日頃から地域住民の状況を適切に把握しておくことが重要であるので、必要な情報の提供に特段のご配慮をお願いしたい。（[関連資料2参照](#)）

なお、児童委員、主任児童委員の活動の一助にしていただくため、児童委員・主任児童委員自己紹介用名刺型リーフレットを一斉改選に合わせて、児童委員に配布したところであるが、本リーフレットについては、厚生労働省のホームページ（「行政分野ごとの情報」の“子ども・子育て支援”→“子育て支援”→“児童委員・主任児童委員”）からも、ダウンロードが可能となっているため、必要に応じ、自治体において増刷していただく等活用いただきたい。

これまで、児童委員、主任児童委員を対象とした研修事業等を、「地域子育て環境づくり支援事業」において、助成してきたところであるが、23年度からは「子育て支援交付金」により助成を行うこととしたので、積極的にご活用いただきたい。

(2) 関係機関との連携について

児童委員・主任児童委員は、市町村の「子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」に積極的に参画するとともに、児童相談所や学校等の関係機関と連携を図り、地域の子どもやその家族の実情を把握する等、児童虐待防止の上で大きな役割を果たすことが期待されている。研修などの様々な機会を通じて特段のご指導をお願いしたい。

なお、平成22年9月に文部科学省とともに、各都道府県等の教育委員会、家庭教育担当部局、児童福祉担当部局に対し、「生徒指導、家庭教育支援及び児童健全育成に係る取組の積極的な相互連携について」という連名通知を発出し、学校における生徒指導や家庭教育支援、児童の健全育成に積極的な相互連携を図り、一層の充実を御願いしたところである。各自治体においては、教育委員会と児童福祉部局、家庭教育支援団体、学校等の関係機関との連携を強化し、児童委員・主任児童委員が活動しやすい環境づくりに努めていただきたい。

(3) 地方分権改革について

平成22年6月22日に閣議決定された地域主権戦略大綱に基づき、児童委員の研修に関する計画の作成義務（児童福祉法第18条の2関係）に係る規定を廃止する方向で、現在所要の法改正を検討しているところである。

5. 母親クラブ等の地域組織活動等について

母親クラブや子育てNPO等の地域組織については、地域における親子交流・世代間交流をはじめ、子どもの健全育成の向上のための研修会の実施や子どもの事故防止等のための活動など、多様な地域子育て支援活動を実施いただいているところであるが、23年度からは「子育て支援交付金」により母親クラブ等の活動費の助成を行うこととしたため、本交付金の活用も図りながら、引き続き活動の推進に努めていただきたい。

6. 児童福祉週間について

(1) 趣旨について

子どもや家庭について社会全体で考えること、また、子どもの健やかな成長について社会的な喚起を図ることを目的に、昭和22年より、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間」と定めて、児童福祉の理念の普及・啓発のための各種事業及び行事を行ってきてている。

(2) 児童福祉週間の標語について

平成22年9月1日～10月15日にかけて、児童福祉週間の理念を広く啓発する標語を全国募集したところ、管内市区町村をはじめ広く周知いただく等ご協力いただき、御礼申し上げる。5,613作品の応募があり、選考の結果、次の作品を平成23年度児童福祉週間の標語と決定した。

《平成23年度児童福祉週間標語》

おいでおいでみんなで一緒に遊ぼうよ

（大瀬 美乃里さん 11歳 長崎県）

この標語を児童福祉週間の象徴として、広報・啓発ポスター、厚生労働省のホームページ等で広く周知することとしているが、貴管内市区町村への周知及び啓発事業、行事等に幅広くご活用いただき、児童福祉週間の趣旨等について普及されたい。

(3) 児童福祉週間の事業展開について

子どもが家庭や地域で心豊かに生活できる環境づくりが重要であるとの認識の下に、児童福祉の理念の普及に努め、行政のみならず、民間企業、団体等の一層の協力を得て、広報啓発活動を推進していくこととしている。

また、地方自治体における児童福祉週間の取組について、毎年お知らせいただき、取りまとめのうえ報道発表資料としているところである。本年も各自治体における児童福祉週間に関連した取組をまとめることとしているので、貴管内市区町村の取り組みについて、幅広くご報告願いたい。

7. 児童福祉文化財の普及について

社会保障審議会では、児童の健やかな育成に役立てるため、優れた出版物や演劇、ミュージカル、コンサート等の舞台芸術、映画、放送、ビデオ等の映像・メディアについて、推薦を行っており、各自治体の児童福祉主管部局、教育委員会等に情報提供している。厚生労働省ホームページ（「行政分野ごとの情報」の“子ども・子育て支援”→“子育て支援”→“児童福祉文化財”）には最新の推薦児童福祉文化財一覧を掲載しているので、児童福祉文化財の普及に御協力を御願いしたい。

なお、子どもや子育て中の親子が集まる機会の多い保育所や児童館、図書館、地域子育て拠点、乳幼児健診の場等で活用していただくため、児童福祉文化財啓発ポスターを作成・配布しているところであるが、22年度は、文部科学省にも協力いただき、小学校、中学校にも配布したところである。本ポスターは厚生労働省のホームページからも、ダウンロードできるので、活用いただきたい。（関連資料3参照）

8. (財) こども未来財団の事業について

(財) こども未来財団の実施する「子育て支援サービス事業費等」については、平成22年10月の行政刷新会議「事業仕分け」において、「子育てと仕事の両立という本来の目的に合致する施策に厳しく絞り込む」との指摘がなされたところである。

この結果を踏まえ、「子育て支援サービス事業費等」については、すべての子育て家庭への支援に関する予算を見直し・圧縮を図るとともに、放課後児童クラブなどの両立支援に資する事業に対して予算を重点的に配分し、平成23年度予算案へ反映したところである。

小規模放課後児童クラブに対する助成等、引き続き、(財) こども未来財団による助成事業等の関係者への周知・活用をお願いする。（関連資料4参照）

[育成環境課 関連資料]

改	現																																																																																																																																																																																																																																
行	後																																																																																																																																																																																																																																
<p style="text-align: center;">平成二十三年度小型児童館・児童センター・大型児童センター・大型児童セニア・児童セニア - 一些併用箇面十箇面十五箇面</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">優先順位</th> <th colspan="2">位／件</th> <th colspan="2">施設種別</th> <th colspan="2">施設名</th> <th colspan="2">施設名</th> <th colspan="2">施設区分</th> <th colspan="2">工事区分</th> <th colspan="2">1. 施設 2. 改善 3. 拡張 4. 大規模修繕</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">1. 小型児童館 2. 児童センター 3. 大型児童センター</th> <th colspan="2">1. 小型児童館 2. 児童センター 3. 大型児童センター</th> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">運営主体</th> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">維持・複合 維持（有・無）複合（有・無）</th> </tr> <tr> <th colspan="2">施設建設地</th> <th colspan="2">施設主体</th> <th colspan="2"></th> <th colspan="2"></th> <th colspan="2"></th> <th colspan="2"></th> <th colspan="2"></th> <th colspan="2"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">契約予定期月日：平成年月日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">規 模 等</td> <td colspan="2">整 備 区 分</td> <td colspan="2">國庫補助 基準額</td> <td colspan="2">國庫補助 要国庫補助額</td> <td colspan="2">國庫補助 基準額</td> <td colspan="2">國庫補助 新道府県 補助予定額</td> <td colspan="2">國庫補助 基本額</td> <td colspan="2">國庫補助 要国庫補助額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">構造 R.C・B・W 他 ()</td> <td colspan="2">施設 延床面積 (m²)</td> <td colspan="2">施設 延床面積 (m²)</td> <td colspan="2">施設 初度設備 相当加算</td> <td colspan="2">施設 延床面積 (m²)</td> <td colspan="2">施設 初度設備 相当加算</td> <td colspan="2">施設 延床面積 (m²)</td> <td colspan="2">施設 初度設備 相当加算</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(1) 建築面積 (m²)</td> <td colspan="2">事業 延床面積 (m²)</td> <td colspan="2">事業 延床面積 (m²)</td> <td colspan="2">事業 放課後児童クラブ室 (m²)</td> <td colspan="2">事業 放課後児童クラブ室 (m²)</td> <td colspan="2">事業 費用計算 (R.C・B・W)</td> <td colspan="2">事業 費用計算 (R.C・B・W)</td> <td colspan="2">事業 費用計算 (R.C・B・W)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業 *再掲</td> <td colspan="2">事業 放課後児童クラブ登録 登録者数 (人)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">内 合 計</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">総 事 業 費 <寄附金等></td> <td colspan="2">< ></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">対象経費の 実支出(予定)額</td> <td colspan="2">< ></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">既存施設の状況</td> <td colspan="2">品 目</td> <td colspan="2">対象施設の 実支出(予定)額</td> <td colspan="2">品 目</td> <td colspan="2">対象施設の 実支出(予定)額</td> <td colspan="2">品 目</td> <td colspan="2">対象施設の 実支出(予定)額</td> <td colspan="2">品 目</td> </tr> <tr> <td colspan="2">建築年度 年度 構造 R.C・B・W 延床面積 (m²)</td> <td colspan="2">整備費のうち 年基準面積 (1. 間接、2. 対衝用)</td> <td colspan="2">年長児童 相当加算</td> <td colspan="2">整備費のうち 年基準面積 (1. 間接、2. 対衝用)</td> <td colspan="2">年長児童 相当加算</td> <td colspan="2">整備費のうち 年基準面積 (1. 間接、2. 対衝用)</td> <td colspan="2">年長児童 相当加算</td> <td colspan="2">整備費のうち 年基準面積 (1. 間接、2. 対衝用)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">財源 千円</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>		優先順位		位／件		施設種別		施設名		施設名		施設区分		工事区分		1. 施設 2. 改善 3. 拡張 4. 大規模修繕						1. 小型児童館 2. 児童センター 3. 大型児童センター		1. 小型児童館 2. 児童センター 3. 大型児童センター				運営主体				維持・複合 維持（有・無）複合（有・無）		施設建設地		施設主体														契約予定期月日：平成年月日		規 模 等		整 備 区 分		國庫補助 基準額		國庫補助 要国庫補助額		國庫補助 基準額		國庫補助 新道府県 補助予定額		國庫補助 基本額		國庫補助 要国庫補助額		構造 R.C・B・W 他 ()		施設 延床面積 (m ²)		施設 延床面積 (m ²)		施設 初度設備 相当加算		施設 延床面積 (m ²)		施設 初度設備 相当加算		施設 延床面積 (m ²)		施設 初度設備 相当加算		(1) 建築面積 (m ²)		事業 延床面積 (m ²)		事業 延床面積 (m ²)		事業 放課後児童クラブ室 (m ²)		事業 放課後児童クラブ室 (m ²)		事業 費用計算 (R.C・B・W)		事業 費用計算 (R.C・B・W)		事業 費用計算 (R.C・B・W)		事業 *再掲		事業 放課後児童クラブ登録 登録者数 (人)		内 合 計																総 事 業 費 <寄附金等>		< >														対象経費の 実支出(予定)額		< >														既存施設の状況		品 目		対象施設の 実支出(予定)額		品 目		対象施設の 実支出(予定)額		品 目		対象施設の 実支出(予定)額		品 目		建築年度 年度 構造 R.C・B・W 延床面積 (m ²)		整備費のうち 年基準面積 (1. 間接、2. 対衝用)		年長児童 相当加算		整備費のうち 年基準面積 (1. 間接、2. 対衝用)		年長児童 相当加算		整備費のうち 年基準面積 (1. 間接、2. 対衝用)		年長児童 相当加算		整備費のうち 年基準面積 (1. 間接、2. 対衝用)		財源 千円																																									
優先順位		位／件		施設種別		施設名		施設名		施設区分		工事区分		1. 施設 2. 改善 3. 拡張 4. 大規模修繕																																																																																																																																																																																																																			
				1. 小型児童館 2. 児童センター 3. 大型児童センター		1. 小型児童館 2. 児童センター 3. 大型児童センター				運営主体				維持・複合 維持（有・無）複合（有・無）																																																																																																																																																																																																																			
施設建設地		施設主体																																																																																																																																																																																																																															
契約予定期月日：平成年月日		契約予定期月日：平成年月日		契約予定期月日：平成年月日		契約予定期月日：平成年月日		契約予定期月日：平成年月日		契約予定期月日：平成年月日		契約予定期月日：平成年月日		契約予定期月日：平成年月日																																																																																																																																																																																																																			
規 模 等		整 備 区 分		國庫補助 基準額		國庫補助 要国庫補助額		國庫補助 基準額		國庫補助 新道府県 補助予定額		國庫補助 基本額		國庫補助 要国庫補助額																																																																																																																																																																																																																			
構造 R.C・B・W 他 ()		施設 延床面積 (m ²)		施設 延床面積 (m ²)		施設 初度設備 相当加算		施設 延床面積 (m ²)		施設 初度設備 相当加算		施設 延床面積 (m ²)		施設 初度設備 相当加算																																																																																																																																																																																																																			
(1) 建築面積 (m ²)		事業 延床面積 (m ²)		事業 延床面積 (m ²)		事業 放課後児童クラブ室 (m ²)		事業 放課後児童クラブ室 (m ²)		事業 費用計算 (R.C・B・W)		事業 費用計算 (R.C・B・W)		事業 費用計算 (R.C・B・W)																																																																																																																																																																																																																			
事業 *再掲		事業 放課後児童クラブ登録 登録者数 (人)		事業 放課後児童クラブ登録 登録者数 (人)		事業 放課後児童クラブ登録 登録者数 (人)		事業 放課後児童クラブ登録 登録者数 (人)		事業 放課後児童クラブ登録 登録者数 (人)		事業 放課後児童クラブ登録 登録者数 (人)		事業 放課後児童クラブ登録 登録者数 (人)																																																																																																																																																																																																																			
内 合 計																																																																																																																																																																																																																																	
総 事 業 費 <寄附金等>		< >																																																																																																																																																																																																																															
対象経費の 実支出(予定)額		< >																																																																																																																																																																																																																															
既存施設の状況		品 目		対象施設の 実支出(予定)額		品 目		対象施設の 実支出(予定)額		品 目		対象施設の 実支出(予定)額		品 目																																																																																																																																																																																																																			
建築年度 年度 構造 R.C・B・W 延床面積 (m ²)		整備費のうち 年基準面積 (1. 間接、2. 対衝用)		年長児童 相当加算		整備費のうち 年基準面積 (1. 間接、2. 対衝用)		年長児童 相当加算		整備費のうち 年基準面積 (1. 間接、2. 対衝用)		年長児童 相当加算		整備費のうち 年基準面積 (1. 間接、2. 対衝用)																																																																																																																																																																																																																			
財源 千円																																																																																																																																																																																																																																	
<p style="text-align: center;">様式2-1</p> <p style="text-align: center;">平成二十三年度小型児童館・児童センター・大型児童セニア・児童セニア - 一些併用箇面十箇面十五箇面</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">優先順位</th> <th colspan="2">位／件</th> <th colspan="2">施設種別</th> <th colspan="2">施設名</th> <th colspan="2">施設名</th> <th colspan="2">施設区分</th> <th colspan="2">工事区分</th> <th colspan="2">1. 施設 2. 改善 3. 拡張 4. 大規模修繕</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">1. 小型児童館 2. 児童センター 3. 大型児童センター</th> <th colspan="2">1. 小型児童館 2. 児童センター 3. 大型児童センター</th> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">運営主体</th> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">維持・複合 維持（有・無）複合（有・無）</th> </tr> <tr> <th colspan="2">施設建設地</th> <th colspan="2">施設主体</th> <th colspan="2"></th> <th colspan="2"></th> <th colspan="2"></th> <th colspan="2"></th> <th colspan="2"></th> <th colspan="2"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">契約予定期月日：平成年月日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">規 模 等</td> <td colspan="2">整 備 区 分</td> <td colspan="2">國庫補助 基準額</td> <td colspan="2">國庫補助 要国庫補助額</td> <td colspan="2">國庫補助 基準額</td> <td colspan="2">國庫補助 新道府県 補助予定額</td> <td colspan="2">國庫補助 基本額</td> <td colspan="2">國庫補助 要国庫補助額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">構造 R.C・B・W 他 ()</td> <td colspan="2">施設 延床面積 (m²)</td> <td colspan="2">施設 延床面積 (m²)</td> <td colspan="2">施設 初度設備 相当加算</td> <td colspan="2">施設 延床面積 (m²)</td> <td colspan="2">施設 初度設備 相当加算</td> <td colspan="2">施設 延床面積 (m²)</td> <td colspan="2">施設 初度設備 相当加算</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(1) 建築面積 (m²)</td> <td colspan="2">事業 延床面積 (m²)</td> <td colspan="2">事業 延床面積 (m²)</td> <td colspan="2">事業 放課後児童クラブ室 (m²)</td> <td colspan="2">事業 放課後児童クラブ室 (m²)</td> <td colspan="2">事業 費用計算 (R.C・B・W)</td> <td colspan="2">事業 費用計算 (R.C・B・W)</td> <td colspan="2">事業 費用計算 (R.C・B・W)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業 *再掲</td> <td colspan="2">事業 放課後児童クラブ登録 登録者数 (人)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">内 合 計</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">総 事 業 費 <寄附金等></td> <td colspan="2">< ></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">対象経費の 実支出(予定)額</td> <td colspan="2">< ></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">既存施設の状況</td> <td colspan="2">品 目</td> <td colspan="2">対象施設の 実支出(予定)額</td> <td colspan="2">品 目</td> <td colspan="2">対象施設の 実支出(予定)額</td> <td colspan="2">品 目</td> <td colspan="2">対象施設の 実支出(予定)額</td> <td colspan="2">品 目</td> </tr> <tr> <td colspan="2">建築年度 年度 構造 R.C・B・W 延床面積 (m²)</td> <td colspan="2">整備費のうち 年基準面積 (1. 間接、2. 対衝用)</td> <td colspan="2">年長児童 相当加算</td> <td colspan="2">整備費のうち 年基準面積 (1. 間接、2. 対衝用)</td> <td colspan="2">年長児童 相当加算</td> <td colspan="2">整備費のうち 年基準面積 (1. 間接、2. 対衝用)</td> <td colspan="2">年長児童 相当加算</td> <td colspan="2">整備費のうち 年基準面積 (1. 間接、2. 対衝用)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">財源 千円</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>		優先順位		位／件		施設種別		施設名		施設名		施設区分		工事区分		1. 施設 2. 改善 3. 拡張 4. 大規模修繕						1. 小型児童館 2. 児童センター 3. 大型児童センター		1. 小型児童館 2. 児童センター 3. 大型児童センター				運営主体				維持・複合 維持（有・無）複合（有・無）		施設建設地		施設主体														契約予定期月日：平成年月日		規 模 等		整 備 区 分		國庫補助 基準額		國庫補助 要国庫補助額		國庫補助 基準額		國庫補助 新道府県 補助予定額		國庫補助 基本額		國庫補助 要国庫補助額		構造 R.C・B・W 他 ()		施設 延床面積 (m ²)		施設 延床面積 (m ²)		施設 初度設備 相当加算		施設 延床面積 (m ²)		施設 初度設備 相当加算		施設 延床面積 (m ²)		施設 初度設備 相当加算		(1) 建築面積 (m ²)		事業 延床面積 (m ²)		事業 延床面積 (m ²)		事業 放課後児童クラブ室 (m ²)		事業 放課後児童クラブ室 (m ²)		事業 費用計算 (R.C・B・W)		事業 費用計算 (R.C・B・W)		事業 費用計算 (R.C・B・W)		事業 *再掲		事業 放課後児童クラブ登録 登録者数 (人)		内 合 計																総 事 業 費 <寄附金等>		< >														対象経費の 実支出(予定)額		< >														既存施設の状況		品 目		対象施設の 実支出(予定)額		品 目		対象施設の 実支出(予定)額		品 目		対象施設の 実支出(予定)額		品 目		建築年度 年度 構造 R.C・B・W 延床面積 (m ²)		整備費のうち 年基準面積 (1. 間接、2. 対衝用)		年長児童 相当加算		整備費のうち 年基準面積 (1. 間接、2. 対衝用)		年長児童 相当加算		整備費のうち 年基準面積 (1. 間接、2. 対衝用)		年長児童 相当加算		整備費のうち 年基準面積 (1. 間接、2. 対衝用)		財源 千円																																									
優先順位		位／件		施設種別		施設名		施設名		施設区分		工事区分		1. 施設 2. 改善 3. 拡張 4. 大規模修繕																																																																																																																																																																																																																			
				1. 小型児童館 2. 児童センター 3. 大型児童センター		1. 小型児童館 2. 児童センター 3. 大型児童センター				運営主体				維持・複合 維持（有・無）複合（有・無）																																																																																																																																																																																																																			
施設建設地		施設主体																																																																																																																																																																																																																															
契約予定期月日：平成年月日		契約予定期月日：平成年月日		契約予定期月日：平成年月日		契約予定期月日：平成年月日		契約予定期月日：平成年月日		契約予定期月日：平成年月日		契約予定期月日：平成年月日		契約予定期月日：平成年月日																																																																																																																																																																																																																			
規 模 等		整 備 区 分		國庫補助 基準額		國庫補助 要国庫補助額		國庫補助 基準額		國庫補助 新道府県 補助予定額		國庫補助 基本額		國庫補助 要国庫補助額																																																																																																																																																																																																																			
構造 R.C・B・W 他 ()		施設 延床面積 (m ²)		施設 延床面積 (m ²)		施設 初度設備 相当加算		施設 延床面積 (m ²)		施設 初度設備 相当加算		施設 延床面積 (m ²)		施設 初度設備 相当加算																																																																																																																																																																																																																			
(1) 建築面積 (m ²)		事業 延床面積 (m ²)		事業 延床面積 (m ²)		事業 放課後児童クラブ室 (m ²)		事業 放課後児童クラブ室 (m ²)		事業 費用計算 (R.C・B・W)		事業 費用計算 (R.C・B・W)		事業 費用計算 (R.C・B・W)																																																																																																																																																																																																																			
事業 *再掲		事業 放課後児童クラブ登録 登録者数 (人)		事業 放課後児童クラブ登録 登録者数 (人)		事業 放課後児童クラブ登録 登録者数 (人)		事業 放課後児童クラブ登録 登録者数 (人)		事業 放課後児童クラブ登録 登録者数 (人)		事業 放課後児童クラブ登録 登録者数 (人)		事業 放課後児童クラブ登録 登録者数 (人)																																																																																																																																																																																																																			
内 合 計																																																																																																																																																																																																																																	
総 事 業 費 <寄附金等>		< >																																																																																																																																																																																																																															
対象経費の 実支出(予定)額		< >																																																																																																																																																																																																																															
既存施設の状況		品 目		対象施設の 実支出(予定)額		品 目		対象施設の 実支出(予定)額		品 目		対象施設の 実支出(予定)額		品 目																																																																																																																																																																																																																			
建築年度 年度 構造 R.C・B・W 延床面積 (m ²)		整備費のうち 年基準面積 (1. 間接、2. 対衝用)		年長児童 相当加算		整備費のうち 年基準面積 (1. 間接、2. 対衝用)		年長児童 相当加算		整備費のうち 年基準面積 (1. 間接、2. 対衝用)		年長児童 相当加算		整備費のうち 年基準面積 (1. 間接、2. 対衝用)																																																																																																																																																																																																																			
財源 千円																																																																																																																																																																																																																																	

後 改 正

現

行

模式2-2

③ 市町村整備方針																																														
計画名 計画の概要																																														
地域の状況																																														
整備理由																																														
状況等																																														
設置施設等の状況																																														
地元同意の状況																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">開闢 閑地</th> <th rowspan="2">区分 市町村 全休 設置 地域</th> <th rowspan="2">児童館 か所</th> <th rowspan="2">児童センター か所</th> <th colspan="2">放課後児童クラブ</th> <th rowspan="2">放課後子ども教室 か所</th> </tr> <tr> <th>人</th> <th>人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> <td></td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> <td></td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> </tbody> </table>		開闢 閑地	区分 市町村 全休 設置 地域	児童館 か所	児童センター か所	放課後児童クラブ		放課後子ども教室 か所	人	人					人	人	人					人	人	人																						
開闢 閑地	区分 市町村 全休 設置 地域					児童館 か所	児童センター か所		放課後児童クラブ		放課後子ども教室 か所																																			
		人	人																																											
				人	人	人																																								
				人	人	人																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">運営 期間とどこの関係</th> <th rowspan="2">運営後の運営 非常勤職員・嘱託等職員</th> <th rowspan="2">児童厚生員の配置 非常勤職員・嘱託等職員</th> <th rowspan="2">1日の利用予定期間 任意利用児童数 放課後児童クラブ 金課後児童数</th> <th colspan="2">1日の利用予定期間 人</th> <th rowspan="2">平日 土曜日 日曜日</th> <th rowspan="2">～ ～ ～</th> <th rowspan="2">(時間) (時間) (時間)</th> <th rowspan="2">年間 日</th> </tr> <tr> <th>人</th> <th>人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> <td></td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> <td></td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> </tbody> </table>		運営 期間とどこの関係	運営後の運営 非常勤職員・嘱託等職員	児童厚生員の配置 非常勤職員・嘱託等職員	1日の利用予定期間 任意利用児童数 放課後児童クラブ 金課後児童数	1日の利用予定期間 人		平日 土曜日 日曜日	～ ～ ～	(時間) (時間) (時間)	年間 日	人	人					人	人	人	人	人	人					人	人	人	人	人	人													
運営 期間とどこの関係	運営後の運営 非常勤職員・嘱託等職員					児童厚生員の配置 非常勤職員・嘱託等職員	1日の利用予定期間 任意利用児童数 放課後児童クラブ 金課後児童数					1日の利用予定期間 人		平日 土曜日 日曜日	～ ～ ～	(時間) (時間) (時間)	年間 日																													
		人	人																																											
				人	人	人	人	人	人																																					
				人	人	人	人	人	人																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">用地の確保 の状況</th> <th rowspan="2">民有地確保の状況</th> <th rowspan="2">自己所有地 m²</th> <th rowspan="2">公社等所有地 m²</th> <th colspan="2">民有地 m²</th> <th rowspan="2">計 m²</th> </tr> <tr> <th>人</th> <th>人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> <td></td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> <td></td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> </tbody> </table>		用地の確保 の状況	民有地確保の状況	自己所有地 m ²	公社等所有地 m ²	民有地 m ²		計 m ²	人	人					人	人	人					人	人	人																						
用地の確保 の状況	民有地確保の状況					自己所有地 m ²	公社等所有地 m ²		民有地 m ²		計 m ²																																			
		人	人																																											
				人	人	人																																								
				人	人	人																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設種別 複合施設の状況</th> <th rowspan="2">施設名 児童厚生施設</th> <th rowspan="2">延床面積 m²</th> <th rowspan="2">工事費 (千円)</th> <th colspan="2">国庫補助額 (千円)</th> <th rowspan="2">施設整備補助協議会 厚生労働省雇用均等・ 児童家庭局育成環境課</th> <th rowspan="2">補助事業 児童厚生施設等整備費</th> </tr> <tr> <th>人</th> <th>人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> <td></td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> <td></td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">状況</th> <th colspan="2">共用する設備(室名)</th> </tr> <tr> <th>人</th> <th>人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody></table>		施設種別 複合施設の状況	施設名 児童厚生施設	延床面積 m ²	工事費 (千円)	国庫補助額 (千円)		施設整備補助協議会 厚生労働省雇用均等・ 児童家庭局育成環境課	補助事業 児童厚生施設等整備費	人	人					人	人	人	人					人	人	人	人	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">状況</th> <th colspan="2">共用する設備(室名)</th> </tr> <tr> <th>人</th> <th>人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		状況	共用する設備(室名)		人	人												
施設種別 複合施設の状況	施設名 児童厚生施設					延床面積 m ²	工事費 (千円)			国庫補助額 (千円)		施設整備補助協議会 厚生労働省雇用均等・ 児童家庭局育成環境課	補助事業 児童厚生施設等整備費																																	
		人	人																																											
				人	人	人	人																																							
				人	人	人	人																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">状況</th> <th colspan="2">共用する設備(室名)</th> </tr> <tr> <th>人</th> <th>人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		状況	共用する設備(室名)		人	人																																								
状況	共用する設備(室名)																																													
	人	人																																												

様式2-2

様式2-2									
③	市町村整備方針								
	計画名		計画の概要						
段	地域の状況								
	整備理由の状況								
等	地元同意の状況								
	開運施設等の状況		区分		児童館		保育所		幼稚園
市町村金体	の状況	所	所	センター	所	所	所	所	所
設置地	設置地	所	所	所	所	所	所	所	所
④	児童厚生員の配置								
運営後の運営	常勤職員	人	1日の利用予定期間	人	開館時間	時	閉館時間	時	開館日数
常	非常勤職員・嘱託等職員	人	任意利用児童数	人	平日	~	土曜日	~	(年間) 日
	施設運営と児童の関係		施設運営と児童の関係	人	日祭日	~	(時間)	(時間)	(時間)
⑤	用地の確保								
用	民有地譲保の状況	自己所有地	㎡	公社等所有地	㎡	民有地	㎡	計	㎡
の	の状況								
立	土地条件								
状	況								
況	施設種別	施設名	延床面積	工事業費	国庫補助額	施設整備補助協議会	施設整備補助協議会	補助事業名	
⑥	児童厚生施設		㎡	(千円)	千円	厚生労働省用均等・児童家庭局成績課	児童厚生施設等整備費		
合			㎡	(千円)					
総			㎡	(千円)					
の	計		㎡	(千円)					
状	況	共用する設備(室名)							

改 正 後

現 行

様式2-3

〔活用計画等〕		
	実施の場合 ○利用児童数（ ）人	未実施の理由
1. 放課後児童健全育成事業	実施 ・ 実施	未実施 ○利用児童数（ ）人
2. 開館時間の延長	実施の場合 （ ）まで（ ）の場合は、（ ）時間の延長	未実施の理由
3. 土日等の休日開館	実施の場合 1か月（ ）日開館	未実施の理由
4. 健全育成の拠点としての活用	実施の場合の具体的な内容、実施回数等	未実施の理由
5. 子育て支援の拠点としての活用	実施の場合の具体的な内容、実施回数等	未実施の理由

* 実施・未実施のいずれかを○で囲むこと。

(添付資料) ※協議書に添付されている資料については、□にチェックをすること。

- 1. 今回建設予定の建物の配置図、平面図（必須）
- 2. 部屋別の室名、用途及び面積が記載された書類（必須）
- 3. 整備費費目別内訳書（必須）
- 4. 用地の買収及び借用の場合は、それを証明できる書類
- 5. 創設（公立以外）の場合は、建設予定地の属する市町村長の意見書
- 6. 改築の場合は、用地度調査表、建築予定地の属する市町村長の意見書
- 7. 大規模修繕の場合は、修繕理由、概要（図面等添付）、見積書、写真
- 8. 設備加算を協議する場合は、見積書
- 9. 次世代育成支援行動計画等の該当部分の写し（必須）

様式2-3

〔活用計画等〕		
	実施の場合 ○利用児童数（ ）人	未実施の理由
1. 放課後児童健全育成事業	実施 ・ 実施	未実施 ○利用児童数（ ）人
2. 開館時間の延長	実施 ・ 実施	未実施の理由 ○設置地域に余裕教室があるにもかかわらず実施する理由
3. 土日等の休日開館	実施 ・ 実施	未実施の理由
4. 健全育成の拠点としての活用	実施 ・ 実施	未実施の理由
5. 子育て支援の拠点としての活用	実施 ・ 実施	未実施の理由

* 実施・未実施のいずれかを○で囲むこと。
* 上記の活用計画等は、当該児童厚生施設等整備補助の採択の参考とするものであること。

〔活用計画等〕		
	実施の場合 ○利用児童数（ ）人	未実施の理由
1. 今回建設予定の建物の配置図、平面図（必須）	実施 ・ 実施	未実施の理由
2. 単独施設整備の場合	平日（特に午前中）の活用計画	複合施設にしない理由

(添付資料)

- 1. 今回建設予定の建物の配置図、平面図（A4版・二つ折等可）
- 2. 前屋別の室名、用途及び面積が記載された書類
- 3. 整備費費目別内訳書
- 4. 用地の買収及び借用の場合は、それを証明できる書類
- 5. 創設（公立以外）の場合は、建築予定地の属する市町村長の意見書
- 6. 改築の場合は、用地度調査表、建築予定地の属する市町村長の意見書
- 7. 大規模修繕の場合は、修繕理由、概要（図面等添付）、見積書、写真
- 8. 設備加算を協議する場合は、見積書
- 9. 次世代育成支援行動計画等の該当部分の写し

(記入要領)	
1. 本協議書及び添付資料は△4版で提出すること。	
2. 見出し欄	
(1) 継続とは、本体建物の工事期間が複数年度に渡ることをいい、継続事業の場合は有に、単年度事業の場合は無に○を付すこと。	
(2) 様合とは、他の施設との合築による建物をいい、複合施設を有する建物をいい、複合施設の場合は有に、単独施設の場合は無に○を付すこと。	
3. ①事業費等欄	
(1) 面積は、小数点以下第2位まで表示すること。(第3位以下は切り捨て)	
(2) 総事業費及び対象経費の実支出(予定)額欄の()内には、継続事業の場合は記入すること。	
(3) 施設整備費の国庫補助基準額、都道府県(指定都市・中核市)補助予定額、国庫補助基本額、要国庫補助額欄には、交付要綱の別紙(一)の各欄に該当する金額を計上すること。	
(4) また、総事業費、対象経費の実支出(予定)額欄には、交付要綱の別紙(一)の各欄に該当する金額を計上することとし、 (5) 初度設備費相当加算欄の整備状況欄については、平成16年1月22日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課係員持名の取扱いについて」を参照のこと。	
4. ③設置地域の状況等欄	
(1) 市町村整備方針欄は、当該市町村が策定した次世代育成支援行動計画等に基づいた児童厚生施設設置計画(小学校区に1館整備等)または計画検討の状況等を記入すること。	
(2) 地域の状況欄は、建設地域特別法の区域指定期や日照問題等を記入すること。	
(3) 地元同意の状況欄は、施設建設にあたり地元説明・同意の状況及び日照問題等を記入すること。	
(4) 開運施設等の状況欄の設置地域は、様式2では小学校区、様式4では中学校区、様式2では中学校区、様式4では小学校区を指すこと。	
5. ④運営欄	
開館時間と年長児童の受入れとの関係欄は、開館時間(特に、閉館時間)が、設置地域の年長児童が利用するに際して適切な時間設定となつていることの具体的な理由を記入すること。	
6. ⑤用地の状況欄	
民有地確保の進捗状況欄は、売買又は借地に係る同意書微取の有無、仮契約締結の有無、本契約締結の予定時期等を記入すること。	
7. ⑥複合施設の状況欄	
(1) 本欄には複合施設のみ記入し、本件協議施設も含めて記入すること。	
(2) 延床面積欄の計は、建物全体の延床面積になること。	
(3) 工事費欄の()内には、継続事業の場合は、各施設ごとに記入すること。	
(4) 施設整備補助協議先欄の()内には、各施設ごとに記入すること。	
(ア) 国庫補助事業の場合は、当該省庁補助協議局名、	
(イ) 都道府県補助事業(国庫・県費助成なし)の場合は、当該都道府県補助協議部課名、	
(ウ) 市町村補助事業(国庫・県費助成なし)の場合は、当該市町村補助協議部課名、	
(5) 補助事業名欄は、記入すること。なお、いずれからも補助を受けない施設は空欄とすること。(いずれからも補助を受けない施設は空欄)	
8. 活用計画等欄	
(1) 具体的、詳細に記入すること。	
(2) 開館時間の延長欄は、特定の曜日や特定の期間(夏休み等)または、特別な行事を行いう日等には、通常の開館時間よりも延長を行う場合に記入すること。	
(3) 健全育成の拠点としての活用欄は、例えば、近隣の放課後児童クラブとの連携や母親クラブや子ども会等の地域組織活動の育成活動等を図るために中高校生を対象とした相談事業の実施などの活用状況(予定)を記入すること。	
(4) 子育て支援の拠点としての活用欄は、例えば、親子のひろばや子育て相談の実施などの活用状況(予定)を記入すること。	

(記入要領)	
1. 本協議書及び添付資料は△4版で提出すること。	
2. 見出し欄	
(1) 継続とは、本体建物の工事期間が複数年度に渡ることをいい、継続事業の場合は有に、単年度事業の場合は無に○を付すこと。	
(2) 様合とは、他の施設との合築による建物をいい、複合施設を有する建物をいい、複合施設の場合は有に、単独施設の場合は無に○を付すこと。	
3. ①事業費等欄	
(1) 面積は、小数点以下第2位まで表示すること。(第3位以下は切り捨て)	
(2) 総事業費及び対象経費の実支出(予定)額欄の()内には、継続事業の場合は記入すること。	
(3) 施設整備費の国庫補助基準額、都道府県(指定都市・中核市)補助予定額、国庫補助基本額、要国庫補助額欄には、交付要綱の別紙(一)の各欄に該当する金額を計上すること。	
(4) また、総事業費、対象経費の実支出(予定)額欄には、交付要綱の別紙(一)の各欄に該当する金額を計上することとし、 (5) 初度設備費相当加算欄の整備状況欄については、平成16年1月22日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課係員持名の取扱いについて」を参照のこと。	
4. ③設置地域の状況等欄	
(1) 市町村整備方針欄は、当該市町村が策定した次世代育成支援行動計画等に基づいた児童厚生施設設置計画(小学校区に1館整備等)または計画検討の状況等を記入すること。	
(2) 地域の状況欄は、建設地域特別法の区域指定期や日照問題等を記入すること。	
(3) 地元同意の状況欄は、施設建設にあたり地元説明・同意の状況及び日照問題等を記入すること。	
(4) 開運施設等の状況欄の設置地域は、様式2では中学校区、様式4では小学校区を指すこと。	
5. ④運営欄	
開館時間と年長児童の受入れとの関係欄は、開館時間(特に、閉館時間)が、設置地域の年長児童が利用するに際して適切な時間設定となつていることの具体的な理由を記入すること。	
6. ⑤用地の状況欄	
(1) 民有地確保の進捗状況欄は、売買又は借地に係る同意書微取の有無、仮契約締結の有無、本契約締結の予定時期等を記入すること。	
(2) 予定条件欄は、利用児童の利便性及び過去の災害発生状況等を記入すること。	
7. ⑥複合施設の状況欄	
(1) 本欄には複合施設のみ記入し、本件協議施設も含めて記入すること。	
(2) 延床面積欄の計は、建物全体の延床面積になること。	
(3) 工事費欄の()内には、継続事業の場合は、各施設ごとに記入すること。	
(4) 施設整備補助協議先欄の()内には、各施設ごとに記入すること。	
(ア) 国庫補助事業の場合は、当該省庁補助協議局名、	
(イ) 都道府県補助事業(国庫・県費助成なし)の場合は、当該都道府県補助協議部課名、	
(ウ) 市町村補助事業(国庫・県費助成なし)の場合は、当該市町村補助協議部課名、	
(5) 補助事業名欄は、施設整備補助協議先における補助事業名を記入すること。(いずれからも補助を受けない施設は空欄)	
8. 活用計画等欄	
(1) 具体的、詳細に記入すること。	
(2) 開館時間の延長欄は、特定の曜日や特定の期間(夏休み等)または、特別な行事を行いう日等には、通常の開館時間よりも延長を行う場合に記入すること。	
(3) 健全育成の拠点としての活用欄は、例えば、近隣の放課後児童クラブとの連携や母親クラブや子ども会等の地域組織活動の育成活動等を図るために中高校生を対象とした相談事業の実施などの活用状況(予定)を記入すること。	
(4) 子育て支援の拠点としての活用欄は、例えば、親子のひろばや子育て相談の実施などの活用状況(予定)を記入すること。	

事務連絡
平成21年12月22日

都道府県
各 指定都市 児童委員、主任児童委員事務担当者 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課

円滑な児童委員・主任児童委員活動について(依頼)

児童委員、主任児童委員活動の推進につきましては、平素よりご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、近年、少子化や核家族化に伴う育児不安や子育ての孤立化に加えて、児童虐待をはじめ、いじめや不登校、少年非行等、支援を必要とする子どもや家庭をめぐる問題が複雑化・深刻化している中、児童委員・主任児童委員は、住民の立場に立ち、住民との信頼関係の中で子どもや子育て家庭への支援活動を行う地域のボランティアとして活動を行っており、児童委員・主任児童委員に対する期待は高まっています。

子育て家庭等が必要な時に児童委員・主任児童委員へ相談できる環境づくりが求められているところあり、子育て家庭に「児童委員・主任児童委員」制度を周知し、児童委員・主任児童委員についての理解を広げることが重要であると考えています。

このため、今般、平成21年12月21日付け雇児母発1221第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知により、母子健康手帳の任意様式に児童委員・主任児童委員の活動についての記述を盛り込んだところです(別紙参照)。

管内市区町村及び関係機関等に御周知いただき、地域住民に対して、児童委員、主任児童委員制度の正しい理解が得られるようご配慮願います。

また、児童委員・主任児童委員活動には、日頃から地域住民の状況を適切に把握しておくことが重要であることから、各自治体におかれましては、活動の重要性をご認識いただき、円滑な活動に必要な情報の提供につき特段のご配慮をお願いいたします。

(本件担当)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課
育成環境係 齊藤、岡田

TEL 03-5253-1111 内7905、7910

児童福祉文化財について

1. 社会保障審議会による児童文化財推薦

社会保障審議会は、厚生労働大臣の諮問に対して答申や意見の具申を行う他、児童福祉法第8条第7項の規定により、児童の福祉の向上を図るために、芸能、出版物等の推薦を行い、又、それらの製作者や興行者に対して必要な勧告を行ふ権限が与えられている。
社会保障審議会は、平成13年3月23日より児童福祉文化財の推薦を実施している。

児童福祉法第7項

社会保障審議会及び都道府県児童福祉審議会は、児童及び知的障害者の福祉を図るために、芸能、出版物、がん具、遊戯等を推薦し、又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告をすることができる。

厚生労働省社会保障審議会推薦

児童福祉文化財 22年度版



(略)

2. 児童福祉文化財の推薦業務

福祉文化分科会は、優れた作品・公演等の審査を円滑に行うため「委員会」を設置して審議。福祉文化分科会は、3つの委員会で構成。推薦の決定が委任されている。

各委員会は、社会保障審議会の本委員、各分野における学識経験者の臨時委員と専門委員若干名から構成されている。

出版物委員会(図書等)
舞台芸術委員会(演劇、ミュージカル、コンサート、ビデオ、CD等)
映像・メディア等委員会(映画、放送テレビ、ビデオ、CD等)

3. 推薦基準

- ・児童に適当な文化財であって、児童の道徳、情操、知能、体位等を向上せしめ、その生活内容を豊かにすることにより児童を社会の健全な一員とするために積極的な効果をもつもの。
- ・児童福祉に関する社会の責任を強調し、児童の健全な育成に関する知識を広め、または、児童問題の解決についての関心及び理解を深める等、児童福祉思想の啓発普及に積極的な効果をもつもの。
- ・児童の保育、指導、レクリエーション等に関する知識及び技術の普及に積極的な効果をもつもの。

4. 推薦数

平成21年度の推薦数 90点

出版物:58点 舞台芸術:14点 映像・メディア等:18点

平成21年度の特別推薦※ 16点

出版物:6点 舞台芸術:5点 映像・メディア等:5点

※特別推薦…推薦作品の中で特に優れた作品

平成23年度における(財)こども未来財団による助成事業等

国庫補助事業名	事業内容	主な内容(案)	照会窓口
子育て支援サービス事業費等	民間企業やNPO等が行う放課後児童クラブの整備や商工会等が行う子育て支援活動などの取組を実施するための経費を助成する。	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブ・子育て支援のための拠点施設整備事業 ・授乳室等整備費助成事業 ・事業所内保育施設環境づくり支援事業 ・商工会等児童健全育成活動助成事業 ・コンサート・講演会等託児室支援事業 	(財)こども未来財団事業振興部 03-6402-4823
特別保育事業等推進施設の助成	延長保育や一時保育、夜間保育等の特別保育事業等を実施する民間の保育所に対し、軽微な改修工事等に要する経費を助成する。	<ul style="list-style-type: none"> ・特別保育事業等推進施設助成事業 	(財)こども未来財団事業振興部 03-6402-4823
ボランティア育成支援等事業費	子育てNPO指導者や子育てサークルリーダー等の育成と資質の向上を図るための研修等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援者向け研修事業(大規模研修会) ・子育て支援者向け研修事業(小規模研修会) ・地域子育て支援拠点研修事業 ・企業関係者・団塊世代等の子育て支援協働推進セミナー 	(財)こども未来財団研修事業部 03-6402-4821

平成23年度放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱 新旧対照表 (案)

改	正	案	現	行
			1 8 文科生 第5 8 6 号 厚生労働省発雇児第0 3 3 0 0 1 9号 平成 1 9 年 3 月 3 0 日	1 8 文科生 第5 8 6 号 厚生労働省発雇児第0 3 3 0 0 1 9号 平成 1 9 年 3 月 3 0 日
第一次改正	1 9 文科生 第6 3 2 号 厚生労働省発雇児第0 3 3 1 0 0 4号 平成 2 0 年 3 月 3 1 日			第一次改正 1 9 文科生 第6 3 2 号 厚生労働省発雇児第0 3 3 1 0 0 4号 平成 2 0 年 3 月 3 1 日
第二次改正	2 0 文科生 第8 1 1 8 号 厚生労働省発雇児第0 3 3 1 0 2 2号 平成 2 1 年 3 月 3 1 日			第二次改正 2 0 文科生 第8 1 1 8 号 厚生労働省発雇児第0 3 3 1 0 2 2号 平成 2 1 年 3 月 3 1 日
第三次改正	2 1 文科生 第7 1 1 9 号 厚生労働省発雇児第3 1 0 3 9号 平成 2 2 年 3 月 3 1 日			第三次改正 2 1 文科生 第7 1 1 9 号 厚生労働省発雇児第0 3 3 1 0 2 2号 平成 2 2 年 3 月 3 1 日
第四次改正	2 2 文科生 第※※※ 号 厚生労働省発雇児第※※※号 平成 ※ 年 ※ 月 ※ 日			第四次改正 2 2 文科生 第※※※ 号 厚生労働省発雇児第※※※号 平成 ※ 年 ※ 月 ※ 日
都道府県知事 殿 各 指定都市市長 中核市市長				
文部科学事務次官 厚生労働事務次官				
文部科学事務次官 厚生労働事務次官				

改 正 案

放課後子どももプラン推進事業の国庫補助について

子どもを取り巻く環境の変化、家庭や地域の子育て機能・教育力の低下が指摘される中、放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保があることから、文部科学省及び厚生労働省においては、両省連携の下、総合的な放課後対策を推進するため、別紙のとおり「放課後子どももプラン推進事業費補助金交付要綱」を定め、平成19年4月1日より実施することとしたので通知する。

別 紙

放課後子どももプラン推進事業費補助金交付要綱

(通 則) 1～(その他) 17 (略)

附則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。
なお、22年度分以前については、従前の例によるものとする。

放課後子どももプラン推進事業の国庫補助について

(通 則) 1～(その他) 17 (略)

この要綱は平成22年4月1日から施行する。
なお、21年度分以前については、従前の例によるものとする。

現 行

子どもを取り巻く環境の変化、家庭や地域の子育て機能・教育力の低下が指摘される中、放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保があることから、文部科学省及び厚生労働省においては、両省連携の下、総合的な放課後対策を推進するため、別紙のとおり「放課後子どももプラン推進事業費補助金交付要綱」を定め、平成19年4月1日より実施することとしたので通知する。

放課後子どももプラン推進事業費補助金交付要綱

別 紙

この要綱は平成22年4月1日から施行する。
なお、21年度分以前については、従前の例によるものとする。

現 行

改 正 案				現 行				
別 表			別 表					
事業名	1区分	2 基準額	3 対象経費	1区分	2 基準額	3 対象経費	4補助率	
放課後児童健全育成事業等	1 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) 費	(1) 開設日数250日以上 ① 1クラブ(年間平均)児童数10~19人)当たり年額 $\frac{1,066,000\text{円} \times \text{か所数}}{1\text{クラブ}}$ ② 1クラブ(年間平均)児童数20~35人)当たり年額 $\frac{1,930,000\text{円} \times \text{か所数}}{1\text{クラブ}}$ ③ 1クラブ(年間平均)児童数36~45人)当たり年額 $\frac{3,101,000\text{円} \times \text{か所数}}{1\text{クラブ}}$ ④ 1クラブ(年間平均)児童数46~55人)当たり年額 $\frac{2,943,000\text{円} \times \text{か所数}}{1\text{クラブ}}$ ⑤ 1クラブ(年間平均)児童数56~70人)当たり年額 $\frac{2,784,000\text{円} \times \text{か所数}}{1\text{クラブ}}$ ⑥ 1クラブ(年間平均)児童数71人以上)当たり年額 $\frac{2,626,000\text{円} \times \text{か所数}}{1\text{クラブ}}$ ⑦ 開設日数加算額 (原則として1日8時間以上開所する場合) $\frac{14,000\text{円} \times 251\text{日} \sim 300\text{日までの}250\text{日を超える日数}}{1\text{日6時間の}250\text{日を超える日数}}$ ⑧ 長時間開設加算額 (ア) 平日分 (1日6時間を超える場合) 18時を越えて開設する場合 $\frac{260,000\text{円} \times 「18時を越える時間」の年間平均時間数}{1\text{日8時間の}250\text{日を超える日数}}$ (イ) 長期休暇等分 (1日8時間を超えて開設する場合) $\frac{117,000\text{円} \times 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間数}{97,000\text{円} \times 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間数}$	(1) 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) 費	(1) 開設日数 250日以上 ① 1クラブ(年間平均)児童数10~19人)当たり年額 $\frac{1,041,000\text{円} \times \text{か所数}}{1\text{クラブ}}$ ② 1クラブ(年間平均)児童数20~35人)当たり年額 $\frac{1,885,000\text{円} \times \text{か所数}}{1\text{クラブ}}$ ③ 1クラブ(年間平均)児童数36~45人)当たり年額 $\frac{3,026,000\text{円} \times \text{か所数}}{1\text{クラブ}}$ ④ 1クラブ(年間平均)児童数46~55人)当たり年額 $\frac{2,873,000\text{円} \times \text{か所数}}{1\text{クラブ}}$ ⑤ 1クラブ(年間平均)児童数56~70人)当たり年額 $\frac{2,719,000\text{円} \times \text{か所数}}{1\text{クラブ}}$ ⑥ 1クラブ(年間平均)児童数71人以上)当たり年額 $\frac{2,566,000\text{円} \times \text{か所数}}{1\text{クラブ}}$ ⑦ 開設日数加算額 (原則として1日8時間以上開所する場合) $\frac{13,000\text{円} \times 251\text{日} \sim 300\text{日までの}250\text{日を超える日数}}{1\text{日6時間の}250\text{日を超える日数}}$ ⑧ 長時間開設加算額 (ア) 平日分 (1日6時間を超える場合) 18時を越えて開設する場合 $\frac{215,000\text{円} \times 「18時を越える時間」の年間平均時間数}{1\text{日8時間の}250\text{日を超える日数}}$	放課後児童健全育成事業費等	放課後児童健全育成事業費等	放課後児童健全育成事業等	放課後児童健全育成事業等
放課後児童健全育成事業等	1 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) 費	(1) 開設日数250日以上 ① 1クラブ(年間平均)児童数10~19人)当たり年額 $\frac{1,066,000\text{円} \times \text{か所数}}{1\text{クラブ}}$ ② 1クラブ(年間平均)児童数20~35人)当たり年額 $\frac{1,930,000\text{円} \times \text{か所数}}{1\text{クラブ}}$ ③ 1クラブ(年間平均)児童数36~45人)当たり年額 $\frac{3,101,000\text{円} \times \text{か所数}}{1\text{クラブ}}$ ④ 1クラブ(年間平均)児童数46~55人)当たり年額 $\frac{2,943,000\text{円} \times \text{か所数}}{1\text{クラブ}}$ ⑤ 1クラブ(年間平均)児童数56~70人)当たり年額 $\frac{2,784,000\text{円} \times \text{か所数}}{1\text{クラブ}}$ ⑥ 1クラブ(年間平均)児童数71人以上)当たり年額 $\frac{2,626,000\text{円} \times \text{か所数}}{1\text{クラブ}}$ ⑦ 開設日数加算額 (原則として1日8時間以上開所する場合) $\frac{14,000\text{円} \times 251\text{日} \sim 300\text{日までの}250\text{日を超える日数}}{1\text{日6時間の}250\text{日を超える日数}}$ ⑧ 長時間開設加算額 (ア) 平日分 (1日6時間を超える場合) 18時を越えて開設する場合 $\frac{260,000\text{円} \times 「18時を越える時間」の年間平均時間数}{1\text{日8時間の}250\text{日を超える日数}}$	(1) 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) 費	(1) 開設日数 250日以上 ① 1クラブ(年間平均)児童数10~19人)当たり年額 $\frac{1,041,000\text{円} \times \text{か所数}}{1\text{クラブ}}$ ② 1クラブ(年間平均)児童数20~35人)当たり年額 $\frac{1,885,000\text{円} \times \text{か所数}}{1\text{クラブ}}$ ③ 1クラブ(年間平均)児童数36~45人)当たり年額 $\frac{3,026,000\text{円} \times \text{か所数}}{1\text{クラブ}}$ ④ 1クラブ(年間平均)児童数46~55人)当たり年額 $\frac{2,873,000\text{円} \times \text{か所数}}{1\text{クラブ}}$ ⑤ 1クラブ(年間平均)児童数56~70人)当たり年額 $\frac{2,719,000\text{円} \times \text{か所数}}{1\text{クラブ}}$ ⑥ 1クラブ(年間平均)児童数71人以上)当たり年額 $\frac{2,566,000\text{円} \times \text{か所数}}{1\text{クラブ}}$ ⑦ 開設日数加算額 (原則として1日8時間以上開所する場合) $\frac{13,000\text{円} \times 251\text{日} \sim 300\text{日までの}250\text{日を超える日数}}{1\text{日6時間の}250\text{日を超える日数}}$ ⑧ 長時間開設加算額 (ア) 平日分 (1日6時間を超える場合) 18時を越えて開設する場合 $\frac{215,000\text{円} \times 「18時を越える時間」の年間平均時間数}{1\text{日8時間の}250\text{日を超える日数}}$	放課後児童健全育成事業費等	放課後児童健全育成事業費等	放課後児童健全育成事業等	放課後児童健全育成事業等

改 正 案	現 行
(2) 特例分（開設日数 200～249日） ① 1 クラブ（年間平均児童数20人以下）当たり年額 <u>1,859,000円</u> ×か所数	(2) 特例分（開設日数 200～249日） ① 1 クラブ（年間平均児童数20人以上）当たり年額 <u>1,814,000円</u> ×か所数
② 長時間開設加算額（1日6時間を超える場合、かつ18時を越えて開設する場合） <u>260,000円</u> ×「18時を越える時間」の年間平均時間数	② 長時間開設加算額（1日6時間を超える場合、かつ18時を越えて開設する場合） <u>215,000円</u> ×「18時を越える時間」の年間平均時間数
2 放課後子ども環境整備事業費 現行のとおり（略）	2 放課後子ども環境整備事業費 (1) 放課後児童クラブ設置促進事業 1 事業当たり年額 7,000,000円 (2) 放課後児童クラブ環境改善事業 1 事業当たり年額 1,000,000円 (3) 放課後児童クラブ障害児受入促進事業 1 事業当たり年額 1,000,000円
3 放課後児童クラブ支援事業費 現行のとおり（略）	3 放課後児童クラブ支援事業費 (1) ボランティア派遣事業 1 事業当たり年額 <u>469,000円</u> ×事業数 (2) 放課後児童等の衛生・安全対策事業 1 市町村当たり年額 <u>613,000円</u> (3) 障害児受入推進事業 1 クラブ当たり年額 <u>1,520,000円</u> ×か所数
4 放課後児童指導員等資質向上事業費 現行のとおり（略）	4 放課後児童指導員等資質向上事業費 放資質向上事業費 都道府県、指定都市、中核市1か所 当たり年額 <u>950,000円</u>

※放課後子ども教室推進事業等（文部科学省所管分）は（略）

別紙様式1～8 (略)

[保育課関係]

1. 国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」 プロジェクト【待機児童ゼロ特命チーム】について

(別冊参照)

2. 多様な保育サービス等の推進について

延長保育や休日保育等の多様な保育サービスについては、平成22年1月に閣議決定した「子ども・子育てビジョン」に基づき、平成26年度までの具体的な目標を掲げて重点的に推進しているところである。

平成23年度予算案においても、「子ども・子育てビジョン」の目標の達成に向けた必要な予算を計上するとともに、以下のとおり事業内容の見直し（改善）を図っているところであるので、積極的な取り組みをお願いしたい。

あわせて、管内市町村及び保育所が地域における多様な保育需要に対する積極的な取り組みができるよう、特段のご配慮をお願いする。

（1）家庭的保育事業の推進について

家庭的保育事業については、平成23年度予算案において、連携保育所経費の増を図るとともに、家庭的保育補助者経費の加算を行い、家庭的保育事業の取り組みの拡大を図ることとしているので、積極的な取り組みをお願いしたい。

さらに、「安心こども基金」において、家庭的保育の実施場所に係る改修費の補助を実施する「家庭的保育改修事業」、家庭的保育者が自宅以外で保育を行う場合の賃借料の補助を実施する「家庭的保育賃借料補助事業」を実施しており、平成23年度においては、待機児童解消「先取り」プロジェクトに参加する自治体においては、補助率の嵩上げ要件の緩和、賃借料単価の引き上げを予定している。

また、市町村がNPO法人等に委託して実施する事業について、平成21年より安心こども基金を利用して試行的に行われてきたが、平成23年度からは、保育対策等促進事業の委託先の要件を緩和することにより実施する予定であるので、ご留意願いたい。

なお、これらの経費は、グループ型小規模保育事業も同等に取り扱う予定としているので、将来の需要を見込み、積極的な事業の推進をお願いしたい。

《主な改正点》（関連資料1参照）

- ① 平成23年度予算案
連携保育所経費の増、家庭的保育補助者経費の加算
- ② 安心こども基金（改修事業、賃借料補助事業）
待機児童解消「先取り」プロジェクトに参加する自治体において、平成23年度より補助率の嵩上げ要件の緩和、賃借料単価の引上げを予定
- ③ NPO法人等への事業委託
安心こども基金にて試行的に行われていたNPO法人等への委託について、平成23年度より保育対策等促進事業の要件緩和にて実施予定
- ④ 連携先機関の拡大（平成22年11月から）
相談・指導、代替保育等、家庭的保育者への支援を行う「連携保育所」の規定について、一定の要件を満たした幼稚園について認め、また、市町村自らが支援体制を図る場合においても国庫補助対象とした。

(2) 病児・病後児保育事業について

① 非施設型（訪問型）について

平成23年度より医療機関・保育所等にて実施する施設型に加えて、非施設型（訪問型）をモデル的に実施することとしているので、積極的な取り組みをお願いしたい。

その内容は、看護師等が医療機関等と連携し、対象児童の自宅に訪問する事業を実施するとともに、その安全性、安定性及び効率性等について検証するための事業を行うこととしている。（関連資料2参照）

② 利用料について

本事業に係る利用料については、事業費の2分の1相当の額が適当であると周知しているところであるが、低所得者（生保世帯、市町村民税非課税世帯）に対しては、実施施設の判断により利用料の減免ができるよう、平成21年度より減免分についても国庫補助することとしているので、引き続き、適切な利用料の設定を行っていただくよう、管内市町村及び実施施設への周知方よろしくお願ひしたい。

③ 体調不良児対応型の実施要件について

体調不良児対応型については、これまで実施要綱に定める要件のほか、採択基準（国庫補助を受けるための要件）を別途定めていたところであるが、平成23年度においては、これらの要件について、実施要綱に新たに規定することとしたので、ご留意願いたい。（関連資料3参照）

(3) 保育所運営費の改善について

待機児童の解消を図るため、「子ども・子育てビジョン」に基づく保育所等の受入れ児童数（毎年約5万人）の増に伴う運営費の拡充を図ったところである。

また、平成23年度より、4月2日生まれの児童に対する保育単価の適用年齢を見直し、学校教育法に基づくクラス編制の実態との整合性を図ることとしている（関連資料4参照）が、詳細な取扱いについては、2月末を目途にお示しする予定の交付要綱等の改正（案）をご覧いただきたい。

(4) いわゆる「宅幼老所」をはじめとする共生型サービスの推進について

共生型サービスには、個々のニーズに応じたきめ細かなサービスを提供するための地域ケア拠点として、高齢者や児童などが、住宅地等に立地した安全に配慮された建物で、かつ家庭的な雰囲気の中で運営する取り組みなどがあるが、今国会において、菅総理から、これらの「共生型サービス」の推進は重要な方向であり、高齢者、児童などの各種施策を生かしながら、地域の実情に応じた創意工夫ある取り組みを評価し支援していく旨の答弁があったところである。

例えば、長野県では、身近な生活圏域に居住する高齢者、障害児・者、乳幼児などが小規模で家庭的な雰囲気の中で、個々のニーズに応じたサービスを

受けることのできる「宅幼老所」と呼ばれる取り組みを県単独事業として実施している。

現行制度において、こうしたいわゆる「宅幼老所」を運営する場合、子育て支援施策の観点からは、所要の要件を満たせば、子育て支援交付金（仮称）の「一時預かり事業」の対象となりうことなどから、各都道府県におかれでは、管内市町村に対し、こうした取り組みや当該支援制度の一層の活用を周知していただき、指定通所介護事業所の取り組みと併せた「宅幼老所」など、地域の実情に応じた創意工夫ある取り組みの普及推進につなげていただきたい。

3. 幼保一体化について

(1) 認定こども園の状況について

認定こども園の認定状況については、平成18年10月1日の法律施行以来、平成22年4月1日現在で532件の認定があり、今後、2,000か所以上とすることを目標としているところである。(関連資料5参照)

各都道府県におかれでは、今後とも、利用者や事業者（施設）等の視点に立ち、認定こども園に関する窓口の一元化等、関係機関相互の密接な連携協力を図るなど、認定こども園の設置促進に向けて積極的な取り組みをお願いしたい。

特に、会計処理、税制上の取扱いについては、「社会福祉法人が設置・経営する認定こども園に係る会計処理の取り扱いについて」(平成19年4月6日雇児保発第0406002号)、「認定こども園の税制上の取扱いに関する留意事項について」(平成19年4月20日19初幼教第5号・雇児保発第0420001号)を踏まえ、市区町村及び事業者等の制度に関する認識を深めるため、情報提供や普及啓発について、格別の配慮をお願いしたい。

なお、国においても、厚生労働省と文部科学省が連携して幼保連携推進室を設置し、認定こども園に関する照会への一元的な対応やホームページを通じた情報提供等を行っており、全国の認定こども園に関する情報や関係法令、通知等を随時掲載しているところである。各都道府県におかれでは、認定予定状況をはじめ、関連する情報を幅広く提供されたい。

(参考)

- 幼保連携推進室ホームページ <http://www.youho.go.jp/index.html>
- 幼保連携推進室メールアドレス info@youho.go.jp

(2) 幼保一体化の検討について

政府としては、幼保一体化を含む子ども・子育て新システムについて、平成22年6月29日に少子化社会対策会議において決定された「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づき、幼保一体化の具体的な制度の詳細について、「子ども・子育て新システム検討会議」の下に置かれた幼保一体化ワーキングチームを中心に検討しているところである。

今後、所要の法案を国会に提出するため、更に検討を進めていくが、子ども・子育て新システムの実施主体は市町村であることから、制度の施行に向け、各都道府県、市町村との緊密な連携を図る必要があると考えており、情報提供等積極的に行ってまいりたい。

なお、これまでのワーキングチームにおいて提出された資料や議論の経過等については、とりまとめである内閣府のホームページにおいて、公開しているところであるので、各都道府県におかれでは、関連する情報を幅広くご承知いただきたい。

(参考)

- 内閣府 子ども・子育て検討会議ワーキングチーム開催状況
<http://www8.cao.go.jp/shoushi/10motto/08kosodate/wg/index.html>

4. 地域主権改革及び構造改革特区について

(1) 地域主権改革について

① 地域主権改革推進法案（平成22年通常国会提出）について

平成21年10月の地方分権改革推進委員会「第3次勧告」により、保育所の基準について、廃止又は条例委任するとされたことを受けて、同年12月に「地方分権改革推進計画」を閣議決定したところである。「地方分権改革推進計画」においては、保育所の最低基準は条例で都道府県等（都道府県、政令指定都市、中核市）が定めることとし、その際、保育士の配置基準、居室の面積基準、保育の内容（保育所保育指針）、調理室などについては、国の基準と同じ内容でなければならない「従うべき基準」とし、屋外遊戯場の設置、耐火上の基準などのその他の基準については、国の基準を参考にすればよい「参酌すべき基準」とすることとした。ただし、居室の面積基準については、東京等の一部の地域に限り、待機児童解消までの一時的措置として、合理的な理由がある範囲内で、国の基準と異なる内容を定めることができる「標準」とすることとした。（関連資料6参照）

これらに係る所要の法律案は、平成22年通常国会に提出されており、現在継続審議中である。今後、それぞれの条例により、適切な基準を定めていただく必要があり、その際には、引き続き保育の「質」が確保されるために適切な措置を講じていただくようお願いしたい。

② 今後の地域主権改革について

平成22年6月22日に「地域主権戦略大綱」が閣議決定されたが、大綱においては、地域主権改革の推進に関して、当面講ずべき必要な法制上の措置その他の措置が定められたほか、今後おおむね2～3年を見据えた改革の諸問題に関する取組方針が明らかにされたところである。

保育施策に関しては、児童福祉法の規定により特定都道府県及び特定市町村において策定している保育計画の公表について、関連する規定を努力・配慮義務化する方向で、現在所要の法案について、検討しているところである。（関連資料6参照）

(2) 構造改革特区について

① 保育所における給食の外部搬入について

「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」については、平成22年2月4日の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会における結論として、3歳以上児については、地域を限定することなく全国において公・私立ともに外部搬入方式を採用することを可能とし、3歳未満児については、公立のみについて、引き続き特区の認定を受けた市町村に限り外部搬入方式を採用することが可能（私立は自園調理）との意見がとりまとめられた。

これを受け、平成22年6月1日に、関連する省令改正を行ったところであり、各都道府県に対しては、「保育所における食事の提供について」

(平成22年6月1日雇児発0601第4号)において、通知したところである。

(関連資料7参照)

家庭における食育の機能が低下している中で、保育所において乳幼児期からの適切な食事のとり方や望ましい食習慣の定着、豊かな人間性の育成等について、しっかりと実施していくことが求められる。各市町村におかれては、これらの観点を踏まえ、適切な給食の提供をお願いしたい。

② 保育所における保育士配置要件の緩和事業（看護師等の配置）について

これまで、保育所の保育士の配置に関して、乳児を6人以上入所させる保育所が、乳児の保育に看護師を配置している場合は、1名に限り、保育士の配置基準上保育士と見なしてよいこととしていたところ、乳児6人未満を保育する場合においても、同様の措置を行えるよう、構造改革特区の提案があったところである。

これを受け、「「明日の安心と成長のための緊急経済対策」における構造改革特区に係る臨時提案等に対する政府の対応方針」（平成22年6月2日構造改革特別区域推進本部決定）により、「保育所における看護師配置補助要件の緩和」が新たに特区において講じるべき規制の特例措置として決定された。

(関連資料8参照)

厚生労働省としては、平成22年10月14日に、所要の省令改正を行ったところである。各都道府県におかれては、本事業が円滑に実施できるよう、特段のご配慮をお願いしたい。

③ 保育所を運営する法人の評議員の設置及び経理区分の明確化の緩和について

「「明日の安心と成長のための緊急経済対策」における構造改革特区に係る臨時提案等に対する政府の対応方針」において、保育所を運営する社会福祉法人が一時預かり事業又は地域子育て支援拠点事業を行う場合については、評議員会の設置及び経理区分の明確化の適用を除外するとされた。

これを受け、「「社会福祉法人の認可について」の一部改正について」

（平成22年10月14日雇児発1014第3号）及び「「保育所における社会福祉法人会計基準の適用について」の一部改正について」（平成22年10月14日雇児保発1014第1号）において、保育所を経営する事業と併せて、一時預かり事業又は地域子育て支援拠点事業を行っている社会福祉法人については、評議員会の設置及び各事業の経理区分の明確化を求める旨通知したところである。（関連資料8参照）

各都道府県におかれては、これらの通知の趣旨をご理解の上、保育所を運営する法人の適切な指導監督に努めていただくようお願いしたい。

5. 保育所等における安全管理及び事故防止について

保育所及び認可外保育施設における児童の安全管理については、従前よりご尽力いただいているところであるが、思いもよらぬ原因により尊い命が失われる事故等が発生している。

近年、発生した死亡事故等の主なものは、

- ① 午睡中に保育士が異変を発見し、病院搬送後亡くなった。
- ② おやつをのどに詰まらせ、窒息し亡くなった。
- ③ ポット等が倒れてお湯がかかり火傷。

等であり、様々な状況下で事故等が発生している。

今後とも、貴管内の保育所等に対し、事故の発生防止に努めるよう指導方お願いする。

また、「保育所保育指針」（平成20年3月28厚生労働省告示第141号）の「第5章 健康及び安全」に基づき適切に対応するようお願いしたい。

なお、「保育所及び認可外保育施設における事故の報告について」（平成22年1月19日厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）により事故等が発生した場合の報告様式を定めているので、引き続き周知徹底を図るとともに、迅速な報告をお願いする。

(参考)

- 平成21年12月から平成22年12月までに厚生労働省に報告があった
事故件数 50件

	骨折	死亡	火傷	その他	意識不明	計
認可保育所	28	5	2	3	0	38
認可外保育施設	3	7	0	0	2	12

(厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調)

6. 保育所におけるアレルギー対応ガイドラインの策定について

平成21年4月1日に施行された「保育所保育指針」において、健康及び安全についての規定の充実と、「保育所保育指針解説書」でのアレルギー対応についての明記が図られたところである。

また、保育所保育指針の告示化と同時に策定された「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」において、平成22年度中に「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（仮称）」についても策定することとされた。

現在、アレルギー対応ガイドライン作成検討会において、ガイドラインの内容について検討しているところ（[関連資料9参照](#)）であり、平成22年度中に策定・公表し、各都道府県等あて通知する予定である。各都道府県におかれても、子どもの健康と安全を確保する観点からも、このガイドラインを参考に、アレルギー対策について万全の対応を図られるようお願いしたい。

7. 認可外保育施設に対する指導監督について

事業所内託児施設を含む認可外保育施設の指導監督については、児童福祉法第59条及び「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日雇児発第177号）により行われているところであるが、平成20年度の認可外保育施設の点検結果においては、都道府県知事等への設置の届出等が義務づけられている施設（届出対象施設）のうち、認可外保育施設指導監督基準に適合している施設は52%（1,965か所）、届出対象施設のうちベビーホテルについては、基準に適合している施設が37%（519か所）であり、平成22年度から改善したものの、依然として低い水準にある。

一方で、多数の死亡事故が発生しているほか、滞在期間が数年にもわたる長期滞在児の存在が明らかになるなど、認可外保育施設に対する適切かつ厳正な指導監督の徹底が改めて必要不可欠である。

このため、都道府県等におかれでは、改めて児童福祉法及び認可外保育施設指導監督基準に基づく指導監督の徹底を図るとともに、特に改善を求める必要がある施設に対しては、

- ① 改善状況を確認するため、必要に応じて施設の設置者等に対する出頭要請や、施設に対する特別立ち入り調査を行う、
- ② 改善指導を繰り返し行っているにもかかわらず改善の見通しがないなどの悪質な場合には、児童福祉法第59条第3項に基づく改善勧告を行う、等、速やかに改善がなされるよう厳格な措置を講じるなど、届出対象であるか否かにかかわらず、適切な指導監督の実施をお願いする。

さらに、急な事業廃止により、保育を利用する者が緊急に他の保育手段を選ぶ必要が生じることなどによって、子どもの育ちに影響を与えるなど、不適切な事例が生じていることも踏まえ、特段のご指導をお願いしたい。

また、児童の生命又は身体の安全を確保するために緊急を要する場合で、あらかじめ都道府県児童福祉審議会の意見を聴くいとまがないときは、当該手続を経ないで事業停止又は施設閉鎖を命じることができることとされており、施設の施設長や設置者が利用児童に虐待を加え、危害を及ぼしていることが明白である場合などは、こういった緊急時に該当すると想定されるので、特段の配慮をお願いしたい。

[保育課 関連資料]

家庭的保育事業について

家庭的保育事業とは

保育士又は研修により市町村長が認めた家庭的保育者(保育ママ)が、保育所等と連携しながら自身の居宅等において少數の主に3歳未満児を保育する事業(平成12年度に、保育需要の増に対応するための応急的措置として創設)

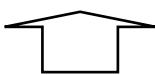
子ども・子育てビジョン等により、家庭的保育の拡充が言及される一方、実施自治体が少なく、普及が進んでいない。(21年度実績(交付決定ベース)[実施自治体数]27、[保育ママ数]223、[利用児童数]828(地方単独施策【保育ママ数】917、【利用児童数】1,764))

課題

- 家庭的保育体制の不足
(巡回指導・相談体制、家庭的保育者の休暇時の代替保育の確保等)
- 事故発生時の保証の体制
- 家庭的保育者のなり手がない
- 実施自治体が少ない

改善内容(平成20年度)

- 家庭的保育者を支援する専任職員の配置
- 補助単価の見直し(賠償責任保険料の追加)
- 補助単価の見直し(奉給の引上げ等)
- 対象児童数の増



改善内容(平成21年3月~)

- 個人実施型の対象児童の年齢を3歳未満から就学前に引き上げ
- 家庭的保育者自身に養育する児童がないこととする要件を撤廃
- 連携保育所に最低基準を満たす認可外保育施設を追加
- 家庭的保育支援者の配置基準の引き下げ



平成23年度予算案

予算額：3,501百万円(H22予算2,787百万円)

対象児童数：10,000人

事業の委託先：家庭的保育者又は保育所を経営する者等

- 家庭的保育者：約52,000円(児童1人当たり月額)
- 連携保育所：約200万円(年額)
- 家庭的保育支援者：約450万円(年額)
- 家庭的保育補助者：約25,000円(児童1人当たり月額)

「安心こども基金」における対応

- 平成20年度補正予算で都道府県に設置された「安心こども基金」において、家庭的保育事業を推進するため、実施場所に係る改修事業、賃借料補助事業及び家庭的保育に対する研修事業を実施(平成22年度実施分まで一括計上)
- 緊急雇用対策において「安心こども基金」を活用したNPO法人等による家庭的保育の試行事業を実施
- 平成21年第2次補正予算により実施場所に係る改修費、賃借料について、一定の条件により基準額の増及び補助率の嵩上げ、「新成長戦略に向けた3段構えの経済対策」において、一定の条件を満たす幼稚園等についても連携機関の対象とした。
- 平成23年度より、複数の家庭的保育者が同一の場所で実施する事業について、現物サービスを拡充するための新たな交付金により実施予定。また、安心こども基金を積み増し、賃借料の嵩上げ等を行う予定。

病児・病後児保育事業（非施設型（訪問型））について

	施設型		(新規)非施設型(訪問型) 体調不良児対応型
	病児対応型	病後児対応型	
事業の体系	地域の子どもを対象に病児を受入 (病後児も対応可)	地域の子どもを対象に病後児を受入	病児対応型・病後児対応型と同様
実施主体			市町村又は市町村が適切と認めた者
対象児童	当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難であり、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認めた小学校3年生までの児童	病気の回復期であり、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行なうことが困難な児童であって、市町村が必要と認めた小学校3年生までの児童	病児対応型・病後児対応型と同様
実施場所	病院・診療所、保育所等	利用児童(保護者)自宅	保育所
設備基準	・病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設であること ・保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有すること ・調理室を有すること(本体施設等の調理室との兼用可) ・事故防止及び衛生面に配慮されているなど、児童の養育に適した場所とすること	—	・保育所の医务室、余裕スペース等で、衛生面に配慮されており、対象児童の安静が確保されている場所とすること
施人基準	・看護師…利用児童おおむね10人につき1名以上配置すること ・保育士…利用児童おおむね3人につき1名以上配置すること	・看護師または一定の研修を受けた保育士1名以上 ・看護師または一定の研修を受けた保育士1名に対し、子ども1名程度	・看護師等を常時2名以上配置しただし、次のア～イいずれかの要件を満たす場合には、体調不良児の看護を担当する看護師等を1名以上配置 ア 延長保育を2時間以上実施している保育所 イ 夜間保育所 ウ へき地(山間地・離島・過疎地)に所在する保育所 エ 旧自園型実施保育所 ・預かる体調不良児の人数は、看護師等1名に対して2名程度とすること
件その他	・集団保育が困難であり、かつ、保護者が家庭で保育を行うことができない期間内で対象児童の受け入れを行なうこと (この他に、留意事項として医療機関との連携、感染の防止の規定あり)	・報告書の作成 ※上記の他、医療との連携等について、規定	・実施保育所における児童全体の健康管理・衛生管理等の保健的な対応を日常的に行うこと ・地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を地域のニーズに応じて定期的に実施すること (この他に、留意事項として医療機関との連携、感染の防止の規定あり)
負担割合	国1／3 都道府県1／3 市町村1／3 (国1／3 指定都市・中核市2／3)		

○ 病児・病後児保育事業実施要綱（抄）

	改正後（案）	現 行
5 実施要件	<p>5 (3) 体調不良児対応型看護師等を常時2名以上配置すること。 ① 看護師等を1名以上配置すること。 (ア) 本通知別添6「延長保育促進事業」(以下、「延長保育促進事業」という。)の定義に基づき2時間以上の延長保育を実施している保育所であること。公立保育所にあつては、延長保育促進事業と同様の要件にて、2時間以上の延長保育を実施している保育所であつて、市町村が適当と認める保育所であること。</p> <p>(イ) 本通知別添2「夜間保育推進事業」の実施要件を具備する保育所であること。</p> <p>(ウ) 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第143号)第13条の2第1項の規定による特地勤務手当の支給を受けている官署(人事院規則9-55別表)から半径4キロメートル以内に所在する保育所であること。</p> <p>(エ) 本事業(平成19年度におけること)は、自園型)を平成19年度より実施している保育所であること。</p>	<p>5 実施要件</p> <p>(3) 体調不良児対応型看護師等を1名以上配置すること。 ① 体調不良児の看護を担当する看護師等を1名以上配置すること。</p> <p>(参考) 体調不良児対応型採択基準(平成22年2月25日付事務連絡) ① 看護師(保健師・助産師・准看護師を含む。)を常時2名以上配置している保育所 ② 延長保育を2時間以上実施している保育所(注1、注2) ③ 夜間保育所(注3) ④ へき地(山間地・離島・過疎地)に所在する保育所(注4) ⑤ 平成19年度経済措置分(旧自園型実施保育所) 注1 「保育対策等促進事業の実施について」(平成20年6月9日発令第0609001号通知)の別添6「延長保育実施事業」に定める延長保育促進事業の定義に基づき2時間以上の延長保育を実施している保育所にあつては注1と同等の要件を具備する保育所であること。 注2 公立保育所にあつては注1と同等の要件を具備する保育所であること。 注3 「保育対策等促進事業の実施について」(平成20年6月9日発令第0609001号通知)の別添2「夜間保育推進事業」の実施要件を具備する保育所 注4 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第143号)第13条の2第1項の規定による特地勤務手当の支給を受けている官署(人事院規則9-55別表)から半径4キロメートル以内に所在する保育所であること。</p> <p>② 預かる体調不良児の人数は、看護師等1名に対して2名程度とすること。 ③ 本事業の実施場所は、保育所の医務室、余裕スペース等で、衛生面に配慮しておられる場合とすること。 ④ 本事業の実施場所は、対象児童の安静が確保され、実施保育所における児童全体の健康管理等の保健的・衛生を担当する看護師等は、実施保育所に日常的に行うこと。 ⑤ 本事業の実施場所は、地域の子育て家庭等に対する看護師等に対する相談支援を地域のニーズに応じて定期的に実施すること。</p>

【現行】4月2日生まれの児童に対する年齢区分(クラス編制)の取扱い

「年齢計算に関する法律」…年齢は出生の日よりこれを起算し、起算日に応答する日の前日をもつて満了する
誕生日の前日に年齢が加算されることになっている

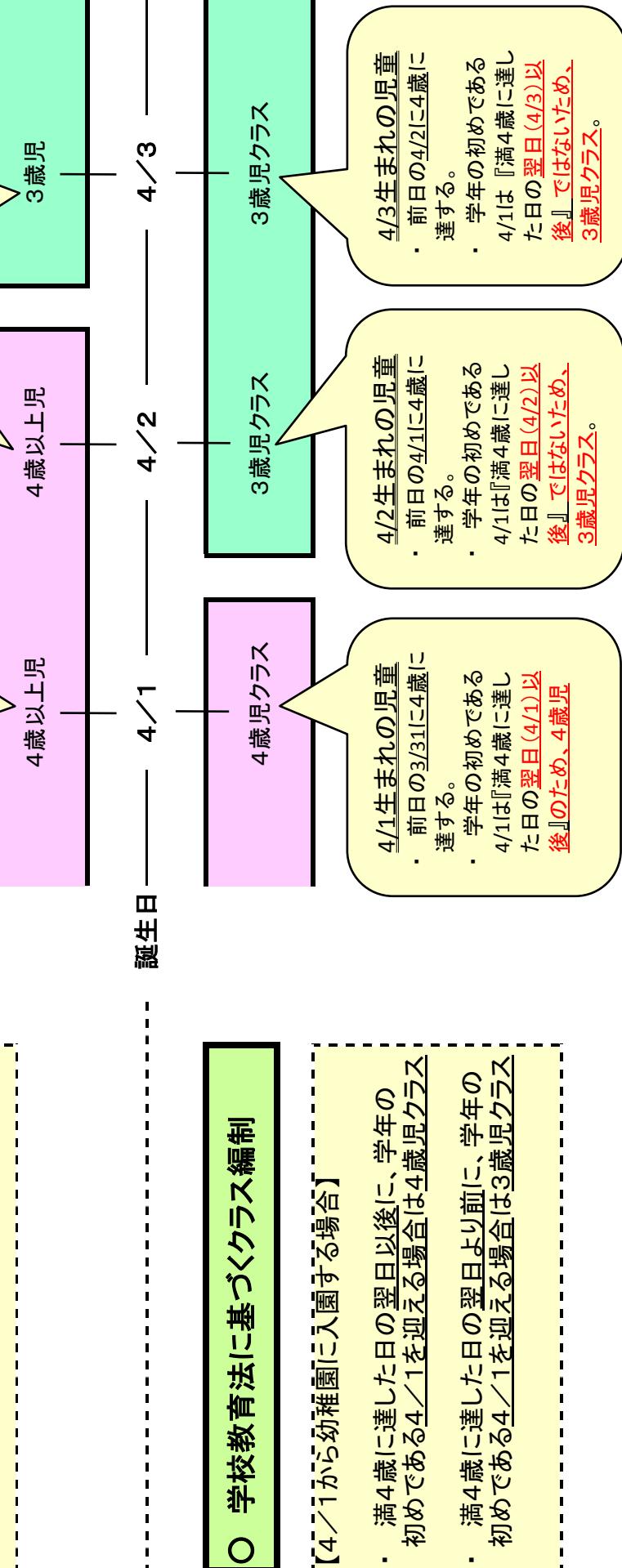
【(例)4歳の誕生日を迎える児童の場合のクラス編制】

○ 保育所運営費に係る交付要綱に基づくクラス編制

【4／1から保育所に入所する場合】

4／1において、4歳に達していなければ
3歳児

4／1において、4歳に達していれば4歳児



認定こども園制度

認定こども園制度の概要

「認定こども園」とは

- 幼稚園、保育所等のうち、以下の機能を備えるものを都道府県が認定
- ①教育及び保育を一体的に提供
(保育に欠ける子どもにも、欠けない子どもにも対応)
- ②地域における子育て支援の実施
(子育て相談や親子の集いの場の提供)

371

認定状況

(幼保連携推進室調べ(平成22年4月1日現在))

認定件数	(内訳)			
	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
532	241	180	86	25

各都道府県の認定状況

(幼保連携推進室調べ(平成22年4月1日現在))

都道府県	認定数	都道府県	認定数	都道府県	認定数
北海道	32	石川県	7	岡山県	6
青森県	4	福井県	2	広島県	14
岩手県	11	山梨県	2	山口県	3
宮城县	2	長野県	8	徳島県	2
秋田県	20	岐阜県	3	香川県	1
山形県	7	静岡県	5	愛媛県	10
福島県	12	愛知県	9	高知県	10
茨城県	22	三重県	1	福岡県	14
栃木県	8	滋賀県	14	佐賀県	20
群馬県	21	京都府	0	長崎県	37
埼玉県	13	大阪府	13	熊本県	2
千葉県	15	兵庫県	31	大分県	7
東京都	51	奈良県	4	宮崎県	17
神奈川県	25	和歌山县	6	鹿児島県	24
新潟県	10	鳥取県	0	沖縄県	0
富山県	5	島根県	2	合計	532

(断片5)

認定こども園の類型

幼稚園型

認可幼稚園が、保育に欠ける子どもたちのための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ

幼保連携型

認可幼稚園と認可保育所とが連携して、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ

地方裁量型

幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ

保育所型

認可保育所が、保育に欠ける子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ

地域主権改革（保育所関係）について

○ 地方分権改革推進委員会の勧告内容（平成21年10月7日）

保育所の基準について、廃止又は条例委任する。



○ 地方分権改革推進計画の内容（平成21年12月15日閣議決定）

保育所の最低基準は条例で都道府県、指定都市、中核市が定める。その際、

1. ○保育士の配置基準 ○居室の面積基準（乳児室1.65m²、まぶく室3.3m²、2歳以上の保育室1.98m²）
- 保育の内容（保育指針）、調理室（自園調理）
- などについては、国の基準と同じ内容でなければならない。

372. ○屋外遊戯場の設置 ○必要な用具の備え付け ○耐火上の基準
- 保育時間 ○保護者との密接な連絡
- などについては、国の基準を参考にすればよい。

3. ただし、居室の面積基準については、東京等の一部の地域に限り、待機児童解消までの一時的な措置として、合理的な理由がある範囲内で、国の基準と異なる内容を定めることができる。

→ 地域主権改革推進整備法案（平成22年3月5日閣議決定）を、第174回通常国会に提出。 ⇒ 衆議院で継続審議

○ 地域主権戦略大綱の内容（平成22年6月22日閣議決定）

特定都道府県及び特定市町村の策定する保育計画の公表について、現行制度で年1回以上の公表が義務づけられていたものを、努力義務化する。

→ 所要の法案について検討中。

保育所における給食の外部搬入方式について

- 「構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置の評価・調査委員会の意見に関する
今後の政府の対応方針」※1(平成22年3月25日構造改革特別区域推進本部)に基づき、保育所における
満3歳以上児に対する食事の提供に外部搬入方式を採用することを可能とした。【児童福祉施設最低基準第32条の2】

※1 3歳以上児に対する給食については、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行うこと。なお、併せて、子どもの発達状況に応じた対応、アレルギー児・体調不良児への対応、食育の視点の重要性を踏まえて、更なる対応力の向上を図るための好事例集・ガイドライン等を策定し、周知を図るとともに、給食提供の実態について、引き続きモニタリングしていくこと。

従 来

- (3) 特区の認定を受けた市町村では、公立保育所の全年齢において外部搬入方式を採用することが可能。

平成22年5月末現在で、91市町村475施設が特区認定(うち3歳以上児のみ:188施設)

H22. 6. 1より

- 満3歳以上児については公・私立ともに外部搬入方式を採用することが可能。
- 満3歳未満児については、公立のみについて、引き続き特区の認定を受けた市町村※2に限り外部搬入方式を採用することが可能。(私立は自園調理)

公立	私立	
0～5歳 (特区) 外部搬入可能	3～5歳 特区によらず 外部搬入可能	自園調理



H22. 6. 1より

- ※ 満3歳以上児の給食の外部搬入にあたっては、従来の特区認定要件を踏まえ、基準を策定し、質を担保した場合のみ実施できることとする。

- (認定要件)
- ・ 調理室として加熱、保存等のための調理機能を有していること。
 - ・ 入所児童の発達段階に応じた食事を提供すること。
 - ・ 食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。等

(略)

*※2 平成22年11月末現在で、62市町村284施設が特区認定されている。
(その他の、特区認定されているものの、自園調理に変更または廃止したものが10施設ある。)

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」における構造改革特区に係る
臨時提案等に対する政府の対応方針
(平成22年6月2日構造改革特別区域推進本部決定)

【保育所における看護師配置補助要件の緩和】

従 来

乳児6人以上を入所させる保育所の保育士定数について、当該保育所に勤務する保健師又は看護師1名に限つて保育士としてみなすことができる。

新たに特区として対応

- 乳児4人以上6人未満を入所させる保育所の保育士定数に関する規定に、新たに、看護師等を1人に限つて保育士とみなして算入することができるよう特区において必要な措置を講ずる。

実施時期：平成22年10月14日より実施



従 来

保育所を運営する社会福祉法人が一時預かり事業及び地域子育て支援拠点事業を行う場合は評議員会の設置及び経理区分の明確化が必要となっている。(ただし、経過措置として、平成23年度末まで猶予期間あり)

全国的措置として対応

- 保育所を経営する事業のみを行う社会福祉法人が一時預かり事業及び地域子育て支援拠点事業を行う場合(両方の事業を行う場合も含む)については、評議員会の設置及び経理区分の明確化の適用を除外する。

実施時期：平成22年10月14日より実施



【一時預かり事業及び地域子育て支援拠点事業を行う場合の評議員会の設置及び経理区分の明確化の緩和】

従 来

- 保育所を運営する事業のみを行う社会福祉法人が一時預かり事業及び地域子育て支援拠点事業を行う場合は評議員会の設置及び経理区分の明確化が必要となっている。(ただし、経過措置として、平成23年度末まで猶予期間あり)

※地域子育て支援拠点事業については6月の本部決定はないが、7月に特区要望として挙がり、10月の本部決定で全国的措置として対応する事となった。
(説明番号8)

「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」について

- 保育所保育指針の改定・告示(平成20年3月公布、平成21年4月施行)
第5章「健康及び安全」の充実と「保育指針解説書」でのアレルギー対応について明記
- 保育所における質の向上のためのアクションプログラムの策定(平成20年3月)
(2)子どもの健康及び安全の確保 ①保健衛生面の対応の明確化
- 保育所におけるアレルギー対応にかかる調査研究(平成22年3月(財)こども未来財団)

ガイドライン内容(案)の主な項目とポイント

- 保育所におけるアレルギー疾患の実態
保育所でのアレルギー疾患への対応の現状と課題を記載し、
保育所において、保育所・保護者・嘱託医が共通理解の下、ア
レルギー疾患に対応できるよう「アレルギー疾患病管理指導
表」を提示

○ アレルギー疾患各論

- 保育所における代表的なアレルギー疾患(気管支喘息、アト
ピー性皮膚炎、アレルギー性結膜炎、食物アレルギー・アナフィ
ラキシー、アレルギー性鼻炎)について、その原因や治療方法、
保育所での生活上の留意点を記載

○ 食物アレルギーへの対応

- 保育所で特に対応に苦慮している食物アレルギーについては、
誤食や除去食の考え方等について詳述。
また、アナフィラキシーが起こった時の対応について、エビデン
スの使用を含めた対応方法を明記。

保育所におけるアレル
ギー対応ガイドライン作成
(平成22年度中策定予定)

ガイドラインの活用に向けて

○ ガイドラインの周知徹底

- 各自治体への周知だけではなく、保育団体へも協力要請し、
各保育所へガイドラインが直接届くよう、周知を図るとともに、
厚生労働省のHPに掲載し、活用しやすい体制を整える。また、
日本医師会、小児科医会等へも協力要請し、嘱託医へも周知
を図る。

○ Q&Aの作成

- ガイドラインの活用に際し、あらかじめ想定される質問事項
はQ&Aを作成し、保育現場により使いやすいガイドラインとする。

○ 研修体制の強化

- アレルギーの問題は専門性が高く、関係機関が共通認識
の下、対応できるよう、研修体制の強化が必要である。各保育
団体で実施する研修会等で、アレルギーに関する研修機会を
組み込むよう協力要請する。

特別保育実施状況(都道府県・指定都市・中核市別)

①延長保育促進事業

	実施か所数		合計
	公立	民間	
北海道	52	123	175
青森県	7	276	283
岩手県	72	130	202
宮城県	88	45	133
秋田県	63	90	153
山形県	71	83	154
福島県	65	75	140
茨城県	112	273	385
栃木県	78	106	184
群馬県	27	201	228
埼玉県	250	339	589
千葉県	219	159	378
東京都	703	649	1,352
神奈川県	92	160	252
新潟県	151	101	252
富山県	69	74	143
石川県	135	74	209
福井県	91	107	198
山梨県	57	76	133
長野県	185	62	247
岐阜県	82	109	191
静岡県	60	141	201
愛知県	238	96	334
三重県	55	104	159
滋賀県	49	90	139
京都府	52	77	129
大阪府	212	368	580
兵庫県	111	215	326
奈良県	63	55	118
和歌山县	50	27	77
鳥取県	73	54	127
島根県	33	156	189
岡山県	80	67	147
広島県	65	78	143
山口県	42	125	167
徳島県	47	70	117
香川県	24	39	63
愛媛県	31	45	76
高知県	6	28	34
福岡県	81	258	339
佐賀県	40	150	190
長崎県	17	254	271
熊本県	88	281	369
大分県	24	102	126
宮崎県	25	172	197
鹿児島県	23	208	231
沖縄県	60	229	289
札幌市	21	143	164
仙台市	47	70	117
さいたま市	62	57	119
千葉市	58	38	96
横浜市	56	294	350
川崎市	85	61	146
新潟市	51	106	157
静岡市	22	41	63
浜松市	20	61	81
名古屋市	65	101	166
京都市	13	166	179
大阪市	51	170	221
堺市	24	73	97
神戸市	70	121	191
岡山市	23	60	83
広島市	36	71	107
北九州市	8	119	127
福岡市	16	148	164
旭川市	3	17	20
函館市	0	15	15
青森市	1	83	84
盛岡市	16	36	52
秋田市	15	29	44
郡山市	12	13	25
いわき市	0	24	24
宇都宮市	16	54	70
前橋市	1	41	42
川越市	20	13	33
柏市	23	10	33
船橋市	15	32	47
横須賀市	11	28	39
相模原市	20	42	62
富山市	27	38	65
金沢市	13	97	110
長野市	8	42	50
岐阜市	3	21	24
豊橋市	4	25	29
岡崎市	16	17	33
豊田市	18	10	28
大津市	13	30	43
高槻市	13	26	39
東大阪市	14	43	57
西宮市	23	22	45
姫路市	14	50	64
尼崎市	29	52	81
奈良市	0	19	19
和歌山市	2	33	35
倉敷市	14	57	71
福山市	48	52	100
下関市	8	25	33
高松市	21	32	53
松山市	22	33	55
高知市	17	27	44
久留米市	0	47	47
長崎市	1	80	81
熊本市	18	115	133
大分市	0	40	40
宮崎市	2	89	91
鹿児島市	11	83	94
合計	5,558	10,343	15,901

②特定保育事業

	実施か所数		合計
	公営	民営	
北海道	4	8	12
青森県	1	1	2
岩手県	0	0	0
宮城県	8	8	16
秋田県	0	0	0
山形県	6	16	22
福島県	4	9	13
茨城県	0	14	14
栃木県	0	8	8
群馬県	1	2	3
埼玉県	22	44	66
千葉県	25	29	54
東京都	1	13	14
神奈川県	3	18	21
新潟県	0	0	0
富山県	0	0	0
石川県	0	0	0
福井県	5	2	7
山梨県	0	1	1
長野県	0	1	1
岐阜県	0	0	0
静岡県	2	18	20
愛知県	20	12	32
三重県	3	17	20
滋賀県	0	1	1
京都府	0	1	1
大阪府	26	7	33
兵庫県	0	7	7
奈良県	1	7	8
和歌山县	3	2	5
鳥取県	0	0	0
島根県	3	49	52
岡山県	0	0	0
広島県	8	11	19
山口県	0	5	5
徳島県	1	19	20
香川県	0	0	0
愛媛県	0	1	1
高知県	0	0	0
福岡県	2	12	14
佐賀県	0	0	0
長崎県	0	0	0
熊本県	0	4	4
大分県	0	8	8
宮崎県	0	3	3
鹿児島県	0	0	0
沖縄県	4	34	38
札幌市	0	0	0
仙台市	6	25	31
さいたま市	0	0	0
千葉市	4	15	19
横浜市	29	177	206
川崎市	0	31	31
新潟市	0	0	0
静岡市	0	0	0
浜松市	0	0	0
名古屋市	0	28	28
京都市	7	35	42
大阪市	12	43	55
堺市	0	0	0
神戸市	13	95	108
岡山市	0	0	0
広島市	0	0	0
北九州市	0	5	5
福岡市	0	2	2
旭川市	0	0	0
函館市	0	0	0
青森市	0	0	0
盛岡市	0	0	0
秋田市	3	0	3
郡山市	2	3	5
いわき市	0	0	0
宇都宮市	0	34	34
前橋市	0	0	0
川越市	0	0	0
柏市	0	0	0
船橋市	0	0	0
横須賀市	1	0	1
相模原市	9	37	46
富山市	0	0	0
金沢市	0	0	0
長野市	0	0	0
岐阜市	0	0	0
豊橋市	0	0	0
岡崎市	0	0	0
豊田市	2	0	2
大津市	0	0	0
高槻市	0	0	0
東大阪市	0	0	0
西宮市	0	0	0
姫路市	0	0	0
尼崎市	0	0	0
奈良市	0	0	0
和歌山市	0	0	0
倉敷市	0	2	2
福山市	4	4	8
下関市	0	3	3
高松市	0	0	0
松山市	9	19	28
高知市	0	0	0
久留米市	0	0	0
長崎市	0	35	35
熊本市	0	0	0
大分市	0	0	0
宮崎市	0	0	0
鹿児島市	0	0	0
合計	235	1,034	1,269

③休日保育事業

	実施か所数		合計
	公営	民営	
北海道	4	12	16
青森県	1	65	66
岩手県	4	25	29
宮城県	1	1	2
秋田県	2	12	14
山形県	1	10	11
福島県	0	4	4
茨城県	0	49	49
栃木県	2	19	21
群馬県	1	14	15
埼玉県	1	16	17
千葉県	2	16	18
東京都	5	47	52
神奈川県	2	11	13
新潟県	3	9	12
富山県	1	24	25
石川県	5	17	22
福井県	1	9	10
山梨県	0	3	3
長野県	18	3	21
岐阜県	1	4	5
静岡県	17	6	23
愛知県	4	14	18
三重県	4	5	9
滋賀県	1	11	12
京都府	1	3	4
大阪府	2	22	24
兵庫県	0	13	13
奈良県	0	3	3
和歌山县	1	2	3
鹿児島県	2	4	6
沖縄県	2	24	26
札幌市	0	6	6
仙台市	0	2	2
さいたま市	0	7	10
千葉市	0	3	3
横浜市	0	12	12
川崎市	0	6	6
新潟市	0	5	5
静岡市	0	0	0
浜松市	0	3	3
名古屋市	0	8	8
京都市	1	4	5
大阪市	15	8	23
堺市	0	4	4
神戸市	0	1	1
岡山市	0	8	8
広島市	0	2	2
北九州市	0	7	7
福岡市	0	5	5
旭川市	1	0	1
函館市	0	2	2
青森市	0	17	17
盛岡市	0	7	7
秋田市	0	4	4
郡山市	0	0	0
いわき市	1	2	3
宇都宮市	0	1	1
前橋市	0	4	4
川越市	0	0	0
柏市	0	2	2
船橋市	0	2	2
横須賀市	0	1	1
相模原市	0	2	2
富山市	0	21	21
金沢市	0	7	7
長野市	1	2	3
岐阜市	0	0	0
豊橋市	0	3	3
岡崎市	0	0	0
豊田市	0	0	0
大津市	0	1	1
高槻市	0	1	1
東大阪市	0	0	0
西宮市	0	0	0
姫路市	0	2	2
尼崎市	0	1	1
奈良市	0	2	2
和歌山市	0	0	0
倉敷市	0	6	6
福山市	1	2	3
下関市	1	2	3
高松市	0	3	3
松山市	0	10	10
高知市	0	0	0
久留米市	0	3	3
長崎市	0	0	0
熊本市	0	0	0
大分市	0	0	0
宮崎市	0	22	22
鹿児島市	0	6	6
合計	127	851	978

(注1)実施か所数は平成21年度交付決定ベースである。(ただし

④夜間保育所の設置状況

	実施か所数		合計
	公営	民営	
北海道	0	2	2
青森県	0	0	0
岩手県	0	0	0
宮城県	0	0	0
秋田県	0	0	0
山形県	0	0	0
福島県	0	0	0
茨城県	0	2	2
栃木県	0	0	0
群馬県	0	0	0
埼玉県	0	1	1
千葉県	0	0	0
東京都	0	3	3
神奈川県	0	6	6
新潟県	0	0	0
富山県	0	0	0
石川県	0	1	1
福井県	0	2	2
山梨県	0	1	1
長野県	0	0	0
岐阜県	0	0	0
静岡県	0	0	0
愛知県	0	0	0
三重県	0	0	0
滋賀県	0	2	2
京都府	0	0	0
大阪府	0	4	4
兵庫県	0	1	1
奈良県	0	0	0
和歌山県	0	0	0
鳥取県	0	1	1
島根県	0	3	3
岡山県	0	0	0
広島県	0	0	0
山口県	0	0	0
徳島県	0	0	0
香川県	0	0	0
愛媛県	0	0	0
高知県	0	0	0
福岡県	0	0	0
佐賀県	0	0	0
長崎県	0	2	2
熊本県	0	1	1
大分県	0	0	0
宮崎県	0	0	0
鹿児島県	0	0	0
沖縄県	0	3	3
札幌市	0	3	3
仙台市	0	0	0
さいたま市	0	0	0
千葉市	0	0	0
横浜市	0	1	1
川崎市	0	1	1
新潟市	0	1	1
静岡市	0	0	0
浜松市	0	0	0
名古屋市	0	4	4
京都市	0	7	7
大阪市	0	6	6
堺市	0	1	1
神戸市	0	0	0
岡山市	0	1	1
広島市	0	0	0
北九州市	0	1	1
福岡市	0	1	1
旭川市	0	1	1
函館市	0	0	0
青森市	0	0	0
盛岡市	0	0	0
秋田市	0	0	0
郡山市	0	0	0
いわき市	0	0	0
宇都宮市	0	1	1
前橋市	0	0	0
川越市	0	0	0
柏市	0	0	0
船橋市	0	0	0
横須賀市	0	0	0
相模原市	0	1	1
富士市	0	0	0
金沢市	0	2	2
長野市	0	1	1
岐阜市	0	0	0
豊橋市	0	0	0
岡崎市	0	0	0
豊田市	0	0	0
大津市	0	0	0
高槻市	0	0	0
東大阪市	0	1	1
西宮市	0	0	0
姫路市	0	0	0
尼崎市	0	0	0
奈良市	0	1	1
和歌山市	0	0	0
倉敷市	0	1	1
福山市	0	2	2
下関市	0	0	0
高松市	0	1	1
松山市	0	1	1
高知市	0	0	0
久留米市	0	0	0
長崎市	0	0	0
熊本市	0	1	1
大分市	0	0	0
宮崎市	0	1	1
鹿児島市	0	0	0
合計	0	77	77

(注)夜間保育所の設置状況は平成21年4月1日現在である。

⑤病児・病後児保育事業

	実施か所数			合計
	病児対応型	病後児対応型	体調不良児対応型	
北海道	1	8	2	11
青森県	4	4	0	8
岩手県	1	6	20	27
宮城県	0	1	1	2
秋田県	3	12	10	25
山形県	1	4	21	26
福島県	0	3	4	7
茨城県	4	22	26	52
栃木県	1	13	20	34
群馬県	0	7	15	22
埼玉県	4	16	3	23
千葉県	8	15	27	50
東京都	30	65	12	107
神奈川県	1	6	1	8
新潟県	2	10	0	12
富山県	1	3	22	26
石川県	5	14	17	36
福井県	11	16	4	31
山梨県	4	2	12	18
長野県	6	4	2	12
岐阜県	7	4	0	11
静岡県	3	23	9	35
愛知県	8	9	1	18
三重県	7	1	0	8
滋賀県	3	4	4	11
京都府	4	7	8	19
大阪府	11	24	65	100
兵庫県	4	10	0	14
奈良県	1	4	9	14
和歌山県	1	3	1	5
鳥取県	4	8	0	12
島根県	7	10	3	20
岡山県	3	4	16	23
広島県	6	7	4	17
山口県	17	0	0	17
徳島県	6	4	3	13
香川県	5	1	0	6
愛媛県	7	0	1	8
高知県	1	2	2	5
福岡県	9	14	0	23
佐賀県	2	4	0	6
長崎県	8	4	6	18
熊本県	9	4	0	13
大分県	2	4	0	6
宮崎県	2	7	0	9
鹿児島県	6	4	0	10
沖縄県	5	7	0	12
札幌市	0	5	0	5
仙台市	0	0	4	4
さいたま市	3	0	0	3
千葉市	7	0	0	7
横浜市	13	5	0	18
川崎市	0	3	0	3
新潟市	4	0	0	4
静岡市	0	0	0	0
浜松市	1	6	0	7
名古屋市	4	2	0	6
京都市	0	5	0	5
大阪市	6	22	0	28
堺市	1	1	0	2
神戸市	7	0	0	7
岡山市	4	0	4	4
広島市	8	0	0	8
北九州市	8	0	0	8
福岡市	11	1	0	12
旭川市	0	1	0	1
函館市	0	0	0	0
青森市	0	0	0	0
盛岡市	3	0	2	5
秋田市	0	2	2	4
郡山市	0	2	0	2
いわき市	2	0	0	2
宇都宮市	1	2	0	3
前橋市	0	1	9	10
川越市	1	0	0	1
柏市	0	1	0	1
船橋市	2	1	0	3
横須賀市	1	0	1	2
相模原市	0	2	0	2
富士市	3	0	13	16
金沢市	5	0	3	8
長野市	0	1	0	1
岐阜市	4	0	0	4
豊橋市	1	1	0	2
岡崎市	1	2	0	2
豊田市	2	1	0	3
大津市	1	0	1	1
高槻市	0	1	0	1
東大阪市	2	2	0	4
西宮市	0	0	0	0
姫路市	0	4	0	4
尼崎市	2	0	0	2
奈良市	0	1	0	1
和歌山市	0	0	0	0
倉敷市	4	0	0	4
福山市	4	0	0	4
下関市	3	0	0	3
高松市	3	0	1	4
松山市	2	0	0	2
高知市	0	3	0	3
久留米市	2	0	0	2
長崎市	3	1	0	4
熊本市	5	0	0	5
大分市	4	0	0	4
宮崎市	2	3	0	5
鹿児島市	5	0	0	5
合計	383	486	381	1,250

⑥一時預かり事業

	実施か所数			合計
	保育所型	地域密着型	地域密着Ⅱ型	
北海道	135	3	0	138
青森県	102	0	0	102
岩手県	115	0	0	115
宮城県	43	1	0	44
秋田県	79	1	0	80
山形県	74	1	1	76
福島県	66	0	0	66
茨城県	216	3	0	219
栃木県	83	0	0	83
群馬県	117	0	0	117
埼玉県	212	11	0	223
千葉県	169	0	1	170
東京都	225	28	7	260
神奈川県	99	0	0	99
新潟県	150	3	1	154
富山県	85	0	0	85
石川県	81	4	0	85
福井県	113	0	0	113
山梨県	58	0	0	58
長野県	143	1	0	144
岐阜県	125	0	0	125
静岡県	162	2	0	164
愛知県	161	1	0	162
三重県	50	1	0	51
滋賀県	38	1	0	39
京都府	79	0	0	79
大阪府	143	0	0	143
兵庫県	177	0	0	177
奈良県	41	1	0	42
和歌山県	19	0	0	19
鳥取県	50	0	0	50
島根県	64	0	0	64
岡山県	79	0	0	79
広島県	81	0	0	81
山口県	146	0	0	146
徳島県	31	0	0	31
香川県	23	0	0	23
愛媛県	40	0	0	40
高知県	14	0	0	14
福岡県	130	1	1	132
佐賀県	81	0	0	81
長崎県	87	0	1	88
熊本県	63	0	0	63
大分県	75	0	0	75
宮崎県	68	0	0	68
鹿児島県	82	0	0	82
沖縄県	62	0	0	62
札幌市	76	0	0	76
仙台市	31	3	0	34
さいたま市	37	0	0	37
千葉市	19	0	0	19
横浜市	226	0	6	232
川崎市	31	0	0	31
新潟市	122	0	0	122
静岡市	40	2	0	42
浜松市	46	0	0	46
名古屋市	28	0	0	28
京都市	42	0	0	42
大阪市	50	0	0	50
堺市	32	0	0	32
神戸市	90	0	0	90
岡山市	80	0	0	80
広島市	15	0	0	15
北九州市	53	0	0	53
福岡市	0	0	0	0
旭川市	8	0	0	8
函館市	30</			

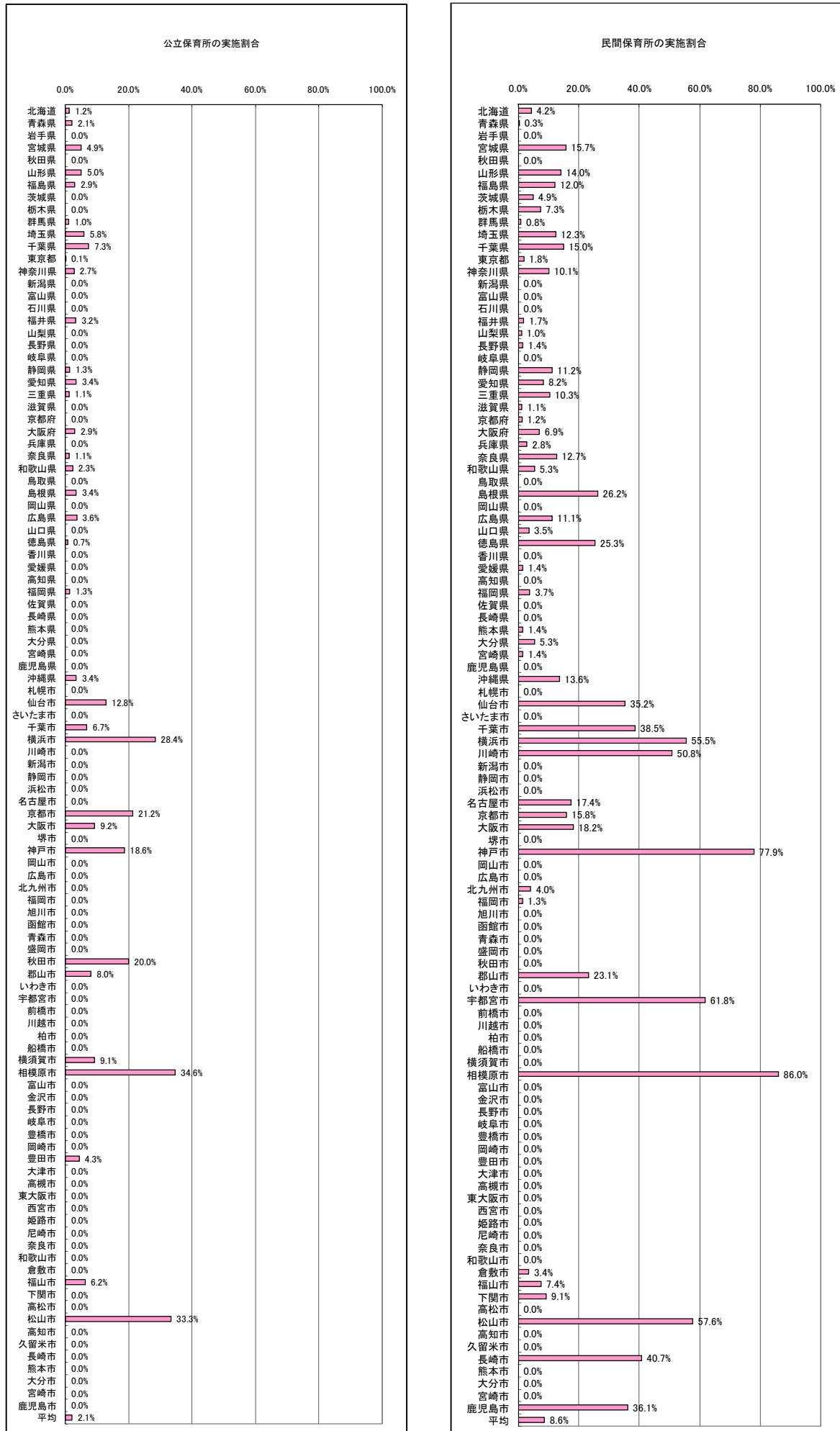
都道府県・指定都市・中核市別×公民別特別保育実施保育所の割合

1. 延長保育促進事業

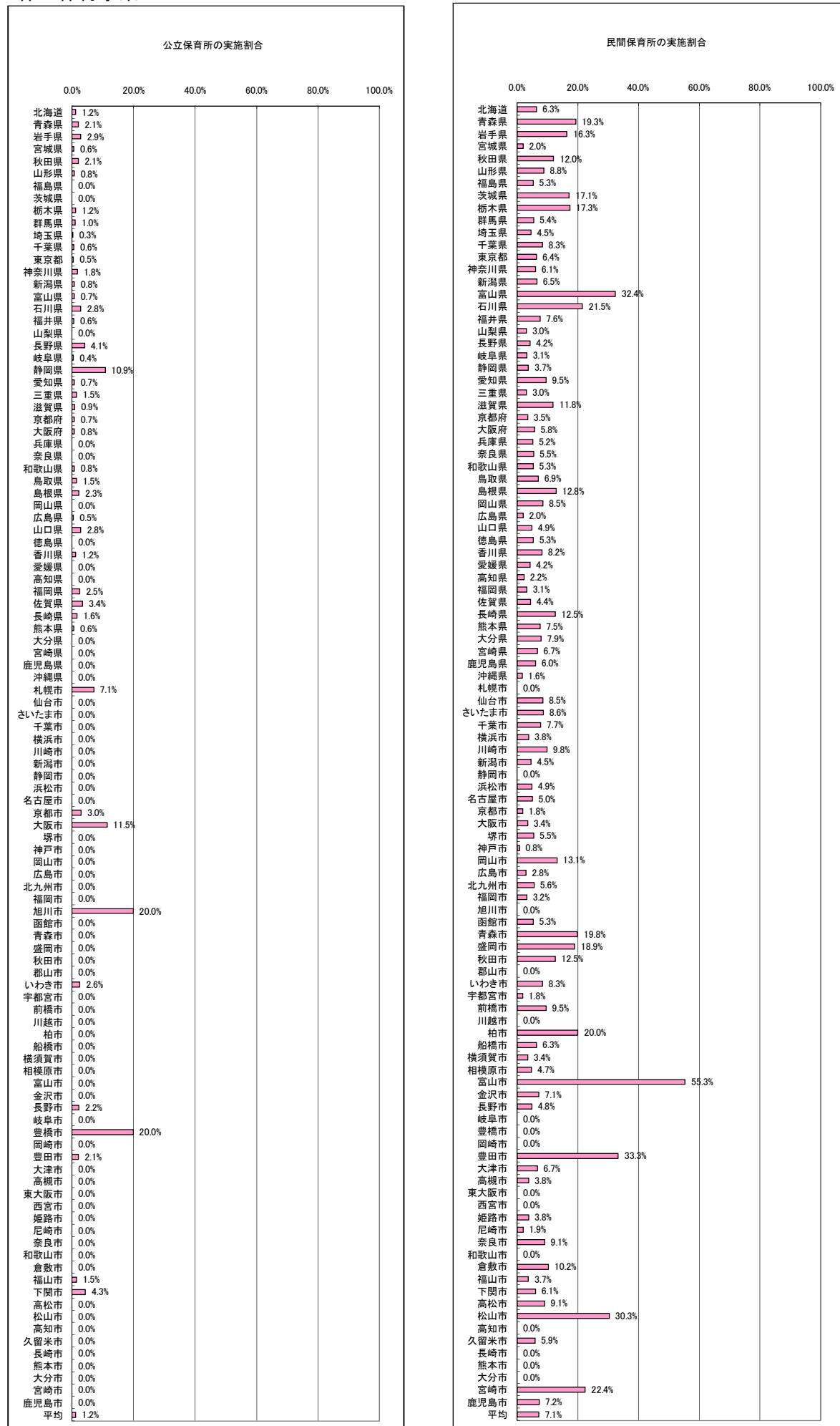


※ 実施割合 = 実施保育所数(H21年度) / 全保育所数(H22.3現在)

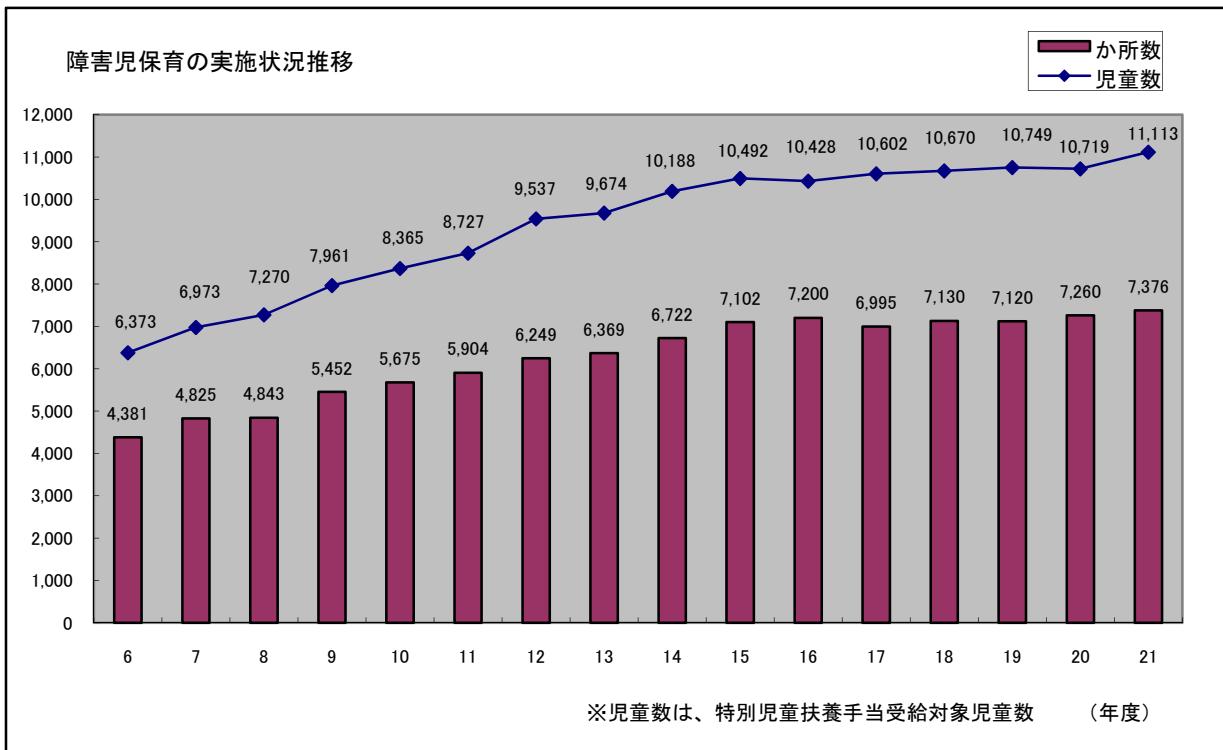
2. 特定保育事業



3. 休日保育事業



障害児保育の実施状況について



	実施か所数 (か所)	受入れ児童数 (人)
平成20年度	7,260 (+140)	10,719 (-30)
平成21年度	7,376 (+116)	11,113 (+394)

※ () は対前年度増減数

【実施か所数】

平成21年度の障害児保育の実施か所数は7,376か所で、前年から116か所(1.6%)の増。

【対象児童数】

平成21年度の障害児保育対象児童数は11,113人で、前年から394人(3.7%)の増。

平成21年度 障害児保育の実施状況調査(集計表)

市町村名	実保育所数					(B)	実障害児数				備考		
	設置主体		経営主体		特別児童扶養手当支給対象実障害児数(C)								
	公(A)	私	公	私	合計		1級	2級					
北海道	か所 240	か所 161	か所 79	か所 153	か所 87	人 852	人 389	人 138	人 251				
青森県	83	9	74	9	74	184	145	36	109				
岩手県	110	50	60	48	62	280	161	96	65				
宮城県	71	65	6	64	7	210	110	38	72				
秋田県	66	36	30	32	34	331	109	47	62				
山形県	85	57	28	53	32	313	126	74	52				
福島県	80	53	27	52	28	295	130	50	80				
茨城県	145	63	82	63	82	444	208	91	117				
栃木県	68	49	19	49	19	474	92	45	47				
群馬県	76	24	52	24	52	418	96	44	52				
埼玉県	196	125	71	123	73	1,121	274	142	132				
千葉県	151	117	34	111	40	583	217	73	144				
東京都	399	238	161	223	176	3,234	469	230	239				
神奈川県	87	47	40	45	42	347	117	54	63				
新潟県	164	127	37	126	38	1,319	228	87	141				
富山県	46	26	20	25	21	283	55	24	31				
石川県	77	59	18	56	21	333	94	46	48				
福井県	91	45	46	45	46	294	136	45	91				
山梨県	50	33	17	32	18	304	58	29	29				
長野県	231	208	23	208	23	1,622	325	76	249				
岐阜県	162	109	53	106	56	729	254	111	143				
静岡県	88	43	45	43	45	499	124	42	82				
愛知県	191	161	30	159	32	1,619	301	110	191				
三重県	152	112	40	112	40	868	254	105	149				
滋賀県	106	73	33	72	34	969	155	90	65				
京都府	131	88	43	85	46	716	276	85	191				
大阪府	260	168	92	167	93	2,514	418	152	266				
兵庫県	204	99	105	98	106	795	326	107	219				
奈良県	78	59	19	53	25	490	155	34	121				
和歌山県	41	37	4	36	5	390	59	14	45				
鳥取県	57	38	19	37	20	252	68	28	40				
島根県	124	43	81	35	89	230	190	55	135				
岡山県	26	14	12	14	12	368	30	15	15				
広島県	107	88	19	84	23	640	142	35	107				
山口県	64	25	39	25	39	493	88	41	47				
徳島県	61	43	18	43	18	348	79	28	51				
香川県	40	32	8	32	8	238	55	20	35				
愛媛県	103	73	30	73	30	398	158	57	101				
高知県	86	64	22	64	22	215	148	28	120				
福岡県	143	52	91	48	95	448	210	100	110				
佐賀県	75	20	55	20	55	181	112	64	48				
長崎県	113	19	94	17	96	241	163	72	91				
熊本県	124	41	83	39	85	573	158	79	79				
大分県	47	17	30	16	31	86	60	33	27				
宮崎県	62	23	39	23	39	130	81	33	48				
鹿児島県	87	24	63	23	64	171	122	54	68				
沖縄県	196	75	121	74	122	460	336	70	266				

市町村名	実保育所数					(B)	実障害児数				備考		
	設置主体		経営主体		特別児童扶養手当支給対象実障害児数(C)								
	公	私	公	私	合計		1級	2級					
(A)	か所	か所	か所	か所	人		人	人	人				
札幌市	58	10	48	9	253	81	35	46					
仙台市	101	47	54	47	403	111	31	80					
さいたま市	32	26	6	26	192	36	23	13					
千葉市	47	37	10	37	190	80	43	37					
横浜市	114	44	70	42	545	174	67	107					
川崎市	28	16	12	15	130	33	13	20					
新潟市	60	34	26	34	616	96	52	44					
静岡市	17	10	7	10	76	40	17	23					
浜松市	27	9	18	9	299	44	10	34					
名古屋市	76	36	40	36	905	112	28	84					
京都市	100	11	89	10	886	160	38	122					
大阪市	177	96	81	78	1,123	396	185	211					
堺市	29	13	16	13	357	40	20	20					
神戸市	63	28	35	28	578	89	37	52					
岡山市	16	11	5	11	563	18	13	5					
広島市	3	2	1	2	262	3	2	1					
北九州市	55	15	40	11	380	72	26	46					
福岡市	48	6	42	6	243	62	16	46					
旭川市	17	1	16	1	75	28	2	26					
函館市	11	0	11	0	39	15	3	12					
青森市	13	0	13	0	26	13	6	7					
盛岡市	15	5	10	5	73	18	11	7					
秋田市	10	5	5	5	52	11	3	8					
郡山市	17	12	5	12	24	24	10	14					
いわき市	46	33	13	33	118	98	30	68					
宇都宮市	13	3	10	3	118	16	4	12					
前橋市	8	1	7	1	8	8	5	3					
川越市	10	10	0	10	77	12	10	2					
船橋市	12	11	1	11	85	17	8	9					
柏市	6	5	1	5	76	8	4	4					
横須賀市	8	4	4	4	30	10	4	6					
相模原市	13	6	7	6	133	35	13	22					
富山市	20	12	8	12	93	25	14	11					
金沢市	19	4	15	4	121	21	10	11					
長野市	30	17	13	15	136	45	14	31					
岐阜市	21	13	8	13	172	40	19	21					
豊橋市	16	4	12	4	163	24	7	17					
豊田市	20	18	2	18	122	21	6	15					
岡崎市	26	16	10	16	140	36	8	28					
大津市	22	10	12	9	201	40	23	17					
高槻市	17	8	9	8	86	22	9	13					
東大阪市	36	12	24	12	370	70	20	50					
姫路市	63	23	40	23	326	181	44	137					
西宮市	17	12	5	12	71	18	7	11					
尼崎市	13	3	10	3	121	17	8	9					
奈良市	29	15	14	15	53	31	14	17					
和歌山市	9	7	2	7	33	10	1	9					
倉敷市	21	11	10	9	249	31	13	18					
福山市	34	24	10	24	354	42	17	25					
下関市	16	8	8	8	210	25	15	10					
高松市	28	18	10	18	170	44	11	33					
松山市	13	8	5	6	98	17	7	10					
高知市	44	12	32	12	173	82	20	62					
久留米市	25	4	21	4	103	48	29	19					
長崎市	32	8	24	8	133	41	17	24					
熊本市	55	11	44	11	152	86	31	55					
大分市	13	5	8	5	52	15	8	7					
宮崎市	16	2	14	2	168	20	8	12					
鹿児島市	27	2	25	2	92	40	23	17					
合計	7,376	4,066	3,310	3,939	3,437	41,399	11,113	4,299	6,814				

[母子保健課關係]

1. 妊婦健康診査等について

(1) 妊婦健康診査支援基金について

妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、必要な回数(14回程度)の妊婦健診を受けられるよう、地方財政措置されていなかった残りの9回分について、平成20年度第二次補正予算(790億円)により、都道府県に妊婦健康診査支援基金を造成し、国庫補助(1/2)と地方財政措置(1/2)により支援を行ってきたところである。

この基金事業は平成22年度末に終了する予定であったが、平成22年度補正予算において、実施期限を延長するとともに積み増し(111億円)を行い、平成23年度についても事業を継続することとしたところである。

(2) HTLV-1抗体検査等について

平成22年10月6日より、HTLV-1抗体検査について、妊婦健診の標準的な検査項目に追加したところである。また、平成23年度からは、性器クラミジアの検査も妊婦健診の標準的な検査項目に追加する予定なので、各市町村等への周知をお願いしたい。

(3) 妊婦健康診査の公費負担の状況調査について

平成22年4月現在における妊婦健診の公費負担の状況について調査を行ったところ、全ての市区町村で14回以上実施され、公費負担回数の全国平均は14.04回であった(平成21年4月時点では13.96回)(関連資料1参照)。

各自治体におかれでは、必要な妊婦健診が行われるよう、引き続き積極的な取組みをお願いしたい。

なお、平成23年4月現在の状況調査については、3月中に調査依頼を行う予定であるので、ご協力を願う。

(4) その他

妊娠中は母体や胎児の健康の確保を図る上で定期的に健診を受診し、普段以上に健康に気をつけることが必要であることから、妊婦健診の受診を勧奨するため、厚生労働省において、健診の重要性の理解を促進するためのリーフレットデザインを作成し、ホームページに掲載している。各自治体におかれでは、広報誌・ホームページへの掲載、リーフレットの作成、各種窓口での配布等の普及啓発に活用されたい。

【すこやかな妊娠と出産のために】

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/boshi-hoken10/index.html>

また、B型肝炎母子感染防止については、「B型肝炎母子感染防止対策の周知徹底について(平成16年4月27日雇児母発第0427001号)」等によりお願いしているところであるが、引き続き各医療機関において適切な対応が行われるよう指導等をお願いしたい。

2. HTLV-1母子感染に対する対応について

平成22年9月、総理官邸にHTLV-1（ヒトT細胞白血病ウィルス-1型）特命チームが設置され、HTLV-1母子感染予防対策として、妊婦健診におけるHTLV-1抗体検査の実施、母子感染予防のための保健指導やカウンセリング体制づくりを行うことが決定された。

これを受け、妊婦健診においてHTLV-1抗体検査が実施できるよう、平成22年10月6日付けで通知を改正し、HTLV-1抗体検査を妊婦健診の標準的な検査項目に追加し、妊婦健康診査臨時特例交付金に基づく公費負担の対象とできるよう、補助単価（妊婦1人当たり）の上限額を改定、平成22年11月1日付けで自治体、医師会等に対し、抗体検査の実施方法等について通知したところである。

また、HTLV-1特命チームの決定に基づき、平成22年度補正予算により、妊婦健康診査支援基金の実施期限を延長するとともに、積み増しを実施し、妊婦健診（HTLV-1抗体検査を含む。）の公費助成を平成23年度も継続することとしたところであり、各自治体におかれでは、引き続き積極的な取組みをお願いしたい。

HTLV-1母子感染予防対策としては、保健指導・カウンセリング体制づくりが特に重要であることから、平成22年度中に国が作成・配布するマニュアル（医師向け、保健師等向け）、妊婦向けリーフレット、HTLV-1母子感染予防対策全国研修会（3月2日（水）東京、3月9日（水）大阪）を活用していただきたい。

平成23年度予算案では、母子保健医療対策等総合支援事業の「生涯を通じた女性の健康支援事業」の一部として「HTLV-1母子感染対策事業」を新設し、都道府県において「HTLV-1母子感染対策協議会」を設置し、都道府県内のHTLV-1抗体検査、保健指導等の検討を行うとともに、市区町村職員等への研修及び普及啓発の経費を計上したところである。このため、各都道府県におかれでは、「HTLV-1母子感染対策協議会」を設置の上、HTLV-1母子感染対策のさらなる充実が図られるよう、積極的な取組みをお願いしたい。（関連資料2参照）

なお、平成23年2月1日時点の市区町村におけるHTLV-1抗体検査の公費負担の実施状況及び、平成23年度に都道府県において実施していただく予定のHTLV-1母子感染対策事業の検討状況についての調査を行っているところであり、ご協力を願いしたい。

3. 不妊に悩む方への特定治療支援事業について

子どもを生み育てたいという希望を持ちながら不妊に悩む夫婦に対する支援は、子ども・子育て施策の一環としても重要である。

このため、高額な不妊治療を選択せざるを得ない夫婦の経済的負担の軽減を図るため、体外受精、顕微授精を対象に特定不妊治療費助成事業を実施し、夫婦間の不妊治療に要する費用の一部を助成してきたところである。

平成23年度予算案においては、新たに「不妊に悩む方への特定治療支援事業」として「元気な日本復活特別枠に関する評価会議」の評価結果（B評価）を受け、従来「1回あたり15万円を年2回、通算5年まで」のところを、年齢が低いうちに短期間に集中して治療を行う環境を整える観点から、1年度目の助成回数を3回まで（通算5年、通算10回を超えない）に拡大したところであるので、各都道府県等におかれては、不妊に関する専門的な相談に応じる不妊専門相談センター事業と併せて積極的な取組みをお願いしたい。（関連資料3参照）

また、不妊治療の実施医療機関の指定については、平成21年5月に「特定不妊治療費助成事業の実施医療機関における設備・人員等の指定要件に関する指針」を改正し、「医療法施行規則に定められている安全確保のための体制確保」や「実施責任者の責務」などを明記したところであるので、引き続き各都道府県等におかれては実施医療機関の指定や再審査に当たって留意願いたい。

なお、申請書の配布について、申請者の負担に配慮して、保健所等の行政機関での窓口のほか、医療機関の窓口やインターネット等でも申請書が入手出来るよう、可能な限り配布方法を工夫いただくようお願いしたい。

4. 子どもの心の診療ネットワーク事業について

様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、都道府県における拠点病院を中心とし、地域の医療機関並びに児童相談所、保健所、市町村保健センター、要保護児童対策地域協議会、発達障害者支援センター、児童福祉施設及び教育機関等と連携した支援体制の構築を図ることを目的として、平成20年度に「子どもの心の診療拠点病院機構推進事業」を創設し、都道府県を実施主体として、3年間のモデル事業を実施したところである。

当該モデル事業の実施状況を踏まえ、「子どもの心の診療拠点病院の整備に関する有識者会議」において、本事業は、地域の診療連携や地域の診療関係者の研修等による地域の子どもの心の診療体制整備に寄与するとともに、患者の相談すべき医療機関等について適切な情報提供が行われていることが推測される等、地域の子どもの心の診療体制の構築のために重要な役割を果たしていると考えられる、との意見が取りまとめられた。

これらの結果を元に、平成23年度予算案においては、名称を「子どもの心の診療ネットワーク事業」として、事業の本格実施を図ることとしており、各都道府県におかれては、本事業を活用して、地域の子どもの心の診療拠点病院を中心とした子どもの心の診療体制の充実に積極的に取り組んでいただきたい。

(関連資料4参照)

5. 妊娠期から育児期に係る支援体制の充実について

(1) 妊娠について悩む者が相談しやすい体制の整備等について

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会によりとりまとめられた「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」（第6次報告）（以下「6次報告」という。）において、生後間もない日齢0日で死亡した事例が相当数あり、これらの事例については、日齢1日以上で死亡した事例に比べ、妊婦健診の未受診や母子健康手帳の未発行などの割合が高い結果となっており、望まない妊娠や計画しない妊娠を予防するための方策と妊娠に悩む者が相談をしやすい体制の整備、相談先の周知徹底が提言されている。

このような死亡事例の防止のためには、妊娠期から関係機関が関わりの端緒をつかみ支援につなげることが必要であり、妊娠の早期届出や妊婦健診の受診勧奨に努めていただいているところである。引き続き、この取組みの徹底をお願いしたい。

特に、妊娠に悩む者に対する相談体制については、母子保健事業を通じた相談支援や女性健康支援センターにおける相談事業が行われているところであるが、これらの窓口の存在について周知を図るため、地域の実情に合わせて各種の媒体により広く情報提供するほか、妊娠前から妊娠に関する性と健康に関する知識の普及啓発を図る必要がある。このため、平成23年度予算案においては、生涯を通じた女性の健康支援事業のうちの女性健康支援センター事業に下記経費を計上したところであるので、積極的な取組みをお願いしたい。

- ① 妊娠に悩む者に対する専門の相談員を女性健康支援センターへ配置
- ② ドラッグストア等において、妊娠に関して相談できる連絡先を記載したパンフレットを配布するなど、広報啓発を図る
- ③ 相談対応の充実や関係機関との連携など相談体制を向上させるための検討会を開催

(2) 乳幼児健診の未受診者の受診勧奨について

第6次報告において、乳幼児健康診査（以下「乳幼児健診」という。）の未受診は、児童虐待のリスク要因のひとつとして挙げられており、乳幼児健診未受診者については、その把握に努め、家庭訪問等により受診勧奨するとともに、子どもの安全確認を行うべきことが提言されている。

これを受け、未受診者の把握と訪問等による受診勧奨を徹底するとともに、受診勧奨をしてもなお未受診の状態が続いている場合には、児童福祉担当部署、要保護児童地域対策協議会の調整機関等を交えて対応を検討し、子どもの状態の確認を徹底するよう通知（平成22年7月28日「児童虐待防止対策の推進について」）したところであるので、各自治体におかれでは、引き続き乳幼児健診未受診者の受診勧奨等に努められたい。

6. 妊産婦ケアセンター運営事業の廃止について

妊産婦ケアセンター運営事業については、実施状況等を勘案して、平成22年度をもって廃止することとしたので御了知願いたい。

7. 「健やか親子21」について

「健やか親子21」は、妊産婦死亡や乳幼児の事故死などの課題と、思春期における健康問題や親子の心の問題などについて、21世紀の母子保健の取組の方向性と目標（値）を示して、関係機関・団体が一体となって取り組む国民運動計画である。その達成のためには、国民をはじめ、医療・保健・福祉・労働・教育・警察等の関係者、関係機関・団体がそれぞれの立場から寄与することが重要である。

このため、関係機関・団体が一体となって各種取組を効率的に進めることを目的として、平成13年4月に「健やか親子21推進協議会」が設立され、平成23年1月現在で87団体が参加している。

○「健やか親子21」公式ホームページ

<http://rhino.med.yamanashi.ac.jp/sukoyaka/>

(1) 「健やか親子21」第2回中間評価について

21世紀の母子保健の国民運動計画である「健やか親子21」については、母子保健分野において「健康日本21」の一翼を担うという位置づけと、次世代育成支援対策の一環としての位置づけを有しており、次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画とともに一体的に推進することが効果的であるとの観点から、平成21年3月に、平成22年までの「健やか親子21」の実施期間を4年間延長し、平成26年度までとしたところである。

平成21年3月～22年3月まで、厚生労働省において、「『健やか親子21』の評価等に関する検討会」を開催し、国民運動計画の実施状況の評価、今後5年間の重点取組等についての検討を行い、平成22年3月に「『健やか親子21』第2回中間評価報告書」を取りまとめた。

各自治体におかれでは、母子保健に関する計画策定及び見直しの際に、当該報告書を参考にするなどして、引き続き、「健やか親子21」の一層の推進について、ご尽力をお願いしたい。

○「健やか親子21」第2回中間評価報告書

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/03/s0331-13a.html>

(2) 健やか親子21全国大会について

平成22年度の全国大会は、「笑顔あふれる家族・地域！！～今、できること、すべきこと～」をテーマに埼玉県で開催された。平成23年度は、「支えよう小さな命とその家族みんな笑顔で楽しい子育て（仮）」をテーマとして、平成23年11月9日（水）～11日（金）に、福井県（AOSSA 県民ホール）において開催される予定である。

(3) マタニティマークについて

「健やか親子21」の取組の一環として、妊娠・出産に関する安全性と快適性の確保を目指し、妊産婦に対する社会の理解と配慮を促すため、平成18年3月に「マタニティマーク」を発表した。

平成19年度から、各市町村において、母子健康手帳と併せてマタニティマークの配布を行ったり、マタニティマークの趣旨を普及啓発したりできるよう、地方財政上の措置を行っている。

平成22年8月に各都道府県・政令市・特別区を通じ調査したところ、啓発の取組を実施している自治体が1,011、妊産婦個人用グッズを配付している自治体が1,457であった。しかしながら、未だ国民への周知が十分でないとの指摘もされている。国においても啓発に取り組んでいるところであり、都道府県、市町村においても、更なるマタニティマークの周知、普及に向けた取組の推進をお願いしたい。（関連資料5参照）

- マタニティマークのホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/03/h0301-1.html>

8. 児童福祉施設における食事の提供等について

(1) 「日本人の食事摂取基準」の改定について

日本人の食事摂取基準については、平成21年5月に、「日本人の食事摂取基準(2010年版)」を策定し、報告書としてとりまとめられたところである。

この「日本人の食事摂取基準(2010年版)」は、平成22年度から使用するものとして、平成22年3月18日に告示されたところであり、母子保健事業や周産期の栄養指導等において活用いただくとともに関係者等への周知・普及啓発をお願いしたい。

(2) 「児童福祉施設における食事の提供ガイド」について

児童福祉施設における食事は子どもの健全な発育・発達及び健康の維持・増進の基盤であるとともに、望ましい食生活習慣の形成を図るなど、その果たす役割は極めて大きい。

食事摂取基準の改定を受けて、児童福祉施設における食事の提供及び栄養管理のあり方について、子どもの健やかな発育・発達を支援する観点から、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」（平成22年3月）を作成するとともに、「児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について」（平成22年3月30日雇児発0330第8号、障発0330第10号）、「児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について」（平成22年3月30日雇児母発0330第1号）を通知したところであり、管内市町村等においても保育所等の児童福祉施設と連携した食育の推進など積極的な取り組みをお願いしたい。

9. 乳幼児身体発育調査について

全国の乳幼児の身体発育の状態を調査し、我が国の乳幼児の身体発育値を定めて、乳幼児の保健指導の改善に資するため、平成22年9月に乳幼児身体発育調査（10年周期の調査）を実施したところであるが、調査に携わった担当課については、厚く御礼申し上げる。

調査結果については、平成23年度秋までにとりまとめたうえ公表し、平成24年度からの母子健康手帳において活用する予定である。（関連資料7参照）

10. 基礎自治体への権限移譲について

地域主権戦略大綱（平成22年6月22日閣議決定）において、都道府県並びに保健所設置市及び特別区が処理している低体重児の届出の受理、未熟児の訪問指導及び未熟児養育医療給付（母子保健法（昭和40年法律第141号）第18条、第19条第1項、第20条第1項）については、すべての市町村に移譲することとされた。

これを踏まえ、今通常国会において、母子保健法の改正を含む「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（仮称）」の提出を予定している。

11. タンデムマス法による新生児マススクリーニングについて

病気を新生児期に見つけて対策を講じ、重篤な障害の発生を予防する事業として、新生児マススクリーニングが地方交付税により実施されているところである。

国としては、平成16年度から新生児マススクリーニングの新しい検査法であるタンデムマス法に関する研究に取り組んでおり、タンデムマス法による新生児マススクリーニングが有効な疾患が、明らかとなってきたところである。^{※1}

※1 「タンデムマスQ&A 2009」（「タンデムマス等の新技術を導入した新生児マススクリーニングの確立に関する研究」（研究代表者：山口清次島根大学教授）が平成21年に作成）の22ページに従来の3疾患に加え13疾患を「早期治療が障害の発生の予防・軽減に効果的と判断される疾患」（一次対象疾患）としている。）

国としては、引き続き、研究^{※2}を実施して、タンデムマス法により発見された疾患の新たな治療法開発や予後の調査等に取り組むとともに、地方交付税による検査と機器の費用の確保について要望を行っているところである。

※2 厚生労働科学研究「タンデムマス導入による新生児マススクリーニング体制の整備と質向上に関する研究」（研究代表者：山口清次島根大学教授、平成22年度～）

[母子保健課 関連資料]

妊娠健診の公費負担の状況について（平成22年4月1日現在）

回数	市区町村数	割合
無制限	14	0.8%
20回	0	0.0%
19回	1	0.1%
18回	0	0.0%
17回	0	0.0%
16回	4	0.2%
15回	52	3.0%
14回	1,679	95.9%
合計	1,750	100.0%

全国平均（回） 14.04
(無制限を除く)

都道府県名	14回以上 (無制限含む) (市区町村数)	公費負担額 (平均)
北海道	179	0 89,201 (注)
青森県	40	0 99,792
岩手県	34	0 86,914
宮城県	35	0 103,586
秋田県	25	0 93,785
山形県	35	0 75,000
福島県	59	0 100,955
茨城県	44	0 95,318
栃木県	27	0 91,074
群馬県	35	0 85,640
埼玉県	64	0 91,636
千葉県	54	0 89,594
東京都	62	0 76,513
神奈川県	33	0 61,838
新潟県	30	0 98,003 (注)
富山県	15	0 86,560
石川県	19	0 90,270
福井県	17	0 93,200
山梨県	27	0 84,000
長野県	77	0 112,167
岐阜県	42	0 102,757
静岡県	35	0 91,200
愛知県	57	0 101,587
三重県	29	0 90,580
合計	1,750	0 90,948 (注)

都道府県名	14回以上 (無制限含む) (市区町村数)	公費負担額 (平均)
滋賀県	19	0 86,035
京都府	26	0 86,730
大阪府	43	0 46,086
兵庫県	41	0 78,581
奈良県	39	0 84,692
和歌山県	30	0 92,090
鳥取県	19	0 89,420
島根県	21	0 99,906
岡山県	27	0 93,940
広島県	23	0 87,593
山口県	19	0 112,457
徳島県	24	0 108,130
香川県	17	0 80,400
愛媛県	20	0 60,635
高知県	34	0 105,310
福岡県	60	0 93,650
佐賀県	20	0 92,500
長崎県	21	0 98,000
熊本県	45	0 93,656
大分県	18	0 92,552 (注)
宮崎県	26	0 94,213
鹿児島県	43	0 94,300
沖縄県	41	0 94,710
合計	1,750	0 90,948 (注)

(注) 公費負担額が明示されていない市・区・町・村は除く

HTLV-1(ヒト細胞白血病ウイルス-1型)母子感染予防対策について

HTLV-1特命チーム

平成22年9月、総理官邸にHTLV-1特命チームが設置され、HTLV-1母子感染予防対策として、妊婦健診検査におけるHTLV-1抗体検査の実施、母子感染予防のための保健指導やカウンセリング体制づくりを行うことが決定。平成22年12月には、医療体制の整備や研究開発の推進を含めた総合対策がとりまとめられた。

1. 妊婦健診におけるHTLV-1抗体検査の実施

- ① 平成22年10月6日付けで、通知を改正、発出
 - ・HTLV-1抗体検査の標準的な検査項目に追加
 - ・HTLV-1抗体検査を、妊婦健診検査基づく公費負担の対象とできるよう、補助単価(妊婦1人当たり)の上限額を改定
- ② 平成22年11月1日付けで、自治体及び関係団体に対し、抗体検査の実施方法等について通知
- ③ 平成22年度補正予算により、妊婦健診支援基金の実施期限を延長するとともに、積み増しを実施
 - 妊婦健診(HTLV-1抗体検査を含む)の公費助成を平成23年度も継続

2. HTLV-1母子感染予防対策(平成22年度中に実施、実施主体は国)

- 保健指導・カウンセリングの体制づくりとして、以下を実施
 - ・マニュアル(医師向け、保健師等向け)の印刷・配布
 - ・妊娠向けリーフレットの作成・配布
 - ・HTLV-1対策全国研修会(3月上旬・東京及び大阪)の実施

3. HTLV-1母子感染対策協議会(平成23年度予算(案)に計上、実施主体は都道府県)

- (巻2)
- ・都道府県内のHTLV-1抗体検査、保健指導・カウンセリング体制の検討・実施状況の把握
 - ・市町村職員等への研修
 - ・HTLV-1母子感染予防対策に関する普及啓発等
 - (母子保健医療対策等総合支援事業(統合補助金)「生涯を通じた女性の健康支援事業」の一部)

「不妊に悩む方への特定治療支援事業」について

元気な日本復活特別枠

1. 事業の目的

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず高額の治療費がかかる夫婦間の不妊治療に要する費用の一部を助成する。

2. 極めて概要

- <給付内容> 1年度あたり1回15万円、1年度目は年3回まで、
2年度目以降年2回まで、通算5年、通算10回を超えない
- <所得制限> 730万円未満(夫婦合算の所得ベース)
- <実施主体> 都道府県・指定都市・中核市
- <補助率> 国1／2 都道府県・指定都市・中核市1／2

401

3. 平成23年度予算案

予算額 95億円
(母子保健医療対策等総合支援事業(統合補助金)99億円)

子どもの心の診療ネットワーク事業について

○「子どもの心の診療拠点病院機構推進事業」(平成20年度から3年間のモデル事業)の評価

- ・地域の診療連携や地域の診療関係者の研修等は、地域の子どもとの心の診療体制整備に寄与
- ・患者の相談すべき医療機関等について適切な情報提供が行われていると推測
- ・地域の子どもの心の診療体制の構築のために重要な役割を果たしていると考えられる

(「子どもの心の診療拠点病院の整備に関する有識者会議」意見)



平成23年度から「子どもの心の診療ネットワーク事業」として、事業の本格実施を図る。

子どもの心の診療ネットワーク事業(都道府県)

様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、都道府県における拠点病院を中心とし、各医療機関や保健福祉関係機関等と連携した支援体制の構築を図る。

□ 事業内容

- 地域の医療機関や、関係機関から相談を受けた困難な症例に対する診療支援や医学的支援(アドバイス)
- 子どもの心の問題に関する地域の関係機関の連携会議の開催
- 医師、関係専門職に対する研修の実施、関係機関・施設の職員に対する講習会の開催
- 問題行動事例発生時やPTSD対応など専門家派遣等
- 専門機関に対する情報提供、地域住民に対する普及啓発等

※ 事業内容の詳細は検討中である。

中央拠点病院の整備(国立成育医療研究センター)

人材育成や都道府県拠点病院に対する技術的支援等を行う。

□ 事業内容

- 都道府県拠点病院に対する技術的助言、連携会議の開催
- 都道府県間格差の解消と医療水準の底上げの推進
- 強度の問題行動事例やPTSDへの対応などのための都道府県拠点病院等への専門家の派遣
- 専門医や関係専門職の養成
- 基盤的研究の実施、都道府県拠点病院における調査結果の高度な研究・解析
- 国内外の最新の医学的知見の収集、情報発信

マタニティマークについて

1. 趣旨

21世紀の母子保健分野の国民運動計画である「健やか親子21」では、その課題の一つに「妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保」を挙げている。この課題の達成のためには、妊産婦に対して理解のある地域環境や職場環境の実現、受動喫煙の防止、各種交通機関における優先的な席の確保等について、国民、関係機関、企業、地方公共団体、国がそれぞれの立場から取り組むことが重要である。

とりわけ、各種交通機関における優先的な席の確保については、優先席のマークなどにおなかの大きな妊婦のマークが使われているが、妊娠初期には外見からは妊娠していることが分かりづらいことから、周囲からの理解が得られにくいという声も聞かれるなど、さらなる取組が必要とされている。

こうした課題の解決に向けて、「健やか親子21」推進検討会において、マタニティマークを募集し、マークを妊産婦に役立てていただくとともに、妊産婦に対する気遣いなど、やさしい環境づくりに関して広く国民の関心を喚起することとし、平成18年3月に発表した。

○マタニティマークとは？

- ・妊産婦が交通機関等を利用する際に身につけ、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするもの。
- ・さらに、交通機関、職場、飲食店、その他の公共機関等が、その取組や呼びかけ文を付してポスターなどとして掲示し、妊産婦にやさしい環境づくりを推進するもの。

2. マタニティマークの利用方法等について

マークは厚生労働省ホームページからダウンロードし、個人、自治体、民間団体等で自由に利用できる。<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/03/h0301-1.html>



3. マークの普及に向けた取り組み

厚生労働省のホームページ、政府広報、ポスター等様々な機会をとおして多くの人に広く周知するとともに、関係省庁をとおして、交通機関、職場、飲食店等に本取組への協力を依頼している。また、各市町村において、母子健康手帳と併せてマタニティマークの配布を行えるよう、平成19年度から地方財政上の措置を行っているところである。都道府県、市町村においても、マタニティマークの周知、普及に向けた取組の推進をお願いする。

マタニティマークに関する取組の状況調査結果

平成22年8月末現在

1 マタニティマークに関する広報やグッズの配付に関する取組の状況

マタニティマークをとおした「妊娠婦にやさしい環境づくり」に関する一般向けの広報や、妊娠婦個人が使用するマタニティマーク入りグッズの配付に関する市区町村事業の実施状況

※平成20年度までは作成・購入した市区町村数を記載、平成21年度からは取組を実施している市区町村数へ変更

		平成20年度	平成21年度
		実施(作成・購入)している市区町村数	実施(配付)している市区町村数
一般向け啓発用	ポスター	80	1,011
	リーフレット	59	579
	シール・ステッカー・マグネット	59	895
	ホームページへの掲載 ※平成20年度までは、「他の取組」に含む		246
	その他の取組	501	231
(再掲)上記のうちいずれかの方法で、啓発のための取組を実施している市区町村の実数			1,448
妊娠婦個人用	服や持ち物につけるマーク入りグッズ (キーholder・ストラップ・バッジ等)	594	911
	マーク入りシール・ステッカー・マグネット	222	944
	その他の取組	262	121
	(再掲)上記のうちいずれかの方法で、妊娠婦個人用グッズを配付している市区町村の実数	881	1,457
その他			80

2 マタニティマーク入り妊娠婦個人用グッズの配付状況

平成21年度の市区町村の事業として、妊娠婦個人用グッズを配付している場合におけるグッズの配付方法別の市区町村数

	母子健康手帳交付と同時配付	母親・両親学級で配付	その他の方法	合計
原則として全員	1,300	2	6	1,308
希望者のみ	93	5	11	109
その他	25	10	5	40
合計	1,418	17	22	1,457

3 市区町村におけるその他の取組例

- 役所の駐車場にマタニティマークを表示し、妊娠婦が優先的に駐車できるスペースを設置
- 広報誌等を用いた普及啓発
- 学生を対象とした思春期講座等でマタニティマークの趣旨を説明

4 都道府県における取組例

- 大型店舗や公共的施設に妊娠婦用駐車スペースの設置を依頼し、当該スペースにマタニティマークを表示
- 連絡用封筒や配布資料等にマタニティマークを印刷
- マタニティマーク入りグッズを、市町村が活用できるように市町村に配付

5 マタニティマーク入り妊産婦個人用グッズの配付に関する取組状況別の市区町村数

平成21年度において、「1_作成・購入して配付」40.4%、「2_以前に作成・購入した在庫を配付」3.7%、「3_団体等からゆずりうけたグッズを活用」37.4%、「4_その他の取組」1.7%であり、合計すると、妊産婦個人用グッズを何らかの方法で配付している市区町村は83.3%(1,457か所)になる。

都道府県名	回答 市区町 村数	平成21年度 (最も当てはまるものを1つ回答。重複回答なし。)							(注)%については、端数処理の 影響で合計すると100%になって いないものもある。
		1_作成・購入して配付	2_以前に作成・購入した在庫を配付	3_団体等からゆづりうけたグッズを活用して配付	4_その他の取組を実施	5_必要だが財政的に困難	6_活用の場が少なく希望もない	7_グッズなしでも妊産婦にやさしい環境である	
北海道	179	39	8	83	1	7	37	3	1
青森県	40	8	3	14	3	5	5	2	
岩手県	34	14	2	12		3	1	1	1
宮城県	35	12		16	1	2	4		
秋田県	25	4	1	11		1	7		1
山形県	35	12	3	13	1	3	3		
福島県	59	16		28		9	6		
茨城県	44	27	1	15		1			
栃木県	27	17		7		2	1		
群馬県	35	19	1	11		1	2		1
埼玉県	64	53	2	9					
千葉県	54	23	2	26		1	1	1	
東京都	62	32	3	12	2	5	2	2	4
神奈川県	33	21		8	2	1	1		
新潟県	30	14		10		1	5		
富山県	15	1		13		1			
石川県	19	4		7	1	2	5		
福井県	17	7		7			3		
山梨県	27	17	1	4		1	1	1	2
長野県	77	20	6	34	2	7	8		
岐阜県	42	22	2	13	1	2	2		
静岡県	35	21	2	10				2	
愛知県	57	41	1	13			2		
三重県	29	14		12	1	2			
滋賀県	19	2		14	3				
京都府	26	15		8	1	2			
大阪府	43	30	3	8		2			
兵庫県	41	16	1	21	1	1	1		
奈良県	39	14	1	17	1	3	3		
和歌山县	30	8	1	12		4	5		
鳥取県	19	7	1	7		2	2		
島根県	21	10	3	2	1	2	3		
岡山県	27	11	3	9	1	1	2		
広島県	23	9		11		2		1	
山口県	19	8		6	1	1	3		
徳島県	24	12	2	4		1	4	1	
香川県	17	13	1	1	1	1			
愛媛県	20	11	2	5		1	1		
高知県	34	7	1	10		3	12	1	
福岡県	60	19	2	26	2	6	4	1	
佐賀県	20	8		10		1	1		
長崎県	21	4		14		2	1		
熊本県	45	14		20		4	7		
大分県	18	9	1	3		4	1		
宮崎県	26	8		11		3	4		
鹿児島県	43	6	3	21	3	3	7		
沖縄県	41	8	2	27		2		2	
合計	1,750	707	65	655	30	108	157	18	10
			1,457				293		
% %	100.0%	40.4%	3.7%	37.4%	1.7%	6.2%	9.0%	1.0%	0.6%
		83.3%				16.7%			
	-	100.0%							

教育の推進について

(母子保健・児童福祉分野)

◆取組の方向性

◆具体的的施策

子ども・子育てビジョン

(平成22年1月29日閣議決定)

○「教育」の普及促進

【参考指標】

教育に関心を持っている国民の割合 90%以上

取組を推進している市町村の割合 100%

普及啓発等

- 自治体における取組
自治体における取組の推進（次世代育成支援対策交付金）
妊産婦・乳幼児の栄養指導の実施

- 保育所における取組
「保育所保育指針」の改定（教育についても明記）（平成20年）
「保育所における食育計画づくりガイド」の公表（平成19年）

教育基本法

(教育推進基本計画 平成18年3月31日食育推進会議決定)

○妊産婦・乳幼児に対する栄養指導の充実

○保育所等における食育の推進

健やか親子21

- 「教育」の推進
取組を推進している地方公共団体の割合 100%
○朝食を欠食する子どもの割合なくす
- 「科学的根拠の整理等」
「乳幼児栄養調査」の実施（平成17年）
「日本人の食事摂取基準」（平成21年）
(妊娠・授乳婦・乳幼児に関する分科会設置)
「乳幼児身体発育調査」の実施（平成22年）

乳幼児身体発育調査の実施

乳幼児身体発育調査

全国的に乳幼児の身体発育の状態を調査し、新たに我が国の乳幼児の身体発育値を定めて、乳幼児の保健指導の目的として実施

22年度

乳幼児身体発育調査専門委員会

調査の実施に当たり、調査項目、調査方法、解析方法等について、専門的な観点から検討

結果の活用

23年度

- ・身体発育曲線(身長、体重、胸囲、頭囲)の作成
- ・運動・言語機能通過率曲線の作成
- ・妊娠中の状況と児の体位等の検討 等



乳幼児身体発育調査

一般調査・病院調査の実施

24年度

✓母子健康手帳の身体発育曲線に反映

- ✓乳幼児健診時の基準として活用
- ✓保健指導の現場で活用 等

集計・解析

母子保健医療対策等総合支援事業の実施状況

平成22年度(国庫補助対象分)

	子どもの心の診療拠点病院機構推進事業	療育指導事業	生涯を通じた女性の健康支援事業				特定不妊治療費助成事業	健やかな妊娠等サポート事業	妊娠婦ケアセンター運営事業	
			健康教育事業	女性健康支援センター事業	不妊専門相談センター事業	不妊専門相談センター実施機関				
001	北海道		○	○	○	旭川医科大学医学部附属病院	○			
002	青森県		○		○	弘前大学医学部附属病院	○			
003	岩手県		○	○	○	岩手医科大学附属病院	○	○		
004	宮城県				○	東北大学病院	○	○		
005	秋田県				○	秋田大学医学部附属病院	○			
006	山形県		○	○	○	山形大学医学部附属病院	○			
007	福島県		○			各保健福祉事務所	○			
008	茨城県		○		○	三の丸庁舎、県南生涯学習センター	○			
009	栃木県		○	○	○	パルティとちぎ男女共同参画センター	○			
010	群馬県				○	(財)群馬県健康づくり財団	○			
011	埼玉県		○		○	埼玉医科大学総合医療センター	○			
012	千葉県		○	○	○	松戸市保健所、印旛保健所、長生保健所、君津保健所	○			
013	東京都	○	○		○	(社)日本家族計画協会	○			
014	神奈川県	○	○	○	○	神奈川県茅ヶ崎保健福祉事務所	○			
015	新潟県			○	○	新潟大学医歯学総合病院	○			
016	富山県		○	○	○	富山県不妊専門相談センター	○			
017	石川県	○			○	石川県不妊相談センター	○	○		
018	福井県				○	福井県看護協会会館	○			
019	山梨県	○	○		○	山梨県J A会館5階	○			
020	長野県				○	看護総合センターながの	○			
021	岐阜県				○	岐阜保健所、岐阜県県民ふれあい会館	○			
022	静岡県	○	○	○	○	静岡県総合健康センター	○			
023	愛知県		○	○	○	名古屋大学医学部附属病院	○			
024	三重県	○			○	三重県立看護大学	○	○		
025	滋賀県		○	○	○	滋賀医科大学附属病院	○			
026	京都府		○		○	京都府立医科大学附属病院	○			
027	大阪府	○	○		○	ドーンセンター(大阪府立男女共同参画・青少年センター)	○	○		
028	兵庫県		○	○	○	兵庫県立男女共同参画センター	○			
029	奈良県		○	○	○	(社)奈良県医師会館内	○	○		
030	和歌山县		○	○	○	岩出保健所、田辺保健所、湯浅保健所	○			
031	鳥取県	○		○	○	鳥取県立中央病院	○			
032	島根県		○		○	島根県立中央病院	○			
033	岡山県				○	岡山大学病院	○			
034	広島県		○		○	県立広島病院	○			
035	山口県		○	○	○	山口県立総合医療センター	○	○		
036	徳島県		○	○	○	徳島大学病院	○	○		
037	香川県		○	○	○	香川県立中央病院研修棟	○			
038	愛媛県		○	○	○	愛媛県心と体の健康センター	○			
039	高知県		○		○	各保健所(安芸、中央東、中央西、須崎、幡多)	○	○		
040	福岡県		○	○	○	保健福祉環境事務所(宗像・遠賀、嘉穂・鞍手、北筑後)	○			
041	佐賀県	○			○	佐賀県中部保健福祉事務所、各保健福祉事務所	○	○		
042	長崎県	○	○	○	○	各保健所	○			
043	熊本県		○	○	○	熊本県女性相談センター	○	○		
044	大分県				○	大分大学医学部付属病院	○	○		
045	宮崎県		○	○	○	各保健所(中央、都城、延岡)	○			
046	鹿児島県			○		鹿児島大学病院、各保健所	○	○		
047	沖縄県		○	○	○	沖縄県不妊専門相談センター	○	○		
小計		10	33	25	30	45		47	14	0

	子どもの心の診療拠点病院機構推進事業	療育指導事業	生涯を通じた女性の健康支援事業				特定不妊治療費助成事業	健やかな妊娠等サポート事業	妊産婦ケアセンター運営事業
			健康教育事業	女性健康支援センター事業	不妊専門相談センター事業	不妊専門相談センター実施機関			
048	札幌市			○	○	札幌市不妊専門相談センター	○		
049	仙台市			○	○		○		
050	さいたま市	○			○	さいたま市保健所	○		
051	千葉市		○	○	○	千葉市保健所	○		
052	横浜市				○	横浜市立大学附属市民総合医療センター、各福祉保健センター	○		
053	川崎市	○	○	○	○	川崎市ナーシングセンター	○		
054	相模原市						○		
055	新潟市						○		
056	静岡市						○		
057	浜松市						○		
058	名古屋市		○				○		
059	京都府				○	下京保健センター、京都市子ども保健医療相談・事故防止センター	○		
060	大阪市	○					○		
061	堺市						○		
062	神戸市						○		
063	岡山市						○		
064	広島市	○	○		○	小倉北区役所	○		
065	北九州市			○	○	各区保健福祉センター	○		
066	福岡市						○		
067	旭川市						○		
068	函館市						○		
069	青森市	○			○	青森市保健所（青森市健康増進センター）	○		
070	盛岡市		○	○			○		
071	秋田市						○		
072	郡山市	○					○		
073	いわき市						○		
074	宇都宮市						○		
075	前橋市						○		
076	川越市		○	○	○	埼玉医科大学総合医療センター	○		
077	船橋市			○			○		
078	柏市	○					○		
079	横須賀市						○		
080	富山市						○		
081	金沢市	○					○		
082	長野市					長野市保健所	○		
083	岐阜市						○		
084	豊田市						○		
085	豊橋市						○		
086	岡崎市						○		
087	大津市					大津市総合保健センター内	○		
088	高槻市						○		
089	東大阪市	○					○		
090	姫路市						○		
091	西宮市		○				○		
092	尼崎市						○		
093	奈良市	○					○		
094	和歌山市					和歌山市保健所	○		
095	倉敷市						○		
096	福山市						○		
097	下関市						○		
098	高松市						○		
099	松山市	○					○		
100	高知市					高知市保健所	○		
101	久留米市	○	○				○		
102	長崎市	○					○		
103	熊本市	○					○		
104	大分市						○		
105	宮崎市	○					○		
106	鹿児島市						○		
107	小樽市								
108	八王子市								
109	藤沢市								
110	四日市市								
111	吳市								
112	大牟田市								
113	佐世保市								
114	千代田区								
115	中央区								
116	港区								
117	新宿区								
118	文京区								
119	台東区								
120	墨田区								
121	江東区								
122	品川区								
123	目黒区								
124	大田区								
125	世田谷区								
126	渋谷区								
127	中野区								
128	杉並区								
129	豊島区								
130	北区								
131	荒川区								
132	板橋区								
133	練馬区								
134	足立区								
135	葛飾区								
136	江戸川区								
小計		15	8	9	10		59		
合計		10都府県	33都道府県	25都県	30都県	45都道府県	47都道府県	14都府県	0県
		15市	8市	9市	10市		59市		

未熟児養育医療給付実施状況（平成21年度）

(単位人)

都道府県 指定都市	1000g 以下	1001g 1500g	1501g 1800g	1801g 2000g	2001g 2300g	2301g 2500g	2501g 以上	計	中核市 特別区	1000g 以下	1001g 1500g	1501g 1800g	1801g 2000g	2001g 2300g	2301g 2500g	2501g 以上	計
	以下	1500g	1800g	2000g	2300g	2500g	以上			以下	1500g	1800g	2000g	2300g	2500g	以上	
1 北海道	69	94	80	92	20	13	47	415	66 旭川	8	12	11	11	5	1	6	54
2 青森	39	41	33	50	14	9	10	196	67 函館	7	7	14	8	1			37
3 岩手	31	48	37	39	25	10	14	204	68 青森	8	16	7	11	3	2	3	50
4 宮城	24	50	46	57	46	21	13	257	69 盛岡	12	15	8	12	2	2	1	52
5 秋田	14	24	20	28	19	10	17	132	70 秋田	3	7	10	14	9	3	15	61
6 山形	19	26	30	21	17	5	1	119	71 郡山	3	16	15	17	11	6	11	79
7 福島	24	32	37	29	44	10	18	194	72 いわき	5	8	4	15	10	5	1	48
8 茨城	47	79	93	101	37	7	20	384	73 宇都宮	21	21	23	17	8	3	9	102
9 栃木	42	59	44	39	28	9	51	272	74 前橋	15	8	7	8	1	4	13	56
10 群馬	36	42	48	43	41	21	76	307	75 川越	7	6	16	15	4	5	40	93
11 埼玉	127	184	219	211	186	86	365	1,378	76 船橋	17	27	35	18	21	3		121
12 千葉	109	153	166	157	128	34	18	765	77 柏	10	15	14	11	10	4	2	66
13 東京	114	116	131	124	99	45	143	772	78 横須賀	6	11	11	6	13	3	3	53
14 神奈川	48	102	81	44	55	41	40	411	79 相模原	27	29	30	27	44	11	18	186
15 新潟	16	52	53	25	51	2	84	283	80 富山	9	16	17	13	6	3	9	73
16 富山	11	22	27	27	19	6	24	136	81 金沢	7	16	17	13	15	8	28	104
17 石川	19	24	22	19	13	10	35	142	82 長野	6	18	15	23	0	2	14	78
18 福井	14	31	31	32	21	9	35	173	83 岐阜	9	10	15	18	7	1	7	67
19 山梨	23	29	35	50	3	1	1	142	84 豊田	11	9	15	18	5	0	11	69
20 長野	62	67	64	61	32	19	56	361	85 豊橋	5	14	10	27	5	1	1	63
21 岐阜	37	64	66	64	19	8	37	295	86 岡崎	9	17	11	21	5	0	2	65
22 静岡	58	88	94	105	46	11	27	429	87 大津	9	11	11	16	3	1	8	59
23 愛知	125	184	180	179	83	27	91	869	88 高槻	10	16	15	18	8	11	15	93
24 三重	45	72	58	71	34	14	40	334	89 東大阪	4	6	17	18	14	10	17	86
25 滋賀	21	52	48	45	25	7	13	211	90 姫路	18	21	31	21	6	3	3	103
26 京都	40	39	47	45	24	16	55	266	91 西宮	8	22	19	24	15	6	17	111
27 大阪	131	165	134	134	124	73	214	975	92 尼崎	11	19	13	19	13	6	15	96
28 兵庫	41	69	68	68	27	11	26	310	93 奈良	8	8	14	16	7	7	50	110
29 奈良	21	30	42	37	38	20	91	279	94 和歌山	7	14	31	19	4	5	6	86
30 和歌山	6	23	17	14	6	4	10	80	95 倉敷	8	12	29	27	22	8	45	151
31 鳥取	6	17	14	19		2	1	59	96 福山	8	19	29	29	30	7	0	122
32 島根	18	20	31	34	21	3	19	146	97 下関	3	14	12	18	3	1	7	58
33 岡山	15	24	14	28	8	3	19	111	98 高松	10	20	21	22	9	4	9	95
34 広島	23	29	32	56	25	23	31	219	99 松山	14	18	23	31	9	4	6	105
35 山口	27	40	47	53	39	22	91	319	100 高知	10	12	21	15	1	0	0	59
36 徳島	15	29	30	23	19	3	3	122	101 久留米	3	9	9	17	2	0	0	40
37 香川	8	16	26	18	9	5	17	99	102 長崎	8	12	15	21	3	2	4	65
38 愛媛	15	29	24	26	6	3	6	109	103 熊本	28	23	44	45	37	14	58	249
39 高知	1	10	11	11	3			36	104 大分	18	21	28	33	21	19	37	177
40 福岡	61	91	117	111	13	3	10	406	105 宮崎	21	25	24	29	11	2	1	113
41 佐賀	31	27	32	40	6	2	14	152	106 鹿児島	27	31	31	37	42	27	20	215
42 長崎	16	38	35	49	3	5	22	168	小計	438	631	742	798	445	204	512	3,770
43 熊本	42	80	52	50	39	11	54	328	107 小樽	2	3	3	4	4	1	21	
44 大分	23	25	23	38	24	5	32	170	108 八王子	6	6	19	19	20	8	23	101
45 宮崎	14	40	31	45	15	12	17	174	109 藤沢	9	9	14	12	7	3	7	61
46 鹿児島	26	46	51	57	43	26	32	281	110 四日市	10	10	13	23	11	3	8	78
47 沖縄	63	118	96	132	50	9	12	480	111 吴	8	6	9	7	9	3	3	45
小計	1,817	2,740	2,717	2,801	1,647	696	2,052	14,470	112 大牟田	4	8	5	6	2	0	0	25
48 札幌	50	75	59	75	19	14	26	318	113 佐世保	1							

小児慢性特定疾患治療研究事業の実施状況(平成21年度)

(単位 人)

実施主体名	悪性新生物	慢性腎疾患	慢性呼吸器疾患	慢性心疾患	内分泌疾患	膠原病	糖尿病	先天性代謝異常	血友病等血液・免疫疾患	神経・筋疾患	慢性消化器疾患	合計
北海道	248	246	33	302	653	81	176	98	67	125	54	2,083
青森県	157	69	21	161	254	84	81	37	47	31	34	976
岩手県	150	93	39	157	312	64	74	64	58	44	31	1,086
宮城県	165	96	73	162	416	41	99	54	30	45	41	1,222
秋田県	128	86	10	81	168	32	36	43	23	17	31	655
山形県	141	60	11	97	317	31	76	45	37	32	27	874
福島県	183	132	11	105	341	40	123	44	56	32	29	1,096
茨城県	306	149	22	463	584	72	191	82	85	106	68	2,128
栃木県	187	96	66	285	291	41	105	58	57	105	42	1,333
群馬県	221	114	21	223	367	43	133	55	47	58	42	1,324
埼玉県	744	409	153	964	1,343	183	327	217	213	179	140	4,872
千葉県	457	369	175	578	913	152	245	128	100	214	95	3,426
東京都	970	655	163	1,515	2,014	261	448	336	275	482	214	7,333
新潟県	295	196	29	375	468	71	167	58	63	87	56	1,865
富山県	245	126	18	115	365	35	61	50	45	92	47	1,199
石川県	112	40	41	55	210	15	41	15	14	8	13	564
福井県	86	31	7	206	215	33	41	25	19	7	22	692
長野県	108	64	16	75	295	23	50	32	22	30	21	736
岐阜県	70	63	41	43	293	23	46	26	25	28	27	685
愛知県	227	96	25	163	519	48	103	73	83	50	60	1,447
三重県	173	96	9	80	402	32	92	56	45	29	39	1,053
滋賀県	291	158	32	253	783	62	110	93	73	62	40	1,957
京都府	417	265	31	262	972	78	192	116	133	76	98	2,640
大阪府	214	108	53	187	553	46	98	57	73	64	46	1,499
奈良県	177	83	29	258	420	74	83	48	52	96	38	1,358
兵庫県	203	73	63	235	324	49	81	35	51	58	29	1,201
福岡県	531	399	169	856	1,551	136	253	245	156	301	100	4,697
大分県	269	119	31	141	693	60	150	92	66	59	53	1,733
熊本県	157	96	65	349	454	59	55	41	66	62	24	1,428
鹿児島県	93	47	10	82	165	27	31	37	29	7	12	540
宮崎県	83	30	5	59	139	20	40	20	11	21	25	453
高知県	89	44	10	83	293	26	32	37	24	23	21	682
徳島県	85	56	4	31	293	15	49	23	22	27	21	626
香川県	178	97	21	188	367	41	59	55	56	53	39	1,154
愛媛県	132	74	20	115	461	28	72	42	44	36	26	1,050
高崎市	119	130	6	31	155	23	70	29	37	15	10	625
群馬県	66	20	12	13	177	8	40	19	12	19	14	400
栃木県	107	45	10	69	314	25	63	39	35	14	27	748
福島県	44	38	5	50	157	10	26	9	14	5	5	363
佐賀県	280	150	50	124	527	75	134	87	93	32	49	1,601
長崎県	102	64	22	87	224	24	52	41	40	32	28	716
熊本県	180	140	66	261	355	55	114	78	44	63	47	1,403
大分県	167	78	28	42	369	28	77	53	33	47	28	950
宮崎県	98	74	8	74	198	26	60	36	36	18	26	654
鹿児島県	87	88	24	108	271	26	55	36	24	38	18	775
沖縄県	149	118	33	213	417	38	94	55	30	59	26	1,232
那覇市	340	258	275	561	1,023	138	153	120	79	122	69	3,138
糸戸市	197	125	24	171	584	48	123	67	61	86	31	1,517
伊丹市	174	76	57	195	379	41	67	73	48	58	31	1,199
市立木町	141	73	26	189	292	45	64	35	28	27	27	947
千葉市	114	125	37	157	266	39	60	35	34	60	22	949
横浜市	521	271	69	536	688	129	211	118	136	113	103	2,895
川崎市	166	90	17	382	298	65	68	30	145	29	58	1,348
新潟市	105	43	11	41	200	21	55	24	21	52	24	597
静岡市	88	42	14	79	234	19	27	20	26	23	12	584
浜松市	90	49	6	65	406	14	52	28	20	26	16	772
古賀市	231	167	20	114	577	46	85	51	82	51	61	1,485
京都市	364	168	73	290	643	75	115	81	114	72	57	2,052
大分市	264	205	45	358	641	55	113	114	68	118	50	2,031
大分市	141	138	38	259	295	51	49	57	41	89	32	1,190
福岡市	164	90	34	95	332	45	72	48	55	29	29	993
佐賀市	91	45	14	60	358	12	43	27	16	42	16	724
広島市	276	107	29	299	417	69	62	60	74	118	37	1,548
北九州市	119	54	8	36	243	23	50	37	37	13	23	643
大分市	184	116	50	138	373	37	77	71	68	25	46	1,185
旭川市	49	22	9	37	84	9	29	23	11	41	7	321
函館市	19	20	1	8	60	9	14	8	8	5	8	160
青森市	43	16	6	57	62	23	27	10	9	10	5	268
盛岡市	43	33	11	46	83	18	17	14	20	14	7	306
秋田市	67	55	6	33	111	17	22	20	20	7	18	376
郡山市	55	26	6	61	112	12	28	13	27	35	8	

都道府県別の主な母子保健指標等（平成21年度）

都道府県	周産期死亡率 (出産千対) 平成21年	妊産婦死亡率 (出産十万対) 平成21年	出生率 (人口千対) 平成21年		乳児死亡率 (出生千対) 平成21年		新生児死亡率 (出生千対) 平成21年		人工妊娠中絶件数及び実施率 (女性人口千対) 平成21年						
			%	順位	件数	%	順位	%	順位	件数	%	20歳未満	%		
1 北海道	4.4	16	3	7.2	7.3	44	2.2	30	1.0	31	11,510	9.9	1,190	9.8	4
2 青森県	4.8	8	1	10.2	6.9	46	3.5	2	1.8	5	2,524	9.2	268	8.4	11
3 岩手県	5.4	1	-	-	7.4	42	3.5	2	1.9	3	2,775	10.7	229	7.4	24
4 宮城県	3.9	32	-	-	8.2	29	2.0	38	1.1	21	5,139	10.2	463	8.3	13
5 秋田県	4.7	12	-	-	6.4	47	2.4	16	0.7	45	1,964	9.9	185	8.0	17
6 山形県	4.2	21	-	-	7.4	42	3.1	5	1.5	8	1,934	8.6	146	5.2	45
7 福島県	4.9	7	1	6.0	8.0	33	2.9	7	1.0	31	4,686	11.7	440	8.1	16
8 茨城県	3.9	32	-	-	8.3	26	2.2	30	0.9	36	3,718	6.1	368	5.3	42
9 栃木県	4.1	22	1	5.7	8.6	14	2.5	14	1.5	8	3,807	9.3	370	7.6	22
10 群馬県	5.0	6	-	-	8.3	26	2.7	8	1.8	5	3,518	8.6	317	7.0	30
11 埼玉県	3.9	32	2	3.3	8.5	21	2.3	26	1.1	21	6,989	4.5	698	4.1	46
12 千葉県	5.1	4	3	5.7	8.6	14	2.6	12	1.4	12	7,171	5.4	735	5.3	42
13 東京都	3.9	32	7	6.4	8.5	21	2.3	26	1.1	21	26,462	8.8	1,813	6.3	35
14 神奈川県	4.8	8	3	3.8	8.9	8	2.4	16	1.3	15	13,033	6.5	1,310	6.5	32
15 新潟県	4.0	27	-	-	7.6	39	2.0	38	0.9	36	3,873	8.4	341	6.4	34
16 富山県	5.1	4	2	23.2	7.8	34	2.4	16	1.4	12	1,835	8.7	143	6.5	32
17 石川県	3.8	37	-	-	8.5	21	1.9	44	0.8	43	2,053	8.5	203	7.5	23
18 福井県	2.8	47	-	-	8.8	11	2.1	35	0.6	47	1,317	8.2	107	5.4	41
19 山梨県	4.4	16	1	14.7	7.8	34	2.7	8	1.7	7	1,122	6.4	114	5.7	39
20 長野県	3.7	38	1	5.6	8.1	32	2.2	30	1.3	15	4,172	9.9	374	7.8	19
21 岐阜県	4.8	8	2	11.3	8.5	21	2.2	30	0.9	36	3,025	7.0	255	5.3	42
22 静岡県	3.4	43	-	-	8.6	14	2.0	38	0.9	36	6,057	7.8	602	7.2	27
23 愛知県	4.4	16	3	4.2	9.7	2	2.6	12	1.1	21	11,481	7.0	1,248	7.1	29
24 三重県	3.4	43	-	-	8.6	14	2.4	16	1.1	21	3,794	9.8	351	8.2	14
25 滋賀県	4.0	27	2	14.9	9.5	3	2.4	16	1.3	15	2,221	7.2	221	6.3	35
26 京都府	3.6	39	2	9.3	8.2	29	2.1	35	1.1	21	4,372	7.6	460	7.3	25
27 大阪府	3.9	32	3	3.9	8.7	12	2.3	26	1.1	21	16,603	8.4	1,625	7.7	20
28 兵庫県	4.0	27	5	10.3	8.6	14	2.0	38	1.0	31	7,918	6.5	740	5.6	40
29 奈良県	5.2	2	-	-	7.7	38	4.0	1	2.0	2	1,325	4.4	119	3.5	47
30 和歌山县	5.2	2	-	-	7.5	40	2.4	16	1.5	8	1,535	7.6	151	6.6	31
31 鳥取県	4.1	22	-	-	8.3	26	1.8	45	1.4	12	1,467	12.6	128	9.8	4
32 島根県	4.6	14	-	-	7.8	34	2.0	38	1.1	21	1,096	8.5	100	6.3	35
33 岡山県	4.1	22	1	5.9	8.5	21	2.2	30	1.1	21	3,902	9.8	386	8.8	9
34 広島県	4.4	16	1	3.8	9.0	5	2.4	16	1.3	15	5,823	9.8	629	9.7	6
35 山口県	4.1	22	-	-	7.8	34	2.4	16	1.1	21	2,374	8.6	255	8.2	14
36 徳島県	4.1	22	-	-	7.5	40	3.1	5	2.2	1	1,293	8.4	109	6.1	38
37 香川県	3.5	41	-	-	8.4	24	2.7	8	1.3	15	1,945	9.9	182	7.9	18
38 愛媛県	4.7	12	-	-	8.1	32	2.5	14	1.0	31	2,791	9.8	318	9.9	3
39 高知県	3.3	45	2	35.7	7.1	45	1.7	46	0.7	45	1,602	11.0	172	11.5	1
40 福岡県	4.0	27	1	2.1	9.2	4	2.3	26	1.0	31	13,128	11.8	1,375	11.4	2
41 佐賀県	3.2	46	-	-	8.9	8	1.5	47	0.9	36	2,126	12.2	204	9.7	6
42 長崎県	4.3	20	1	8.2	8.3	26	3.4	4	1.9	3	2,980	10.5	285	8.6	10
43 熊本県	3.5	41	-	-	9.0	5	2.0	38	1.2	20	3,964	10.9	337	7.3	25
44 大分県	4.6	14	-	-	8.4	24	2.7	8	1.5	8	2,492	10.7	269	9.6	8
45 宮崎県	3.6	39	2	19.0	9.0	5	2.4	16	0.9	36	2,193	9.8	208	7.7	20
46 鹿児島県	4.0	27	1	6.5	8.8	11	2.1	35	0.9	36	3,698	10.9	370	8.4	11
47 沖縄県	4.8	8	2	11.5	12.2	1	2.4	16	0.8	43	2,598	8.2	279	7.2	27
全国	4.2		53	4.8	8.5		2.6		1.2		223,405	8.2	21,192	7.1	

注：1) 周産期死亡率、妊産婦死亡率、出生率、乳児死亡率、新生児死亡率は人口動態統計による。

$$\text{周産期死亡率} = \frac{\text{妊娠満22週以後の死産數} + \text{早期新生児死亡數}}{\text{出生數} + \text{妊娠満22週以後の死産數}}$$

2) 人工妊娠中絶件数及び実施率は保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）による。

[參考資料]

平成23年度 児童福祉関係主要会議等予定表

月	行事名	開催日	日数	開催場所	所管
4	第43回 愛育班員全国大会	14	1	東京都	母子保健課
	児童相談所長研修（前期）	20～22	3	子どもの虹情報研修センター	総務課
	全国自立援助ホーム長研修会	25～26	2	東京都	家庭福祉課
	こいのぼり掲揚式	26	1	厚生労働省	育成環境課
5	児童福祉週間	5～11	7	—	育成環境課
	児童福祉文化賞表彰式	13	1	厚生労働省	育成環境課
	児童福祉文化賞発表会	14	1	東京都	育成環境課
	第7回日本保育園保健協議会全国研修会	15	1	東京都	保育課
	健全育成専門研修会 事業推進講座	20	1	東京都港区	育成環境課
	児童相談所・情緒障害児短期治療施設・医療機関等医師専門研修	25～26	2	子どもの虹情報研修センター	総務課
	児童相談所医師専門研修	26～27	2	子どもの虹情報研修センター	総務課
6	全国児童自立支援施設長会議	26～27	2	大阪市	家庭福祉課
	第26回保育を高める全国研修集会	1～3	3	愛知県豊橋市	保育課
	第9回思春期保健相談士学術研究大会	5	1	東京都	母子保健課
	地域虐待対応研修指導者養成研修	7～10	4	子どもの虹情報研修センター	総務課
	保育所乳児保育担当者研修会	14～17	4	千葉県浦安市	保育課
	第54回全国私立保育園研究大会	15～17	3	兵庫県神戸市	保育課
	保育所長専門講座I	16～17	2	千葉県千葉市	保育課
	東日本Bブロック児童厚生員等研修会	21～24	4	長野県軽井沢町	育成環境課
	児童相談所児童福祉司指導者基礎研修	21～24	4	子どもの虹情報研修センター	総務課
	指導監督職員研修	22～24	3	国立保健医療科学院	保育課・家庭福祉課
7	第33回全国母子生活支援施設職員研修会	29～7/1	3	横浜市	家庭福祉課
	全国情緒障害児短期治療施設長会議（1回目）	未定		横浜市	家庭福祉課
	全国婦人保護施設長等研究協議会	未定	2	京都府	家庭福祉課
	全国児童家庭支援センター実務者研修会	1～3	4	資生堂湘南研修所	家庭福祉課
	児童相談所児童福祉司スーパーバイザー研修	5～8	4	子どもの虹情報研修センター	総務課
	西日本Bブロック児童厚生員等研修会	5～8	4	鹿児島県霧島市	育成環境課
	福祉事務所長研修（児童虐待関連）	6～8	5	国立保健医療科学院	総務課
	第55回全国乳児院研修会	6～8	3	大阪市	家庭福祉課
	全国児童養護施設新任施設長研修会	6～8	3	東京都	家庭福祉課
	第60回北海道・東北ブロック保育研究大会	6～8	3	宮城県	保育課
8	第57回中国ブロック保育研究大会	7～8	2	山口県	保育課
	第59回九州保育事業研究大会	7～8	2	熊本県	保育課
	先天性代謝異常症等検査技術者研修会	7～8	2	東京都	母子保健課
	保育21世紀セミナー2011	12～13	2	千葉県浦安市	保育課
	保育所障害児保育担当者研修会	12～15	4	千葉県浦安市	保育課
	第52回関東ブロック保育研究大会	14～15	2	千葉県千葉市	保育課
	第53回東海北陸保育研究大会	14～15	2	三重県	保育課
	四国ブロック保育研究大会	14～15	2	徳島県	保育課
	中国・四国・九州ブロック地域組織活動（母親クラブ）指導者研修会	15～16	2	山口県山口市	育成環境課
	思春期ピアカウンセラー養成者養成セミナー（前期）	16～19	4	東京都	母子保健課
	近畿ブロック保育研究集会	21～22	2	滋賀県	保育課
	地域虐待対応合同アドバンス研修	26～27	2	青森県	総務課
	北信越・東海地区保育所主任保育士（初任者指導保育士）研修会	26～29	4	岐阜県岐阜市	保育課
9	思春期保健セミナー コースI	29～31	3	東京都・大阪府	母子保健課
	全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議	未定		厚生労働省	総務課

平成23年度 児童福祉関係主要会議等予定表

月	行事名	開催日	日数	開催場所	所管
8	教育機関と児童相談所職員の合同研修	3 ~ 5	3	子どもの虹情報研修センター	総務課
	全国情緒障害児短期治療施設職員研修会	10 ~ 12	3	京都府	家庭福祉課
	大学生・大学院生児童虐待MDT（多分野横断チーム）研修	23 ~ 24	2	子どもの虹情報研修センター	総務課
	第62回全日本少年野球大会	23 ~ 25	3	京都府	家庭福祉課
	思春期ピアカウンセリング・コーディネーター養成セミナー	20 ~ 21	2	東京都	母子保健課
	公立保育所トップセミナー	26 ~ 27	2	東京都	保育課
	第6回ファミリーホーム研究全国大会	27 ~ 28	2	東京都	家庭福祉課
	保育所地域子育て支援担当者研修会	30 ~ 9/2	4	千葉県浦安市	保育課
9	研修「地域母子保健」（発達障害児の早期発見と支援）	8月 ~ 9月	3	東京都	母子保健課
	放課後子どもプラン指導者研修会	4	1	秋田県秋田市	育成環境課
	第33回全国青年保育者会議	7 ~ 9	3	長崎県長崎市	保育課
	全国保育士養成セミナー・研究大会	7 ~ 9	3	富山県富山市	保育課
	北海道・東北・関東・甲信越ブロック地域組織活動（母親クラブ）指導者研修会	8 ~ 9	2	宮城県仙台市	育成環境課
	児童相談所児童心理司スーパーバイザー研修	13 ~ 16	4	子どもの虹情報研修センター	総務課
	東日本Aブロック児童厚生員等研修会	13 ~ 16	4	群馬県前橋市	育成環境課
	保育所初任保育所長研修会	13 ~ 16	4	千葉県浦安市	保育課
	全国母子自立支援員研修会・養育費相談支援に関する全国研修会合同研修会	15 ~ 16	2	栃木県	家庭福祉課
	第12回全国児童家庭支援センター研究協議会	15 ~ 16	2	千葉市	家庭福祉課
	保育所長専門講座Ⅱ	18 ~ 20	3	未定	保育課
	西日本Aブロック児童厚生員等研修会	27 ~ 30	4	奈良県奈良市	育成環境課
	思春期保健セミナー コースⅡ	23 ~ 25	3	東京都	母子保健課
	情緒障害児短期治療施設指導者研修	27 ~ 29	3	子どもの虹情報研修センター	総務課
	全国婦人相談所長及び婦人保護主管係長会議	未定	2	厚生労働省	家庭福祉課
10	第57回全国里親大会	1 ~ 2	2	愛知県名古屋市	家庭福祉課
	里親月間	1 ~ 31	—	—	家庭福祉課
	母子保健強化月間	1 ~ 31	—	—	母子保健課
	第5回 子どもの心の診療医研修会	2 予定	1	東京都	母子保健課
	全国母子寡婦福祉研修大会	2 ~ 3	2	三重県	家庭福祉課
	全国児童自立支援施設職員研修会	4 ~ 6	3	沖縄県	家庭福祉課
	第55回全国母子生活支援施設研究大会	6 ~ 7	2	北海道札幌市	家庭福祉課
	公開講座	11	1	子どもの虹情報研修センター	総務課
	幼保連携研修会	11 ~ 13	3	東京都品川区	保育課
	治療機関・施設専門研修	11 ~ 14	4	子どもの虹情報研修センター	総務課
	東日本ブロック中堅児童厚生員等研修会	11 ~ 14	4	東京都渋谷区	育成環境課
	第61回全国乳児院協議会	13 ~ 14	2	仙台市	家庭福祉課
	全国保育所理事長・所長研修会	19 ~ 21	3	茨城県水戸市	保育課
	第45回全国保育士会研究大会	20 ~ 21	2	鹿児島県鹿児島市	保育課
	第3ブロック 児童福祉施設給食指導担当者・給食関係者研修会	21	1	滋賀県	母子保健課
	第11回全国児童館・児童クラブ北海道大会	22 ~ 23	2	北海道札幌市	育成環境課
	児童養護施設職員指導者研修	25 ~ 28	4	子どもの虹情報研修センター	総務課
	全国自立援助ホーム連絡協議会全国大会	26 ~ 27	2	北海道函館市	家庭福祉課
	東海・近畿・北陸ブロック地域組織活動（母親クラブ）指導者研修会	27 ~ 28	2	福井県福井市	育成環境課
	第4ブロック 児童福祉施設給食指導担当者・給食関係者研修会	28	1	愛媛県	母子保健課
	全国民生委員児童委員大会	28 ~ 29	2	島根県	育成環境課
	放課後子どもプラン指導者研修会	30	1	大阪府堺市	育成環境課
	婦人保護事業55周年記念厚生労働大臣表彰及び全国婦人相談員・心理判定員研究協議会	未定	2	厚生労働省・東京都	家庭福祉課
	家庭相談員指導者中央研修会	未定	3	資生堂湘南研修所	総務課

平成23年度 児童福祉関係主要会議等予定表

月	行事名	開催日	日数	開催場所	所管
11	児童虐待防止推進月間	1 ~ 30	1	—	総務課
	SIDS（乳幼児突然死症候群）強化月間	1 ~ 30	1	—	母子保健課
	第55回全国保育研究大会	2 ~ 4	3	神奈川県横浜市	保育課
	全国児童館長研修会	8	1	東京都江東区	育成環境課
	北海道・東北地区保育所主任保育士（初任者指導保育士）研修会	8 ~ 11	4	岩手県花巻市	保育課
	第65回全国児童養護施設長研究協議会	9 ~ 11	3	さいたま市	家庭福祉課
	平成23年度 健やか親子21全国大会（母子保健家族計画全国大会）	10 ~ 11	2	福井県	母子保健課
	第2ブロック 児童福祉施設給食指導担当者・給食関係者研修会	11	1	神奈川県	母子保健課
	第17回日本保育園保健学会	12 ~ 13	2	岡山県岡山市	保育課
	西日本ブロック中堅児童厚生員等研修会	15 ~ 18	4	福岡県福岡市	育成環境課
	児童相談所長研修（後期）	16 ~ 18	3	子どもの虹情報研修センター	総務課
	児童相談所中堅児童福祉司・児童心理司合同研修	16 ~ 18	3	国立保健医療科学院	総務課
	第1ブロック 児童福祉施設給食指導担当者・給食関係者研修会	17	1	栃木県	母子保健課
	地域組織活動指導者（母親クラブ）全国大会	17 ~ 18	2	福島県郡山市	育成環境課
	子どもの虐待防止推進全国フォーラム	23	1	岩手県盛岡市	総務課
	放課後子どもプラン指導者研修会	27	1	石川県金沢市	育成環境課
	関東地区保育所主任保育士（初任者指導保育士）研修会	29 ~ 12/2	4	東京都品川区	保育課
	全国婦人保護施設等指導員研究協議会	未定	2	長野県	家庭福祉課
	新設全国情緒障害児短期治療施設職員研修会	未定		愛知県	家庭福祉課
12	地域虐待対応合同アドバンス研修	6 ~ 7	2	大分県	総務課
	全国児童厚生員指導者養成研修会	6 ~ 9	5	千葉県船橋市	育成環境課
	保育所事故予防研修会①	7 ~ 9	3	東京都品川区	保育課
	児童福祉施設指導者合同研修	14 ~ 16	3	子どもの虹情報研修センター	総務課
	保育所事故予防研修会②	14 ~ 16	3	東京都品川区	保育課
	思春期ピアカウンセラー養成者養成セミナー（後期）	17 ~ 18	2	東京都	母子保健課
	放課後子どもプラン指導者研修会	18	1	山口県下関市	育成環境課
	平成23年度乳児保育セミナー	未定		東京都	家庭福祉課
	婦人相談所等指導的職員研修	未定	3	国立保健医療科学院	家庭福祉課
1	思春期保健セミナー コースⅢ	7 ~ 9	3	千葉県成田市	母子保健課
	近畿・中国・四国地区保育所主任保育士（初任者指導保育士）研修会	17 ~ 20	4	大阪府大阪市	保育課
	児童相談所・児童福祉施設職員合同研修	18 ~ 20	3	子どもの虹情報研修センター	総務課
	保育所長専門講座Ⅲ	18 ~ 20	3	東京都港区	保育課
	放課後子どもプラン指導者研修会	22	1	未定	育成環境課
	児童相談所中堅児童福祉司・児童心理司合同研修	24 ~ 27	4	子どもの虹情報研修センター	総務課
	第37回保育総合研修会	25 ~ 27	3	兵庫県神戸市	保育課
	九州地区保育所主任保育士（初任者指導保育士）研修会	31 ~ 2/3	4	大分県大分市	保育課
	全国児童養護施設中堅職員研修会	未定		東京都	家庭福祉課
2	研修「地域母子保健」（子どもの食育・生活習慣病の予防「乳幼児からの健康づくり」）	1 ~ 3	3	東京都	母子保健課
	乳児院職員指導者研修	7 ~ 10	4	子どもの虹情報研修センター	総務課
	第31回青年会議全国大会	16 ~ 17	2	京都府京都市	保育課
	研修「地域母子保健」（保健師の役割とリーダーシップ「地域母子保健と保健師活動」）	16 ~ 17	2	東京都	母子保健課
	児童福祉施設心理担当職員合同研修	22 ~ 24	3	子どもの虹情報研修センター	総務課
	保育所中堅保育所長研修会	22 ~ 24	3	東京都品川区	保育課
	全国情緒障害児短期治療施設長会議（2回目）	未定		愛知県	家庭福祉課
	第38回全国保育士研修会	未定		未定	保育課
3	地域虐待対応合同アドバンス研修	6 ~ 7	2	兵庫県	総務課
	テーマ別研修（ネグレクト）	14 ~ 16	3	子どもの虹情報研修センター	総務課

説明事項にかかる照会先担当窓口等 一覧表

説明事項	担当課室長	照会先担当窓口
[平成23年度 予算案の概要]	田河 総務課長	書記室 予算係 土佐 TEL 03-5253-1111(内7806) FAX 03-3595-2646 E-mail tosa-akio@mhlw.go.jp
[総務課] 1. 子ども・子育て支援の推進について	黒田 少子化対策企画室長	少子化対策企画室 計画係 國松 TEL 03-5253-1111(内7793) FAX 03-3595-2313 E-mail kuminatsu-kouhei@mhlw.go.jp
2. 児童虐待防止対策について	杉上 虐待防止対策室長	虐待防止対策室 調整係 横江 TEL 03-5253-1111(内7799) FAX 03-3595-2668 E-mail yokoe-tomohiro@mhlw.go.jp
3. 児童福祉施設等の整備及び運営について	杉上 児童福祉調査官	総務課 調整係 村本 TEL 03-5253-1111(内7830) FAX 03-3595-2668 E-mail muramoto-toshinari@mhlw.go.jp
4. 児童福祉行政に対する指導監督の徹底について	杉上 児童福祉調査官	総務課 調整係 村本 TEL 03-5253-1111(内7830) FAX 03-3595-2668 E-mail muramoto-toshinari@mhlw.go.jp
[職業家庭両立課] ○ 仕事と家庭の両立支援対策の推進について	塚崎 職業家庭両立課長	職業家庭両立課 企画係 中井 TEL 03-5253-1111(内7852) FAX 03-3502-6763 E-mail nakai-mayuko@mhlw.go.jp
[家庭福祉課] 1. 社会的養護体制の拡充について	高橋 家庭福祉課長	家庭福祉課 指導係 末武 TEL 03-5253-1111(内7889) FAX 03-3595-2663 E-mail suetake-toshinari@mhlw.go.jp
2. 児童養護施設等の整備について	高橋 家庭福祉課長	家庭福祉課 予算係 川岸 TEL 03-5253-1111(内7887) FAX 03-3595-2663 E-mail kawagishi-naoki@mhlw.go.jp
3. 母子家庭等自立支援対策について	竹林 母子家庭等自立支援室長	母子家庭等自立支援室 母子就業支援係 武居 TEL 03-5253-1111(内7959) FAX 03-3595-2663 E-mail takei-takahiro@mhlw.go.jp
4. 配偶者からの暴力(ドメスティック・バターレンス)対策等について	竹林 母子家庭等自立支援室長	母子家庭等自立支援室 女性保護係 小島 TEL 03-5253-1111(内7892) FAX 03-3595-2663 E-mail kojima-yuji@mhlw.go.jp

説明事項	担当課室長	照会先担当窓口
[育成環境課] 1. 平成23年度 子ども手当について	鹿沼 子ども手当 管理室長	育成環境課 子ども手当管理室 指導係 伊藤 TEL 03-5253-1111(内7915) FAX 03-3595-2519 E-mail itou-takeyasu@mhlw.go.jp
2. 放課後児童対策について	真野 育成環境課長	育成環境課 健全育成係 堀内 TEL 03-5253-1111(内7909) FAX 03-3595-2672 E-mail horiuchi-toshikazu@mhlw.go.jp
3. 児童厚生施設等の設置運営について	真野 育成環境課長	育成環境課 予算係 笹田 TEL 03-5253-1111(内7907) FAX 03-3595-2672 E-mail sasada-noriaki@mhlw.go.jp
4. 児童委員及び主任児童委員について	真野 育成環境課長	育成環境課 児童環境づくり専門官 斎藤 TEL 03-5253-1111(内7905) FAX 03-3595-2672 E-mail saitou-harumi@mhlw.go.jp
5. 母親クラブ等の地域組織活動等について	真野 育成環境課長	育成環境課 児童環境づくり専門官 斎藤 TEL 03-5253-1111(内7905) FAX 03-3595-2672 E-mail saitou-harumi@mhlw.go.jp
6. 児童福祉週間にについて	真野 育成環境課長	育成環境課 児童環境づくり専門官 斎藤 TEL 03-5253-1111(内7905) FAX 03-3595-2672 E-mail saitou-harumi@mhlw.go.jp
7. 児童福祉文化財の普及について	真野 育成環境課長	育成環境課 児童環境づくり専門官 斎藤 TEL 03-5253-1111(内7905) FAX 03-3595-2672 E-mail saitou-harumi@mhlw.go.jp
8. (財)こども未来財団の事業について	真野 育成環境課長	育成環境課 健全育成係 堀内 TEL 03-5253-1111(内7909) FAX 03-3595-2672 E-mail horiuchi-toshikazu@mhlw.go.jp

説明事項	担当課室長	照会先担当窓口
[保育課] 1. 待機児童解消 「先取り」プロジェクトについて	今里 保育課長	保育課 予算係 百瀬 TEL 03-5253-1111(内7927) FAX 03-3595-2674 E-mail momose-satoru@mhlw.go.jp
2. 多様な保育サービス等の推進について	今里 保育課長	保育課 保育係 小泉 TEL 03-5253-1111(内7947) FAX 03-3595-2674 E-mail koizumi-kazuhide@mhlw.go.jp
3. 幼保一体化について	今里 保育課長	保育課 企画調整係 田上 TEL 03-5253-1111(内7920) FAX 03-3595-2674 E-mail tagami-yoshiyuki@mhlw.go.jp
4. 地域主権改革及び構造改革特区について	今里 保育課長	保育課 企画調整係 田上 TEL 03-5253-1111(内7920) FAX 03-3595-2674 E-mail tagami-yoshiyuki@mhlw.go.jp
5. 保育所等における安全管理及び事故防止について	今里 保育課長	保育課 保育係 小泉 TEL 03-5253-1111(内7947) FAX 03-3595-2674 E-mail koizumi-kazuhide@mhlw.go.jp
6. 保育所におけるアレルギー対応ガイドラインについて	今里 保育課長	保育課 企画調整係 田上 TEL 03-5253-1111(内7920) FAX 03-3595-2674 E-mail tagami-yoshiyuki@mhlw.go.jp
7. 認可外保育施設に対する指導監督について	今里 保育課長	保育課 企画調整係 田上 TEL 03-5253-1111(内7920) FAX 03-3595-2674 E-mail tagami-yoshiyuki@mhlw.go.jp

説明事項	担当課室長	照会先担当窓口
[母子保健課] 1. 妊婦健康診査等について	泉 母子保健課長	母子保健課 母子保健係 和田 TEL 03-5253-1111(内7938) FAX 03-3595-2680 E-mail wada-saori@mhlw.go.jp
2. HTLV-1 母子感染に対する対応について	泉 母子保健課長	母子保健課 母子保健係 和田 TEL 03-5253-1111(内7938) FAX 03-3595-2680 E-mail wada-saori@mhlw.go.jp
3. 不妊に悩む方への特定治療支援事業について	泉 母子保健課長	母子保健課 母子保健係 和田 TEL 03-5253-1111(内7938) FAX 03-3595-2680 E-mail wada-saori@mhlw.go.jp
4. 子どもの心の診療ネットワーク事業について	泉 母子保健課長	母子保健課 主査 小林 TEL 03-5253-1111(内7939) FAX 03-3595-2680 E-mail kobayashi-saoriks@mhlw.go.jp
5. 妊娠期から育児期に係る支援体制の充実について	泉 母子保健課長	母子保健課 母子保健係 和田 TEL 03-5253-1111(内7938) FAX 03-3595-2680 E-mail wada-saori@mhlw.go.jp
6. 妊産婦ケアセンター運営事業の廃止について	泉 母子保健課長	母子保健課 予算係 鈴木 TEL 03-5253-1111(内7936) FAX 03-3595-2680 E-mail suzuki-toshihiro@mhlw.go.jp
7. 「健やか親子21」について	泉 母子保健課長	母子保健課 母子保健指導専門官 山口 TEL 03-5253-1111(内7940) FAX 03-3595-2680 E-mail yamaguchi-michiko@mhlw.go.jp
8. 児童福祉施設における食事の提供等について	泉 母子保健課長	母子保健課 栄養専門官 清野 TEL 03-5253-1111(内7934) FAX 03-3595-2680 E-mail seino-fukue@mhlw.go.jp
9. 乳幼児身体発育調査について	泉 母子保健課長	母子保健課 栄養専門官 清野 TEL 03-5253-1111(内7934) FAX 03-3595-2680 E-mail seino-fukue@mhlw.go.jp
10. 基礎自治体への権限移譲について	泉 母子保健課長	母子保健課 企画調整係 肥沼 TEL 03-5253-1111(内7941) FAX 03-3595-2680 E-mail koinuma-yuka@mhlw.go.jp
11. タンデムマスク法による新生児マスククリーニングについて	泉 母子保健課長	母子保健課 母子保健係 和田 TEL 03-5253-1111(内7938) FAX 03-3595-2680 E-mail wada-saori@mhlw.go.jp